

鳥取県国民保護計画の新旧対照表

該当部分	項目名	新	旧	備考																																		
はじめに -1-		この計画は、恒久の平和を願う鳥取県が、「 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 」(以下、単に「 法 」という。)や「 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律 」(以下、「 事態対処法 」という。)等の 関連する法律 とジュネーブ諸条約などの国際人道法の精神に基づいて作成したものです。 (略)	この計画は、恒久の平和を願う鳥取県が、 国民保護法 や その他の関連する法律 とジュネーブ諸条約などの国際人道法の精神に基づいて作成したものです。 (略)																																			
はじめに -1-	国民保護に関する基本的方針	国民保護に関する基本的方針 1 基本的人権の尊重(法第5条) (1) (略) (2) 武力攻撃事態における国民の人権に対する必要最小限の制限 <table border="1" data-bbox="322 424 1016 683"> <tr> <td rowspan="3">個人の公共的負担</td> <td>土地等の使用</td> <td>法第82条</td> </tr> <tr> <td>物資の売渡しの要請等</td> <td>法第81条</td> </tr> <tr> <td>医療の実施の要請等</td> <td>法第85条</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">社会秩序の維持</td> <td>生活関連等施設の安全確保</td> <td>法第102条</td> </tr> <tr> <td>警戒区域の設定</td> <td>法第114条</td> </tr> <tr> <td>放射性物質等により汚染された物の移動禁止</td> <td>法第108条</td> </tr> <tr> <td>重要文化財等の所有等から生じる責務</td> <td>文化財保護の特例</td> <td>法第125条</td> </tr> </table>	個人の公共的負担	土地等の使用	法第82条	物資の売渡しの要請等	法第81条	医療の実施の要請等	法第85条	社会秩序の維持	生活関連等施設の安全確保	法第102条	警戒区域の設定	法第114条	放射性物質等により汚染された物の移動禁止	法第108条	重要文化財等の所有等から生じる責務	文化財保護の特例	法第125条	国民保護に関する基本的指針 1 基本的人権の尊重(法5) (1) (略) (2) 武力攻撃事態における国民の人権に対する必要最小限の制限 <table border="1" data-bbox="1070 424 1778 683"> <tr> <td rowspan="3">個人の公共的負担</td> <td>土地等の使用</td> <td>法82</td> </tr> <tr> <td>物資の売渡しの要請等</td> <td>法81</td> </tr> <tr> <td>医療の実施の要請等</td> <td>法85</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">社会秩序の維持</td> <td>生活関連等施設の安全確保</td> <td>法102</td> </tr> <tr> <td>警戒区域の設定</td> <td>法114</td> </tr> <tr> <td>放射性物質等により汚染された物の移動禁止</td> <td>法108</td> </tr> <tr> <td>重要文化財等の所有等から生じる責務</td> <td>文化財保護の特例</td> <td>法125</td> </tr> </table>	個人の公共的負担	土地等の使用	法82	物資の売渡しの要請等	法81	医療の実施の要請等	法85	社会秩序の維持	生活関連等施設の安全確保	法102	警戒区域の設定	法114	放射性物質等により汚染された物の移動禁止	法108	重要文化財等の所有等から生じる責務	文化財保護の特例	法125	
個人の公共的負担	土地等の使用	法第82条																																				
	物資の売渡しの要請等	法第81条																																				
	医療の実施の要請等	法第85条																																				
社会秩序の維持	生活関連等施設の安全確保	法第102条																																				
	警戒区域の設定	法第114条																																				
	放射性物質等により汚染された物の移動禁止	法第108条																																				
重要文化財等の所有等から生じる責務	文化財保護の特例	法第125条																																				
個人の公共的負担	土地等の使用	法82																																				
	物資の売渡しの要請等	法81																																				
	医療の実施の要請等	法85																																				
社会秩序の維持	生活関連等施設の安全確保	法102																																				
	警戒区域の設定	法114																																				
	放射性物質等により汚染された物の移動禁止	法108																																				
重要文化財等の所有等から生じる責務	文化財保護の特例	法125																																				
はじめに -2-	国民保護に関する基本的方針	2 国民の権利利益の迅速な救済(法第6条) (略) 【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】 <table border="1" data-bbox="322 788 1016 1174"> <tr> <td rowspan="5">損失補償 (法第159条第1項)</td> <td>特定物資の収用に関すること(法第81条第2項)</td> </tr> <tr> <td>特定物資の保管命令に関すること(法第81条第3項)</td> </tr> <tr> <td>土地等の使用に関すること(法第82条)</td> </tr> <tr> <td>応急公用負担に関すること(法第113条第3項)</td> </tr> <tr> <td>車両等の破損措置に関すること(法第155条第2項)において準用する災対法第76条の3第2項後段)</td> </tr> <tr> <td>実費弁償 (法第159条第2項)</td> <td>医療の実施の要請等に関すること(法第85条第1項・第2項)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">損害補償 (法第160条)</td> <td>国民への協力要請によるもの (法第70条第1項・第3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)</td> </tr> <tr> <td>医療の実施の要請等によるもの(法第85条第1項・第2項)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">不服申立てに関すること(法第6条、第175条)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">訴訟に関すること(法第6条、第175条)</td> </tr> </table> ※ 県は、これらの手続に関連する文書について 鳥取県公文書等の管理に関する条例 に基づき 設定した保存期間が満了するまでの間、適切に保存するとともに、必要に応じて保存期間を延長 します。	損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する こと(法第81条第2項)	特定物資の保管命令に関する こと(法第81条第3項)	土地等の使用に関する こと(法第82条)	応急公用負担に関する こと(法第113条第3項)	車両等の破損措置に関する こと(法第155条第2項) において準用する 災対法第76条の3第2項 後段)	実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関する こと(法第85条第1項・第2項)	損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1項・第3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)	医療の実施の要請等によるもの (法第85条第1項・第2項)	不服申立てに関する こと(法第6条、第175条)		訴訟に関する こと(法第6条、第175条)		2 国民の権利利益の迅速な救済(法6) (略) 【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】 <table border="1" data-bbox="1070 788 1778 1174"> <tr> <td rowspan="5">損失補償 (法第159条第1項)</td> <td>特定物資の収用に関すること。(法81②)</td> </tr> <tr> <td>特定物資の保管命令に関すること。(法81③)</td> </tr> <tr> <td>土地等の使用に関すること。(法82)</td> </tr> <tr> <td>応急公用負担に関すること。(法113③)</td> </tr> <tr> <td>車両等の破損措置に関すること。(法155②)において準用する災対法76の3②後段)</td> </tr> <tr> <td>実費弁償 (法第159条第2項)</td> <td>医療の実施の要請等に関すること。(法85①・②)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">損害補償 (法第160条)</td> <td>国民への協力要請によるもの (法70条①・③、80①、115①、123①)</td> </tr> <tr> <td>医療の実施の要請等によるもの(法85①・②)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">不服申立てに関すること。(法6、175)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">訴訟に関すること。(法6、175)</td> </tr> </table> ※ 県は、これらの手続に関連する文書について 適切に保管し、又は保存期間を延長 します。	損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する こと。(法81②)	特定物資の保管命令に関する こと。(法81③)	土地等の使用に関する こと。(法82)	応急公用負担に関する こと。(法113③)	車両等の破損措置に関する こと。(法155②) において準用する 災対法76の3② 後段)	実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関する こと。(法85①・②)	損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法70条①・③、80①、115①、123①)	医療の実施の要請等によるもの (法85①・②)	不服申立てに関する こと。(法6、175)		訴訟に関する こと。(法6、175)						
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する こと(法第81条第2項)																																					
	特定物資の保管命令に関する こと(法第81条第3項)																																					
	土地等の使用に関する こと(法第82条)																																					
	応急公用負担に関する こと(法第113条第3項)																																					
	車両等の破損措置に関する こと(法第155条第2項) において準用する 災対法第76条の3第2項 後段)																																					
実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関する こと(法第85条第1項・第2項)																																					
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1項・第3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)																																					
	医療の実施の要請等によるもの (法第85条第1項・第2項)																																					
不服申立てに関する こと(法第6条、第175条)																																						
訴訟に関する こと(法第6条、第175条)																																						
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する こと。(法81②)																																					
	特定物資の保管命令に関する こと。(法81③)																																					
	土地等の使用に関する こと。(法82)																																					
	応急公用負担に関する こと。(法113③)																																					
	車両等の破損措置に関する こと。(法155②) において準用する 災対法76の3② 後段)																																					
実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関する こと。(法85①・②)																																					
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法70条①・③、80①、115①、123①)																																					
	医療の実施の要請等によるもの (法85①・②)																																					
不服申立てに関する こと。(法6、175)																																						
訴訟に関する こと。(法6、175)																																						
はじめに -2-	〃	3 指定(地方)公共機関の自主性の尊重その他特別な配慮(法第7条) (1)～(3) (略)	3 指定(地方)公共機関の自主性の尊重その他特別な配慮(法7など) (1)～(3) (略)																																			
はじめに -2-	〃	4 国民に対する情報提供(法第8条) (略)	4 国民に対する情報提供(法8) (略)																																			
はじめに -3-	国民保護に関する基本的方針	7 要配慮者の保護及び国際人道法の的確な実施 県は、国民保護措置の実施に当たっては、 要配慮者 の保護について留意します。 また、県は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保します。	7 災害時要援護者の保護及び国際人道法の的確な実施 県は、国民保護措置の実施に当たっては、 災害時要援護者 の保護について留意します。 また、県は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保します。																																			

はじめに -3-	国民保護措置 を行 人の安全 の確保	1 政府は、地方公共団体及び指定公共機関が実施する対処措置について、その内容に応じ、安全の確保に配慮しなければならない。(事態対処法第17条)	1 政府は、地方公共団体及び指定公共機関が実施する対処措置について、その内容に応じ、安全の確保に配慮しなければならない。(事態対処法17)																																								
はじめに -3-	国民保護措置 を行 人の安全 の確保	<p>2 安全配慮義務 県は、県、市町村並びに指定(地方)公共機関が実施する県の区域に係る国民保護措置について、その内容に応じて安全の確保に配慮します。(法第22条)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>安全配慮規定</th> <th>根拠条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 避難住民の誘導に必要な援助について協力する者</td> <td>法第70条</td> </tr> <tr> <td>2 内閣総理大臣又は知事が運送の指示をする場合の運送事業者</td> <td>法第73条、第79条</td> </tr> <tr> <td>3 救援に必要な援助について協力する者</td> <td>法第80条</td> </tr> <tr> <td>4 要請又は指示に応じて医療を行う者</td> <td>法第85条</td> </tr> <tr> <td>5 武力攻撃原子力災害に係る応急措置等を行う者</td> <td>法第105条</td> </tr> <tr> <td>6 放射性物質等による汚染の拡大の防止に係る措置を行う者</td> <td>法第110条</td> </tr> <tr> <td>7 武力攻撃災害に対処するための措置に必要な援助について協力する者</td> <td>法第115条</td> </tr> <tr> <td>8 消防の応援等のため出動する職員</td> <td>法第120条</td> </tr> <tr> <td>9 保健衛生の確保に関する措置の実施に必要な援助について協力する者</td> <td>法第123条</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	安全配慮規定	根拠条文	1 避難住民の誘導に必要な援助について協力する者	法第70条	2 内閣総理大臣又は知事が運送の指示をする場合の運送事業者	法第73条、第79条	3 救援に必要な援助について協力する者	法第80条	4 要請又は指示に応じて医療を行う者	法第85条	5 武力攻撃原子力災害に係る応急措置等を行う者	法第105条	6 放射性物質等による汚染の拡大の防止に係る措置を行う者	法第110条	7 武力攻撃災害に対処するための措置に必要な援助について協力する者	法第115条	8 消防の応援等のため出動する職員	法第120条	9 保健衛生の確保に関する措置の実施に必要な援助について協力する者	法第123条	<p>2 安全配慮義務 県は、県、市町村並びに指定(地方)公共機関が実施する県の区域に係る国民保護措置について、その内容に応じて安全の確保に配慮します。(法22)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>安全配慮規定</th> <th>根拠条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 避難住民の誘導に必要な援助について協力する者</td> <td>法70</td> </tr> <tr> <td>2 内閣総理大臣又は知事が運送の指示をする場合の運送事業者</td> <td>法73、法79</td> </tr> <tr> <td>3 救援に必要な援助について協力する者</td> <td>法80</td> </tr> <tr> <td>4 要請又は指示に応じて医療を行う者</td> <td>法85</td> </tr> <tr> <td>5 武力攻撃原子力災害に係る応急措置等を行う者</td> <td>法105</td> </tr> <tr> <td>6 放射性物質等による汚染の拡大の防止に係る措置を行う者</td> <td>法110</td> </tr> <tr> <td>7 武力攻撃災害に対処するための措置に必要な援助について協力する者</td> <td>法115</td> </tr> <tr> <td>8 消防の応援等のため出動する職員</td> <td>法120</td> </tr> <tr> <td>9 保健衛生の確保に関する措置の実施に必要な援助について協力する者</td> <td>法123</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	安全配慮規定	根拠条文	1 避難住民の誘導に必要な援助について協力する者	法70	2 内閣総理大臣又は知事が運送の指示をする場合の運送事業者	法73、法79	3 救援に必要な援助について協力する者	法80	4 要請又は指示に応じて医療を行う者	法85	5 武力攻撃原子力災害に係る応急措置等を行う者	法105	6 放射性物質等による汚染の拡大の防止に係る措置を行う者	法110	7 武力攻撃災害に対処するための措置に必要な援助について協力する者	法115	8 消防の応援等のため出動する職員	法120	9 保健衛生の確保に関する措置の実施に必要な援助について協力する者	法123
安全配慮規定	根拠条文																																										
1 避難住民の誘導に必要な援助について協力する者	法第70条																																										
2 内閣総理大臣又は知事が運送の指示をする場合の運送事業者	法第73条、第79条																																										
3 救援に必要な援助について協力する者	法第80条																																										
4 要請又は指示に応じて医療を行う者	法第85条																																										
5 武力攻撃原子力災害に係る応急措置等を行う者	法第105条																																										
6 放射性物質等による汚染の拡大の防止に係る措置を行う者	法第110条																																										
7 武力攻撃災害に対処するための措置に必要な援助について協力する者	法第115条																																										
8 消防の応援等のため出動する職員	法第120条																																										
9 保健衛生の確保に関する措置の実施に必要な援助について協力する者	法第123条																																										
安全配慮規定	根拠条文																																										
1 避難住民の誘導に必要な援助について協力する者	法70																																										
2 内閣総理大臣又は知事が運送の指示をする場合の運送事業者	法73、法79																																										
3 救援に必要な援助について協力する者	法80																																										
4 要請又は指示に応じて医療を行う者	法85																																										
5 武力攻撃原子力災害に係る応急措置等を行う者	法105																																										
6 放射性物質等による汚染の拡大の防止に係る措置を行う者	法110																																										
7 武力攻撃災害に対処するための措置に必要な援助について協力する者	法115																																										
8 消防の応援等のため出動する職員	法120																																										
9 保健衛生の確保に関する措置の実施に必要な援助について協力する者	法123																																										
はじめに -3-	国民保護措置 を行 人の安全 の確保	<p>3 生活関連等施設の安全確保(法第102条)</p> <p>(1) 第1章 武力攻撃事態等の想定及び避難等の態様、1 この計画が対象とする事態、(1)武力攻撃事態等の想定、イ 住民の安全確保において注意すべき重要施設</p> <p>(2) 別紙第4「避難準備段階の計画」4 活動要領、(8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化、ア 武力攻撃災害の予防、対処準備、(イ)生活関連等施設の安全確保</p>	<p>3 生活関連等施設の安全確保(法102)</p> <p>(1) 第1章 状況、1 武力攻撃事態等、(2)武力攻撃事態の想定、ウ 住民の安全確保において注意すべき重要施設</p> <p>(2) 別紙第4「避難準備段階の計画」4 活動要領、(8) 武力攻撃に伴う被害の最小化、ア 武力攻撃災害の予防、対処準備、(イ)生活関連等施設の安全確保</p>																																								
はじめに -4-		<p>この計画の使用に当たって</p> <p>(略)</p> <p>計画段階であらゆる事態に対応する計画を作成しても、当初の予想を超える事態が起これば、作成しなければならない計画も膨大な量になるため、この計画では基本となることを計画しています。</p> <p>なお、国民保護措置の具体的な対処については、鳥取県地域防災計画、鳥取県地域防災計画(原子力災害対策編)及び鳥取県広域住民避難計画(島根原子力発電所事故対応)等を準用します。</p> <p>事態に的確に対応するためには、絶えず先のことを予見しながら、状況の進展に伴い状況が解明される中で、その状況に応じ積極的に対策を行うことが必要です。</p> <p>このため、この計画についても、随時必要な修正を行っていきます。</p>	<p>この計画を使用されるみなさんへ</p> <p>(略)</p> <p>計画段階であらゆる事態に対応する計画を作成しても、当初の予想を超える事態が起これば、作成しなければならない計画も膨大な量になるため、この計画では基本となることを計画しています。</p> <p>事態に的確に対応するためには、絶えず先のことを予見しながら、状況の進展に伴い状況が解明される中で、その状況に応じ積極的に対策を行うことが必要です。</p> <p>このため、この計画についても、随時必要な修正を行っていきます。</p>																																								

用語集

この計画で使用する用語等の意味と正式名称は、次のとおりです。

- 1 地域等の標記
(略)
- 2 機関名等の標記

番号	用語等	定義	備考
(略)	(略)	(略)	
5	国対策本部	事態対策本部 、緊急対処事態対策本部	事態対処法第10条、 事態対処法第23条
6	国民保護対策本部	当該区域において住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃被害への対処等の国民の保護のための措置を総合的に推進するための特別な体制として、武力攻撃事態等において臨時に設置される機関	
		(削除)	
		(削除)	
7	県対策本部	鳥取県国民保護対策本部	
8	市町村対策本部	(略)	
9	県緊急対策本部	鳥取県緊急対処事態対策本部	法第183条
10	市町村緊急対策本部	市町村緊急対処事態対策本部	法第183条
11	国現地対策本部	武力攻撃事態等現地対策本部	法第24条
12	県現地対策本部	(略)	(略)
13	受入本部		
	(削除)		
14	国対策本部長	事態対策本部長	事態対処法第11条
15	県対策本部長	(略)	(略)
16	市町村対策本部長	(略)	(略)
17	指定行政機関	(略)	(略)
18	指定地方行政機関	(略)	(略)
19	指定公共機関	(略)	(略)
20	指定地方公共機関	(略)	(略)
21	陸自第8普通科連隊	陸上自衛隊第8普通科連隊	
22	海自舞鶴総監部	海上自衛隊舞鶴地方総監部	
23	空自第3輸送航空隊	航空自衛隊第3輸送航空隊	

用語の定義

この計画で使用する用語等の意味と正式名称は、つぎのとおりです。

- 1 地域等の標記
(略)
- 2 機関名等の標記

番号	用語等	定義	備考
(略)	(略)	(略)	
5	国本部	武力攻撃事態等対策本部 、緊急対処事態対策本部	
6	県本部	鳥取県国民保護対策本部、 鳥取県緊急対処事態対処本部	
7	市町村本部	市町村国民保護対策本部、 市町村緊急対処事態対策本部	
8	国対策本部	武力攻撃事態等対策本部	事態対処法第10条
9	対策本部	鳥取県国民保護対策本部	
10	市町村対策本部	(略)	
11	県緊急本部	鳥取県緊急対処事態対策本部	法183条
12	市町村緊急本部	市町村緊急対処事態対策本部	法183条
13	国現地対策本部	武力攻撃事態等現地対策本部	法第24条
14	県現地対策本部	(略)	(略)
15	受入本部	(略)	
16	国本部長	武力攻撃事態等対策本部長	
17	国対策本部長	武力攻撃事態等対策本部長	事態対処法第11条
18	県対策本部長	(略)	(略)
19	市町村対策本部長	(略)	(略)
20	指定行政機関	(略)	(略)
21	指定地方行政機関	(略)	(略)
22	指定公共機関	(略)	(略)
23	指定地方公共機関	(略)	(略)
24	8普通連	陸上自衛隊第8普通科連隊	
25	舞鶴総監部	海上自衛隊舞鶴地方総監部	
26	3輸送	航空自衛隊第3輸送航空隊	

用語集 -1-		24	日本赤十字社 支部	(略)		27	日赤支部	(略)	
		25	NTT 西日本	(略)		28	NTT 西日本	(略)	
		26	NTT コミュニケー ションズ	(略)		29	NTT コミュニ ケーションズ	(略)	
		27	NTT コモ中国	株式会社NTTドコモ中国支社		30	NTTドコモ中 国	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 中国	
		28	県トラック協会	一般社団法人鳥取県トラック協会		31	県トラック 協会	社団法人鳥取県トラック協会	
		29	県医師会	公益社団法人鳥取県医師会		32	県医師会	社団法人鳥取県医師会	
		30	県歯科医師会	一般社団法人鳥取県歯科医師会		33	県歯科医師 会	社団法人鳥取県歯科医師会	
		31	県薬剤師会	一般社団法人鳥取県薬剤師会		34	県薬剤師会	社団法人鳥取県薬剤師会	
		32	県獣医師会	公益社団法人鳥取県獣医師会		35	県獣医師会	財団法人鳥取県獣医師会	
		33	エフエム山陰	(略)		36	エフエム山 陰	(略)	
		34	日本海テレビ	(略)		37	日本海テレ ビ	(略)	
		35	山陰放送	(略)		38	山陰放送	(略)	
		36	山陰中央テレビ	(略)		39	山陰中央テ レビ	(略)	
		37	県バス協会	一般社団法人鳥取県バス協会		40	県バス協会	社団法人鳥取県バス協会	
		38	県LPガス協会	一般社団法人鳥取県LPガス協会		41	県LPガス 協会	社団法人鳥取県エルピーガス 協会	
		39	県看護協会	公益社団法人鳥取県看護協会		42	県看護協会	社団法人鳥取県看護協会	
		40	県農協中央会	鳥取県農業協同組合中央会		43	全農県本部	全国農業協同組合連合会鳥取 県本部	
		41	県石油商業組合	(略)		44	県石油商業 組合	(略)	
				(削除)		45	県建設業協 会	社団法人鳥取県建設業協会	
				(削除)		46	県建築士会	社団法人鳥取県建築士会	
		42	県警備業協会	一般社団法人鳥取県警備業協会		47	県警備業協 会	社団法人鳥取県警備業協会	

用語集 -2-	3法令・ 条例名 等の標 記	番号	用語等	定 義	備 考	番号	用語等	定 義	備 考
		1	事態対処法	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)	法第1条に 同じ	1	事態対処法	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)	法第1条に 同じ
		2	法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成26年法律第112号)	(必要な場 合「国民保 護法」)	2	法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成26年法律第112号) (「国民保護法」は使用しない)	(必要な場 合「国民保 護法」)
		3	令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号)		3	令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年9月15日政令第275号)	
		4	災対法	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)		4	国際人道法	第1ジュネーブ条約、第2ジュネーブ条約、第3ジュネーブ条約、第4ジュネーブ条約、第一追加議定書、第二追加議定書等の総称	
		5	買占め等防 止法	生活関連物資等の買占め及び充てんしめに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)		5	災対法	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)	
		6	廃棄物処理 法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)		6	警職法	警察官職務執行法(昭和23年法律136号)	
		7	自治法	地方自治法(昭和22年法律第67号)			(新規)		

用語集 -2-	3法令・ 条例名 等の標 記	8	国際人道法	第1ジュネーブ条約、第2ジュネーブ条約、第3ジュネーブ条約、第4ジュネーブ条約、第一追加議定書、第二追加議定書等の総称			(新規)		
		9	感染症法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)			(新規)		
		10	放射線障害防止法	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)			(新規)		
		11	医薬品医療機器等法	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)			(新規)		
		12	生物兵器禁止法	細菌兵器(生物兵器)及び毒薬兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律(昭和57年法律第61号)			(新規)		
		13	化学兵器禁止法	化学兵器の禁止及び特定物質の規則等に関する法律(平成7年法律第65号)			(新規)		
		14	特定公共施設利用法	武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律(平成16年法律第114号)			(新規)		

4 特定の用語に含まれる範囲、意味

番号	用語等	定義	備考
(略)	(略)	(略)	
5	対処基本方針	武力攻撃事態等又は存立危機事態への対処 に関する基本的な方針	事態対処法第9条
6	緊急対処事態対処方針	(略)	事態対処法第22条
(略)	(略)	(略)	
13	武力攻撃予測事態	(略)	事態対処法第2条
14	緊急対処事態	(略)	事態対処法第22条
(略)	(略)	(略)	
16	応急復旧	(略)	法第139条
17	武力攻撃災害復旧	(略)	法第141条
(略)	(略)	(略)	
20	対処措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する①武力攻撃事態等を終結させるためにその推移に応じて実施する措置、②武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするために武力攻撃事態等の推移に応じて実施する措置、③ 存立危機事態を終結させるためにその推移に応じて実施する措置	事態対処法第2条
21	国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する 法第2条第3項に規定される措置(国民保護のための措置)	
22	緊急対処保護措置	緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法第183条において準用する法の規定に基づいて実施する 事態対処法第22条第3項第2号に掲げる措置(緊急対処事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。) その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置	法第172条
(略)	(略)	(略)	
29	避難施設	住民の避難及び避難住民等の 救援の用 に供する施設として、知事があらかじめ指定した施設	法第148条
(略)	(略)	(略)	
33	自主防災組織	災対法 第5条第2項の自主防災組織	法第4条に同じ
34	放送事業者	放送法(昭和25年法律第132号)第2条第 26号の認定基幹放送事業者及び特定地上基幹放送事業者	法第7条に同じ
35	CATV事業者	放送法施行規則(昭和25年6月30日電波監理委員会規則第10号)第2条第6号の有線テレビジョン事業者	
(略)	(略)	(略)	

番号	用語等	定義	備考
(略)	(略)	(略)	
5	対処基本方針	武力攻撃事態等への対処 に関する基本的な方針	事態対処法第9条
6	緊急対処事態対処方針	(略)	事態対処法第25条
(略)	(略)	(略)	
13	武力攻撃予測事態	(略)	
14	緊急対処事態	(略)	事態対処法第25条
(略)	(略)	(略)	
16	応急復旧	(略)	法139条
17	武力攻撃災害復旧	(略)	法141条
(略)	(略)	(略)	
20	対処措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する①武力攻撃事態等を終結させるためにその推移に応じて実施する措置、 または、 武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするために武力攻撃事態等の推移に応じて実施する措置	事態対処法第2条
21	国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する 事態対処法第22条第1号に掲げる措置(同号へ掲げる措置にあつては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。)	法第2条では「 国民の保護のための措置 」
22	緊急対処保護措置	緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法第183条において準用する法の規定に基づいて実施する 事態対処法第25条第3項第2号に掲げる措置(緊急対処事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。) その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置	法第172条
(略)	(略)	(略)	
29	避難施設	住民の避難及び避難住民等の 救援のよう に供する施設として、知事があらかじめ指定した施設	法第148条
(略)	(略)	(略)	
33	自主防災組織	災害対策基本法(昭和36年法律223号) 第5条第2項の自主防災組織	法第4条に同じ
34	放送事業者	放送法(昭和25年法律第132号)第2条第 3項の2の放送事業者その他の放送(公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信をいう。) の事業者を行う者	法第7条に同じ
35	CATV事業者	有線テレビジョン放送法(昭和47年7月1日法律第114号)第2条第4項。有線テレビジョン放送の業務を行う者。	
(略)	(略)	(略)	

4 特定の用語に含まれる範囲、意味

38	救援物資	(略)	法第 81 条では「 救援の実施に必要な物資 」
(略)	(略)	(略)	
40	医薬品	医薬品医療機器等法 第2条第1項の医薬品	法第 92 条
41	医療機器	医薬品医療機器等法 第2条第4項の医療機器	法第 92 条
42	緊急通報	(略)	法第 99 条
43	生活関連等施設	(略)	法第 102 条
44	危険物質等	(略)	法第 103 条
45	武力攻撃原子力災害	(略)	法第 105 条
46	応急対策	(略)	法第 105 条
47	核燃料物質	(略)	法第 106 条
(略)	(略)	(略)	
52	要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の 特に配慮を要する者	
53	避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害時等で自ら避難することが困難者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため 特に支援を要する者	災対法第 49 条の 10 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(平成 25 年 8 月内閣府作成)
54	避難退却時検査	避難する住民の体表面に放射性物質等の危険物質が付着していないか確認することを目的とする検査	
55	簡易除染	身体の表面(衣類や皮膚等)に付着した放射性物質等の危険物質を取り除くことであり、検査場所において、簡単に実施することのできる簡易な除染	

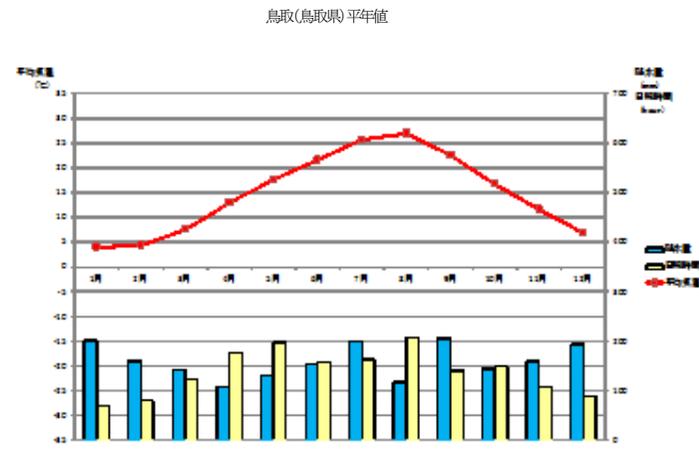
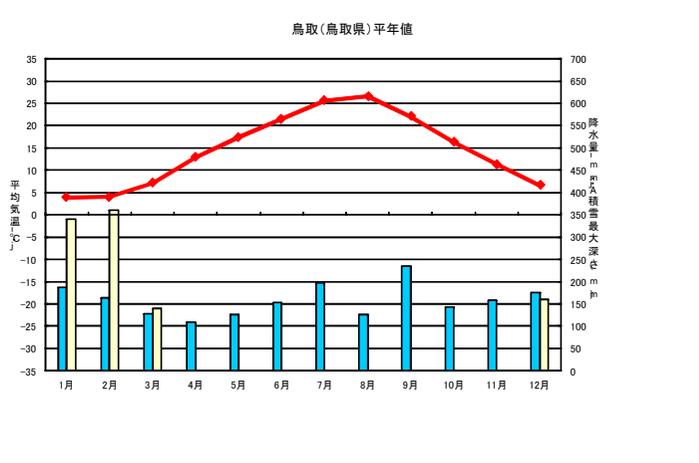
38	救援物資	(略)	法第 81 条では「 物資 」
(略)	(略)	(略)	
40	医薬品	薬事法(昭和 35 年法律第 145 号) 第2条第1項の医薬品	法第 92 条
41	医療機器	薬事法(昭和 35 年法律第 145 号) 第2条第4項の医療機器	法第 92 条
42	緊急通報	(略)	法 99 条
43	生活関連等施設	(略)	法 102 条
44	危険物質等	(略)	法 103 条
45	武力攻撃原子力災害	(略)	法 105 条
46	応急対策	(略)	法 105 条
47	核燃料物質	(略)	法 106 条
(略)	(略)	(略)	
52	災害時要援護者	高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等	災害時要援護者の避難支援ガイドライン(内閣府作成)
	(新規)		
	(新規)		
	(新規)		

<p>目次 -1-</p>	<p>本冊</p> <p>はじめに 国民保護に関する基本的方針 (略) この計画の使用に当たって (略) 用語集 (略) 計画本文 第1章 武力攻撃事態等の想定及び避難等の態様 1～4 (略)</p> <p>第2章 国民保護措置の概要 1・2 (略) 3 避難、救援等の措置を実施するに当たり必要な資料</p> <p>第3章 国及び関係機関の事務又は業務 1 国及び関係機関の事務又は業務 (1)～(7) (略) 2 県、市町村の事務の委託 (1) 事務の委託 (2) 救援事務の市町村への委任と日本赤十字社の協力 3 (略)</p> <p>第4章 国民保護措置の基本的な実施内容 1 (略) 2 運送 (1)～(6) (略) (7) 避難行動要支援者の運送 3～7 (略) 8 国及び関係機関との連携 (1)・(2) (略) (3) 警察との連携 (4) 消防との連携 (5) 自衛隊への国民保護等派遣の要請 (6) 他の都道府県知事等への応援要求等 (7) 指定(地方)公共機関への措置要請等 (8) 市町村への応援 (9) 相互応援協定の整備 9 (略)</p> <p>第5章 国民保護対策本部等、通信 1 県対策本部等 (1) 組織 (2) 県対策本部の所掌事務 (3) 県対策本部の設置 (4) 位置 (5) 県対策本部長の権限 (6) 県現地対策本部 (7) 予備対策本部 (8) 県対策本部の運営及び警戒 (9) 県対策本部の移転 (10) 現地調整所</p>	<p>はじめに 国民保護に関する基本的指針 (略) この計画を使用されるみなさんへ (略) 用語の定義 (略) 本文 第1章 状況 1～4 (略)</p> <p>第2章 構想 1・2 (略) (新規)</p> <p>第3章 国及び関係機関の事務又は業務の大綱 1 国及び関係機関の事務又は業務の大綱 (1)～(7) (略) 2 県、市町村の事務の委託 (1) 事務の委託 (2) 救援事務の市町村への委任と日赤の協力 3 (略)</p> <p>第4章 活動要領 1 (略) 2 運送 (1)～(6) (略) (7) 災害時要援護者の運送 3～7 (略) 8 国及び関係機関との連携 (1)・(2) (略) (新規) (3) 消防との連携 (4) 自衛隊への国民保護等派遣の要請 (5) 他の都道府県知事等への応援要求等 (6) 指定(地方)公共機関への措置要請等 (7) 市町村への応援 (8) 相互応援協定の整備 9 (略)</p> <p>第5章 国民保護対策本部等、通信 1 鳥取県国民保護対策本部 (1) 組織 (2) 対策本部の所掌事務 (3) 対策本部の設置 (4) 位置 (5) 対策本部長の権限 (6) 現地対策本部 (7) 予備対策本部 (8) 対策本部の運営及び警戒 (9) 対策本部の移転 (10) 現地調整所</p>	
-------------------	---	---	--

目次 -8-	本冊	<p>(3) <u>指定地方行政機関(指定行政機関)</u> (4) <u>自衛隊</u> (5) <u>指定公共機関</u> (6) <u>指定地方公共機関</u></p> <p>別紙第9「避難受入段階の計画」 …… 9-1</p> <p>1 状況 (1) 期間 (2) 情報計画</p> <p>2 構想 (1) 活動方針 (2) 実施要領</p> <p>3 各機関の役割 (1) 県 (2) 市町村 (3) <u>指定地方行政機関(指定行政機関)</u> (4) <u>自衛隊</u> (5) <u>指定公共機関</u> (6) <u>指定地方公共機関</u></p> <p>4 活動要領 (1) 情報 (2) 実施体制 (3) 補給支援 (4) 運送 (5) 衛生 (6) 施設 (7) 人に関すること (8) <u>武力攻撃災害に伴う被害の最小化</u> (9) <u>国民生活の安定に関する措置</u> (10) <u>広報、広聴活動</u></p> <p>5 その他</p>	<p>(新規) (新規) (新規) (新規)</p> <p>別紙第9「避難受入段階の計画」 …… 9-1</p> <p>(新規) (新規) (新規)</p>																									
目次 -9-	別冊	資料編 (削除)	資料編 <u>避難基準値編</u>																									
計画本文 P1	関連する計画等	<p><u>計画本文</u></p> <p>関連する計画等</p> <table border="1" data-bbox="324 1109 1008 1468"> <tr> <td data-bbox="324 1109 436 1364">県</td> <td data-bbox="436 1109 1008 1364">鳥取県地域防災計画(原子力災害対策編、資料編)、食品等の調達計画、運送能力の整備に関する計画、運送計画(運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画)、交通規制計画、物資運送計画、<u>避難行動要支援者</u>の避難に係る計画、収容施設建設計画、土地利用計画、財政計画、備蓄計画、職員動員計画、本部警戒計画</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>避難行動要支援者</u>の避難に係る基準、収容施設消防基準、服務基準、訓練基準</td> </tr> <tr> <td></td> <td>避難マニュアル、避難施設管理運営マニュアル</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>市町村国民保護計画、市町村避難実施計画、市町村避難実施要領、<u>避難行動要支援者</u>避難支援<u>プラン</u></td> </tr> <tr> <td>指定地方公共機関</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	県	鳥取県地域防災計画(原子力災害対策編、資料編)、食品等の調達計画、運送能力の整備に関する計画、運送計画(運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画)、交通規制計画、物資運送計画、 <u>避難行動要支援者</u> の避難に係る計画、収容施設建設計画、土地利用計画、財政計画、備蓄計画、職員動員計画、本部警戒計画		(略)		<u>避難行動要支援者</u> の避難に係る基準、収容施設消防基準、服務基準、訓練基準		避難マニュアル、避難施設管理運営マニュアル	市町村	市町村国民保護計画、市町村避難実施計画、市町村避難実施要領、 <u>避難行動要支援者</u> 避難支援 <u>プラン</u>	指定地方公共機関	(略)	<p><u>本文</u></p> <p>関連する計画等</p> <table border="1" data-bbox="1075 1109 1780 1468"> <tr> <td data-bbox="1075 1109 1187 1364">県</td> <td data-bbox="1187 1109 1780 1364">鳥取県地域防災計画(原子力災害対策編、資料編)、食品等の調達計画、運送能力の整備に関する計画、運送計画(運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画)、交通規制計画、物資運送計画、<u>災害時要援護者</u>の避難に係る計画、収容施設建設計画、土地利用計画、財政計画、備蓄計画、職員動員計画、本部警戒計画</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>災害時要援護者</u>の避難に係る基準、収容施設消防基準、服務基準、訓練基準</td> </tr> <tr> <td></td> <td>避難マニュアル、避難施設管理運営マニュアル</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>市町村国民保護計画、市町村避難実施計画、市町村避難実施要領、<u>災害時要援護者</u>避難支援<u>プラン</u></td> </tr> <tr> <td>指定地方公共機関</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	県	鳥取県地域防災計画(原子力災害対策編、資料編)、食品等の調達計画、運送能力の整備に関する計画、運送計画(運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画)、交通規制計画、物資運送計画、 <u>災害時要援護者</u> の避難に係る計画、収容施設建設計画、土地利用計画、財政計画、備蓄計画、職員動員計画、本部警戒計画		(略)		<u>災害時要援護者</u> の避難に係る基準、収容施設消防基準、服務基準、訓練基準		避難マニュアル、避難施設管理運営マニュアル	市町村	市町村国民保護計画、市町村避難実施計画、市町村避難実施要領、 <u>災害時要援護者</u> 避難支援 <u>プラン</u>	指定地方公共機関	(略)	
県	鳥取県地域防災計画(原子力災害対策編、資料編)、食品等の調達計画、運送能力の整備に関する計画、運送計画(運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画)、交通規制計画、物資運送計画、 <u>避難行動要支援者</u> の避難に係る計画、収容施設建設計画、土地利用計画、財政計画、備蓄計画、職員動員計画、本部警戒計画																											
	(略)																											
	<u>避難行動要支援者</u> の避難に係る基準、収容施設消防基準、服務基準、訓練基準																											
	避難マニュアル、避難施設管理運営マニュアル																											
市町村	市町村国民保護計画、市町村避難実施計画、市町村避難実施要領、 <u>避難行動要支援者</u> 避難支援 <u>プラン</u>																											
指定地方公共機関	(略)																											
県	鳥取県地域防災計画(原子力災害対策編、資料編)、食品等の調達計画、運送能力の整備に関する計画、運送計画(運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画)、交通規制計画、物資運送計画、 <u>災害時要援護者</u> の避難に係る計画、収容施設建設計画、土地利用計画、財政計画、備蓄計画、職員動員計画、本部警戒計画																											
	(略)																											
	<u>災害時要援護者</u> の避難に係る基準、収容施設消防基準、服務基準、訓練基準																											
	避難マニュアル、避難施設管理運営マニュアル																											
市町村	市町村国民保護計画、市町村避難実施計画、市町村避難実施要領、 <u>災害時要援護者</u> 避難支援 <u>プラン</u>																											
指定地方公共機関	(略)																											

本文/ 第1章 P1		第1章 武力攻撃事態等の想定及び避難等の態様	第1章 状況																					
本文/ 第1章 1この計画が 対象とする事 態 P1		<p>1 この計画が対象とする事態</p> <table border="1" data-bbox="327 217 1014 555"> <tr> <td>武力攻撃事態</td> <td>武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態 (事態対処法第2条第2号)</td> </tr> <tr> <td>武力攻撃予測事態</td> <td>武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態 (事態対処法第2条第3号)</td> </tr> <tr> <td>緊急対処事態</td> <td>武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。)で、国家として緊急に対処することが必要なもの (事態対処法第22条第1項)</td> </tr> </table>	武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態 (事態対処法第2条第2号)	武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態 (事態対処法第2条第3号)	緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。)で、国家として緊急に対処することが必要なもの (事態対処法第22条第1項)	<p>1 この計画が対象とする事態</p> <table border="1" data-bbox="1077 217 1787 555"> <tr> <td>武力攻撃事態</td> <td>武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態 (事態対処法2①)</td> </tr> <tr> <td>武力攻撃予測事態</td> <td>武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態 (事態対処法2①)</td> </tr> <tr> <td>緊急対処事態</td> <td>武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。)で、国家として緊急に対処することが必要なもの (事態対処法25①)</td> </tr> </table>	武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態 (事態対処法2①)	武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態 (事態対処法2①)	緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。)で、国家として緊急に対処することが必要なもの (事態対処法25①)									
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態 (事態対処法第2条第2号)																							
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態 (事態対処法第2条第3号)																							
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。)で、国家として緊急に対処することが必要なもの (事態対処法第22条第1項)																							
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態 (事態対処法2①)																							
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態 (事態対処法2①)																							
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。)で、国家として緊急に対処することが必要なもの (事態対処法25①)																							
本文/ 第1章 1この計画が 対象とする事 態 P2	(1)武力 攻撃事 態等の 想定	<table border="1" data-bbox="327 635 1014 991"> <thead> <tr> <th>類 型</th> <th>想 定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ゲリラ、特殊 部隊による攻 撃</td> <td>(略) その行動は、一般に侵入→対象国内における移動→拠点の占領→襲撃→帰還の順で行われます。 (略)</td> </tr> <tr> <td>2 弾道ミサイル 攻撃</td> <td>(略) 弾頭は通常弾頭、核(N)弾頭、生物兵器(B)弾頭及び化学兵器(C) 弾頭が想定されます。</td> </tr> <tr> <td>3 航空攻撃</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4 着上陸侵攻</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	類 型	想 定	1 ゲリラ、特殊 部隊による攻 撃	(略) その行動は、一般に 侵入 →対象国内における移動→拠点の占領→襲撃→帰還の順で行われます。 (略)	2 弾道ミサイル 攻撃	(略) 弾頭は通常弾頭、核(N)弾頭、生物兵器(B)弾頭及び化学兵器(C) 弾頭 が想定されます。	3 航空攻撃	(略)	4 着上陸侵攻	(略)	<table border="1" data-bbox="1077 635 1787 991"> <thead> <tr> <th>類 型</th> <th>想 定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ゲリラ、特殊 部隊による攻 撃</td> <td>(略) その行動は、一般に上陸→対象国内における移動→拠点の占領→襲撃→帰還の順で行われます。 (略)</td> </tr> <tr> <td>2 弾道ミサイル 攻撃</td> <td>(略) 弾頭は通常弾頭、核(N)弾頭、生物兵器(B)弾頭及び化学兵器(C)が想定されます。</td> </tr> <tr> <td>3 航空攻撃</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4 着上陸侵攻</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	類 型	想 定	1 ゲリラ、特殊 部隊による攻 撃	(略) その行動は、一般に 上陸 →対象国内における移動→拠点の占領→襲撃→帰還の順で行われます。 (略)	2 弾道ミサイル 攻撃	(略) 弾頭は通常弾頭、核(N)弾頭、生物兵器(B)弾頭及び化学兵器(C)が想定されます。	3 航空攻撃	(略)	4 着上陸侵攻	(略)	
類 型	想 定																							
1 ゲリラ、特殊 部隊による攻 撃	(略) その行動は、一般に 侵入 →対象国内における移動→拠点の占領→襲撃→帰還の順で行われます。 (略)																							
2 弾道ミサイル 攻撃	(略) 弾頭は通常弾頭、核(N)弾頭、生物兵器(B)弾頭及び化学兵器(C) 弾頭 が想定されます。																							
3 航空攻撃	(略)																							
4 着上陸侵攻	(略)																							
類 型	想 定																							
1 ゲリラ、特殊 部隊による攻 撃	(略) その行動は、一般に 上陸 →対象国内における移動→拠点の占領→襲撃→帰還の順で行われます。 (略)																							
2 弾道ミサイル 攻撃	(略) 弾頭は通常弾頭、核(N)弾頭、生物兵器(B)弾頭及び化学兵器(C)が想定されます。																							
3 航空攻撃	(略)																							
4 着上陸侵攻	(略)																							
本文/ 第1章 1この計画が 対象とする事 態 P2	(1)武力 攻撃事 態等の 想定	<p>ア 予想される一般的な被害</p> <p>(7) 通常兵器による被害 (略)</p> <p>(イ) ミサイルによる被害 通常弾頭の場合、被害は一般的に小規模な範囲に限定され、家屋、施設等の破壊、火災等が予想されます。 ただし、核(N)弾頭、生物兵器(B)弾頭、化学兵器(C)弾頭の場合、大規模・甚大な被害が予想されます。 なお、ミサイルの燃料には有害物質が含まれていることがあるため、ミサイルの一部が落下した場合であっても汚染の可能性があります。住民避難、住民が近付かないための措置など必要な措置を警察、消防等関係機関と連携して実施します。</p> <p>(ウ) NBCR兵器による被害 核(Nuclear)兵器、生物(Biological)兵器、化学(Chemical)兵器、及び放射線(Radiological)兵器が使用された場合は、一般市民に大量の被害者が発生するとともに、使用された地域が汚染されて使用できなくなることが想定されます。 (略)</p>	<p>ア 予想される一般的な被害</p> <p>(7) 通常兵器による被害 (略)</p> <p>(新規)</p> <p>(イ) NBCR兵器による被害 核(Nuclear)兵器、生物(Biological)兵器、化学(Chemical)兵器、及び放射線(Radiological)兵器が使用された場合は、一般市民に大量の被害者が発生するとともに、使用された地域が汚染されて使用できなくなることが想定されます。 (略)</p>																					

本文/ 第1章 1この計画が 対象とする事 態 P3	(1)武力 攻撃事 態等の 想定	(エ)ダム、原子力施設等の破壊による被害 (略) (オ)情報通信インフラに対する攻撃(サイバー攻撃)による被害 (略) (カ)情報戦、心理戦による被害 (略)	(ウ)ダム、原子力施設等の破壊による被害 (略) (エ)情報通信インフラに対する攻撃(サイバー攻撃)による被害 (略) (オ)情報戦、心理戦による被害 (略)																																																																																																																															
本文/ 第1章 1この計画が 対象とする事 態 P4	(1)武力 攻撃事 態等の 想定	イ 住民の安全確保において注意すべき重要施設 (略) <table border="1" data-bbox="331 405 1021 1513"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">施設名</th> <th>所管</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>防衛省施設</td> <td>1 駐屯地、基地、通信所</td> <td>地域振興部</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2</td> <td rowspan="3">県関係施設</td> <td>1 鳥取県庁</td> <td>総務部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 鳥取県警察本部</td> <td>警察本部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 鳥取情報ハイウェイ電気通信設備</td> <td>総務部</td> <td>電気通信事業法第2条</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">3</td> <td rowspan="4">公共的施設 (法第137条)</td> <td rowspan="2">1 港湾施設</td> <td>1 重要港湾</td> <td>県土整備部</td> <td>港湾法</td> </tr> <tr> <td>2 地方港湾</td> <td>県土整備部</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 空港施設</td> <td>1 鳥取空港</td> <td>県土整備部</td> <td>空港整備法</td> </tr> <tr> <td>2 米子空港</td> <td>地域振興部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 道路</td> <td>県土整備部</td> <td>道路法、道路運送法</td> </tr> <tr> <td>4 河川管理施設</td> <td>県土整備部</td> <td>河川法</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">4</td> <td rowspan="6">生活関連等施設 (法第102条第1項)</td> <td>1 発電所、変電所</td> <td>企業局</td> <td>電気事業法第2条</td> </tr> <tr> <td>2 ガス工作物</td> <td>危機管理局</td> <td>ガス事業法第2条</td> </tr> <tr> <td>3 取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池</td> <td>生活環境部</td> <td>水道法第3条</td> </tr> <tr> <td>4 鉄道施設、軌道施設</td> <td>地域振興部</td> <td>鉄道事業法第8条、軌道法</td> </tr> <tr> <td>5 電気通信事業用の交換設備</td> <td>危機管理局、総務部</td> <td>電気通信事業法第9条</td> </tr> <tr> <td>6 放送用無線設備</td> <td>総務部</td> <td>放送法第2条</td> </tr> </tbody> </table>	項目	施設名		所管	備考	1	防衛省施設	1 駐屯地、基地、通信所	地域振興部		2	県関係施設	1 鳥取県庁	総務部		2 鳥取県警察本部	警察本部		3 鳥取情報ハイウェイ電気通信設備	総務部	電気通信事業法第2条	3	公共的施設 (法第137条)	1 港湾施設	1 重要港湾	県土整備部	港湾法	2 地方港湾	県土整備部		2 空港施設	1 鳥取空港	県土整備部	空港整備法	2 米子空港	地域振興部		3 道路	県土整備部	道路法、道路運送法	4 河川管理施設	県土整備部	河川法	4	生活関連等施設 (法第102条第1項)	1 発電所、変電所	企業局	電気事業法第2条	2 ガス工作物	危機管理局	ガス事業法第2条	3 取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	生活環境部	水道法第3条	4 鉄道施設、軌道施設	地域振興部	鉄道事業法第8条、軌道法	5 電気通信事業用の交換設備	危機管理局、総務部	電気通信事業法第9条	6 放送用無線設備	総務部	放送法第2条	イ 住民の安全確保において注意すべき重要施設 (略) <table border="1" data-bbox="1077 405 1789 1513"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">施設名</th> <th>所管</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>防衛省施設</td> <td>1 駐屯地、基地、通信所</td> <td>防災局</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2</td> <td rowspan="3">県関係施設</td> <td>1 鳥取県庁</td> <td>総務部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 鳥取県警察本部</td> <td>警察本部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 鳥取情報ハイウェイ電気通信設備</td> <td>企画部</td> <td>電気通信事業法第2条</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">3</td> <td rowspan="4">公共的施設 (法137)</td> <td rowspan="2">1 港湾施設</td> <td>1 重要港湾</td> <td>県土整備部</td> <td>港湾法</td> </tr> <tr> <td>2 地方港湾</td> <td>県土整備部</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 空港施設</td> <td>1 鳥取空港</td> <td>県土整備部</td> <td>空港整備法</td> </tr> <tr> <td>2 米子空港</td> <td>企画部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 道路</td> <td>県土整備部</td> <td>道路法、道路運送法</td> </tr> <tr> <td>4 河川管理施設</td> <td>県土整備部</td> <td>河川法</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">4</td> <td rowspan="6">生活関連等施設 (法102①)</td> <td>1 発電所、変電所</td> <td>企業局</td> <td>電気事業法第2条</td> </tr> <tr> <td>2 ガス工作物</td> <td>防災局</td> <td>ガス事業法第2条</td> </tr> <tr> <td>3 取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池</td> <td>生活環境部</td> <td>水道法第3条</td> </tr> <tr> <td>4 鉄道施設、軌道施設</td> <td>企画部</td> <td>鉄道事業法第8条、軌道法</td> </tr> <tr> <td>5 電気通信事業用の交換設備</td> <td>防災局、総務部</td> <td>電気通信事業法第9条</td> </tr> <tr> <td>6 放送用無線設備</td> <td>総務部</td> <td>放送法第2条</td> </tr> </tbody> </table>	項目	施設名		所管	備考	1	防衛省施設	1 駐屯地、基地、通信所	防災局		2	県関係施設	1 鳥取県庁	総務部		2 鳥取県警察本部	警察本部		3 鳥取情報ハイウェイ電気通信設備	企画部	電気通信事業法第2条	3	公共的施設 (法137)	1 港湾施設	1 重要港湾	県土整備部	港湾法	2 地方港湾	県土整備部		2 空港施設	1 鳥取空港	県土整備部	空港整備法	2 米子空港	企画部		3 道路	県土整備部	道路法、道路運送法	4 河川管理施設	県土整備部	河川法	4	生活関連等施設 (法102①)	1 発電所、変電所	企業局	電気事業法第2条	2 ガス工作物	防災局	ガス事業法第2条	3 取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	生活環境部	水道法第3条	4 鉄道施設、軌道施設	企画部	鉄道事業法第8条、軌道法	5 電気通信事業用の交換設備	防災局、総務部	電気通信事業法第9条	6 放送用無線設備	総務部	放送法第2条	
項目	施設名		所管	備考																																																																																																																														
1	防衛省施設	1 駐屯地、基地、通信所	地域振興部																																																																																																																															
2	県関係施設	1 鳥取県庁	総務部																																																																																																																															
		2 鳥取県警察本部	警察本部																																																																																																																															
		3 鳥取情報ハイウェイ電気通信設備	総務部	電気通信事業法第2条																																																																																																																														
3	公共的施設 (法第137条)	1 港湾施設	1 重要港湾	県土整備部	港湾法																																																																																																																													
			2 地方港湾	県土整備部																																																																																																																														
		2 空港施設	1 鳥取空港	県土整備部	空港整備法																																																																																																																													
			2 米子空港	地域振興部																																																																																																																														
	3 道路	県土整備部	道路法、道路運送法																																																																																																																															
	4 河川管理施設	県土整備部	河川法																																																																																																																															
	4	生活関連等施設 (法第102条第1項)	1 発電所、変電所	企業局	電気事業法第2条																																																																																																																													
			2 ガス工作物	危機管理局	ガス事業法第2条																																																																																																																													
3 取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池			生活環境部	水道法第3条																																																																																																																														
4 鉄道施設、軌道施設			地域振興部	鉄道事業法第8条、軌道法																																																																																																																														
5 電気通信事業用の交換設備			危機管理局、総務部	電気通信事業法第9条																																																																																																																														
6 放送用無線設備			総務部	放送法第2条																																																																																																																														
項目	施設名		所管	備考																																																																																																																														
1	防衛省施設	1 駐屯地、基地、通信所	防災局																																																																																																																															
2	県関係施設	1 鳥取県庁	総務部																																																																																																																															
		2 鳥取県警察本部	警察本部																																																																																																																															
		3 鳥取情報ハイウェイ電気通信設備	企画部	電気通信事業法第2条																																																																																																																														
3	公共的施設 (法137)	1 港湾施設	1 重要港湾	県土整備部	港湾法																																																																																																																													
			2 地方港湾	県土整備部																																																																																																																														
		2 空港施設	1 鳥取空港	県土整備部	空港整備法																																																																																																																													
			2 米子空港	企画部																																																																																																																														
	3 道路	県土整備部	道路法、道路運送法																																																																																																																															
	4 河川管理施設	県土整備部	河川法																																																																																																																															
	4	生活関連等施設 (法102①)	1 発電所、変電所	企業局	電気事業法第2条																																																																																																																													
			2 ガス工作物	防災局	ガス事業法第2条																																																																																																																													
3 取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池			生活環境部	水道法第3条																																																																																																																														
4 鉄道施設、軌道施設			企画部	鉄道事業法第8条、軌道法																																																																																																																														
5 電気通信事業用の交換設備			防災局、総務部	電気通信事業法第9条																																																																																																																														
6 放送用無線設備			総務部	放送法第2条																																																																																																																														

<p>本文/ 第1章 1この計画が 対象とする事 態 P6</p>	<p>(3)各事 態にお ける避 難方法 と避難 住民数</p>	<p>ア(略) イ 避難住民数 平成28年1月1日現在市町村別推計人口より抜粋</p> <table border="1" data-bbox="331 159 1030 590"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">人口</th> <th colspan="3">避難住民数</th> </tr> <tr> <th>総数</th> <th>男</th> <th>女</th> <th>小規模避難</th> <th>中規模避難</th> <th>大規模避難</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 鳥取市</td> <td>193,584</td> <td>94,050</td> <td>99,534</td> <td>193,584</td> <td rowspan="4">232,324</td> <td rowspan="19">572,969</td> </tr> <tr> <td>2 岩美町</td> <td>11,439</td> <td>5,402</td> <td>6,037</td> <td>11,439</td> </tr> <tr> <td>3 若桜町</td> <td>3,258</td> <td>1,545</td> <td>1,713</td> <td>3,258</td> </tr> <tr> <td>4 智頭町</td> <td>7,130</td> <td>3,361</td> <td>3,769</td> <td>7,130</td> </tr> <tr> <td>5 八頭町</td> <td>16,913</td> <td>8,060</td> <td>8,853</td> <td>16,913</td> </tr> <tr> <td>6 倉吉市</td> <td>49,018</td> <td>23,090</td> <td>25,928</td> <td>49,018</td> <td rowspan="4">104,144</td> </tr> <tr> <td>7 三朝町</td> <td>6,452</td> <td>3,047</td> <td>3,405</td> <td>6,452</td> </tr> <tr> <td>8 湯梨浜町</td> <td>16,519</td> <td>7,897</td> <td>8,622</td> <td>16,519</td> </tr> <tr> <td>9 琴浦町</td> <td>17,332</td> <td>8,148</td> <td>9,184</td> <td>17,332</td> </tr> <tr> <td>10 北栄町</td> <td>14,823</td> <td>7,032</td> <td>7,791</td> <td>14,823</td> </tr> <tr> <td>11 米子市</td> <td>149,450</td> <td>70,604</td> <td>78,846</td> <td>149,450</td> <td rowspan="9">236,501</td> </tr> <tr> <td>12 境港市</td> <td>34,157</td> <td>16,267</td> <td>17,890</td> <td>34,157</td> </tr> <tr> <td>13 日吉津村</td> <td>3,468</td> <td>1,595</td> <td>1,873</td> <td>3,468</td> </tr> <tr> <td>14 大山町</td> <td>16,450</td> <td>7,792</td> <td>8,658</td> <td>16,450</td> </tr> <tr> <td>15 南部町</td> <td>10,931</td> <td>5,142</td> <td>5,789</td> <td>10,931</td> </tr> <tr> <td>16 伯耆町</td> <td>11,112</td> <td>5,230</td> <td>5,882</td> <td>11,112</td> </tr> <tr> <td>17 日南町</td> <td>4,712</td> <td>2,177</td> <td>2,535</td> <td>4,712</td> </tr> <tr> <td>18 日野町</td> <td>3,235</td> <td>1,468</td> <td>1,767</td> <td>3,235</td> </tr> <tr> <td>19 江府町</td> <td>2,986</td> <td>1,391</td> <td>1,595</td> <td>2,986</td> </tr> </tbody> </table> <p>(削除) ウ(略)</p>		人口			避難住民数			総数	男	女	小規模避難	中規模避難	大規模避難	1 鳥取市	193,584	94,050	99,534	193,584	232,324	572,969	2 岩美町	11,439	5,402	6,037	11,439	3 若桜町	3,258	1,545	1,713	3,258	4 智頭町	7,130	3,361	3,769	7,130	5 八頭町	16,913	8,060	8,853	16,913	6 倉吉市	49,018	23,090	25,928	49,018	104,144	7 三朝町	6,452	3,047	3,405	6,452	8 湯梨浜町	16,519	7,897	8,622	16,519	9 琴浦町	17,332	8,148	9,184	17,332	10 北栄町	14,823	7,032	7,791	14,823	11 米子市	149,450	70,604	78,846	149,450	236,501	12 境港市	34,157	16,267	17,890	34,157	13 日吉津村	3,468	1,595	1,873	3,468	14 大山町	16,450	7,792	8,658	16,450	15 南部町	10,931	5,142	5,789	10,931	16 伯耆町	11,112	5,230	5,882	11,112	17 日南町	4,712	2,177	2,535	4,712	18 日野町	3,235	1,468	1,767	3,235	19 江府町	2,986	1,391	1,595	2,986	<p>ア(略) イ 避難住民数 平成21年1月1日現在市町村別推計人口より抜粋</p> <table border="1" data-bbox="1075 159 1774 590"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">人口</th> <th colspan="3">避難住民数</th> </tr> <tr> <th>総数</th> <th>男</th> <th>女</th> <th>小規模避難</th> <th>中規模避難</th> <th>大規模避難</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 鳥取市</td> <td>198,243</td> <td>96,522</td> <td>101,721</td> <td>198,243</td> <td rowspan="4">241,173</td> <td rowspan="19">590,713</td> </tr> <tr> <td>2 岩美町</td> <td>12,491</td> <td>5,893</td> <td>6,598</td> <td>12,491</td> </tr> <tr> <td>3 若桜町</td> <td>3,857</td> <td>1,795</td> <td>2,062</td> <td>3,857</td> </tr> <tr> <td>4 智頭町</td> <td>7,958</td> <td>3,759</td> <td>4,199</td> <td>7,958</td> </tr> <tr> <td>5 八頭町</td> <td>18,624</td> <td>8,879</td> <td>9,745</td> <td>18,624</td> </tr> <tr> <td>6 倉吉市</td> <td>50,777</td> <td>23,746</td> <td>27,031</td> <td>50,777</td> <td rowspan="4">108,991</td> </tr> <tr> <td>7 三朝町</td> <td>7,086</td> <td>3,338</td> <td>3,748</td> <td>7,086</td> </tr> <tr> <td>8 湯梨浜町</td> <td>17,148</td> <td>8,189</td> <td>8,959</td> <td>17,148</td> </tr> <tr> <td>9 琴浦町</td> <td>18,532</td> <td>8,692</td> <td>9,840</td> <td>18,532</td> </tr> <tr> <td>10 北栄町</td> <td>15,448</td> <td>7,323</td> <td>8,125</td> <td>15,448</td> </tr> <tr> <td>11 米子市</td> <td>148,312</td> <td>70,244</td> <td>78,068</td> <td>148,312</td> <td rowspan="9">240,549</td> </tr> <tr> <td>12 境港市</td> <td>35,297</td> <td>16,921</td> <td>18,376</td> <td>35,297</td> </tr> <tr> <td>13 日吉津村</td> <td>3,236</td> <td>1,501</td> <td>1,735</td> <td>3,236</td> </tr> <tr> <td>14 大山町</td> <td>17,762</td> <td>8,339</td> <td>9,423</td> <td>17,762</td> </tr> <tr> <td>15 南部町</td> <td>11,644</td> <td>5,454</td> <td>6,190</td> <td>11,644</td> </tr> <tr> <td>16 伯耆町</td> <td>11,715</td> <td>5,505</td> <td>6,210</td> <td>11,715</td> </tr> <tr> <td>17 日南町</td> <td>5,451</td> <td>2,494</td> <td>2,957</td> <td>5,451</td> </tr> <tr> <td>18 日野町</td> <td>3,786</td> <td>1,745</td> <td>2,041</td> <td>3,786</td> </tr> <tr> <td>19 江府町</td> <td>3,346</td> <td>1,551</td> <td>1,795</td> <td>3,346</td> </tr> </tbody> </table> <p>(別冊 I 資料編 P : 資料3「被害想定」) ウ(略)</p>		人口			避難住民数			総数	男	女	小規模避難	中規模避難	大規模避難	1 鳥取市	198,243	96,522	101,721	198,243	241,173	590,713	2 岩美町	12,491	5,893	6,598	12,491	3 若桜町	3,857	1,795	2,062	3,857	4 智頭町	7,958	3,759	4,199	7,958	5 八頭町	18,624	8,879	9,745	18,624	6 倉吉市	50,777	23,746	27,031	50,777	108,991	7 三朝町	7,086	3,338	3,748	7,086	8 湯梨浜町	17,148	8,189	8,959	17,148	9 琴浦町	18,532	8,692	9,840	18,532	10 北栄町	15,448	7,323	8,125	15,448	11 米子市	148,312	70,244	78,068	148,312	240,549	12 境港市	35,297	16,921	18,376	35,297	13 日吉津村	3,236	1,501	1,735	3,236	14 大山町	17,762	8,339	9,423	17,762	15 南部町	11,644	5,454	6,190	11,644	16 伯耆町	11,715	5,505	6,210	11,715	17 日南町	5,451	2,494	2,957	5,451	18 日野町	3,786	1,745	2,041	3,786	19 江府町	3,346	1,551	1,795	3,346
	人口			避難住民数																																																																																																																																																																																																																															
	総数	男	女	小規模避難	中規模避難	大規模避難																																																																																																																																																																																																																													
1 鳥取市	193,584	94,050	99,534	193,584	232,324	572,969																																																																																																																																																																																																																													
2 岩美町	11,439	5,402	6,037	11,439																																																																																																																																																																																																																															
3 若桜町	3,258	1,545	1,713	3,258																																																																																																																																																																																																																															
4 智頭町	7,130	3,361	3,769	7,130																																																																																																																																																																																																																															
5 八頭町	16,913	8,060	8,853	16,913																																																																																																																																																																																																																															
6 倉吉市	49,018	23,090	25,928	49,018	104,144																																																																																																																																																																																																																														
7 三朝町	6,452	3,047	3,405	6,452																																																																																																																																																																																																																															
8 湯梨浜町	16,519	7,897	8,622	16,519																																																																																																																																																																																																																															
9 琴浦町	17,332	8,148	9,184	17,332																																																																																																																																																																																																																															
10 北栄町	14,823	7,032	7,791	14,823																																																																																																																																																																																																																															
11 米子市	149,450	70,604	78,846	149,450	236,501																																																																																																																																																																																																																														
12 境港市	34,157	16,267	17,890	34,157																																																																																																																																																																																																																															
13 日吉津村	3,468	1,595	1,873	3,468																																																																																																																																																																																																																															
14 大山町	16,450	7,792	8,658	16,450																																																																																																																																																																																																																															
15 南部町	10,931	5,142	5,789	10,931																																																																																																																																																																																																																															
16 伯耆町	11,112	5,230	5,882	11,112																																																																																																																																																																																																																															
17 日南町	4,712	2,177	2,535	4,712																																																																																																																																																																																																																															
18 日野町	3,235	1,468	1,767	3,235																																																																																																																																																																																																																															
19 江府町	2,986	1,391	1,595	2,986																																																																																																																																																																																																																															
	人口			避難住民数																																																																																																																																																																																																																															
	総数	男	女	小規模避難	中規模避難	大規模避難																																																																																																																																																																																																																													
1 鳥取市	198,243	96,522	101,721	198,243	241,173	590,713																																																																																																																																																																																																																													
2 岩美町	12,491	5,893	6,598	12,491																																																																																																																																																																																																																															
3 若桜町	3,857	1,795	2,062	3,857																																																																																																																																																																																																																															
4 智頭町	7,958	3,759	4,199	7,958																																																																																																																																																																																																																															
5 八頭町	18,624	8,879	9,745	18,624																																																																																																																																																																																																																															
6 倉吉市	50,777	23,746	27,031	50,777	108,991																																																																																																																																																																																																																														
7 三朝町	7,086	3,338	3,748	7,086																																																																																																																																																																																																																															
8 湯梨浜町	17,148	8,189	8,959	17,148																																																																																																																																																																																																																															
9 琴浦町	18,532	8,692	9,840	18,532																																																																																																																																																																																																																															
10 北栄町	15,448	7,323	8,125	15,448																																																																																																																																																																																																																															
11 米子市	148,312	70,244	78,068	148,312	240,549																																																																																																																																																																																																																														
12 境港市	35,297	16,921	18,376	35,297																																																																																																																																																																																																																															
13 日吉津村	3,236	1,501	1,735	3,236																																																																																																																																																																																																																															
14 大山町	17,762	8,339	9,423	17,762																																																																																																																																																																																																																															
15 南部町	11,644	5,454	6,190	11,644																																																																																																																																																																																																																															
16 伯耆町	11,715	5,505	6,210	11,715																																																																																																																																																																																																																															
17 日南町	5,451	2,494	2,957	5,451																																																																																																																																																																																																																															
18 日野町	3,786	1,745	2,041	3,786																																																																																																																																																																																																																															
19 江府町	3,346	1,551	1,795	3,346																																																																																																																																																																																																																															
<p>本文/ 第1章 3鳥取県の地域 特性が国民保護 に及ぼす影響 P8</p>	<p>(1)地形</p>	<p>日本海に面し、三方を山に囲まれ、大山、氷ノ山等、1,000m級の山岳を擁しています。地形的に、東部、中部及び西部に区分されます。</p>	<p>ア 日本海に面し、三方を山に囲まれ、大山、氷ノ山等、1,000m級の山岳を擁しています。 イ 地形的に、東部、中部及び西部に区分されます。</p>																																																																																																																																																																																																																																
<p>本文/ 第1章 3鳥取県の地域 特性が国民保護 に及ぼす影響 P9</p>	<p>(2)気象</p>	<p>(略) 鳥取の平年値(統計期間:1981年~2010年)は、年平均気温は14.9℃、年間の日照時間は1,663.2時間、年降水量は1,914.0mmです。</p> 	<p>(略) 年平均気温の平年値は14.6℃、年間の日照時間は1,677.7時間、降水量は1,897.7mmです。冬季は、積雪により移動に制限を受けます。</p> 																																																																																																																																																																																																																																

<p>本文/ 第1章 3鳥取県の地域 特性が国民保護 に及ぼす影響 P9</p>	<p>(3)交通</p>	<p>ア 道路 鳥取県は大きく東部、中部、西部といった3つの生活圏に分かれており、各々の中心都市である鳥取市、倉吉市、米子市を核とした道路網を形成しています。 それぞれの生活圏を結ぶ主要幹線道路は、東西方向では海沿いの山陰道、一般国道9号、178号、山沿いの一般国道482号、南北方向については、東部では一般国道29号、53号、373号、中部では一般国道179号、313号、西部では一般国道431号、180号、181号、183号となっています。 鳥取県で供用中の高規格幹線道路には、中国横断自動車道姫路鳥取線（鳥取自動車道）、中国横断自動車道岡山米子線（米子自動車道）があり、幹線道路網計画としては山陰道（再掘）、地域高規格道路（山陰近畿自動車道、北条湯原道路、江府三次道路、鳥取環状道路）が計画され、一部が供用されています。 イ 鉄道 （略） 西部地区ではJR伯備線が根雨駅を經由して倉敷方面に接続しており、また、米子駅から弓ヶ浜半島の先端の境港駅の間を、JR境線が運行しています。 ウ （略） <u>（削除）</u> <u>（削除）</u></p>	<p>ア 道路 鳥取県は大きく東部、中部、西部といった3つの生活圏に分かれており、各々の中心都市である鳥取市、倉吉市、米子市を核とした道路網となっています。 それぞれの生活圏を結ぶ主要幹線道路は、東西方向では海沿いの一般国道9号、山沿いの一般国道482号、南北方向については、東部では一般国道29号、53号、178号、373号、中部では一般国道179号、313号、西部では一般国道431号、180号、181号、183号となっています。 鳥取県で供用中の高規格幹線道路には、中国横断自動車道姫路鳥取線、中国横断自動車道岡山米子線があり、幹線道路網計画としては山陰自動車道、地域高規格道路（鳥取豊岡吉津自動車道、北条湯原道路、江府三次道路）が計画され、一部が供用されています。 イ 鉄道 （略） 西部地区ではJR伯備線が日野駅を經由して倉敷方面に接続しており、また、米子駅から弓ヶ浜半島の先端の境港駅の間を、JR境線が運行しています。 ウ （略） <u>（別冊Ⅰ資料編P：資料4「武力攻撃事態等が発生した場合に住民保護（避難）に大きな影響を与える地形と気象）」</u> <u>（別冊Ⅰ資料編P：資料5「鳥取県の地域特性と国民保護への影響）」</u></p>	
<p>本文/ 第2章 P11</p>		<p>第2章 国民保護措置の概要 1 方針 （略） この際、平素からの万全の態勢の整備と、国及び関係機関との密接な連携、情報の早期入手、住民に対する各種情報の周知徹底を重視します。 <u>なお、国民保護措置の具体的な対応については、鳥取県地域防災計画、鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（鳥根原子力発電所事故対応）等を準用します。</u></p>	<p>第2章 構想 1 方針 （略） この際、平素からの万全の態勢の整備と、国及び関係機関との密接な連携、情報の早期入手、住民に対する各種情報の周知徹底を重視します。</p>	
<p>本文/ 第2章 2実施要領 P13</p>	<p>(2)避難</p>	<p>(2) 避難 別紙第5「避難段階の計画」参照 ア 警報の通知・伝達（法第44条～第50条） 知事（危機管理局・各部局）は、国が発する警報（原則として文書による。）を市町村及び指定地方公共機関その他の関係機関等に防災行政無線などの情報通信手段を活用して通知します。 市町村長は、その国民保護計画に定めるところにより、直ちに、その内容を住民及び関係機関等に伝達するものとされています。 イ 警報の解除の通知・伝達（法第51条） 知事（危機管理局・各部局）は、国が発する警報の解除（原則として文書による。）を市町村及び指定地方公共機関その他の関係機関等に通知します。市町村長は直ちにその内容を住民及び関係機関等に伝達するものとされています。 ウ 避難措置・避難の指示の通知・伝達（法第52条、第54条） 知事（危機管理局・各部局）は、国が発する避難措置の指示（原則として文書による。）を市町村及び指定地方公共機関その他の関係機関等に防災行政無線などの情報通信手段を活用して通知します。 また、知事（危機管理局）は、国が発した避難措置の指示を受け、市町村長を經由して住民に対し、避難の指示を行うとともに、国及び関係機関にその内容を報告又は通知します。 エ 避難実施要領の策定及び伝達、避難住民の誘導（法第61条～第73条） 市町村長は、知事から避難の指示があったときは、その国民保護計画に定めるところにより、関係機関の意見を聞いて、避難実施要領を定め、直ちに、その内</p>	<p>(2) 避難 <u>（新規）</u> ア 警報・避難の指示の通知・伝達 知事（防災局）は、国が発する警報及び避難措置の指示を市町村及びその他の関係機関等に通知します。市町村長は直ちにその内容を住民及び関係機関等に伝達するものとされています。 また、知事（防災局）は、国が発した避難措置の指示を受け、市町村長を經由して住民に対し、避難の指示を行うとともに、国及び関係機関にその内容を報告又は通知します。 <u>（新規）</u> イ 避難住民の誘導 市町村長は、知事から避難の指示があったときは、避難住民を誘導するとともに、誘導中に食品等を供与するものとされています。</p>	

(2)避難

容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、他の執行機関、関係機関、運送事業者である指定（地方）公共機関等に通知します。また、避難住民を誘導するとともに、誘導中に食品等を供与するものとされています。

知事（各部署）は、市町村長が行う誘導の支援及び補助を行うとともに、避難住民の運送を一元的に対処します。

また、市町村長が避難住民を誘導できなくなった場合は、自ら誘導を実施します。

オ 避難措置・避難の指示の解除の通知・伝達（法第53条、第55条）

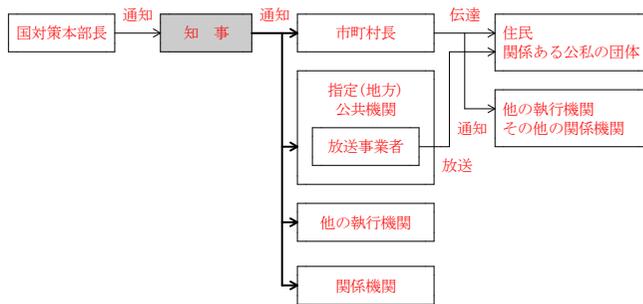
知事（危機管理局・各部署）は、国が発した避難措置の**指示の解除（原則として文書による。）**を受け、市町村長を経由して住民に対し、避難の指示の解除を行うとともに、国及び**指定地方公共機関その他の関係機関**にその内容を報告又は通知します。

カ 復帰（法第69条）

市町村長は、知事から避難の指示の解除があったときは、住民の復帰に必要な措置を実施するものとされています。

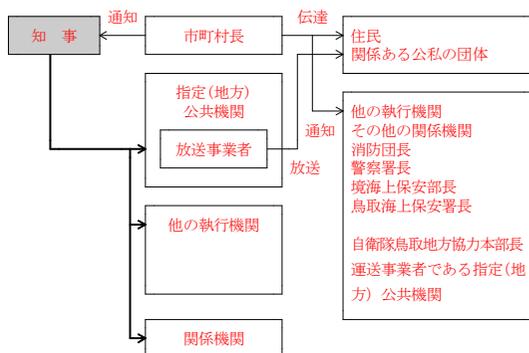
知事（各部署）は、市町村長が行う住民の復帰に必要な措置の支援及び補助を行います。

【警報・避難の指示の通知・伝達系統図】



※ 警報の解除・避難の指示の解除の通知・伝達も同様です。

【避難実施要領の通知・伝達系統図】



知事（各部署）は、市町村長が行う誘導の支援及び補助を行うとともに、避難住民の運送を一元的に対処します。

また、市町村長が避難住民を誘導できなくなった場合は、自ら誘導を実施します。

ウ 警報・避難の指示の解除の通知・伝達

知事（防災局）は、国が発する**警報の解除を市町村及びその他の関係機関等に通知します。市町村長は直ちにその内容を住民及び関係機関等に伝達するものとされています。**

また、知事（防災局）は、国が発した避難措置の**指示の解除**を受け、市町村長を経由して住民に対し、避難の指示の解除を行うとともに、国及び**関係機関**にその内容を報告又は通知します。

エ 復帰

市町村長は、知事から避難の指示の解除があったときは、住民の復帰に必要な措置を実施するものとされています。

(新規)

(新規)

<p>本文/ 第2章 2実施要領 P14</p>	<p>(3)救援</p>	<p>ア 要領 知事(各部局)は、国対策本部長による救援の指示があった場合、又は緊急を要し指示を待ついとまがないと認める場合には、避難住民等の救援を行います。 この際、救援物資の取得、運送等を行うとともに、状況により、業務を市町村長及び日本赤十字社に委託します。</p> <p>イ 救援の種類 (法第75条、令第9条)</p> <table border="1" data-bbox="322 272 1028 555"> <thead> <tr> <th>救援の種類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4 医療の提供及び助産</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・応急的医療 ・アレルギーやアトピー等の治療薬 ・分娩の介助、分娩前後の処置 ・必要に応じ予防的措置 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(削除)</p>	救援の種類	内 容	(略)	(略)	4 医療の提供及び助産	<ul style="list-style-type: none"> ・応急的医療 ・アレルギーやアトピー等の治療薬 ・分娩の介助、分娩前後の処置 ・必要に応じ予防的措置 	(略)	(略)	<p>ア 要領 知事(各部局)は、国対策本部長による救援の指示があった場合、または緊急を要し指示を待ついとまがないと認める場合には、避難住民等の救援を行います。 この際、救援物資の取得、運送等を行うとともに、状況により、業務を市町村長及び日赤に委託します。</p> <p>イ 救援の種類 (法75、令12)</p> <table border="1" data-bbox="1068 272 1800 555"> <thead> <tr> <th>救援の種類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4 医療の提供及び助産</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・応急的医療 ・分娩の介助、分娩前後の処置 ・必要に応じ予防的措置 (厚生労働大臣が特別基準を定めた場合) </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(別冊 I 資料編P : 告1「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号))</p>	救援の種類	内 容	(略)	(略)	4 医療の提供及び助産	<ul style="list-style-type: none"> ・応急的医療 ・分娩の介助、分娩前後の処置 ・必要に応じ予防的措置 (厚生労働大臣が特別基準を定めた場合) 	(略)	(略)	
救援の種類	内 容																			
(略)	(略)																			
4 医療の提供及び助産	<ul style="list-style-type: none"> ・応急的医療 ・アレルギーやアトピー等の治療薬 ・分娩の介助、分娩前後の処置 ・必要に応じ予防的措置 																			
(略)	(略)																			
救援の種類	内 容																			
(略)	(略)																			
4 医療の提供及び助産	<ul style="list-style-type: none"> ・応急的医療 ・分娩の介助、分娩前後の処置 ・必要に応じ予防的措置 (厚生労働大臣が特別基準を定めた場合) 																			
(略)	(略)																			
<p>本文/ 第2章 2実施要領 P15</p>	<p>(4)武力攻撃に伴う被害の最小化</p>	<p>知事は国対策本部長の指示に基づいて武力攻撃災害の防除及び軽減のため、具体的状況に応じた確かつ迅速に対処します。 特に、NBCR兵器等による大規模、特殊な武力攻撃災害及び突発的な発災に留意します。</p> <p>ア 武力攻撃災害の予防対策 (ア) (略) (イ)生活関連等施設、危険物質等の安全確保 知事(各部局)は、武力攻撃災害などにより県民生活や周辺地域に被害を及ぼす施設などを把握します。武力攻撃事態等においては、施設の管理者は、国及び関係機関と連携し、予防措置と警備の強化を行います。 必要な場合、知事は、管理者に対し安全確保のための必要な措置を講ずるよう要請します。(法第102条、第103条) (ウ)・(エ) (略)</p> <p>イ 武力攻撃災害対処 知事(危機管理局)、公安委員会は、被災市町村、その他の関係機関・団体等と連絡を密にし、情報収集、被災者の救助、被害の拡大防止等の対処措置を実施します。 (ア)兆候の通報 (法第98条) (略) (イ)緊急通報の発令 (法第99条～第101条) 知事(危機管理局)は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合(武力攻撃に伴って、火災が発生している場合や、ダム破壊等の危険が急迫している場合等を含みます。)、住民の身体、生命、財産に対する危険防止のため緊急の必要があると認めるときは、武力攻撃災害緊急通報(以下「緊急通報」という。)を発令します。 (ウ)退避の指示 (法第112条) (略) (削除) (エ)警戒区域の設定 (法第114条) (略) (オ)応急公用負担 (法第113条) (略) (カ)漂流物又は沈没品の保管 (法第116条)</p>	<p>知事は対策本部長の指示に基づいて武力攻撃災害の防除及び軽減のため、具体的状況に応じた確かつ迅速に対処します。 特に、NBCR災害等の大規模、特殊な武力攻撃災害及び突発的な発災に留意します。</p> <p>ア 武力攻撃災害の予防対策 (ア) (略) (イ)生活関連等施設、危険物質等の安全確保 知事(各部局)は、武力攻撃災害などにより県民生活や周辺地域に被害を及ぼす施設などを把握します。武力攻撃事態等においては、施設の管理者は、国及び関係機関と連携し、予防措置と警備の強化を行います。 必要な場合、知事は、管理者に対し安全確保のための必要な措置を講ずるよう要請します。(法102) (ウ)・(エ) (略)</p> <p>イ 武力攻撃災害対処 知事(防災局)、公安委員会は、被災市町村、その他の関係機関・団体等と連絡を密にし、情報収集、被災者の救助、被害の拡大防止等の対処措置を実施します。 (ア)武力攻撃災害の兆候の通報 (法98) (略) (イ)緊急通報の発令 (法99～101) 知事(防災局)は、武力攻撃災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合で、(武力攻撃に伴って、火災が発生している場合や、ダム破壊等の危険が急迫している場合等を含みます。)、住民の身体、生命、財産に対する危険防止のため緊急の必要があると認めるときは、緊急通報を発令します。 (ウ)退避の指示 (法112) (略) (別冊 I 資料編P : 資料36「緊急避難(退避)の指示(例文)」) (エ)警戒区域の設定 (法114) (略) (オ)応急公用負担 (法113) (略) (カ)漂流物又は沈没品の保管 (法116)</p>																	

<p>本文/ 第2章 2実施要領 P15</p>	<p>(4)武力 攻撃に 伴う被 害の最 小化</p>	<p>警察署長又は海上保安部長等は、武力攻撃災害が発生した場合において、漂流物又は沈没品（水難救護法第29条第1項）を取り除いたときは、当該物件を保管することができます。</p> <p>(キ)消防活動 (略)</p>	<p>警察署長又は海上保安部長等は、武力攻撃災害が発生した場合において、漂流物又は沈没品（水難救護法29）を取り除いたときは、当該物件を保管することができます。</p> <p>(キ)消防活動 (略)</p>									
<p>本文/ 第2章 2実施要領 P18</p>	<p>(5)国民 生活の 安定に 関する 措置</p>											
<p>本文/ 第2章 2実施要領 P19</p>	<p>(5)国民 生活の 安定に 関する 措置</p>	<p>ア 生活関連物資等の流通と価格の安定 (7)・(イ) (略)</p> <table border="1" data-bbox="324 911 999 1445"> <thead> <tr> <th>法 令</th> <th>価格安定措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）</td> <td> <p>国が買占め等防止法第2条第1項に基づき、政令で特定物資（特別の調査を要する物資）を指定した場合は、県内のみならず事務所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者（小売業者を除く）及び県内に事務所等を有し特定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。</p> <p>ア 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法第3条）</p> <p>イ 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示（買占め等防止法第4条第1項）</p> <p>ウ 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令（買占め等防止法第4条第2項）</p> <p>エ 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知（買占め等防止法第4条第4項・第5項）</p> <p>オ 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問（買占め等防止法第5条第1項・第2項）</p> </td> </tr> </tbody> </table>	法 令	価格安定措置	生活関連物資等の買占め及び売惜しみに 対する 緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）	<p>国が買占め等防止法第2条第1項に基づき、政令で特定物資（特別の調査を要する物資）を指定した場合は、県内のみならず事務所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者（小売業者を除く）及び県内に事務所等を有し特定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。</p> <p>ア 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法第3条）</p> <p>イ 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示（買占め等防止法第4条第1項）</p> <p>ウ 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令（買占め等防止法第4条第2項）</p> <p>エ 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知（買占め等防止法第4条第4項・第5項）</p> <p>オ 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問（買占め等防止法第5条第1項・第2項）</p>	<p>ア 生活関連物資等の流通と価格の安定 (7)・(イ) (略)</p> <table border="1" data-bbox="1070 911 1771 1445"> <thead> <tr> <th>法 令</th> <th>価格安定措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対す緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）</td> <td> <p>国が買占め等防止法2①に基づき、政令で特定物資（特別の調査を要する物資）を指定した場合は、県内のみならず事務所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者（小売業者を除く）及び県内に事務所等を有し特定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。</p> <p>ア 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法3）</p> <p>イ 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示（買占め等防止法4①）</p> <p>ウ 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令（買占め等防止法4②）</p> <p>エ 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知（買占め等防止法4④⑤）</p> <p>オ 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問（買占め等防止法5①②）</p> </td> </tr> </tbody> </table>	法 令	価格安定措置	生活関連物資等の買占め及び売惜しみに 対す 緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）	<p>国が買占め等防止法2①に基づき、政令で特定物資（特別の調査を要する物資）を指定した場合は、県内のみならず事務所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者（小売業者を除く）及び県内に事務所等を有し特定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。</p> <p>ア 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法3）</p> <p>イ 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示（買占め等防止法4①）</p> <p>ウ 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令（買占め等防止法4②）</p> <p>エ 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知（買占め等防止法4④⑤）</p> <p>オ 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問（買占め等防止法5①②）</p>	
法 令	価格安定措置											
生活関連物資等の買占め及び売惜しみに 対する 緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）	<p>国が買占め等防止法第2条第1項に基づき、政令で特定物資（特別の調査を要する物資）を指定した場合は、県内のみならず事務所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者（小売業者を除く）及び県内に事務所等を有し特定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。</p> <p>ア 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法第3条）</p> <p>イ 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示（買占め等防止法第4条第1項）</p> <p>ウ 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令（買占め等防止法第4条第2項）</p> <p>エ 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知（買占め等防止法第4条第4項・第5項）</p> <p>オ 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問（買占め等防止法第5条第1項・第2項）</p>											
法 令	価格安定措置											
生活関連物資等の買占め及び売惜しみに 対す 緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）	<p>国が買占め等防止法2①に基づき、政令で特定物資（特別の調査を要する物資）を指定した場合は、県内のみならず事務所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者（小売業者を除く）及び県内に事務所等を有し特定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。</p> <p>ア 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法3）</p> <p>イ 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示（買占め等防止法4①）</p> <p>ウ 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令（買占め等防止法4②）</p> <p>エ 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知（買占め等防止法4④⑤）</p> <p>オ 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問（買占め等防止法5①②）</p>											

本文/ 第2章 2実施要領 P19	(5)国 民生活 の安定 に関する措置	<p>国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)</p> <p>国が国民生活安定緊急措置法第3条第1項に基づき、政令で指定物資(特に価格の安定を図るべき物資)を指定した場合は、県内のみならず事業場を有し指定物資を販売する事業者(小売業者を除く)及び県内に事業場を有し指定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。</p> <p>ア 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表(国民生活安定緊急措置法第6条第2項・第3項)</p> <p>イ 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表(国民生活安定緊急措置法第7条第1項・第2項)</p> <p>ウ ア及びイの措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問(国民生活安定緊急措置法第30条第1項)</p>	<p>国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)</p> <p>国が国民生活安定緊急措置法3①に基づき、政令で指定物資(特に価格の安定を図るべき物資)を指定した場合は、県内のみならず事業場を有し指定物資を販売する事業者(小売業者を除く)及び県内に事業場を有し指定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。</p> <p>ア 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表(国民生活安定緊急措置法6②③)</p> <p>イ 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表(国民生活安定緊急措置法7)</p> <p>ウ ア及びイの措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問(国民生活安定緊急措置法30①)</p>																																								
		<p>物価統制令(昭和21年勅令第118号)</p> <p>国が物価統制令第4条及び同令第7条並びに物価統制令施行令第2条に基づき、告示で物資及び役務についての統制額を指定した場合は、ア及びイの措置を講ずる。</p> <p>ア 統制額を超える契約等に対する例外許可(物価統制令第3条第1項但書)</p> <p>イ 履行中の契約の変更等に関して別段の定めを設けること及び統制額を超える価格とすることの許可(物価統制令第8条の2但書)</p> <p>また、必要があると認められるときは、物価に関する報告の徴収、帳簿の作成命令を行うとともに、必要な場所へ臨検し業務の状況若しくは帳簿書類等の検査を実施する。(物価統制令第30条第1項)</p>	<p>物価統制令(昭和21年勅令第118号)</p> <p>国が物価統制令4及び同法7並びに物価統制令施行令2に基づき、告示で物資及び役務についての統制額を指定した場合は、ア及びイの措置を講ずる。</p> <p>ア 統制額を超える契約等に対する例外許可(物価統制令3①但書)</p> <p>イ 履行中の契約の変更等に関して別段の定めを設けること及び統制額を超える価格とすることの許可(物価統制令8の2但書)</p> <p>また、必要があると認められるときは、物価に関する報告の徴収、帳簿の作成命令を行うとともに、必要な場所へ臨検し業務の状況若しくは帳簿書類等の検査を実施する。(物価統制令30①)</p>																																								
<p>○主な生活関連物資</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">食品関連</td> <td>水</td> <td></td> </tr> <tr> <td>食品</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">衛生関連</td> <td>救急関連</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>薬</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>衛生用品</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>乳幼児用</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>		食品関連	水		食品	(略)	その他	(略)	衛生関連	救急関連	(略)	薬	(略)	衛生用品	(略)	乳幼児用	(略)		その他	(略)		<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">食品関連</td> <td>水</td> <td></td> </tr> <tr> <td>食品</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">衛生関連</td> <td>救急関連</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>薬</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>衛生用品</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>乳幼児用</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>		食品関連	水		食品	(略)	その他	(略)	衛生関連	救急関連	(略)	薬	(略)	衛生用品	(略)	乳幼児用	(略)		その他	(略)	
食品関連	水																																										
	食品		(略)																																								
	その他	(略)																																									
衛生関連	救急関連	(略)																																									
	薬	(略)																																									
	衛生用品	(略)																																									
乳幼児用	(略)																																										
その他	(略)																																										
食品関連	水																																										
	食品	(略)																																									
	その他	(略)																																									
衛生関連	救急関連	(略)																																									
	薬	(略)																																									
	衛生用品	(略)																																									
乳幼児用	(略)																																										
その他	(略)																																										

本文/ 第2章 2 実施要領 P20	(5)国民 生活の 安定に 関する 措置	イ ライフライン等の確保 <table border="1" data-bbox="331 105 1021 1070"> <thead> <tr> <th>事業者等</th> <th>ライフライン等の確保</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気事業者・ガス事業者</td> <td>電気、ガスの安定的供給 (法第134条)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>水道事業者・水道用水事業者・工業用水事業者</td> <td>水の安定的供給 (法第134条)</td> <td>・給水、消毒その他衛生上の措置、給水の緊急停止等</td> </tr> <tr> <td>運送事業者</td> <td>旅客、貨物の運送の確保 (法第135条)</td> <td>・施設の状況確認、旅客施設における秩序維持等 ・避難住民、緊急物資の運送の応諾義務 (法第71条、第79条)</td> </tr> <tr> <td>電気通信事業者</td> <td>通信確保 (法第135条)</td> <td>・臨時回線の設定、災害対策用設備の運用等臨機の措置、一般の通信利用の制限、特定通信の優先接続等 (cf 電気通信事業法第8条)</td> </tr> <tr> <td>郵便事業を営む者 一般信書便事業者</td> <td>郵便、信書便の確保 (法第135条)</td> <td>・信書便等の送達の確保、窓口業務の維持等</td> </tr> <tr> <td>病院 その他医療機関</td> <td>医療の確保 (法第136条)</td> <td>・医療機関の開業時間延長、医療施設の安全性確保、救急患者等の搬送体制確保等</td> </tr> <tr> <td>河川管理施設・道路・港湾・空港の管理者</td> <td>公共的施設の適切な管理 (法第137条)</td> <td>・施設の維持管理等</td> </tr> <tr> <td>災害に関する研究機関等</td> <td>指導、助言、その他の援助 (法第138条)</td> <td>・武力攻撃災害の防除、軽減、復旧</td> </tr> </tbody> </table> <p>※下線部については県該当</p>	事業者等	ライフライン等の確保	備 考	電気事業者・ガス事業者	電気、ガスの安定的供給 (法第134条)	(略)	水道事業者・水道用水事業者・工業用水事業者	水の安定的供給 (法第134条)	・給水、消毒その他衛生上の措置、給水の緊急停止等	運送事業者	旅客、貨物の運送の確保 (法第135条)	・施設の状況確認、旅客施設における秩序維持等 ・避難住民、緊急物資の運送の応諾義務 (法第71条、第79条)	電気通信事業者	通信確保 (法第135条)	・臨時回線の設定、災害対策用設備の運用等臨機の措置、一般の通信利用の制限、特定通信の優先接続等 (cf 電気通信事業法第8条)	郵便事業を営む者 一般信書便事業者	郵便、信書便の確保 (法第135条)	・信書便等の送達の確保、窓口業務の維持等	病院 その他医療機関	医療の確保 (法第136条)	・医療機関の開業時間延長、医療施設の安全性確保、救急患者等の搬送体制確保等	河川管理施設・道路・港湾・空港の管理者	公共的施設の適切な管理 (法第137条)	・施設の維持管理等	災害に関する研究機関等	指導、助言、その他の援助 (法第138条)	・武力攻撃災害の防除、軽減、復旧	イ ライフライン等の確保 <table border="1" data-bbox="1077 105 1789 1070"> <thead> <tr> <th>事業者等</th> <th>ライフライン等の確保</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気事業者・ガス事業者</td> <td>電気、ガスの安定的供給 (法134)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>水道事業者・水道用水事業者・工業用水事業者</td> <td>水の安定的供給 (法134)</td> <td>・給水、消毒その他衛生上の措置、給水の緊急停止等</td> </tr> <tr> <td>運送事業者</td> <td>旅客、貨物の運送の確保 (法135)</td> <td>・施設の状況確認、旅客施設における秩序維持等 ・避難住民、緊急物資の運送の応諾義務 (法71、79)</td> </tr> <tr> <td>電気通信事業者</td> <td>通信確保 (法135)</td> <td>・臨時回線の設定、災害対策用設備の運用等臨機の措置、一般の通信利用の制限、特定通信の優先接続等 (cf 電気通信事業法8)</td> </tr> <tr> <td>郵便事業(株) 一般信書便事業者</td> <td>郵便、信書便の確保 (法135)</td> <td>・信書便等の送達の確保、窓口業務の維持等</td> </tr> <tr> <td>病院 その他医療機関</td> <td>医療の確保 (法136)</td> <td>・医療機関の開業時間延長、医療施設の安全性確保、救急患者等の搬送体制確保等</td> </tr> <tr> <td>西日本高速道路(株)</td> <td>公共的施設の適切な管理 (法137)</td> <td>・施設の維持管理等</td> </tr> <tr> <td>災害に関する研究機関等</td> <td>指導、助言、その他の援助 (法138)</td> <td>・武力攻撃災害の防除、軽減、復旧</td> </tr> </tbody> </table> <p>※下線部については県該当。</p>	事業者等	ライフライン等の確保	備 考	電気事業者・ガス事業者	電気、ガスの安定的供給 (法134)	(略)	水道事業者・水道用水事業者・工業用水事業者	水の安定的供給 (法134)	・給水、消毒その他衛生上の措置、給水の緊急停止等	運送事業者	旅客、貨物の運送の確保 (法135)	・施設の状況確認、旅客施設における秩序維持等 ・避難住民、緊急物資の運送の応諾義務 (法71、79)	電気通信事業者	通信確保 (法135)	・臨時回線の設定、災害対策用設備の運用等臨機の措置、一般の通信利用の制限、特定通信の優先接続等 (cf 電気通信事業法8)	郵便事業(株) 一般信書便事業者	郵便、信書便の確保 (法135)	・信書便等の送達の確保、窓口業務の維持等	病院 その他医療機関	医療の確保 (法136)	・医療機関の開業時間延長、医療施設の安全性確保、救急患者等の搬送体制確保等	西日本高速道路(株)	公共的施設の適切な管理 (法137)	・施設の維持管理等	災害に関する研究機関等	指導、助言、その他の援助 (法138)	・武力攻撃災害の防除、軽減、復旧	
事業者等	ライフライン等の確保	備 考																																																								
電気事業者・ガス事業者	電気、ガスの安定的供給 (法第134条)	(略)																																																								
水道事業者・水道用水事業者・工業用水事業者	水の安定的供給 (法第134条)	・給水、消毒その他衛生上の措置、給水の緊急停止等																																																								
運送事業者	旅客、貨物の運送の確保 (法第135条)	・施設の状況確認、旅客施設における秩序維持等 ・避難住民、緊急物資の運送の応諾義務 (法第71条、第79条)																																																								
電気通信事業者	通信確保 (法第135条)	・臨時回線の設定、災害対策用設備の運用等臨機の措置、一般の通信利用の制限、特定通信の優先接続等 (cf 電気通信事業法第8条)																																																								
郵便事業を営む者 一般信書便事業者	郵便、信書便の確保 (法第135条)	・信書便等の送達の確保、窓口業務の維持等																																																								
病院 その他医療機関	医療の確保 (法第136条)	・医療機関の開業時間延長、医療施設の安全性確保、救急患者等の搬送体制確保等																																																								
河川管理施設・道路・港湾・空港の管理者	公共的施設の適切な管理 (法第137条)	・施設の維持管理等																																																								
災害に関する研究機関等	指導、助言、その他の援助 (法第138条)	・武力攻撃災害の防除、軽減、復旧																																																								
事業者等	ライフライン等の確保	備 考																																																								
電気事業者・ガス事業者	電気、ガスの安定的供給 (法134)	(略)																																																								
水道事業者・水道用水事業者・工業用水事業者	水の安定的供給 (法134)	・給水、消毒その他衛生上の措置、給水の緊急停止等																																																								
運送事業者	旅客、貨物の運送の確保 (法135)	・施設の状況確認、旅客施設における秩序維持等 ・避難住民、緊急物資の運送の応諾義務 (法71、79)																																																								
電気通信事業者	通信確保 (法135)	・臨時回線の設定、災害対策用設備の運用等臨機の措置、一般の通信利用の制限、特定通信の優先接続等 (cf 電気通信事業法8)																																																								
郵便事業(株) 一般信書便事業者	郵便、信書便の確保 (法135)	・信書便等の送達の確保、窓口業務の維持等																																																								
病院 その他医療機関	医療の確保 (法136)	・医療機関の開業時間延長、医療施設の安全性確保、救急患者等の搬送体制確保等																																																								
西日本高速道路(株)	公共的施設の適切な管理 (法137)	・施設の維持管理等																																																								
災害に関する研究機関等	指導、助言、その他の援助 (法138)	・武力攻撃災害の防除、軽減、復旧																																																								
本文/ 第2章 2実施要領 P21	(5)国民 生活の 安定に 関する 措置	ウ 混乱の防止 (略) <table border="1" data-bbox="331 1198 1021 1469"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>1 (略) 2 対応機関 県対策本部により、危機管理局が各部局、各関係機関の協力を得て対処します。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>運送事業者である指定(地方)公共機関</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関	内 容	県	1 (略) 2 対応機関 県対策本部 により、 危機管理局 が各部局、各関係機関の協力を得て対処します。	(略)	(略)	運送事業者である 指定(地方)公共機関	(略)	(略)	(略)	ウ 混乱の防止 (略) <table border="1" data-bbox="1077 1198 1789 1469"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>1 (略) 2 対応機関 対策本部により、防災局が各部局、各関係機関の協力を得て対処します。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>運送事業者である指定地方公共機関</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関	内 容	県	1 (略) 2 対応機関 対策本部 により、 防災局 が各部局、各関係機関の協力を得て対処します。	(略)	(略)	運送事業者である 指定地方公共機関	(略)	(略)	(略)																																			
機関	内 容																																																									
県	1 (略) 2 対応機関 県対策本部 により、 危機管理局 が各部局、各関係機関の協力を得て対処します。																																																									
(略)	(略)																																																									
運送事業者である 指定(地方)公共機関	(略)																																																									
(略)	(略)																																																									
機関	内 容																																																									
県	1 (略) 2 対応機関 対策本部 により、 防災局 が各部局、各関係機関の協力を得て対処します。																																																									
(略)	(略)																																																									
運送事業者である 指定地方公共機関	(略)																																																									
(略)	(略)																																																									

<p>本文/ 第2章 3 避難、救援等の措置を実施するに当たり必要な資料 P22</p>	<p>(5)国民生活の安定に関する措置</p>	<p>3 避難、救援等の措置を実施するに当たり必要な資料</p> <p><u>県は、迅速かつ適切に避難の指示、救援等に関する措置を実施できるよう、必要な基礎的資料を準備します。</u></p> <p><u>(1) 避難に関する資料</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○県の地図 ○人口分布 ○道路網のリスト ○公共交通機関等の輸送力のリスト ○避難施設のリスト ○生活関連等施設等のリスト ○関係機関の連絡先一覧 など <p><u>(2) 救援に関する資料</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○備蓄物資、調達可能物資のリスト ○関係医療機関等のリスト ○火葬場のリスト など <p><u>(3) その他国民保護措置に必要な資料</u></p>	<p>(新規)</p>	
<p>本文/ 第3章 P23</p>		<p>第3章 国及び関係機関の事務又は業務 1 国及び関係機関の事務又は業務</p>	<p>第3章 国及び関係機関の事務又は業務の大綱 1 国及び関係機関の事務又は業務の大綱</p>	

本文/
第3章
1国及び関係
機関の事務又
は業務
P23

(1)県

機 関 名	事務又は業務
共通	1～3 (略) 4 その他知事の命ずる事項又は <u>県対策本部長</u> の求める事項
<u>元気づくり総本部</u>	1・2 (略) 3 <u>災害に関する広聴</u>
<u>危機管理局</u>	1 <u>県対策本部</u> 等に関すること 2～11 (略) 12 24時間即応態勢の確保 13 <u>国民保護協議会に関すること</u> 14 <u>原子力に関する中国電力等との連絡調整</u>
総務部	1 <u>庁舎の管理、運用、調査</u> 2 <u>県の公有財産</u> の管理、運用、調査 3～13 (略) 14 <u>鳥取情報ハイウェイに関すること</u>
<u>地域振興部</u>	1 避難住民運送手段の確保、計画 2 市町村の行財政運営の支援 3 私立学校に関すること 4 <u>安否情報・被災情報の収集等</u>
<u>観光交流局</u>	(削除) 1 外国人の <u>安否情報・被災情報</u> の収集等 2 観光客に対する広報及び観光施設等との連絡調整 3 外国人に対する広報、避難、救援 4 <u>外国人の安全確保及び支援</u>
福祉保健部	1 (略) 2 <u>要配慮者(外国人を除く。)</u> の安全確保及び支援 3 <u>義援金</u> の収配等 4～9 (略)
生活環境部	1・2 (略) 3 <u>死亡獣畜</u> 処理 4～14 (略)
商工労働部	1 <u>物資運送手段(トラックその他)</u> の確保、手配 2・3 (略) 4 <u>救援物資の集配の総合調整</u>
農林水産部	1～9 (略) 10 <u>農道(広域農道、農免農道を除く。)</u> 、 <u>林道状況</u> の把握、確保
県土整備部	1 <u>道路状況(広域農道、農免農道を含む。)</u> 状況の把握、確保 2～7 (略)
会計管理者	1 (略) 2 県有車両(<u>警察車両を除く。)</u> の管理、運用
<u>県総合事務所(東部地区は東部振興監)</u>	1 <u>県現地対策本部</u> が設置された場合の <u>県対策本部</u> 事務の一部の実施 (略)

機 関 名	事務又は業務の大綱
共通	1～3 (略) 4 その他知事の命ずる事項、 <u>または対策本部長</u> の求める事項
<u>統轄監</u>	1・2 (略) 3 <u>庁舎の管理、運用、調査</u>
<u>防災局</u>	1 <u>国民保護対策本部</u> 等に関すること 2～11 (略) 12 24時間即応態勢の確保 (新規) (新規)
総務部	1 <u>災害に関する広聴</u> 2 <u>公有財産</u> の管理、運用、調査 3～13 (略)
<u>企画部</u>	1 避難住民運送手段の確保、計画 2 <u>鳥取情報ハイウェイの被害に関すること</u> 3 市町村の行財政運営の支援 4 私立学校に関すること
<u>文化観光局</u>	1 <u>安否情報等の収集等</u> 2 外国人 <u>安否情報</u> の収集等 3 観光客に対する広報及び観光施設等との連絡調整 4 外国人に対する広報、避難、救援 (新規)
福祉保健部	1 (略) 2 <u>災害時要援護者(外国人除く)</u> の安全確保及び支援 3 <u>義援金品</u> の収配等 4～9 (略)
生活環境部	1・2 (略) 3 <u>へい獣</u> 処理 4～14 (略)
商工労働部	1 <u>トラックその他物資運送手段</u> の確保、手配 2・3 (略) (新規)
農林水産部	1～9 (略) 10 <u>林道状況</u> の把握、確保
県土整備部	1 <u>道路状況</u> の把握、確保 2～7 (略)
会計管理者	1 (略) 2 県有車両(<u>警察車両及び軽自動車を除く</u>)の管理、運用
総合事務所	1 <u>現地対策本部</u> が設置された場合の <u>対策本部</u> 事務の一部の実施 (略)

本文/ 第3章 1国及び関係 機関の事務又 は業務 P26	(2)市町 村	<table border="1"> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>1～6 (略) 7 その他市町村長の命ずる事項、又は市町村対策本部長の求める事項</td> </tr> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	市町村	1～6 (略) 7 その他市町村長の命ずる事項、又は市町村対策本部長の求める事項	<table border="1"> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>1～6 (略) 7 その他市町村長の命ずる事項、または市町村対策本部長の求める事項</td> </tr> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	市町村	1～6 (略) 7 その他市町村長の命ずる事項、または市町村対策本部長の求める事項																													
機 関 名	処理すべき事務又は業務																																							
市町村	1～6 (略) 7 その他市町村長の命ずる事項、又は市町村対策本部長の求める事項																																							
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																																							
市町村	1～6 (略) 7 その他市町村長の命ずる事項、または市町村対策本部長の求める事項																																							
本文/ 第3章 1国及び関係 機関の事務又 は業務 P26	(3)指定 地方行 政機関	<table border="1"> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>[農林水産省] 中国四国農政局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>[経済産業省] 中国経済産業局</td> <td>1・2 (略) (削除) 3 被災中小企業の振興</td> </tr> <tr> <td>[経済産業省] 中国四国産業保安監督部</td> <td>1 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保 2 鉱山における災害時の応急対策</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>[国土交通省] 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所 倉吉河川国道事務所 日野川河川事務所 境港湾・空港整備事務所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>[環境省] 中国四国地方環境事務所</td> <td>1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</td> </tr> </table>	機 関 名	事務又は業務	(略)	(略)	[農林水産省] 中国四国農政局	(略)	[経済産業省] 中国経済産業局	1・2 (略) (削除) 3 被災中小企業の振興	[経済産業省] 中国四国産業保安監督部	1 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保 2 鉱山における災害時の応急対策	(略)	(略)	[国土交通省] 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所 倉吉河川国道事務所 日野川河川事務所 境港湾・空港整備事務所	(略)	(略)	(略)	[環境省] 中国四国地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集	<table border="1"> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>[農林水産省] 中国四国農政局 (鳥取農政事務所)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>[経済産業省] 中国経済産業局</td> <td>1・2 (略) 3 危険物等の保全 4 被災中小企業の振興</td> </tr> <tr> <td>[経済産業省] 中国四国産業保安監督部</td> <td>1 鉱山における災害時の応急対策</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>[国土交通省] 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所 倉吉河川国道事務所 日野川河川事務所 殿ダム工事事務所 境港湾・空港整備事務所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(新規)</td> <td>(新規)</td> </tr> </table>	機 関 名	事務又は業務の大綱	(略)	(略)	[農林水産省] 中国四国農政局 (鳥取農政事務所)	(略)	[経済産業省] 中国経済産業局	1・2 (略) 3 危険物等の保全 4 被災中小企業の振興	[経済産業省] 中国四国産業保安監督部	1 鉱山における災害時の応急対策	(略)	(略)	[国土交通省] 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所 倉吉河川国道事務所 日野川河川事務所 殿ダム工事事務所 境港湾・空港整備事務所	(略)	(略)	(略)	(新規)	(新規)	
機 関 名	事務又は業務																																							
(略)	(略)																																							
[農林水産省] 中国四国農政局	(略)																																							
[経済産業省] 中国経済産業局	1・2 (略) (削除) 3 被災中小企業の振興																																							
[経済産業省] 中国四国産業保安監督部	1 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保 2 鉱山における災害時の応急対策																																							
(略)	(略)																																							
[国土交通省] 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所 倉吉河川国道事務所 日野川河川事務所 境港湾・空港整備事務所	(略)																																							
(略)	(略)																																							
[環境省] 中国四国地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集																																							
機 関 名	事務又は業務の大綱																																							
(略)	(略)																																							
[農林水産省] 中国四国農政局 (鳥取農政事務所)	(略)																																							
[経済産業省] 中国経済産業局	1・2 (略) 3 危険物等の保全 4 被災中小企業の振興																																							
[経済産業省] 中国四国産業保安監督部	1 鉱山における災害時の応急対策																																							
(略)	(略)																																							
[国土交通省] 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所 倉吉河川国道事務所 日野川河川事務所 殿ダム工事事務所 境港湾・空港整備事務所	(略)																																							
(略)	(略)																																							
(新規)	(新規)																																							
本文/ 第3章 1国及び関係 機関の事務又 は業務 P28	(4)自衛 隊	<table border="1"> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	機 関 名	事務又は業務	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	機 関 名	事務又は業務の大綱	(略)	(略)																													
機 関 名	事務又は業務																																							
(略)	(略)																																							
機 関 名	事務又は業務の大綱																																							
(略)	(略)																																							

本文/ 第3章 1国及び関係 機関の事務又 は業務 P29	(5)指定 公共機 関	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共 通</td> <td> 1 業務に係る国民保護措置の実施 (法第21条) 2 国民に対する情報の提供 (法第8条) 3 国民の保護に関する業務計画の作成 (法第36条第1項)) 4 組織の整備 (法第41条) 5 訓練 (法第42条) 6 被災情報の収集、報告 (法第126条、第127条) 7 管理する施設、設備の応急復旧 (法第139条) 8 武力攻撃災害の復旧 (法第141条) 9 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄等 (法第145条) </td> </tr> <tr> <td>日本原子力研究開発機構 (人形峠環境技術センター)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>J R貨物 「日本貨物鉄道(株))」</td> <td> 1 緊急物資の運送 2 貨物の運送の確保 </td> </tr> <tr> <td>佐川急便 (株) (鳥取店)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本通運 (株) (鳥取支店)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>福山通運 (株) (鳥取支店)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ヤマト運輸 (株) (津山主管支店)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンク (株)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本郵便 (株)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事務又は業務	共 通	1 業務に係る国民保護措置の実施 (法第21条) 2 国民に対する情報の提供 (法第8条) 3 国民の保護に関する業務計画の作成 (法第36条第1項)) 4 組織の整備 (法第41条) 5 訓練 (法第42条) 6 被災情報の収集、報告 (法第126条、第127条) 7 管理する施設、設備の応急復旧 (法第139条) 8 武力攻撃災害の復旧 (法第141条) 9 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄等 (法第145条)	日本原子力研究開発機構 (人形峠環境技術センター)	(略)	(略)	(略)	J R貨物 「日本貨物鉄道(株))」	1 緊急物資の運送 2 貨物の運送の確保	佐川急便 (株) (鳥取店)		日本通運 (株) (鳥取支店)		福山通運 (株) (鳥取支店)		ヤマト運輸 (株) (津山主管支店)		(略)	(略)	(削除)	(削除)	ソフトバンク (株)	(略)	(略)	(略)	日本郵便 (株)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共 通</td> <td> 1 業務に係る国民保護措置の実施 (法21) 2 国民に対する情報の提供 (法8) 3 国民の保護に関する業務計画の作成 (法36①) 4 組織の整備 (法41) 5 訓練 (法42) 6 被災情報の収集、報告 (法126、127) 7 管理する施設、設備の応急復旧 (法139) 8 武力攻撃災害の復旧 (法141) 9 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄等 (法145) </td> </tr> <tr> <td>核燃料サイクル開発機構 (人形峠環境技術センター)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>J R貨物 「日本貨物鉄道(株))」</td> <td> 1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保 </td> </tr> <tr> <td>佐川急便 (株) (鳥取店)</td> <td>緊急物資</td> </tr> <tr> <td>日本通運 (株) (鳥取支店)</td> <td>緊急物資</td> </tr> <tr> <td>福山通運 (株) (鳥取支店)</td> <td>緊急物資</td> </tr> <tr> <td>ヤマト運輸 (株) (津山主管支店)</td> <td>緊急物資</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンクテレコム (株)</td> <td> 1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置 における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の 優先的取扱い </td> </tr> <tr> <td>ソフトバンクモバイル (株)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>郵便事業 (株)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事務又は業務の大綱	共 通	1 業務に係る国民保護措置の実施 (法21) 2 国民に対する情報の提供 (法8) 3 国民の保護に関する業務計画の作成 (法36①) 4 組織の整備 (法41) 5 訓練 (法42) 6 被災情報の収集、報告 (法126、127) 7 管理する施設、設備の応急復旧 (法139) 8 武力攻撃災害の復旧 (法141) 9 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄等 (法145)	核燃料サイクル開発機構 (人形峠環境技術センター)	(略)	(略)	(略)	J R貨物 「日本貨物鉄道(株))」	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保	佐川急便 (株) (鳥取店)	緊急物資	日本通運 (株) (鳥取支店)	緊急物資	福山通運 (株) (鳥取支店)	緊急物資	ヤマト運輸 (株) (津山主管支店)	緊急物資	(略)	(略)	ソフトバンクテレコム (株)	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置 における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の 優先的取扱い	ソフトバンクモバイル (株)	(略)	(略)	(略)	郵便事業 (株)	(略)	(略)	(略)
		機 関 名	事務又は業務																																																												
		共 通	1 業務に係る国民保護措置の実施 (法第21条) 2 国民に対する情報の提供 (法第8条) 3 国民の保護に関する業務計画の作成 (法第36条第1項)) 4 組織の整備 (法第41条) 5 訓練 (法第42条) 6 被災情報の収集、報告 (法第126条、第127条) 7 管理する施設、設備の応急復旧 (法第139条) 8 武力攻撃災害の復旧 (法第141条) 9 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄等 (法第145条)																																																												
		日本原子力研究開発機構 (人形峠環境技術センター)	(略)																																																												
		(略)	(略)																																																												
		J R貨物 「日本貨物鉄道(株))」	1 緊急物資の運送 2 貨物の運送の確保																																																												
		佐川急便 (株) (鳥取店)																																																													
		日本通運 (株) (鳥取支店)																																																													
		福山通運 (株) (鳥取支店)																																																													
		ヤマト運輸 (株) (津山主管支店)																																																													
		(略)	(略)																																																												
		(削除)	(削除)																																																												
		ソフトバンク (株)	(略)																																																												
		(略)	(略)																																																												
		日本郵便 (株)	(略)																																																												
		(略)	(略)																																																												
		機 関 名	事務又は業務の大綱																																																												
		共 通	1 業務に係る国民保護措置の実施 (法21) 2 国民に対する情報の提供 (法8) 3 国民の保護に関する業務計画の作成 (法36①) 4 組織の整備 (法41) 5 訓練 (法42) 6 被災情報の収集、報告 (法126、127) 7 管理する施設、設備の応急復旧 (法139) 8 武力攻撃災害の復旧 (法141) 9 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄等 (法145)																																																												
		核燃料サイクル開発機構 (人形峠環境技術センター)	(略)																																																												
		(略)	(略)																																																												
		J R貨物 「日本貨物鉄道(株))」	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保																																																												
		佐川急便 (株) (鳥取店)	緊急物資																																																												
		日本通運 (株) (鳥取支店)	緊急物資																																																												
福山通運 (株) (鳥取支店)	緊急物資																																																														
ヤマト運輸 (株) (津山主管支店)	緊急物資																																																														
(略)	(略)																																																														
ソフトバンクテレコム (株)	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置 における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の 優先的取扱い																																																														
ソフトバンクモバイル (株)	(略)																																																														
(略)	(略)																																																														
郵便事業 (株)	(略)																																																														
(略)	(略)																																																														

<p>本文/ 第3章 1国及び関係 機関の事務又 は業務 P31</p>	<p>(6)指定 地方公 共機関</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共 通</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 業務に係る国民保護措置の実施 (法第21条) 国民に対する情報の提供 (法第8条) 国民の保護に関する業務計画の作成 (法第36条第2項) 組織の整備 (法第41条) 訓練 (法第42条) 被災情報の収集、報告 (法第126条、第127条) 管理する施設、設備の応急復旧 (法第139条) 武力攻撃災害の復旧 (法第141条) 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄等 (法第145条) </td> </tr> <tr> <td>鳥取ガス (株)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>米子瓦斯 (株)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県LPガス協会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日ノ丸自動車 (株)</td> <td>1 避難住民の運送</td> </tr> <tr> <td>日本交通 (株)</td> <td>2 旅客及び貨物の運送の確保</td> </tr> <tr> <td>智頭急行 (株)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>若桜鉄道 (株)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日ノ丸西濃運輸 (株)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 緊急物資の運送 貨物の運送の確保 </td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県バス協会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県トラック協会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県農協中央会</td> <td>1 食料供給</td> </tr> <tr> <td>県石油商業組合</td> <td>1 緊急車輛等への燃料供給</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県警備業協会</td> <td>1 公共的施設等の警備</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 医療の確保 <p>※自治体病院については、それぞれの自治体の国民保護計画に基づき、医療の確保を行うこととされています。</p> </td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 警報及び避難の指示 (警報の解除及び避難の指示の解除を含む。) の内容並びに緊急通報の内容の放送 </td> </tr> <tr> <td>(株)山陰放送</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事務又は業務	共 通	<ol style="list-style-type: none"> 業務に係る国民保護措置の実施 (法第21条) 国民に対する情報の提供 (法第8条) 国民の保護に関する業務計画の作成 (法第36条第2項) 組織の整備 (法第41条) 訓練 (法第42条) 被災情報の収集、報告 (法第126条、第127条) 管理する施設、設備の応急復旧 (法第139条) 武力攻撃災害の復旧 (法第141条) 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄等 (法第145条) 	鳥取ガス (株)	(略)	米子瓦斯 (株)		県LPガス協会		日ノ丸自動車 (株)	1 避難住民の運送	日本交通 (株)	2 旅客及び貨物の運送の確保	智頭急行 (株)		若桜鉄道 (株)		日ノ丸西濃運輸 (株)	<ol style="list-style-type: none"> 緊急物資の運送 貨物の運送の確保 	(削除)		県バス協会		県トラック協会		県農協中央会	1 食料供給	県石油商業組合	1 緊急車輛等への燃料供給	(削除)		(削除)		県警備業協会	1 公共的施設等の警備	(略)	<ol style="list-style-type: none"> 医療の確保 <p>※自治体病院については、それぞれの自治体の国民保護計画に基づき、医療の確保を行うこととされています。</p>	(削除)		(略)		(略)	<ol style="list-style-type: none"> 警報及び避難の指示 (警報の解除及び避難の指示の解除を含む。) の内容並びに緊急通報の内容の放送 	(株)山陰放送		(略)		(削除)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事務又は業務の大綱</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共 通</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 業務に係る国民保護措置の実施 (法21) 国民に対する情報の提供 (法8) 国民の保護に関する業務計画の作成 (法36②) 組織の整備 (法41) 訓練 (法42) 被災情報の収集、報告 (法126、127) 管理する施設、設備の応急復旧 (法139) 武力攻撃災害の復旧 (法141) 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄等 (法145) </td> <td></td> </tr> <tr> <td>鳥取ガス (株)</td> <td>(略)</td> <td>都市ガス</td> </tr> <tr> <td>米子瓦斯 (株)</td> <td></td> <td>LPガス</td> </tr> <tr> <td>県LPガス協会</td> <td></td> <td>避難住民</td> </tr> <tr> <td>日ノ丸自動車 (株)</td> <td>1 避難住民の運送及び緊急物資の運送</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本交通 (株)</td> <td>2 旅客及び貨物の運送の確保</td> <td></td> </tr> <tr> <td>智頭急行 (株)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>若桜鉄道 (株)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>日ノ丸西濃運輸 (株)</td> <td></td> <td>緊急物資</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>因伯通運 (株)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県バス協会</td> <td></td> <td>車両</td> </tr> <tr> <td>県トラック協会</td> <td></td> <td>食料</td> </tr> <tr> <td>全農県本部</td> <td></td> <td>燃料</td> </tr> <tr> <td>県石油商業組合</td> <td></td> <td>経路・施設など</td> </tr> <tr> <td>県建設業協会</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県建築士会</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>県警備業協会</td> <td></td> <td>医療・助産など 看護・助産など 医薬品・資機材 歯科</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>1 医療の確保</td> <td></td> </tr> <tr> <td>米子中海病院</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>1 警報及び避難の指示 (警報の解除及び避難の指示の解除を含む。) の内容並びに緊急通報の内容の放送</td> <td></td> </tr> <tr> <td>山陰放送 (株)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(別冊 I 資料編 P :資料6「国名簿」) ~ (別冊 I 資料編 P :資料 17「ガス事業者名簿」)</p>	機 関 名	事務又は業務の大綱		共 通	<ol style="list-style-type: none"> 業務に係る国民保護措置の実施 (法21) 国民に対する情報の提供 (法8) 国民の保護に関する業務計画の作成 (法36②) 組織の整備 (法41) 訓練 (法42) 被災情報の収集、報告 (法126、127) 管理する施設、設備の応急復旧 (法139) 武力攻撃災害の復旧 (法141) 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄等 (法145) 		鳥取ガス (株)	(略)	都市ガス	米子瓦斯 (株)		LPガス	県LPガス協会		避難住民	日ノ丸自動車 (株)	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送		日本交通 (株)	2 旅客及び貨物の運送の確保		智頭急行 (株)			若桜鉄道 (株)			日ノ丸西濃運輸 (株)		緊急物資	(削除)			因伯通運 (株)			県バス協会		車両	県トラック協会		食料	全農県本部		燃料	県石油商業組合		経路・施設など	県建設業協会			県建築士会			県警備業協会		医療・助産など 看護・助産など 医薬品・資機材 歯科	(略)	1 医療の確保		米子中海病院			(略)			(略)	1 警報及び避難の指示 (警報の解除及び避難の指示の解除を含む。) の内容並びに緊急通報の内容の放送		山陰放送 (株)			(略)			
機 関 名	事務又は業務																																																																																																																																
共 通	<ol style="list-style-type: none"> 業務に係る国民保護措置の実施 (法第21条) 国民に対する情報の提供 (法第8条) 国民の保護に関する業務計画の作成 (法第36条第2項) 組織の整備 (法第41条) 訓練 (法第42条) 被災情報の収集、報告 (法第126条、第127条) 管理する施設、設備の応急復旧 (法第139条) 武力攻撃災害の復旧 (法第141条) 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄等 (法第145条) 																																																																																																																																
鳥取ガス (株)	(略)																																																																																																																																
米子瓦斯 (株)																																																																																																																																	
県LPガス協会																																																																																																																																	
日ノ丸自動車 (株)	1 避難住民の運送																																																																																																																																
日本交通 (株)	2 旅客及び貨物の運送の確保																																																																																																																																
智頭急行 (株)																																																																																																																																	
若桜鉄道 (株)																																																																																																																																	
日ノ丸西濃運輸 (株)	<ol style="list-style-type: none"> 緊急物資の運送 貨物の運送の確保 																																																																																																																																
(削除)																																																																																																																																	
県バス協会																																																																																																																																	
県トラック協会																																																																																																																																	
県農協中央会	1 食料供給																																																																																																																																
県石油商業組合	1 緊急車輛等への燃料供給																																																																																																																																
(削除)																																																																																																																																	
(削除)																																																																																																																																	
県警備業協会	1 公共的施設等の警備																																																																																																																																
(略)	<ol style="list-style-type: none"> 医療の確保 <p>※自治体病院については、それぞれの自治体の国民保護計画に基づき、医療の確保を行うこととされています。</p>																																																																																																																																
(削除)																																																																																																																																	
(略)																																																																																																																																	
(略)	<ol style="list-style-type: none"> 警報及び避難の指示 (警報の解除及び避難の指示の解除を含む。) の内容並びに緊急通報の内容の放送 																																																																																																																																
(株)山陰放送																																																																																																																																	
(略)																																																																																																																																	
(削除)																																																																																																																																	
機 関 名	事務又は業務の大綱																																																																																																																																
共 通	<ol style="list-style-type: none"> 業務に係る国民保護措置の実施 (法21) 国民に対する情報の提供 (法8) 国民の保護に関する業務計画の作成 (法36②) 組織の整備 (法41) 訓練 (法42) 被災情報の収集、報告 (法126、127) 管理する施設、設備の応急復旧 (法139) 武力攻撃災害の復旧 (法141) 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄等 (法145) 																																																																																																																																
鳥取ガス (株)	(略)	都市ガス																																																																																																																															
米子瓦斯 (株)		LPガス																																																																																																																															
県LPガス協会		避難住民																																																																																																																															
日ノ丸自動車 (株)	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送																																																																																																																																
日本交通 (株)	2 旅客及び貨物の運送の確保																																																																																																																																
智頭急行 (株)																																																																																																																																	
若桜鉄道 (株)																																																																																																																																	
日ノ丸西濃運輸 (株)		緊急物資																																																																																																																															
(削除)																																																																																																																																	
因伯通運 (株)																																																																																																																																	
県バス協会		車両																																																																																																																															
県トラック協会		食料																																																																																																																															
全農県本部		燃料																																																																																																																															
県石油商業組合		経路・施設など																																																																																																																															
県建設業協会																																																																																																																																	
県建築士会																																																																																																																																	
県警備業協会		医療・助産など 看護・助産など 医薬品・資機材 歯科																																																																																																																															
(略)	1 医療の確保																																																																																																																																
米子中海病院																																																																																																																																	
(略)																																																																																																																																	
(略)	1 警報及び避難の指示 (警報の解除及び避難の指示の解除を含む。) の内容並びに緊急通報の内容の放送																																																																																																																																
山陰放送 (株)																																																																																																																																	
(略)																																																																																																																																	
<p>本文/ 第3章 1国及び関係 機関の事務又 は業務 P32</p>	<p>(7)総 合機能 調整</p>	<p>県対策本部長は、関係機関が実施する国民保護措置が、的確かつ迅速に実施されるように総合調整を行います。 このため、市町村やその他の関係機関の活動について、現地での混乱・競合を最小限に止められるよう十分に調整します。</p>	<p>対策本部長は、関係機関が実施する国民保護措置が、的確かつ迅速に実施されるように総合調整を行います。 このため、市町村やその他の関係機関の活動について、現地での混乱・競合を最小限に止められるよう十分に調整します。</p>																																																																																																																														

<p>本文/ 第3章 2 県、市町村 の事務の委託 P33</p>	<p>(1) 事務 の委託</p>	<p>ア 県の事務の委託 <u>大規模な武力攻撃災害などにより、県の行政機能が麻痺し、県民の保護のための措置を実施するため必要があると認めるときは、知事（総務部・各一部局）は、事務又は知事等の権限に属する事務の一部を他の都道府県に委託します。（法第13条）</u> <u>また、知事（総務部・各一部局）は、県域を越える避難の場合で、避難先の都道府県知事が避難住民の輸送手段の確保等を行う場合は、安全確保の責務の明確化等のため、避難先の都道府県知事にその事務を委託します。</u></p> <p>イ 市町村の事務の委託 <u>大規模な武力攻撃災害などにより、市町村の行政機能が麻痺し、住民の保護のための措置を実施するため必要があると認めるときは、市町村は、事務又は市町村長等の権限に属する事務の一部を県又は他の市町村に委託するものとします。（法第19条）</u></p> <p>ウ (略)</p>	<p>ア 県の事務の委託 <u>相当な武力攻撃災害などにより、県の行政機能が麻痺した場合、県（総務部）は、事務又は知事等の権限に属する事務の一部を他の都道府県に委託します。（法13）</u></p> <p>イ 市町村の事務の委託 <u>相当な武力攻撃災害などにより、市町村の行政機能が麻痺した場合、市町村は、事務又は市町村長等の権限に属する事務の一部を県又は他の市町村に委託するものとします。（法19）</u></p> <p>ウ (略)</p>																			
<p>本文/ 第3章 2 県、市町村 の事務の委託 P33</p>	<p>(2) 救援 事務の 市町村 への委 任と日 赤の協 力</p>	<p>(2) 救援事務の市町村への委任と日本赤十字社の協力 市町村と十分協議の上で委任します。（法定受託事務） 委任については、一括して委任し、必要な費用は、県が支弁します。 <u>日本赤十字社</u>については、自主性を尊重しつつ、協力を得ます。</p> <table border="1" data-bbox="322 579 1003 722"> <thead> <tr> <th>救援の措置 (法第75条、令第9条)</th> <th>市町村 (法第76条)</th> <th>日本赤十字社の協力 (法第77条)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	救援の措置 (法第75条、令第9条)	市町村 (法第76条)	日本赤十字社の協力 (法第77条)	1 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与	○		(略)	(略)	(略)	<p>(2) 救援事務の市町村への委任と日赤の協力 市町村と十分協議の上で委任します。（法定受託事務） 委任については、一括して委任し、必要な費用は、県が支弁します。 <u>日赤</u>については、自主性を尊重しつつ、協力を得ます。</p> <table border="1" data-bbox="1068 579 1787 722"> <thead> <tr> <th>救援の措置 (法75、令9)</th> <th>市町村 (法76)</th> <th>日赤の協力 (法77)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	救援の措置 (法75、令9)	市町村 (法76)	日赤の協力 (法77)	1 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与	○		(略)	(略)	(略)	
救援の措置 (法第75条、令第9条)	市町村 (法第76条)	日本赤十字社の協力 (法第77条)																				
1 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与	○																					
(略)	(略)	(略)																				
救援の措置 (法75、令9)	市町村 (法76)	日赤の協力 (法77)																				
1 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与	○																					
(略)	(略)	(略)																				
<p>本文/ 第4章 P34</p>		<p>第4章 <u>国民保護措置の基本的な実施内容</u></p>	<p>第4章 <u>活動要領</u></p>																			
<p>本文/ 第4章 1 補給支援 P34</p>	<p>(2) 補給 支援組 織の構 成</p>	<p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 補給幹線 緊急物資集積地域と緊急物資集積所を結ぶ路線のうち、常時確保する必要がある路線を補給幹線として指定します。 <u>なお、指定にあたっては、鳥取県地域防災計画の緊急輸送道路等を準用します。</u></p>	<p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 補給幹線 緊急物資集積地域と緊急物資集積所を結ぶ路線のうち、常時確保する必要がある路線を補給幹線として指定します。 <u>(新規)</u></p>																			

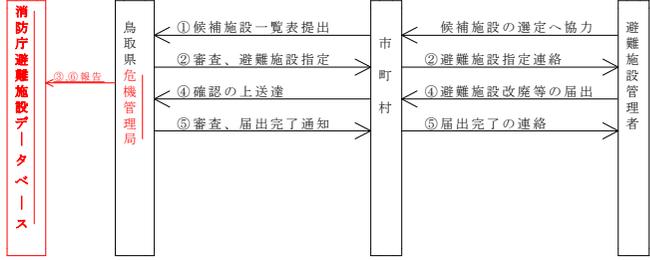
<p>本文/ 第4章 1補給支援 P34</p>	<p>(3) 補給品</p>	<p>ア 補給品の特性</p> <table border="1"> <tr> <td>食品</td> <td> <p>1 ほぼ一定の率をもって常続的に消費されます。</p> <p>2 避難開始当初は備蓄の使用が予想されますが、基本的には避難先地域で計画的に確保します。</p> <p>3 粉ミルク、離乳食及びお粥等のやわらかい食品（アレルギー対応食品を含む。）など、多様な人に配慮した食品確保に努めます。</p> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>イ 各補給品の補給業務</p> <table border="1"> <tr> <td>食品</td> <td>必要量</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>取得</td> <td> <p>1 当初 備蓄食品が洒られ、補給支援体制が整うに従い、弁当、おにぎり等の加工食品を配ります。このため、各業者毎の調達数量を決定し、発注します。 米穀については、精米卸売業者を決定し、供給を要請します。 不足する場合は、パン、即席めん等について、あらかじめ協力依頼している業界等からの調達及び他都道府県等からの応援により確保します。</p> <p>2 炊き出しの態勢完了以降の段階（3日目以降と想定） (1)～(4) (略)</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>配分</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>飲料水</td> <td>必要量</td> <td>給水状況や住民避難の状況など必要な情報を的確かつ迅速に把握し、応急給水の実施に係る計画を定め、給水体制を確立します。 (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>取得</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	食品	<p>1 ほぼ一定の率をもって常続的に消費されます。</p> <p>2 避難開始当初は備蓄の使用が予想されますが、基本的には避難先地域で計画的に確保します。</p> <p>3 粉ミルク、離乳食及びお粥等のやわらかい食品（アレルギー対応食品を含む。）など、多様な人に配慮した食品確保に努めます。</p>	(略)	(略)	食品	必要量	(略)		取得	<p>1 当初 備蓄食品が洒られ、補給支援体制が整うに従い、弁当、おにぎり等の加工食品を配ります。このため、各業者毎の調達数量を決定し、発注します。 米穀については、精米卸売業者を決定し、供給を要請します。 不足する場合は、パン、即席めん等について、あらかじめ協力依頼している業界等からの調達及び他都道府県等からの応援により確保します。</p> <p>2 炊き出しの態勢完了以降の段階（3日目以降と想定） (1)～(4) (略)</p>		配分	(略)	飲料水	必要量	給水状況や住民避難の状況など必要な情報を的確かつ迅速に把握し、応急給水の実施に係る計画を定め、給水体制を確立します。 (略)		取得	(略)	(略)	(略)	(略)
食品	<p>1 ほぼ一定の率をもって常続的に消費されます。</p> <p>2 避難開始当初は備蓄の使用が予想されますが、基本的には避難先地域で計画的に確保します。</p> <p>3 粉ミルク、離乳食及びお粥等のやわらかい食品（アレルギー対応食品を含む。）など、多様な人に配慮した食品確保に努めます。</p>																							
(略)	(略)																							
食品	必要量	(略)																						
	取得	<p>1 当初 備蓄食品が洒られ、補給支援体制が整うに従い、弁当、おにぎり等の加工食品を配ります。このため、各業者毎の調達数量を決定し、発注します。 米穀については、精米卸売業者を決定し、供給を要請します。 不足する場合は、パン、即席めん等について、あらかじめ協力依頼している業界等からの調達及び他都道府県等からの応援により確保します。</p> <p>2 炊き出しの態勢完了以降の段階（3日目以降と想定） (1)～(4) (略)</p>																						
	配分	(略)																						
飲料水	必要量	給水状況や住民避難の状況など必要な情報を的確かつ迅速に把握し、応急給水の実施に係る計画を定め、給水体制を確立します。 (略)																						
	取得	(略)																						
(略)	(略)	(略)																						
<p>本文/ 第4章 1補給支援 P36</p>	<p>(4) 救援に必要な物資（特定物資）の確保</p>	<p>(略)</p> <p>ア 対象となる商品（特定物資） (法第81条、令第12条)</p> <table border="1"> <tr> <td>特定物資</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4 医療機器 その他衛生用品</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・注射器、メス、聴診器等 (医薬品医療機器等法第2条) ・脱脂綿、ガーゼ、マスク、おむつ等 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>6 被服その他生活必需品</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・外衣（洋服、作業衣、子ども服等）、肌着（シャツ、パンツ等） ・身の回り品（タオル、サンダル、傘等） ・日用品（石けん、歯磨き、バケツ、トイレットペーパー等） ・炊事用具、食器（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、箸、皿等） ・光熱材料（マッチ等） </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>9 その他救援の実施に必要で 内閣総理大臣が定めるもの</td> <td></td> </tr> </table> <p>イ (略)</p> <p>(削除)</p> <p>ウ (略)</p>	特定物資	備考	(略)	(略)	4 医療機器 その他衛生用品	<ul style="list-style-type: none"> ・注射器、メス、聴診器等 (医薬品医療機器等法第2条) ・脱脂綿、ガーゼ、マスク、おむつ等 	(略)	(略)	6 被服その他生活必需品	<ul style="list-style-type: none"> ・外衣（洋服、作業衣、子ども服等）、肌着（シャツ、パンツ等） ・身の回り品（タオル、サンダル、傘等） ・日用品（石けん、歯磨き、バケツ、トイレットペーパー等） ・炊事用具、食器（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、箸、皿等） ・光熱材料（マッチ等） 	(略)	(略)	9 その他救援の実施に必要で 内閣総理大臣 が定めるもの									
特定物資	備考																							
(略)	(略)																							
4 医療機器 その他衛生用品	<ul style="list-style-type: none"> ・注射器、メス、聴診器等 (医薬品医療機器等法第2条) ・脱脂綿、ガーゼ、マスク、おむつ等 																							
(略)	(略)																							
6 被服その他生活必需品	<ul style="list-style-type: none"> ・外衣（洋服、作業衣、子ども服等）、肌着（シャツ、パンツ等） ・身の回り品（タオル、サンダル、傘等） ・日用品（石けん、歯磨き、バケツ、トイレットペーパー等） ・炊事用具、食器（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、箸、皿等） ・光熱材料（マッチ等） 																							
(略)	(略)																							
9 その他救援の実施に必要で 内閣総理大臣 が定めるもの																								
<p>ア 補給品の特性</p> <table border="1"> <tr> <td>食品</td> <td> <p>1 ほぼ一定の率をもって常続的に消費されます。</p> <p>2 避難開始当初は備蓄の使用が予想されますが、基本的には避難先地域で計画的に確保します。</p> <p>(新規)</p> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>イ 各補給品の補給業務</p> <table border="1"> <tr> <td>食品</td> <td>必要量</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>取得</td> <td> <p>1 当初 備蓄食品が洒られ、補給支援体制が整うに従い、弁当、おにぎり等の加工食品を配ります。このため、各業者毎の調達数量を決定し、発注します。 米穀については、鳥取農政事務所と調整して精米卸売業者を決定し、供給を要請します。 不足する場合は、パン、即席めん等について、あらかじめ協力依頼している業界等からの調達及び他都道府県等からの応援により確保します。</p> <p>2 炊き出しの態勢完了以降の段階（3日目以降と想定） (1)～(4) (略)</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>配分</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>飲料水</td> <td>必要量</td> <td>給水状況や住民避難の状況など必要な情報を的確かつ迅速に把握し、応急給水の実施に係る計画を定め、給水態勢を確立します。 (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>取得</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	食品	<p>1 ほぼ一定の率をもって常続的に消費されます。</p> <p>2 避難開始当初は備蓄の使用が予想されますが、基本的には避難先地域で計画的に確保します。</p> <p>(新規)</p>	(略)	(略)	食品	必要量	(略)		取得	<p>1 当初 備蓄食品が洒られ、補給支援体制が整うに従い、弁当、おにぎり等の加工食品を配ります。このため、各業者毎の調達数量を決定し、発注します。 米穀については、鳥取農政事務所と調整して精米卸売業者を決定し、供給を要請します。 不足する場合は、パン、即席めん等について、あらかじめ協力依頼している業界等からの調達及び他都道府県等からの応援により確保します。</p> <p>2 炊き出しの態勢完了以降の段階（3日目以降と想定） (1)～(4) (略)</p>		配分	(略)	飲料水	必要量	給水状況や住民避難の状況など必要な情報を的確かつ迅速に把握し、応急給水の実施に係る計画を定め、給水態勢を確立します。 (略)		取得	(略)	(略)	(略)	(略)		
食品	<p>1 ほぼ一定の率をもって常続的に消費されます。</p> <p>2 避難開始当初は備蓄の使用が予想されますが、基本的には避難先地域で計画的に確保します。</p> <p>(新規)</p>																							
(略)	(略)																							
食品	必要量	(略)																						
	取得	<p>1 当初 備蓄食品が洒られ、補給支援体制が整うに従い、弁当、おにぎり等の加工食品を配ります。このため、各業者毎の調達数量を決定し、発注します。 米穀については、鳥取農政事務所と調整して精米卸売業者を決定し、供給を要請します。 不足する場合は、パン、即席めん等について、あらかじめ協力依頼している業界等からの調達及び他都道府県等からの応援により確保します。</p> <p>2 炊き出しの態勢完了以降の段階（3日目以降と想定） (1)～(4) (略)</p>																						
	配分	(略)																						
飲料水	必要量	給水状況や住民避難の状況など必要な情報を的確かつ迅速に把握し、応急給水の実施に係る計画を定め、給水態勢を確立します。 (略)																						
	取得	(略)																						
(略)	(略)	(略)																						
<p>(略)</p> <p>ア 対象となる商品（特定物資） (法81、令12)</p> <table border="1"> <tr> <td>特定物資</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4 医療機器 その他衛生用品</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・注射器、メス、聴診器等 (薬事法2) ・脱脂綿、ガーゼ、マスク、おむつ等 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>6 被服その他生活必需品</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・外衣（洋服、作業衣、子ども服等）、肌着（シャツ、パンツ等） ・身の回り品（タオル、サンダル、傘等） 日用品（石けん、歯磨き、バケツ、トイレットペーパー等） 炊事用具、食器（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、箸、皿等） 光熱材料（マッチ等） </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>9 その他救援の実施に必要で 厚生労働大臣が定めるもの</td> <td></td> </tr> </table> <p>イ (略)</p> <p>(別冊1 資料編P : 資料18「主要な医薬品・医療機器関係機関」)</p> <p>ウ (略)</p>	特定物資	備考	(略)	(略)	4 医療機器 その他衛生用品	<ul style="list-style-type: none"> ・注射器、メス、聴診器等 (薬事法2) ・脱脂綿、ガーゼ、マスク、おむつ等 	(略)	(略)	6 被服その他生活必需品	<ul style="list-style-type: none"> ・外衣（洋服、作業衣、子ども服等）、肌着（シャツ、パンツ等） ・身の回り品（タオル、サンダル、傘等） 日用品（石けん、歯磨き、バケツ、トイレットペーパー等） 炊事用具、食器（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、箸、皿等） 光熱材料（マッチ等） 	(略)	(略)	9 その他救援の実施に必要で 厚生労働大臣 が定めるもの											
特定物資	備考																							
(略)	(略)																							
4 医療機器 その他衛生用品	<ul style="list-style-type: none"> ・注射器、メス、聴診器等 (薬事法2) ・脱脂綿、ガーゼ、マスク、おむつ等 																							
(略)	(略)																							
6 被服その他生活必需品	<ul style="list-style-type: none"> ・外衣（洋服、作業衣、子ども服等）、肌着（シャツ、パンツ等） ・身の回り品（タオル、サンダル、傘等） 日用品（石けん、歯磨き、バケツ、トイレットペーパー等） 炊事用具、食器（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、箸、皿等） 光熱材料（マッチ等） 																							
(略)	(略)																							
9 その他救援の実施に必要で 厚生労働大臣 が定めるもの																								

本文/ 第4章 2運送 P37		<p>避難住民及び緊急物資の運送については、原則として、県が運送事業者である指定(地方)公共機関を主体に運送契約を締結し、運送手段の一元的運用を行います。</p> <p>正当な理由なく運送が行われない場合、県対策本部長は、指定(地方)公共機関に対し、総合調整を行います。(指定公共機関については、国対策本部長に総合調整を求めます。)</p> <p>(略)</p>	<p>避難住民及び緊急物資の運送については、原則として、県が運送事業者である指定(地方)公共機関を主体に運送契約を締結し、運送手段の一元的運用を行います。</p> <p>正当な理由なく運送が行われない場合、対策本部長は、指定(地方)公共機関に対し、総合調整を行います。(指定公共機関については、国対策本部長に総合調整を求めます。)</p> <p>(略)</p>																									
本文/ 第4章 2運送 P38	(2)運送 手段	<p>(表略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>(表略)</p> <p>(別冊 I 資料編 P : 資料 19 「鉄道、バス、航空機、船舶の営業路線系統図」)</p> <p>(別冊 I 資料編 P : 資料 20 「鉄道、バス、航空機、船舶の運行業者ごとの保有台数と定置場」)</p> <p>(別冊 I 資料編 P : 資料 21 「鉄道、バス、航空機、船舶の運行業者連絡先」)</p>																									
本文/ 第4章 2運送 P38	(4)運送 必要量 の概算	<p>(略)</p> <p>(削除)</p>	<p>(略)</p> <p>(別冊 I 資料編 P : 資料 22 「武力攻撃事態等が発生した場合に住民保護(避難)に大きな影響を与える大規模集客施設」)</p>																									
本文/ 第4章 2運送 P39	(5)運送 に関する 計画	<p>ア 運送計画</p> <p>(7) (略)</p> <p>(イ) 道路使用計画 (略)</p> <div data-bbox="353 584 1032 667" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 使用する道路網、線路の分類、橋梁の等級、その他道路制限、交通検問所、交通情報所</p> <p>2～5 (略)</p> </div> <p>(ウ) 運送実施計画 (略)</p> <div data-bbox="353 724 1016 807" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>5 物資、食品・衛生に関する事項</p> <p>(略)</p> </div> <p>イ 交通規制計画 (略)</p> <div data-bbox="353 865 1016 948" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>3 交通検問所の設置場所、要員・機材等</p> <p>(略)</p> </div> <p>ウ 避難実施要領 (略)</p> <p>なお、作成に当たっては、武力攻撃事態や緊急対処事態等の事態の類型別に作成するとともに、避難行動要支援者への対応、気候・気象(冬季や荒天時の対応)、時間帯(昼間、夜間)、観光客や通勤者への対応、交通状況(渋滞、事故など)等について配慮します。</p> <p>市町村長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、知事(危機管理局)及び警察等関係機関と協議し、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンに基づき、避難実施要領を策定することとされています。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(イ) 避難実施要領における主な規定事項 (略)</p> <table border="1" data-bbox="353 1289 1025 1522"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>規定事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>集合に当たっての留意事項</td> <td>1 (略) 2 避難行動要支援者への配慮事項等 3 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難行動要支援者への対応</td> <td>1 避難行動要支援者への対応方法</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	規定事項	(略)	(略)	集合に当たっての留意事項	1 (略) 2 避難行動要支援者 への配慮事項等 3 (略)	(略)	(略)	避難行動要支援者 への対応	1 避難行動要支援者 への対応方法	(略)	(略)	<p>ア 運送計画</p> <p>(7) (略)</p> <p>(イ) 道路使用計画 (略)</p> <div data-bbox="1099 584 1778 667" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 使用する道路網、移動方向、線路の分類、橋梁の等級、その他道路制限、付帯施設、交通検問所、交通情報所</p> <p>2～5 (略)</p> </div> <p>(ウ) 運送実施計画 (略)</p> <div data-bbox="1099 724 1785 807" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>5 食品・衛生に関する事項</p> <p>(略)</p> </div> <p>イ 交通規制計画 (略)</p> <div data-bbox="1099 865 1785 948" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>3 交通検問所の設置場所、要員・器材等</p> <p>(略)</p> </div> <p>ウ 避難実施要領 (略)</p> <p>なお、作成に当たっては、武力攻撃事態や緊急対処事態等の事態の類型別に作成するとともに、災害時要援護者への対応、気候・気象(冬季や荒天時の対応)、時間帯(昼間、夜間)、観光客や通勤者への対応、交通状況(渋滞、事故など)等について配慮します。</p> <p>市町村長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県(防災局)及び警察等関係機関と協議し、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンに基づき、避難実施要領を策定することとされています。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(イ) 避難実施要領における主な規定事項 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1099 1289 1771 1522"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>規定事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>集合に当たっての留意事項</td> <td>1 (略) 2 要避難援護者への配慮事項等 3 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>災害時要援護者への対応</td> <td>1 災害時要援護者への対応方法</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	規定事項	(略)	(略)	集合に当たっての留意事項	1 (略) 2 要避難援護者 への配慮事項等 3 (略)	(略)	(略)	災害時要援護者 への対応	1 災害時要援護者 への対応方法	(略)	(略)	
項目	規定事項																											
(略)	(略)																											
集合に当たっての留意事項	1 (略) 2 避難行動要支援者 への配慮事項等 3 (略)																											
(略)	(略)																											
避難行動要支援者 への対応	1 避難行動要支援者 への対応方法																											
(略)	(略)																											
項目	規定事項																											
(略)	(略)																											
集合に当たっての留意事項	1 (略) 2 要避難援護者 への配慮事項等 3 (略)																											
(略)	(略)																											
災害時要援護者 への対応	1 災害時要援護者 への対応方法																											
(略)	(略)																											

本文/ 第4章 2運送 P41	(5)運送 に関する 計画	<p>(ウ) 避難行動要支援者の避難支援プラン 市町村及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難行動要支援者に配慮した避難支援プランを定めておくものとします。 知事(危機管理局)は、市町村が避難行動要支援者に関する情報(氏名、住居、情報伝達体制、必要な支援内容、支援者等)を平時から把握する体制を整備するに当たり、県が作成した「災害時要援護者避難対策推進指針」等を基に、市町村の避難支援プラン作成を支援します。</p> <p>エ (略)</p>	<p>(ウ) 災害時要援護者の避難支援プラン 市町村及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ災害時要援護者に配慮した避難支援プランを定めておくものとします。 県(防災局)は、市町村が災害時要援護者に関する情報(氏名、住居、情報伝達体制、必要な支援内容、支援者等)を平時から把握する体制を整備するに当たり、県が作成した「災害時要援護者避難対策推進指針」等を基に、市町村の避難支援プラン作成を支援します。</p> <p>エ (略)</p>	
本文/ 第4章 2運送 P41	(6)運送 の実施	<p>ア (略) イ 交通規制の実施(交通検問所) (略) 警察は、交通規制計画に基づき、交通検問所を設置します。 (略) ウ (略)</p>	<p>ア (略) イ 交通規制の実施(交通検問所) (略) 警察と県(県土整備部)は、交通規制計画に基づき、交通検問所を設置します。 (略) ウ (略)</p>	
本文/ 第4章 2運送 P41	(7) 避難行動要支援者 の運送	<p>(7) 避難行動要支援者の運送 ア 運送の実施 知事(福祉保健部、地域振興部)は、県があらかじめ定める避難行動要支援者の避難に係る基準に基づき、重篤患者など特別の運送方法を必要とする人の運送を一元的に行います。 イ 運送の手続 知事(福祉保健部、地域振興部)は、市町村の状況に基づき、避難行動要支援者の避難に係る計画を作成するとともに、運送中に必要な衛生資材、応急治療等を準備します。 市町村は、運送対象者を避難行動要支援者の運送に係る基準により、医師の意見を聞くなどして決定し、避難行動要支援者の運送に係る計画に示された地点まで運送するものとします。 ウ 運送の方法 運送は、①車両、列車等による地上運送、②船舶による海上運送、③航空機による航空運送により実施します。 この際、事態の状況、患者の状態、地形・気象、運送網の状態、運送機関の特性等を検討し、病状への影響が少なく、最も安全、迅速、快適かつ効率的な運送を行います。</p>	<p>(7) 災害時要援護者の運送 ア 運送の実施 県(福祉保健部、文化観光局)は、県があらかじめ定める災害時要援護者の避難に係る基準に基づき、重篤患者など特別の運送方法を必要とする人の運送を一元的に行います。 イ 運送の手続 県(福祉保健部、文化観光局)は、市町村の状況に基づき、災害時要援護者の避難に係る計画を作成するとともに、運送中に必要な衛生資材、応急治療等を準備します。 市町村は、運送対象者を災害時要援護者の運送に係る基準により、医師の意見を聞くなどして決定し、災害時要援護者の運送に係る計画に示された地点まで運送するものとします。 ウ 運送の方法 運送は、①車両、列車等による地上運送、②船舶による海上運送、③航空機による航空運送(美保飛行場に限定)により実施します。 この際、事態の状況、患者の状態、地形・気象、運送網の状態、運送機関の特性等を検討し、病状への影響が少なく、最も安全、迅速、快適かつ効率的な運送を行います。</p>	
本文/ 第4章 3衛生 P42	(1)衛生 支援組 織の構 成	<p>ア 構成 衛生支援組織は、臨時医療施設及び病院等医療機関をもって構成します。 イ・ウ (略)</p>	<p>ア 衛生支援組織は、臨時医療施設及び病院等医療機関をもって構成します。 イ・ウ (略)</p>	
本文/ 第4章 3衛生 P42	(2) 治療、搬 送	<p>ア (略) イ 搬送 (略) (削除)</p>	<p>ア (略) イ 搬送 (略) (別冊Ⅰ 資料編P : 資料23「患者運送に必要な車両、保有台数及び医療機関等」)</p>	
本文/ 第4章 3衛生 P43	(3)防疫	<p>ア (略) イ 防疫体制 (7)予防 適切な健康管理、特に環境衛生業務の実施及び個人衛生の徹底並びに防疫情報の収集、その他の確かな予防措置によりその発生を未然に防止します。 (イ)拡大防止 初動を重視して、病原体検査、消毒、隔離及び診療等の手段を尽くしてまん延を防止します。 ウ (略)</p>	<p>ア (略) イ 防疫体制 (7)予防 適切な健康管理、特に環境衛生業務の実施及び個人衛生の徹底並びに防疫情報の収集、その他の確かな予防措置によりその発生を未然に防止します。 (イ)拡大防止 初動を重視して、病原体検索、消毒、隔離及び診療等の手段を尽くしてまん延を防止します。 ウ (略)</p>	

<p>本文/ 第4章 3衛生 P43</p>	<p>(4) 医療 の確保</p>	<p>ア 医療関係者への医療実施の要請等 (7) 医療実施の要請 (略)</p> <table border="1" data-bbox="320 161 1003 245"> <tr> <td data-bbox="320 161 524 245"> <p>医療関係者 (法第85条、令第18条)</p> </td> <td data-bbox="535 161 1003 245"> <p>医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、 准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学 技士、救急救命士、歯科衛生士</p> </td> </tr> </table> <p>(イ)・(ウ) (略) イ (略) ウ 指定(地方)公共機関の医療業務 医療機関である指定(地方)公共機関は医療業務を行うこととされています。また、指定(地方)公共機関は、あらかじめ定めた自らの業務計画に基づき医療業務を行うものとします。 <u>削除</u> <u>削除</u></p>	<p>医療関係者 (法第85条、令第18条)</p>	<p>医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、 准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学 技士、救急救命士、歯科衛生士</p>	<p>ア 医療関係者への医療実施の要請等 (7) 医療実施の要請 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1066 161 1749 245"> <tr> <td data-bbox="1066 161 1225 245"> <p>医療関係者 (法85、令18)</p> </td> <td data-bbox="1236 161 1749 245"> <p>医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護 師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救 命士、歯科衛生士</p> </td> </tr> </table> <p>(イ)・(ウ) (略) イ (略) ウ 医療機関である指定公共機関は医療業務を行うこととされています。また、指定地 方公共機関は、あらかじめ定めた自らの業務計画に基づき医療業務を行うものとしま す。 <u>(別冊 I 資料編 P : 資料 24 「災害時における医療関係機関一覧」)</u> <u>(別冊 I 資料編 P : 資料 25 「災害用衛星携帯電話設置機関一覧(医療関係)」)</u></p>	<p>医療関係者 (法85、令18)</p>	<p>医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護 師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救 命士、歯科衛生士</p>	
<p>医療関係者 (法第85条、令第18条)</p>	<p>医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、 准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学 技士、救急救命士、歯科衛生士</p>							
<p>医療関係者 (法85、令18)</p>	<p>医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護 師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救 命士、歯科衛生士</p>							
<p>本文/ 第4章 3衛生 P44</p>	<p>(5) 健康 管理</p>	<p>ア メンタルヘルスケア 知事(福祉保健部)は、ソーシャルワーカーと心理学者の混成によるメンタルヘル スケア対応チームを編成し、避難住民や国民保護措置を実施する者のメンタルヘルス ケアを実施します。 イ (略)</p>	<p>ア メンタルヘルスケア 県(福祉保健部)は、ソーシャルワーカーと心理学者の混成によるメンタルヘルスケ ア対応チームを編成し、避難住民や国民保護措置を実施する者のメンタルヘルスケア を実施します。 イ (略)</p>					
<p>本文/ 第4章 3衛生 P44</p>	<p>(6) 廃棄 物処理 業の許 可の特 例</p>	<p>ア 廃棄物の収集等の発注 知事(生活環境部)は、特例地域(※1)においては、廃棄物処理法の規定(※2) にかかわらず、当該規定による許可を受けていない者に、特例基準(※3)により、 廃棄物の収集、運搬又は処分を発注します(法第124条第3項) イ 特例基準に適合しない廃棄物の収集等への措置 知事(生活環境部)は、廃棄物の収集・運搬・処分業者により特例基準に適合しな い廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、期限を定めて、当該廃棄物の収集、 運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を指示します。(法第124条第4項) ※1 特例地域＝廃棄物の処理を迅速に行わなければならない地域として環境大臣が 指定した地域(法第124条第1項) ※2 廃棄物処理法の規定＝廃棄物処理法第7条第1項本文、第6項本文、第14条第 1項本文、第6項本文、第14条の4第1項本文、第6項本文の規定 ※3 特例基準＝特例地域において適用する廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準 並びに廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準として 環境大臣が定めた基準(法第124条第2項) ウ 廃棄物処理対策 県は、地域防災計画の定めに基づいて、「災害廃棄物対策指針」(平成26年環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部(作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整 備します。 (7) (略) (4) 県は、被害状況から判断して区域内での広域的な応援による処理が困難と見込ま れる場合は、国の協力を得つつ、被災していない他の都道府県に対し、応援の要請 を行います。</p>	<p>ア 知事(生活環境部)は、特例地域(※1)においては、廃棄物処理法の規定(※2) にかかわらず、当該規定による許可を受けていない者に、特例基準(※3)により、 廃棄物の収集、運搬又は処分を発注します(法124③) イ 知事(生活環境部)は、廃棄物の収集・運搬・処分業者により特例基準に適合しな い廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、期限を定めて、当該廃棄物の収集、 運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を指示します。(法124④) ※1 特例地域＝廃棄物の処理を迅速に行わなければならない地域として環境大臣が 指定した地域(法124①) ※2 廃棄物処理法の規定＝廃棄物処理法第7条第1項本文、第6項本文、第14条第 1項本文、第6項本文、第14条の4第1項本文、第6項本文の規定 ※3 特例基準＝特例地域において適用する廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準 並びに廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準として 環境大臣が定めた基準(法124②) ウ 廃棄物処理対策 県は、地域防災計画の定めに基づいて、「震災廃棄物対策指針」(平成10年厚生省 生活衛生局(作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備します。 (7) (略) (4) 県は、被害状況から判断して区域内での広域的な応援による処理が困難と見込ま れる場合は、国の協力を得つつ、被災していない他の都道府県に対し、応援の要求 を行います。</p>					
<p>本文/ 第4章 4施設 P45</p>	<p>(2) 土地</p>	<p>ア 目的 知事(各部局)は、避難住民の収容施設や臨時医療施設に必要な土地、建物などを、 原則、占有者等の同意を得て、使用します。 イ・ウ (略)</p>	<p>ア 目的 知事(県土整備部)は、避難住民の収容施設や臨時医療施設に必要な土地、建物など を、原則、占有者等の同意を得て、使用します。 イ・ウ (略)</p>					

<p>本文/ 第4章 4施設 P46</p>	<p>(3)避難 施設の 指定、 管理</p>	<p>ア 避難施設の指定 知事(危機管理局)は、あらかじめ管理者の文書等による同意を得て、避難施設を指定し、避難施設を確保します。 指定にあたっては、市町村と協力するとともに、市町村の地域防災計画で指定された避難施設を活用します。</p> <p>イ 避難施設に備えるべき要件等</p> <table border="1" data-bbox="322 244 1016 751"> <thead> <tr> <th>要件</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>公共性 地域性</td> <td>① 公共施設 避難施設は、いつでも容易に避難施設として活用できることと、付近住民により認知されていることが必要であるので、公共的施設等(学校、公民館等)を優先的に活用する。 ② その他施設 その他施設の活用にあたっては、自治会、学区等を単位とする。 ③ 地域性 交通の便がよく、車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所とする。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>① トイレ、入浴施設、給食設備、バリアフリー化の状況等に留意する。 ② 大型車両のアクセスの可否、非常用電源の有無、NTT回線以外の通信施設の有無、地下施設の有無、備蓄の有無等を調査する。</td> </tr> </tbody> </table>	要件	内容	(略)	(略)	公共性 地域性	① 公共施設 避難施設は、いつでも容易に避難施設として活用できることと、付近住民により認知されていることが必要であるので、 公共的施設等 (学校、公民館等)を優先的に活用する。 ② その他施設 その他施設の活用にあたっては、自治会、学区等を単位とする。 ③ 地域性 交通の便がよく、車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所とする。	(略)	(略)	その他	① トイレ、入浴施設、給食設備、バリアフリー化の状況等に留意する。 ② 大型車両のアクセスの可否、非常用電源の有無、NTT回線以外の通信施設の有無、地下施設の有無、備蓄の有無等を調査する。	<p>ア 避難施設の指定 知事(防災局)は、あらかじめ管理者の文書等による同意を得て、避難施設を指定し、避難施設を確保します。 指定にあたっては、市町村と協力するとともに、市町村の地域防災計画で指定された避難施設を活用します。</p> <p>イ 避難施設に備えるべき要件等</p> <table border="1" data-bbox="1068 244 1785 751"> <thead> <tr> <th>要件</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>公共性 地域性</td> <td>① 公共施設 避難施設は、いつでも容易に避難施設として活用できることと、付近住民により認知されていることが必要であるので、公共的施設等(学校、公民館等)を優先的に活用する。 ② その他施設 その他施設の活用にあたっては、自治会、学区等を単位とする。 ③ 交通の便がよく、車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にあること。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>① トイレ、入浴施設、給食設備、バリアフリー化の状況等に留意します。 ② 大型車両のアクセスの可否、非常用電源の有無、NTT回線以外の通信施設の有無、地下施設の有無、備蓄の有無等を調査します。</td> </tr> </tbody> </table>	要件	内容	(略)	(略)	公共性 地域性	① 公共施設 避難施設は、いつでも容易に避難施設として活用できることと、付近住民により認知されていることが必要であるので、 公共的施設等 (学校、公民館等)を優先的に活用する。 ② その他施設 その他施設の活用にあたっては、自治会、学区等を単位とする。 ③ 交通の便がよく、車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所 にあること 。	(略)	(略)	その他	① トイレ、入浴施設、給食設備、バリアフリー化の状況等に留意 します 。 ② 大型車両のアクセスの可否、非常用電源の有無、NTT回線以外の通信施設の有無、地下施設の有無、備蓄の有無等を調査 します 。	
要件	内容																							
(略)	(略)																							
公共性 地域性	① 公共施設 避難施設は、いつでも容易に避難施設として活用できることと、付近住民により認知されていることが必要であるので、 公共的施設等 (学校、公民館等)を優先的に活用する。 ② その他施設 その他施設の活用にあたっては、自治会、学区等を単位とする。 ③ 地域性 交通の便がよく、車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所とする。																							
(略)	(略)																							
その他	① トイレ、入浴施設、給食設備、バリアフリー化の状況等に留意する。 ② 大型車両のアクセスの可否、非常用電源の有無、NTT回線以外の通信施設の有無、地下施設の有無、備蓄の有無等を調査する。																							
要件	内容																							
(略)	(略)																							
公共性 地域性	① 公共施設 避難施設は、いつでも容易に避難施設として活用できることと、付近住民により認知されていることが必要であるので、 公共的施設等 (学校、公民館等)を優先的に活用する。 ② その他施設 その他施設の活用にあたっては、自治会、学区等を単位とする。 ③ 交通の便がよく、車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所 にあること 。																							
(略)	(略)																							
その他	① トイレ、入浴施設、給食設備、バリアフリー化の状況等に留意 します 。 ② 大型車両のアクセスの可否、非常用電源の有無、NTT回線以外の通信施設の有無、地下施設の有無、備蓄の有無等を調査 します 。																							

<p>本文/ 第4章 4施設 P47</p>	<p>(3)避難施設の指定、管理</p> <p>ウ 避難施設指定の手順</p>  <p>消防庁避難施設データベース</p> <p>鳥取県危機管理局</p> <p>市町村</p> <p>避難施設管理者</p> <p>①候補施設一覧表提出 ②審査、避難施設指定 ④確認の上送達 ⑤審査、届出完了通知</p> <p>候補施設の選定へ協力 ②避難施設指定連絡 ④避難施設改廃等の届出 ⑤届出完了の連絡</p> <p>指定の要領</p> <p>① 知事（危機管理局）は、避難施設の候補地の選定について市町村に協力を求めることとします。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 指定を行った施設について、消防庁に報告し、消防庁避難施設データベースを修正し、有事の際の情報の共有化に努めます。</p> <p>④ 避難施設として指定を受けた施設管理者は、政令に定める重要な変更を加えようとするときは、当該施設を有する市町村長を通じて、知事（危機管理局）に届け出ます。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 施設の重要な変更が行われた場合は、更新があった施設の情報を消防庁に報告し、消防庁避難施設データベースを修正し、市町村へ情報を提供します。</p> <table border="1" data-bbox="481 802 936 895"> <tr> <td>消防庁避難施設データベースに盛り込むべき標準的項目</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	消防庁避難施設データベースに盛り込むべき標準的項目	(略)	<p>ウ 避難施設指定の手順</p>  <p>鳥取県防災局</p> <p>市町村</p> <p>避難施設管理者</p> <p>①候補施設一覧表提出 ②審査、避難施設指定 ④確認の上送達 ⑤審査、届出完了通知</p> <p>候補施設の選定へ協力 ②避難施設指定連絡 ④避難施設改廃等の届出 ⑤届出完了の連絡</p> <p>指定の要領</p> <p>① 知事（防災局）は、避難施設の候補地の選定について市町村に協力を求めることとします。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 指定を行った施設について、消防庁が別途作成予定のDB（データベース）に登録し、有事の際の情報の共有化につとめます。</p> <p>④ 避難施設として指定を受けた施設管理者は、政令に定める重要な変更を加えようとするときは、当該施設を有する市町村長を通じて、知事（防災局）に届け出ます。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 施設の重要な変更が行われた場合は、更新があった施設の情報を消防庁が別途作成予定のDBに修正登録し、市町村へ情報を提供します。</p> <table border="1" data-bbox="1234 802 1765 879"> <tr> <td>避難施設データベースに盛り込むべき標準的項目（案）</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	避難施設データベースに盛り込むべき標準的項目（案）	(略)	
消防庁避難施設データベースに盛り込むべき標準的項目							
(略)							
避難施設データベースに盛り込むべき標準的項目（案）							
(略)							
<p>本文/ 第4章 4施設 P49</p>	<p>(3)避難施設の指定、管理</p> <p>エ 避難施設の管理</p> <p>知事（危機管理局）は、避難施設の改廃等の状況を管理します。指定された施設の管理者は、施設の維持と管理に努め、次の場合は変更に関する届出を行います。</p> <p>(7)～(イ) (略)</p> <p>オ 避難施設指定・改廃の通知</p> <p>知事（危機管理局）は、避難施設を指定、変更した時は市町村、消防局及び警察本部にその旨を通知します。</p> <p>カ 避難施設の安全と運営方法の確保</p> <p>(7)避難施設の消防基準</p> <p>知事（危機管理局）は、消防法に準拠して、臨時的収容施設や医療施設についての消防に関する基準を定めます。（法第89条）</p> <p>(イ)避難施設の管理運営</p> <p>知事（福祉保健部）は、その他臨時的収容施設等における災害を防止し、及び公共の安全を確保するため、「避難施設管理運営指針及びマニュアル」を整備します。</p>	<p>エ 避難施設の管理</p> <p>知事（防災局）は、避難施設の改廃等の状況を管理します。指定された施設の管理者は、施設の維持と管理に努め、次の場合は変更に関する届出を行います。</p> <p>(7)～(イ) (略)</p> <p>オ 避難施設指定・改廃の通知</p> <p>知事（防災局）は、避難施設を指定、変更した時は市町村、消防局及び警察本部にその旨を通知します。</p> <p>カ 避難施設の安全と運営方法の確保</p> <p>(7)避難施設の消防基準</p> <p>知事（防災局）は、消防法に準拠して、臨時的収容施設や医療施設についての消防に関する基準を定めます。（法89）</p> <p>(イ)避難施設の管理運営</p> <p>知事（福祉保健部）は、その他臨時的収容施設等における災害を防止し、及び公共の安全を確保するため、「避難施設管理運営指針及びマニュアル」を作成します。</p>					

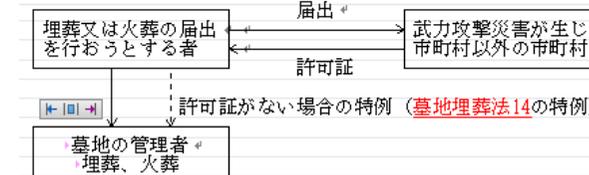
<p>本文/ 第4章 4施設 P49</p>	<p>(4)復旧 等</p>	<p>ア 応急復旧(法第139条) (ア)・(イ) (略) (ウ) ライフライン施設の応急の復旧 県が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握し、応急の復旧のための措置を講ずるとともに、水道、電気、ガス、通信等のライフライン事業者である市町村及び指定(地方)公共機関の応急の復旧を支援します。 (エ) 運送路、運送施設の応急の復旧 (略) 県対策本部長は、広域的な避難住民の運送等を行うための運送路を優先的に確保するために必要となる応急の復旧のための措置が講じられるよう、必要に応じ総合調整を行います。 (オ) 応急復旧の支援 (法140条) 県は、応急復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、国に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求めます。 また、市町村長、指定(地方)公共機関から県に支援の求めがあった場合は、できる限り支援を行います。 イ 復旧 武力攻撃災害によって被害が生じた施設について、その機能を完全に服するため実施する事業です。(法第141条) 基本的に武力攻撃終了後、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとされており、国が示す国全体としての方針に基づいて実施します。</p>	<p>ア 応急復旧(法139) (ア)・(イ) (略) (ウ) ライフライン施設の応急の復旧 県が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握し、応急の復旧のための措置を講ずるとともに、水道、電気、ガス、通信等のライフライン事業者である市町村及び指定地方公共機関の応急の復旧を支援します。 (エ) 運送路、運送施設の応急の復旧 (略) 対策本部長は、広域的な避難住民の運送等を行うための運送路を優先的に確保するために必要となる応急の復旧のための措置が講じられるよう、必要に応じ総合調整を行います。 (オ) 応急復旧の支援 (法140) 県は、応急復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、国に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求めます。 また、市町村長、指定地方公共機関から県に支援の求めがあった場合は、できる限り支援を行います。 イ 復旧 武力攻撃災害によって被害が生じた施設について、その機能を完全に服するため実施する事業です。(法141) 基本的に武力攻撃終了後、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとされており、国が示す国全体としての方針に基づいて実施します。</p>	
<p>本文/ 第4章 5財政措置等 P50</p>	<p>(1)予算</p>	<p>ア～ウ (略) エ 予算措置 予算措置が必要な場合には予算編成を行い、県議会の議決を得ます。</p>	<p>ア～ウ (略) エ 予算措置が必要な場合には予算編成を行い、県議会の議決を得ます。</p>	
<p>本文/ 第4章 5財政措置等 P50</p>	<p>(2)財務 会計 に関 する 事項</p>	<p>ア 出納及び物品購入 国民保護措置の実施に要する費用の出納及び物品の購入については、会計規則及び物品事務取扱規則に基づき迅速に事務処理を行います。 イ 支払い手続き等 緊急時の支払手続き等については、あらかじめ検討します。 (削除)</p>	<p>ア 国民保護措置の実施に要する費用の出納及び物品の購入については、会計規則及び物品事務取扱規則に基づき迅速に事務処理を行います。 イ 緊急時の支払手続き等については、あらかじめ検討します。 <u>(別冊 I 資料編P : 資料26「緊急時の契約手続き等について(案)」)</u></p>	
<p>本文/ 第4章 5財政措置等 P50</p>	<p>(3)公的 徴収 金の 減免 措置</p>	<p>ア 被災者に対する県税の徴収猶予及び減免の措置 県は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、県税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延長並びに県税(延滞金を含む。)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施します。 イ・ウ (略)</p>	<p>ア 被災者に対する県税の徴収猶予及び減免の措置 県は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、県税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延長並びに県税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施します。 イ・ウ (略)</p>	

<p>本文/ 第4章 5財政措置等 P50</p>	<p>(4) 損失補償等</p>	<p>ア 損失補償 県は、知事が以下の処分を行ったときは、当該処分により通常生ずべき損失を補償します。(法第159条第1項)</p> <table border="1" data-bbox="322 161 1028 485"> <thead> <tr> <th>処分</th> <th>処分の根拠規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定物資の取用</td> <td>法第81条第2項</td> </tr> <tr> <td>特定物資の保管命令</td> <td>法第81条第3項</td> </tr> <tr> <td>土地等の使用</td> <td>法第82条</td> </tr> <tr> <td>応急公用負担等</td> <td>法第113条第3項(同条第1項に係る部分に限る。) 法第113条第5項(同条第1項に係る部分に限る。)において準用する災対法第64条第7項・第8項</td> </tr> <tr> <td>車両その他の物件の破損</td> <td>法第155条第2項において準用する災対法第76条の3第2項後段(同条第3項又は第4項において準用する場合を含む。)</td> </tr> </tbody> </table>	処分	処分の根拠規定	特定物資の取用	法第81条第2項	特定物資の保管命令	法第81条第3項	土地等の使用	法第82条	応急公用負担等	法第113条第3項(同条第1項に係る部分に限る。) 法第113条第5項(同条第1項に係る部分に限る。)において準用する災対法第64条第7項・第8項	車両その他の物件の破損	法第155条第2項において準用する災対法第76条の3第2項後段(同条第3項又は第4項において準用する場合を含む。)	<p>ア 県は、知事が以下の処分を行ったときは、当該処分により通常生ずべき損失を補償します。(法159①)</p> <table border="1" data-bbox="1068 161 1787 480"> <thead> <tr> <th>処分</th> <th>処分の根拠規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定物資の取用</td> <td>法81②</td> </tr> <tr> <td>特定物資の保管命令</td> <td>法81③</td> </tr> <tr> <td>土地等の使用</td> <td>法82</td> </tr> <tr> <td>応急公用負担等</td> <td>法113③(同条①に係る部分に限る。) 法113⑤(同条①に係る部分に限る。)において準用する災対法64⑦、⑧</td> </tr> <tr> <td>車両その他の物件の破損</td> <td>法155②において準用する災対法76の3②後段(同条③又は④において準用する場合を含む。)</td> </tr> </tbody> </table>	処分	処分の根拠規定	特定物資の取用	法81②	特定物資の保管命令	法81③	土地等の使用	法82	応急公用負担等	法113③(同条①に係る部分に限る。) 法113⑤(同条①に係る部分に限る。)において準用する災対法64⑦、⑧	車両その他の物件の破損	法155②において準用する災対法76の3②後段(同条③又は④において準用する場合を含む。)	
処分	処分の根拠規定																											
特定物資の取用	法第81条第2項																											
特定物資の保管命令	法第81条第3項																											
土地等の使用	法第82条																											
応急公用負担等	法第113条第3項(同条第1項に係る部分に限る。) 法第113条第5項(同条第1項に係る部分に限る。)において準用する災対法第64条第7項・第8項																											
車両その他の物件の破損	法第155条第2項において準用する災対法第76条の3第2項後段(同条第3項又は第4項において準用する場合を含む。)																											
処分	処分の根拠規定																											
特定物資の取用	法81②																											
特定物資の保管命令	法81③																											
土地等の使用	法82																											
応急公用負担等	法113③(同条①に係る部分に限る。) 法113⑤(同条①に係る部分に限る。)において準用する災対法64⑦、⑧																											
車両その他の物件の破損	法155②において準用する災対法76の3②後段(同条③又は④において準用する場合を含む。)																											
<p>本文/ 第4章 5財政措置等 P51</p>	<p>(4) 損失補償等</p>	<p>イ 医療関係者への弁償 県は、知事の医療実施の要請(法第85条第1項)、指示(同条第2項)により医療を行う医療関係者に対して、その実費を弁償します。(法第159条第2項)</p>	<p>イ 県は、知事の医療実施の要請(法85①)、指示(同条②)により医療を行う医療関係者に対して、その実費を弁償します。(法160②)</p>																									
<p>本文/ 第4章 5財政措置等 P51</p>	<p>(5) 損害補償</p>	<p>ア 協力者への損害補償 県は、知事、県職員等から以下の要請を受けて国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力をした者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、その者又はその者の遺族、被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償します。(法第160条第1項)</p> <table border="1" data-bbox="322 762 1003 970"> <thead> <tr> <th>協力</th> <th>協力要請の根拠規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難住民の誘導への協力</td> <td>法第70条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)</td> </tr> <tr> <td>救援への協力</td> <td>法第80条第1項</td> </tr> <tr> <td>消火、負傷者の搬送 被災者の救助等への協力</td> <td>法第115条第1項</td> </tr> <tr> <td>保健衛生の確保の協力</td> <td>法第123条第1項</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 医療関係者への損害補償 県は、知事の医療実施の要請(法第85条第1項)、指示(同条第2項)により医療を行う医療関係者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、その者又はその者の遺族、被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償します。(法第160条第2項)</p>	協力	協力要請の根拠規定	避難住民の誘導への協力	法第70条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)	救援への協力	法第80条第1項	消火、負傷者の搬送 被災者の救助等への協力	法第115条第1項	保健衛生の確保の協力	法第123条第1項	<p>ア 県は、知事、県職員等から以下の要請を受けて国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力をした者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、その者又はその者の遺族、被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償します。(法160①)</p> <table border="1" data-bbox="1068 762 1749 970"> <thead> <tr> <th>協力</th> <th>協力要請の根拠規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難住民の誘導への協力</td> <td>法70①(同条③において準用する場合を含む。)</td> </tr> <tr> <td>救援への協力</td> <td>法80①</td> </tr> <tr> <td>消火、負傷者の搬送 被災者の救助等への協力</td> <td>法115①</td> </tr> <tr> <td>保健衛生の確保の協力</td> <td>法123①</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 県は、知事の医療実施の要請(法85①)、指示(同条②)により医療を行う医療関係者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、その者又はその者の遺族、被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償します。(法160②)</p>	協力	協力要請の根拠規定	避難住民の誘導への協力	法70①(同条③において準用する場合を含む。)	救援への協力	法80①	消火、負傷者の搬送 被災者の救助等への協力	法115①	保健衛生の確保の協力	法123①					
協力	協力要請の根拠規定																											
避難住民の誘導への協力	法第70条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)																											
救援への協力	法第80条第1項																											
消火、負傷者の搬送 被災者の救助等への協力	法第115条第1項																											
保健衛生の確保の協力	法第123条第1項																											
協力	協力要請の根拠規定																											
避難住民の誘導への協力	法70①(同条③において準用する場合を含む。)																											
救援への協力	法80①																											
消火、負傷者の搬送 被災者の救助等への協力	法115①																											
保健衛生の確保の協力	法123①																											
<p>本文/ 第4章 5財政措置等 P51</p>	<p>(6) 総合調整及び指示に係る損失の補てん</p>	<p>県は、総合調整(※1)又は指示(※2)に基づく措置の実施に当たって市町村、指定(地方)公共機関が損失を受けたときは、その損失を補てんします。(当該市町村、指定(地方)公共機関の責めに帰すべき事由による損失を除きます。) ※1 総合調整=県対策本部長の総合調整(法第29条第1項) ※2 指示=知事の指示(法第67条第2項(法第69条第2項において準用する場合を含む。)、法第73条第2項(法第79条第2項において準用する場合を含む。))</p>	<p>県は、総合調整(※1)又は指示(※2)に基づく措置の実施に当たって市町村、指定(地方)公共機関が損失を受けたときは、その損失を補てんします。(当該市町村、指定(地方)公共機関の責めに帰すべき事由による損失を除きます。) ※1 総合調整=対策本部長の総合調整(法29①) ※2 指示=知事の指示(67②(69②)において準用する場合を含む。)、73②(79②)において準用する場合を含む。)</p>																									

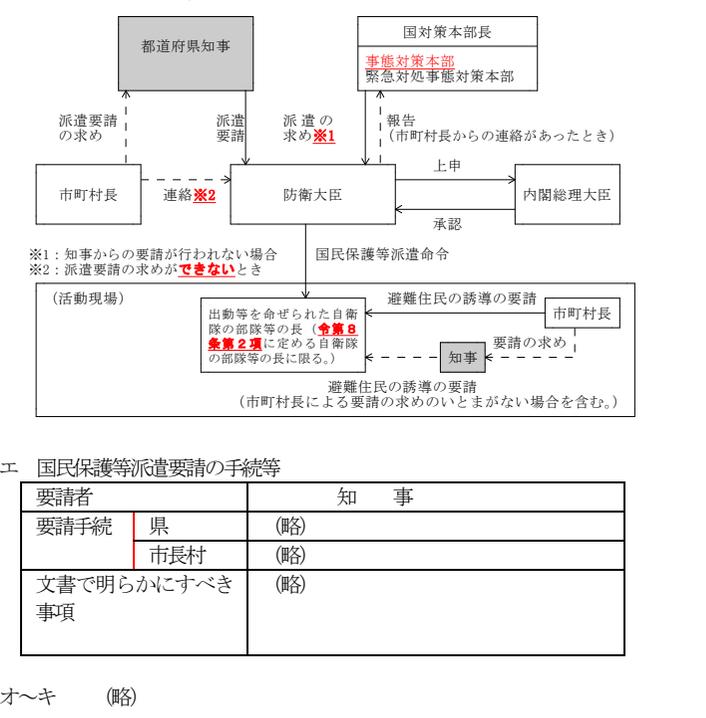
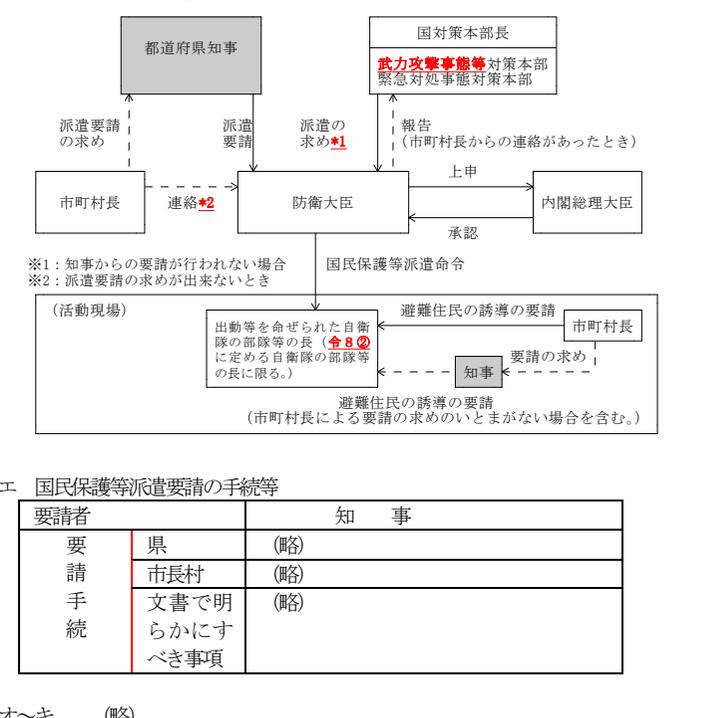
<p>本文/ 第4章 5 財政措置等 P51</p>	<p>(7) 国民保護措置に要する費用の支弁等</p> <p>ア 国民の保護のための措置等に要する費用の支弁 県は、国民保護措置その他国民保護法に基づいて実施する措置のうち、その実施について県が責任を有するものに要する費用を支弁します。(法令に特別の定めがある場合を除く。)(法第164条)</p> <p>イ 他の地方公共団体の長等の応援に要する費用の支弁 (7) 他の地方公共団体の長等の応援 (法第12条第1項、第17条第1項、第18条第1項、第86条、第119条) を受けたときは、当該応援に要した費用を支弁します。(法第165条第1項) ただし、当該費用を支弁するいとまがないときは、応援をする他の地方公共団体の長等の属する地方公共団体に対し、当該費用を一時的に立て替えて支弁することができます。(法第165条第2項)</p> <p>(4) 他の地方公共団体の長等を応援 (法第12条第1項、第17条第1項、第18条第1項、第86条、第119条) したときは、当該応援に要した費用の支弁を請求します。(法第165条第1項) ただし、相手方の求めを受けたときは、当該費用を一時的に立て替えて支弁します。(法第165条第2項)</p> <p>ウ 知事が市町村長の措置を代行した場合の費用の支弁 知事が市町村長の措置を代行 (法第14条) した場合、当該市町村が根拠的あるいは事務的に支払を行うことが困難な状態にあるときは、次の費用については県が支弁します。(法第166条)</p> <p>(7) 知事が代行を行う前に当該市町村の実施した国民の保護のための措置に要する費用 (4) 他の市町村長が応援のために負担した費用</p> <p>エ 市町村長が救援の事務を行う場合の費用の支弁 県は、知事が救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととしたとき (法第76条第1項) は、当該市町村長による救援の実施に要する費用を支弁します。(法第167条第1項) ただし、知事は、救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととしたとき、又は都道府県が救援の実施に要する費用を支弁するいとまがないときは、救援を必要とする避難住民等の所在地の市町村に救援の実施に要する費用を一時的に立て替えて支弁させることができます。(法第167条第2項)</p>	<p>ア 国民の保護のための措置等に要する費用の支弁 県は、国民保護措置その他国民保護法に基づいて実施する措置のうち、その実施について県が責任を有するものに要する費用を支弁します。(法令に特別の定めがある場合を除く。)(法164)</p> <p>イ 他の地方公共団体の長等の応援に要する費用の支弁 (7) 他の地方公共団体の長等の応援 (法12①、17①、18①、86、119) を受けたときは、当該応援に要した費用を支弁します。(法165①) ただし、当該費用を支弁するいとまがないときは、応援をする他の地方公共団体の長等の属する地方公共団体に対し、当該費用を一時的に立て替えて支弁することができます。(法165②)</p> <p>(4) 他の地方公共団体の長等を応援 (法12①、17①、18①、86、119) したときは、当該応援に要した費用を支弁を請求します。(法165①) ただし、相手方の求めを受けたときは、当該費用を一時的に立て替えて支弁します。(法165②)</p> <p>ウ 知事が市町村長の措置を代行した場合の費用の支弁 知事が市町村長の措置を代行 (法14) した場合、当該市町村が根拠的あるいは事務的に支払を行うことが困難な状態にあるときは、次の費用については県が支弁します。(法166)</p> <p>(7) 知事が代行を行う前に当該市町村の実施した国民の保護のための措置に要する費用 (4) 他の市町村長が応援のために負担した費用</p> <p>エ 市町村長が救援の事務を行う場合の費用の支弁 県は、知事が救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととしたとき (法76①) は、当該市町村長による救援の実施に要する費用を支弁します。(法167①) ただし、知事は、救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととしたとき、又は都道府県が救援の実施に要する費用を支弁するいとまがないときは、救援を必要とする避難住民等の所在地の市町村に救援の実施に要する費用を一時的に立て替えて支弁させることができます。(法167)</p>	
--	--	---	--

<p>本文/ 第4章 6 備蓄、救援物 資 P53</p>	<p>(1)備蓄</p>	<p>ア 備蓄の基本的考え方 避難施設での炊出し等の体制が整うまでの間を3日間と想定し、その間は知事(危機管理庁、農林水産部)及び市町村の備蓄又は調達する食品等を支給するものとし ます。 運送が可能となった以降は、原則として米飯による炊出し等を行うとともに、被災者の多様な食品需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達体制についても整備します。 また、事業所等や各家庭において、3日間の食品等を備蓄するよう啓発します。</p> <p>イ 備蓄の要領 被害想定に基づく避難住民数と避難期間及び県内への避難住民受入容量を適切に見積もり、必要な備蓄量と方法に関する方針を定め、備蓄計画を定め、計画的に備蓄 します。 県と市町村が連携備蓄している物資、資材は、知事(危機管理庁)が一元的に運用 します。 (略)</p> <table border="1" data-bbox="338 496 943 810"> <tr> <td data-bbox="338 496 465 810"> <p>県 市町村(2を 除く)</p> </td> <td data-bbox="465 496 943 810"> <p>1 (略) 2 (略) 3 食生活の多様化や高齢者等に配慮した食品の供給 を図るため、これまで備蓄してきた乾パンに加え、 今後は、クラッカー、レトルト食品や粉ミルク、 離乳食及びお粥等のやわらかい食品(アレルギー対 応食品を含む。)も備蓄します。 4 (略)</p> </td> </tr> </table> <p>ウ (略)</p>	<p>県 市町村(2を 除く)</p>	<p>1 (略) 2 (略) 3 食生活の多様化や高齢者等に配慮した食品の供給 を図るため、これまで備蓄してきた乾パンに加え、 今後は、クラッカー、レトルト食品や粉ミルク、 離乳食及びお粥等のやわらかい食品(アレルギー対 応食品を含む。)も備蓄します。 4 (略)</p>	<p>ア 備蓄の基本的考え方 避難施設での炊出し等の体制が整うまでの間を3日間と想定し、その間は県(防災局、農林水産部)及び市町村の備蓄又は調達する食品等を支給するものとします。 運送が可能となった以降は、原則として米飯による炊出し等を行うとともに、被災者の多様な食品需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達体制についても整備 します。 また、事業所等での食品等の備蓄と各家庭における3日間の備蓄を普及します。</p> <p>イ 備蓄の要領 被害想定に基づく避難住民数と避難期間及び県内への避難住民受入容量を適切に見積もり、必要な備蓄量と方法に関する方針を定め、備蓄計画を定め、計画的に備蓄 します。 県と市町村が連携備蓄している物資、資材は、県(防災局)が一元的に運用します。 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1084 496 1688 810"> <tr> <td data-bbox="1084 496 1211 810"> <p>県 市町村(2を 除く)</p> </td> <td data-bbox="1211 496 1688 810"> <p>1 (略) 2 (略) 3 食生活の多様化や高齢者等に配慮した食品の供給を図るた め、これまで備蓄してきた乾パンに加え、今後は、クラッカ ー、おかゆ等レトルト食品やも備蓄します。 4 (略)</p> </td> </tr> </table> <p>ウ (略)</p>	<p>県 市町村(2を 除く)</p>	<p>1 (略) 2 (略) 3 食生活の多様化や高齢者等に配慮した食品の供給を図るた め、これまで備蓄してきた乾パンに加え、今後は、クラッカ ー、おかゆ等レトルト食品やも備蓄します。 4 (略)</p>	
<p>県 市町村(2を 除く)</p>	<p>1 (略) 2 (略) 3 食生活の多様化や高齢者等に配慮した食品の供給 を図るため、これまで備蓄してきた乾パンに加え、 今後は、クラッカー、レトルト食品や粉ミルク、 離乳食及びお粥等のやわらかい食品(アレルギー対 応食品を含む。)も備蓄します。 4 (略)</p>							
<p>県 市町村(2を 除く)</p>	<p>1 (略) 2 (略) 3 食生活の多様化や高齢者等に配慮した食品の供給を図るた め、これまで備蓄してきた乾パンに加え、今後は、クラッカ ー、おかゆ等レトルト食品やも備蓄します。 4 (略)</p>							
<p>本文/ 第4章 6 備蓄、救援物 資 P54</p>	<p>(2) 救 援物 資の 取扱 い</p>	<p>(略) このため、知事(商工労働部)は、市町村その他関係機関と連携して、救援物資の需 給を把握し、公表するとともに、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制 を整備します。</p>	<p>(略) このため、知事(福祉保健部)は、市町村その他関係機関と連携して、救援物資の需 給を把握し、公表するとともに、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制 を整備します。</p>					

<p>本文/ 第4章 7人に関する こと P54</p>	<p>(1)職員 の派 遣と あっ せん</p>	<p>→ 派遣要請 (法第151条) □ - - - - - → 派遣要請 (自治法第252条の17、地方独立行政法人法第124第1項) □ → あっせん要請 (法第152条) □</p>	<p>→ 派遣要請 (法151) □ - - - - - → 派遣要請 (自治法252の17、地方独立行政法人法91Q) □ → あっせん要請 (法152) □</p>	
<p>本文/ 第4章 7人に関する こと P54</p>	<p>(1)職員 の派 遣と あっ せん</p>	<p>ア (略) イ 職員の派遣とあっせん (7) 職員の派遣 (自治法第252条の17) a 市町村への職員の派遣 (自治法第252条の17) 市町村等からの派遣要請により、必要な職員の派遣を行います。 b 指定行政機関等への職員の派遣要請 (法第151条、自治法第252条の17) 専門職員の不足に際しては、指定行政機関等に対し、職員の応援派遣を要請しま す。 c <u>派遣者の宿舍等の確保</u> d 派遣要請に必要な文書 (略)</p> <p>(イ) 職員のあっせん a 総務大臣に対する職員派遣のあっせん要求 (法第152条) 派遣要請が不調な場合においては、総務大臣に対して指定行政機関等の職員派 遣についてあっせん要求します。 b 市町村等からのあっせん要求への対応 (法第152条) 市町村長等から求められた指定行政機関等の職員派遣に係るあっせんに 対し、当該機関に対しあっせんを行い、又は総務大臣に対しあっせん要求 を行います。 c <u>受入者の宿舍等の確保</u> <u>受入者の宿舍等の確保については、関係機関と調整します。</u> d あっせんに必要な文書 (略)</p> <p>ウ 関係機関との相互派遣協定等の整備 エ 武力攻撃災害発生時の県職員の人的応援体制の確保</p>	<p>ア (略) イ 職員の派遣とあっせん (7) 職員の派遣 (自治法252の17) a 市町村への職員の派遣 (自治法252の17) 市町村等からの派遣要請により、必要な職員の派遣を行います。 b 指定行政機関等への職員の派遣要請 (法151、自治法252の17) 専門職員の不足に際しては、指定行政機関等に対し、職員の応援派遣を要請しま す。 c <u>派遣者の宿舍等を確保します。</u> d 派遣要請に必要な文書 (略)</p> <p>(イ) 職員のあっせん a 総務大臣に対する職員派遣のあっせん要求 (法152) 派遣要請が不調な場合においては、総務大臣に対して指定行政機関等の職員派 遣についてあっせん要求します。 b 市町村等からのあっせん要求への対応 (法152) 市町村長等から求められた指定行政機関等の職員派遣に係るあっせんに 対し、当該機関に対しあっせんを行い、又は総務大臣に対しあっせん要求 を行います。 c <u>受入者の宿舍等の確保について、関係機関と調整します。</u> d あっせんに必要な文書 (略)</p> <p>ウ 関係機関との相互派遣協定等の整備 エ 武力攻撃災害発生時の県職員の人的応援態勢の確保</p>	

<p>本文/ 第4章 7人に関する こと P55</p>	<p>(2) 武力 攻撃 災害 による 死者の 取扱い</p>	<p>ア〜ウ (略) エ 埋葬、火葬の手続 (略)</p> 	<p>ア〜ウ (略) エ 埋葬、火葬の手続 (略)</p> 	
<p>本文/ 第4章8 P56</p>	<p>(1) 応援 要請</p>	<p>被害が甚大で独自では対応できないと判断されるときは速やかに、国、自衛隊、海上保安庁、他の都道府県、警察及び消防機関等へ応援を要請します。</p>	<p>被害が甚大で独自では対応できないと判断されるときは速やかに、国、自衛隊、海上保安庁、他の都道府県及び消防機関等へ応援を要請します。</p>	
<p>本文/ 第4章 8国及び関係 機関との連 携 P56</p>	<p>(2) 国と の連 携</p>	<p>ア 国対策本部との連携 知事(危機管理局)は、国民保護措置を総合的に推進するため、必要があるときは、国対策本部長に総合調整を要請します。このため、国対策本部と相互に緊密に連携し、必要な場合、国対策本部の会議に幹部自衛官等、国の職員などの出席を求めます。 イ 国現地対策本部との連携 知事(危機管理局)は、国現地対策本部が設置された場合においては、連絡及び調整を行う者を派遣すること等により、国現地対策本部と密に連絡調整を行います。 (略) ウ 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請 県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるとき、又は市町村から要請を行うよう求められ必要と認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行います。 エ (略)</p>	<p>ア 国対策本部との連携 県(防災局)は、国民保護措置を総合的に推進するため、必要があるときは、国対策本部長に総合調整を要請します。このため、国対策本部と相互に緊密に連携し、必要な場合、対策本部の会議に幹部自衛官等、国の職員などの出席を求めます。 イ 国現地対策本部との連携 県(防災局)は、国現地対策本部が設置された場合においては、連絡及び調整を行う者を派遣すること等により、国現地対策本部と密に連絡調整を行います。 (略) ウ 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請 県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるとき、または市町村から要請を行うよう求められ必要と認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行います。 エ (略)</p>	
<p>本文/ 第4章 8国及び関係 機関との連 携 P57</p>	<p>(3) 警 察と の連 携</p>	<p>(3) 警察との連携 ア 警察との連携 県対策本部長は、警察に対し、県の区域に係る国民保護のための措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めます。(法第29条第10項) イ 機動隊等の出動及び警察災害派遣隊の派遣要請 警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させるとともに、被害が大規模な場合は、県公安委員会は、警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察災害派遣隊の派遣要請を行うものとします。</p>	<p>(新規)</p>	
<p>本文/ 第4章 8国及び関係 機関との連 携 P57</p>	<p>(4) 消防 との 連携</p>	<p>(4) 消防との連携 ア 消防庁長官の指示 消防庁長官は、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置について特に必要があると認められるときには、知事に対し必要な措置を指示することとなっています。(法第118条) イ 知事の防御の指示 知事(危機管理局)は、県内に武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、市町村長、消防局長、水防管理者に対し、消火活動、救急、救助、被害の拡大防止及び予防等、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示します。(法第117条第1項) (略) ウ 消防庁長官への応援要請 知事(危機管理局)は、県内に武力攻撃災害が発生し、県内の消防力のみをもってしてはこれに対処できない場合は、速やかに消防庁長官に法第119条第1項による応援を要請します。</p>	<p>(3) 消防との連携 ア 消防庁長官の指示 消防庁長官は、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置について特に必要があると認められるときには、知事に対し必要な措置を指示することとなっています。(法第118条) イ 知事の防御の指示 知事(防災局)は、県内に武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、市町村長、消防局長、水防管理者に対し、消火活動、救急、救助、被害の拡大防止及び予防等、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示します。(法第117条) (略) ウ 消防庁長官への応援要請 知事(防災局)は、県内に武力攻撃災害が発生し、県内の消防力のみをもってしてはこれに対処できない場合は、速やかに消防庁長官に法第119条による応援を要請しま</p>	

本文/ 第4章 8国及び関係 機関との連 携 P58	(4) 消防 との 連携	(略) エ (略) オ 他都道府県への消防の応援 知事(危機管理局)は、消防庁長官から他の都道府県の市町村の応援のため、必要な措置を求められた場合で、必要があると認めるときは、市町村長(消防局長)に対し、消防機関の職員の応援出動の措置を指示します。(法第119条第3項) (略) カ 出動する消防職員の安全確保 知事(危機管理局)は、消防に応援等の指示をするときは、出動する職員の安全の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じます。(法第120条)	す。 (略) エ (略) オ 他都道府県への消防の応援 知事(防災局)は、消防庁長官から他の都道府県の市町村の応援のため、必要な措置を求められた場合で、必要があると認めるときは、市町村長(消防局長)に対し、消防機関の職員の応援出動の措置を指示します。(法119③) (略) カ 出動する消防職員の安全確保 知事(防災局)は、消防に応援等の指示をするときは、出動する職員の安全の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じます。(法120)	
---	---------------------------	---	---	--

本文/ 第4章 8国及び関係 機関との連 携 P59	(5) 自衛 隊へ の国民保 護等派 遣の要 請	(5) 自衛隊への国民保護等派遣の要請 ア 連絡幹部の派遣 県対策本部長は、国民の保護のための措置の実施に関し連絡調整を行う必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、その指定する職員を連絡幹部として 県対策本部 の会議に出席させるよう要請します。 イ 国民保護等派遣の要請 知事(危機管理局)は、国民保護措置を円滑に実施する必要があると認めるとき、もしくは市町村長からの派遣の要請の求めがあった場合は、防衛大臣に対し自衛隊の部隊などの派遣を要請します。要請に当たっては、原則として 県対策本部会議 に出席している自衛隊の職員を通じて、防衛省との緊密な連携調整を行います。 なお、武力攻撃事態等においても、自衛隊法の規定に基づき治安出動の要請もあります。また、防衛出動中は、防衛出動の一環として国民保護措置が行われることがあります。 ウ 国民保護等派遣の仕組み  エ 国民保護等派遣要請の手続等 <table border="1" data-bbox="336 1276 940 1452"> <thead> <tr> <th>要請者</th> <th colspan="2">知 事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">要請手続</td> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市長村</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>文書で明らかにすべき事項</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table> オ〜キ (略)	要請者	知 事		要請手続	県	(略)	市長村	(略)	文書で明らかにすべき事項	(略)		(4) 自衛隊への国民保護等派遣の要請 ア 連絡幹部の派遣 対策本部長は、国民の保護のための措置の実施に関し連絡調整を行う必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、その指定する職員を連絡幹部として 対策本部 の会議に出席させるよう要請します。 イ 国民保護等派遣の要請 知事(防災局)は、国民保護措置を円滑に実施する必要があると認めるとき、もしくは市町村長からの派遣の要請の求めがあった場合は、防衛大臣に対し自衛隊の部隊などの派遣を要請します。要請に当たっては、原則として 国民保護対策本部会議 に出席している自衛隊の職員を通じて、防衛省との緊密な連携調整を行います。 なお、武力攻撃事態等においても、自衛隊法の規定に基づき治安出動の要請もあります。また、防衛出動中は、防衛出動の一環として国民保護措置が行われることがあります。 ウ 国民保護等派遣の仕組み  エ 国民保護等派遣要請の手続等 <table border="1" data-bbox="1086 1276 1691 1452"> <thead> <tr> <th>要請者</th> <th colspan="2">知 事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">要請手続</td> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市長村</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>文書で明らかにすべき事項</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> オ〜キ (略)	要請者	知 事		要請手続	県	(略)	市長村	(略)	文書で明らかにすべき事項	(略)	
要請者	知 事																								
要請手続	県	(略)																							
	市長村	(略)																							
文書で明らかにすべき事項	(略)																								
要請者	知 事																								
要請手続	県	(略)																							
	市長村	(略)																							
	文書で明らかにすべき事項	(略)																							

本文/
第4章
8 国及び関係
機関との連
携
P60

(6)他の
**都道府県
知事等**
への応
援要
求等

(6)他の**都道府県知事等**への応援要求等
ア 他の**都道府県知事等**への応援要求
知事は、県内に武力攻撃災害が発生し、応急措置実施のため必要であると認めるときは、**法第12条**の規定に基づき他の都道府県知事等に対して応援を求めます。
武力攻撃災害は、県単独での対応は困難で、広域的な連携が必要と予想されるため、知事（**危機管理局**）は、他の都道府県と応援協定等結び、日頃から連携します。
（略）
イ 他の**都道府県知事等**との連絡調整
知事（**危機管理局**）は、避難・救援に要する車両、物資、資機材等について、**他都道府県知事等**に対する要請準備と事前連絡を行います。
また、県外への避難の指示を受けた場合に直ちに避難を行うことができるよう、情報収集、連絡調整を行います。
なお、知事（**危機管理局**・各一部局）は、**他都道府県知事等**から要請を受けた場合速やかに供給できるよう、物資、資機材等の供給準備を行います。
ウ 武力攻撃災害での相互応援
（略）
三 鳥取県が締結する災害時応援協定

	名 称	相手先	締結年月日 <u>（最新改定年月日）</u>
1	中国5県災害時相互応援協定	鳥根県、岡山県、 広島県、山口県	平成7年7月13日 <u>（平成24年3月1日）</u>
2	中国・四国地方の災害時相互応援に関する協定	鳥根県、岡山県、 広島県、山口県、 徳島県、香川県、 愛媛県、高知県	平成7年12月5日 <u>（平成24年3月1日）</u>
3	災害時の相互応援に関する協定	県内の全市町村	平成8年3月29日
4	災害時の相互応援に関する協定	兵庫県	平成8年5月31日
5	全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	全国知事会、各ブ ロック知事会	平成8年7月18日 <u>（平成24年5月18日）</u>
6	災害対策における鳥取県・徳島県相互応援協定	徳島県	平成16年3月17日 <u>（平成28年9月12日）</u>
7	関西広域連合と鳥取県との危機発生時の相互応援に関する覚書	関西広域連合	平成24年10月25日

(5)他の**都道府県知事**への応援要求等
ア 他の**都道府県知事**への応援要求
知事は、県内に武力攻撃災害が発生し、応急措置実施のため必要であると認めるときは、**法12**の規定に基づき他の都道府県知事等に対して応援を求めます。
武力攻撃災害は、県単独での対応は困難で、広域的な連携が必要と予想されるため、知事（**防災局**）は、他の都道府県と応援協定等結び、日頃から連携します。
（略）
イ 他の**都道府県**との連絡調整
知事（**防災局**）は、避難・救援に要する車両、物資、資機材等について、**他都道府県知事**に対する要請準備と事前連絡を行います。
また、県外への避難の指示を受けた場合に直ちに避難を行うことができるよう、情報収集、連絡調整を行います。
なお、知事（**防災局**他各一部局）は、**他都道府県知事**から要請を受けた場合速やかに供給できるよう、物資、資機材等の供給準備を行います。
ウ 武力攻撃災害での相互応援
（略）
（新規）

<p>本文/ 第4章 8 国及び関係 機関との連 携 P61</p>	<p>(7)指定 (地 方)公 共機 関へ の措 置要 請等</p>	<p>(7)指定(地方)公共機関への措置要請等 ア～ウ (略)</p>	<p>(6)指定(地方)公共機関への措置要請等 ア～ウ (略)</p>	
<p>本文/ 第4章 8 国及び関係 機関との連 携 P61</p>	<p>(8)市町 村へ の応 援</p>	<p>(8)市町村への応援 知事 (危機管理局、総務部) は、市町村長等から国民保護措置実施のため人的応援や物資及び資材の供給要請があった場合には、速やかに調査のうえ必要に応じ人的、物的応援を行います。(法第18条、第144条)</p>	<p>(7)市町村への応援 知事 (防災局、総務部) は、市町村長等から国民保護措置実施のため人的応援や物資及び資材の供給要請があった場合には、速やかに調査のうえ必要に応じ人的、物的応援を行います。 なお、知事(総務部)から応援を命ぜられた職員は、応援先の市町村長等の指揮下で行動します。(法18、法144)</p>	
<p>本文/ 第4章 8 国及び関係 機関との連 携 P61</p>	<p>(9)相互 応援 協定 の整 備</p>	<p>(9)相互応援協定の整備 知事 (危機管理局) は、国民保護措置を総合的に推進するため、防災の協定に準じ、相互応援協定を結び、平素から、関係機関との連携を確保します。 (略)</p>	<p>(8)相互応援協定の整備 知事 (防災局) は、国民保護措置を総合的に推進するため、防災の協定に準じ、相互応援協定を結び、平素から、関係機関との連携を確保します。 (略)</p>	
<p>本文/ 第4章 9 情報の提供 と相談窓口 P61</p>	<p>(2)情報 の提 供</p>	<p>ア・イ (略) ウ 住民等への情報提供の手段 広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、あんしんトリピーメール、ホームページ(鳥取県公式サイト(とりネット)、モバイル版、携帯電話向けサイト)、ツイッター、フェイスブック、Lアラート、緊急速報(エリア)メール等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備します。 また、県は、要配慮者に対し、それぞれの特性に応じた方法により、情報が確実に伝わるよう、音声と文字を用い、多様な言語、分かりやすい表現や表記によって必要な情報を的確に伝達するよう努めます。 エ 情報提供の体制と要領 県対策本部(広報班長)は、県対策本部直轄の広報センターを設置、運営します。この際、県内における国、市町村及びその他の関係機関の行う広報と連携します。 (ア)広報班長のもと、県内における広報を一元的に行います。 (イ)報道機関への発表場所は、県対策本部とは別の場所を確保します。また、必要に応じ、臨時の記者室も県対策本部及び発表場所とは別の場所に確保します。 (ウ) (略) (エ)努めて次回発表時刻を予告し、厳守するとともに、公表発表の早期の定時化を図ります。 (オ) (略) (削除)</p>	<p>ア・イ (略) ウ 情報提供の手段 広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備します。 また、対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、知事自ら記者会見を行います。 エ 情報提供の体制と要領 対策本部(広報班長)は、対策本部直轄の広報センターを設置、運営します。この際、県内における国、市町村及びその他の関係機関の行う広報と連携します。 (ア)広報班長のもと、県内における広報を一元的に行います。 (イ)報道機関への発表場所は、対策本部とは別の場所を確保します。 (ウ) (略) (エ)努めて次回発表時刻を予告し、厳守するとともに、公表発表の早期に定時化を図ります。 (オ) (略) オ 住民への情報の提供 (ウ)放送 (イ)インターネット</p>	

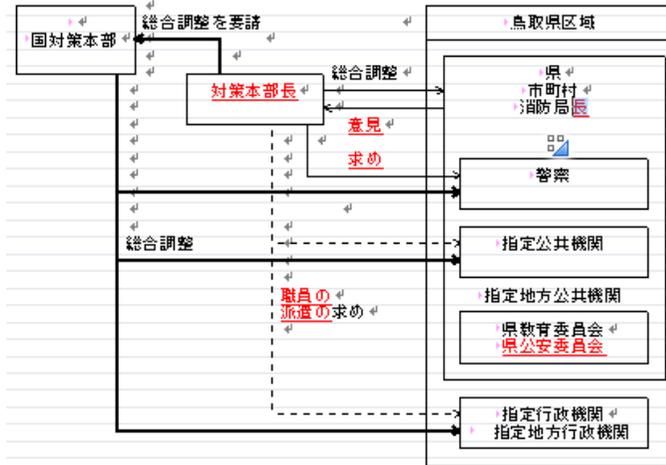
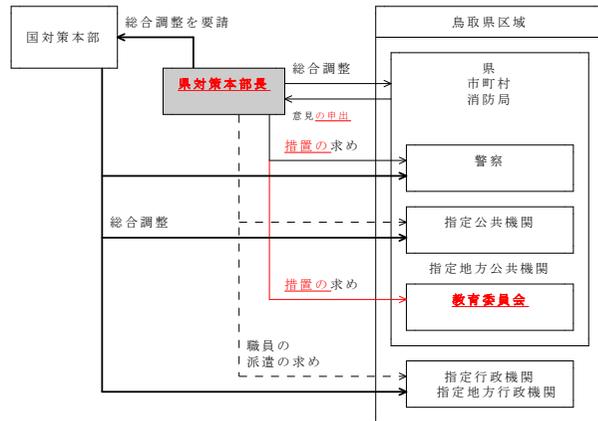
<p>本文/ 第4章 9 情報の提供 と相談窓口 P62</p>	<p>(4)実施 体制</p>			
<p>本文/ 第5章 P63</p>		<p>要旨 国民保護対策本部等を設置すべき県・市町村に指定された場合に、県対策本部・市町村対策本部等を速やかに設置するなど、県、市町村及びその他の関係機関がとる活動体制について定めます。</p>	<p>要旨 国民保護対策本部等を設置すべき県・市町村に指定された場合に、国民保護対策本部等を速やかに設置するなど、県、市町村及びその他の関係機関がとる活動体制について定めます。</p>	
<p>本文/ 第5章 1 県対策本部等 P63</p>	<p>(1)組織 ア 組織図</p>	<p>1 県対策本部等 ア 組織図</p>	<p>1 鳥取県国民保護対策本部 ア 組織図</p>	

本文/ 第5章 1 県対策本館等 P64	(1)組織	イ 県対策本部長 (ア) 県対策本部長 は、知事です。 (イ) 県対策本部長 は、 県対策本部 の事務を総括し、職員を指揮監督します。 (ウ) 知事が不在等の非常時における、知事権限委譲順位は次のとおりです。 <table border="1" data-bbox="383 188 696 443"> <tr><td>第1位</td><td>副知事</td></tr> <tr><td>第2位</td><td>統轄監</td></tr> <tr><td>第3位</td><td>危機管理局長</td></tr> <tr><td>第4位</td><td>総務部長</td></tr> <tr><td>第5位</td><td>元気づくり総本部長</td></tr> <tr><td>第6位</td><td>地域振興部長</td></tr> <tr><td>第7位</td><td>福祉保健部長</td></tr> <tr><td>第8位</td><td>県土整備部長</td></tr> <tr><td>第9位</td><td>農林水産部長</td></tr> </table>	第1位	副知事	第2位	統轄監	第3位	危機管理局長	第4位	総務部長	第5位	元気づくり総本部長	第6位	地域振興部長	第7位	福祉保健部長	第8位	県土整備部長	第9位	農林水産部長	イ 本部長 (ア) 本部長 は、知事です。 (イ) 本部長 は、 対策本部 の事務を総括し、職員を指揮監督します。 (ウ) 知事が不在等の非常時における、知事権限委譲順位は次のとおりです。 <table border="1" data-bbox="1128 188 1442 443"> <tr><td>第1位</td><td>副知事</td></tr> <tr><td>第2位</td><td>統轄監</td></tr> <tr><td>第3位</td><td>総務部長</td></tr> <tr><td>第4位</td><td>企画部長</td></tr> <tr><td>第5位</td><td>福祉保健部長</td></tr> <tr><td>第6位</td><td>県土整備部長</td></tr> <tr><td>第7位</td><td>農林水産部長</td></tr> <tr><td></td><td>(新規)</td></tr> <tr><td></td><td>(新規)</td></tr> </table>	第1位	副知事	第2位	統轄監	第3位	総務部長	第4位	企画部長	第5位	福祉保健部長	第6位	県土整備部長	第7位	農林水産部長		(新規)		(新規)	
第1位	副知事																																							
第2位	統轄監																																							
第3位	危機管理局長																																							
第4位	総務部長																																							
第5位	元気づくり総本部長																																							
第6位	地域振興部長																																							
第7位	福祉保健部長																																							
第8位	県土整備部長																																							
第9位	農林水産部長																																							
第1位	副知事																																							
第2位	統轄監																																							
第3位	総務部長																																							
第4位	企画部長																																							
第5位	福祉保健部長																																							
第6位	県土整備部長																																							
第7位	農林水産部長																																							
	(新規)																																							
	(新規)																																							
本文/ 第5章 1 県対策本館等 P64	(1)組織	ウ 副本部長 (ア) (略) (イ) 副本部長は、 県対策本部長 を補佐します。 (ウ) (略)	ウ 副本部長 (ア) (略) (イ) 副本部長は、 本部長 を補佐します。 (ウ) (略)																																					

本文/ 第5章 1 県対策 榕等 P64	(1)組織	エ 本部長 (ア) 本部長は、以下のとおりです。 <table border="1" data-bbox="376 197 985 480"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 副知事</td> <td><input type="checkbox"/> 農林水産部長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 統轄監</td> <td><input type="checkbox"/> 県土整備部長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 元気づくり総本部長</td> <td><input type="checkbox"/> 会計管理者</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 危機管理局长</td> <td><input type="checkbox"/> 企業局長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 総務部長</td> <td><input type="checkbox"/> 病院事業管理者</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 地域振興部長</td> <td><input type="checkbox"/> 教育長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 観光交流局长</td> <td><input type="checkbox"/> 警察本部長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 福祉保健部長</td> <td><input type="checkbox"/> その他職員で知事が指名する者</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 生活環境部長</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 商工労働部長</td> <td></td> </tr> </table> <p>(イ) 本部長は、県対策本部長の名を受け、県対策本部の事務に従事します。</p> <p>(ロ) 本部長が不在等の非常時においては、本部長の次級の先任者である県職員が代替職員となります。</p>	<input type="checkbox"/> 副知事	<input type="checkbox"/> 農林水産部長	<input type="checkbox"/> 統轄監	<input type="checkbox"/> 県土整備部長	<input type="checkbox"/> 元気づくり総本部長	<input type="checkbox"/> 会計管理者	<input type="checkbox"/> 危機管理局长	<input type="checkbox"/> 企業局長	<input type="checkbox"/> 総務部長	<input type="checkbox"/> 病院事業管理者	<input type="checkbox"/> 地域振興部長	<input type="checkbox"/> 教育長	<input type="checkbox"/> 観光交流局长	<input type="checkbox"/> 警察本部長	<input type="checkbox"/> 福祉保健部長	<input type="checkbox"/> その他職員で知事が指名する者	<input type="checkbox"/> 生活環境部長		<input type="checkbox"/> 商工労働部長		エ 本部長 (ア) 本部長は、以下のとおりです。 <table border="1" data-bbox="1126 197 1774 480"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 副知事</td> <td><input type="checkbox"/> 農林水産部長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 統轄監</td> <td><input type="checkbox"/> 県土整備部長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> (新規)</td> <td><input type="checkbox"/> 会計管理者</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 防災監</td> <td><input type="checkbox"/> 企業局長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 総務部長</td> <td><input type="checkbox"/> 病院事業管理者</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 企画部長</td> <td><input type="checkbox"/> 教育長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 文化観光局长</td> <td><input type="checkbox"/> 警察本部長</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 福祉保健部長</td> <td><input type="checkbox"/> その他職員で知事が指名する者</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 生活環境部長</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 商工労働部長</td> <td></td> </tr> </table> <p>(イ) 本部長は、本部長の名を受け、対策本部の事務に従事します。</p> <p>(ロ) 本部長が不在等の非常時においては、本部長の次級の先任者である県職員が代替職員となります。</p>	<input type="checkbox"/> 副知事	<input type="checkbox"/> 農林水産部長	<input type="checkbox"/> 統轄監	<input type="checkbox"/> 県土整備部長	<input type="checkbox"/> (新規)	<input type="checkbox"/> 会計管理者	<input type="checkbox"/> 防災監	<input type="checkbox"/> 企業局長	<input type="checkbox"/> 総務部長	<input type="checkbox"/> 病院事業管理者	<input type="checkbox"/> 企画部長	<input type="checkbox"/> 教育長	<input type="checkbox"/> 文化観光局长	<input type="checkbox"/> 警察本部長	<input type="checkbox"/> 福祉保健部長	<input type="checkbox"/> その他職員で知事が指名する者	<input type="checkbox"/> 生活環境部長		<input type="checkbox"/> 商工労働部長		
<input type="checkbox"/> 副知事	<input type="checkbox"/> 農林水産部長																																											
<input type="checkbox"/> 統轄監	<input type="checkbox"/> 県土整備部長																																											
<input type="checkbox"/> 元気づくり総本部長	<input type="checkbox"/> 会計管理者																																											
<input type="checkbox"/> 危機管理局长	<input type="checkbox"/> 企業局長																																											
<input type="checkbox"/> 総務部長	<input type="checkbox"/> 病院事業管理者																																											
<input type="checkbox"/> 地域振興部長	<input type="checkbox"/> 教育長																																											
<input type="checkbox"/> 観光交流局长	<input type="checkbox"/> 警察本部長																																											
<input type="checkbox"/> 福祉保健部長	<input type="checkbox"/> その他職員で知事が指名する者																																											
<input type="checkbox"/> 生活環境部長																																												
<input type="checkbox"/> 商工労働部長																																												
<input type="checkbox"/> 副知事	<input type="checkbox"/> 農林水産部長																																											
<input type="checkbox"/> 統轄監	<input type="checkbox"/> 県土整備部長																																											
<input type="checkbox"/> (新規)	<input type="checkbox"/> 会計管理者																																											
<input type="checkbox"/> 防災監	<input type="checkbox"/> 企業局長																																											
<input type="checkbox"/> 総務部長	<input type="checkbox"/> 病院事業管理者																																											
<input type="checkbox"/> 企画部長	<input type="checkbox"/> 教育長																																											
<input type="checkbox"/> 文化観光局长	<input type="checkbox"/> 警察本部長																																											
<input type="checkbox"/> 福祉保健部長	<input type="checkbox"/> その他職員で知事が指名する者																																											
<input type="checkbox"/> 生活環境部長																																												
<input type="checkbox"/> 商工労働部長																																												
本文/ 第5章 1 県対策 榕等 P64	(1)組織	オ 事務局 (ア) 事務局は、 危機管理局副局長 を事務局長とし、 危機管理局 の職員及び各部局等からの応援職員により構成します。 <p>(イ) 事務局は、県対策本部の活動を補佐するもので、県対策本部長より権限を委任された場合を除き、各部局等を指示する権限はありません。</p> <p>(ロ) 事務局の各職員は、県対策本部長の指示に基づき、事務局長がこれを調整し、人に関すること、広報・広聴、情報、国民保護措置の実施、補給支援、県対策本部の運営に関する計画と指示の作成を行います。</p> <table border="1" data-bbox="320 895 1008 1295"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通</td> <td>1 (略) 2 その他県対策本部長から命ぜられた事項</td> </tr> <tr> <td>計画・運用班</td> <td>1 県対策本部会議の開催 2 県対策本部長の重要な意思決定の補佐 3 (略) 4 県対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する指示、調整</td> </tr> <tr> <td>情報班</td> <td>1・2 (略) 3 県対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>総務班</td> <td>1・2 (略) 3 県対策本部の庶務業務</td> </tr> </tbody> </table>	班名	機能	共通	1 (略) 2 その他 県対策本部長 から命ぜられた事項	計画・運用班	1 県対策本部 会議の開催 2 県対策本部長 の重要な意思決定の補佐 3 (略) 4 県対策本部長 が決定した方針に基づく各班に対する指示、調整	情報班	1・2 (略) 3 県対策本部 の活動状況や実施した国民保護措置等の記録	(略)	(略)	総務班	1・2 (略) 3 県対策本部 の庶務業務	オ 事務局 (ア) 事務局は、 防災監 を事務局長とし、 防災局 の職員及び各部局等からの応援職員により構成します。 <p>(イ) 事務局は、対策本部の活動を補佐するもので、対策本部長より権限を委任された場合を除き、各部局等を指示する権限はありません。</p> <p>(ロ) 事務局の各職員は、対策本部長の指示に基づき、事務局長がこれを調整し、人に関すること、広報・広聴、情報、国民保護措置の実施、補給支援、対策本部の運営に関する計画と指示の作成を行います。</p> <table border="1" data-bbox="1070 895 1809 1295"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通</td> <td>1 (略) 2 その他対策本部長から命ぜられた事項</td> </tr> <tr> <td>計画・運用班</td> <td>1 対策本部会議の開催 2 対策本部長の重要な意思決定の補佐 3 (略) 4 対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する指示、調整</td> </tr> <tr> <td>情報班</td> <td>1・2 (略) 3 対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>総務班</td> <td>1・2 (略) 3 対策本部の庶務業務</td> </tr> </tbody> </table>	班名	機能	共通	1 (略) 2 その他 対策本部長 から命ぜられた事項	計画・運用班	1 対策本部 会議の開催 2 対策本部長 の重要な意思決定の補佐 3 (略) 4 対策本部長 が決定した方針に基づく各班に対する指示、調整	情報班	1・2 (略) 3 対策本部 の活動状況や実施した国民保護措置等の記録	(略)	(略)	総務班	1・2 (略) 3 対策本部 の庶務業務																	
班名	機能																																											
共通	1 (略) 2 その他 県対策本部長 から命ぜられた事項																																											
計画・運用班	1 県対策本部 会議の開催 2 県対策本部長 の重要な意思決定の補佐 3 (略) 4 県対策本部長 が決定した方針に基づく各班に対する指示、調整																																											
情報班	1・2 (略) 3 県対策本部 の活動状況や実施した国民保護措置等の記録																																											
(略)	(略)																																											
総務班	1・2 (略) 3 県対策本部 の庶務業務																																											
班名	機能																																											
共通	1 (略) 2 その他 対策本部長 から命ぜられた事項																																											
計画・運用班	1 対策本部 会議の開催 2 対策本部長 の重要な意思決定の補佐 3 (略) 4 対策本部長 が決定した方針に基づく各班に対する指示、調整																																											
情報班	1・2 (略) 3 対策本部 の活動状況や実施した国民保護措置等の記録																																											
(略)	(略)																																											
総務班	1・2 (略) 3 対策本部 の庶務業務																																											
本文/ 第5章 1 県対策 榕等 P65	(2) 県対策本部 の所掌事務	(2) 県対策本部 の所掌事務 ア 県対策本部長 の意思決定の補佐 イ 県対策本部長 の関係機関に対する総合調整権の発動の補佐 ウ (略)	(2) 対策本部 の所掌事務 ア 対策本部長 の意思決定の補佐 イ 対策本部長 の関係機関に対する総合調整権の発動の補佐 ウ (略)																																									

<p>本文/ 第5章 1 県対策本部長等 P65</p>	<p>(3) 県対策本部の設置</p>	<p>(3) 県対策本部の設置 ア 設置の基準 県対策本部の設置を受けたとき。(法第27条) 必要と認める場合には、内閣総理大臣に対し、指定を行うように要請します。 イ 廃止の基準 県対策本部の設置の指定の解除の通知を受けたとき。(法第30条) ウ 設置及び廃止の公表 (ア) 県対策本部を設置したときは、その旨を直ちに公表するとともに県対策本部の標識を掲示します。 (イ) 県対策本部を廃止したときは、その旨を直ちに公表します。 エ 県対策本部の設置の通知等 (ア) 県対策本部長は、県対策本部が設置されたときは、直ちにその旨を次の機関等に通知します。</p> <table border="1" data-bbox="322 466 1008 724"> <thead> <tr> <th>通知先</th> <th>方法</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国（総務省消防庁国民保護運用室）</td> <td>電話、ファクシミリ（有線、無線、衛星）</td> <td>危機対策・情報課</td> </tr> <tr> <td>県の機関（含部内）</td> <td>電話、口頭、ファクシミリ ※庁内には庁内放送により周知</td> <td>広報課 各関係機関には各所管課</td> </tr> <tr> <td>市町村長（国民保護担当課）</td> <td>電話、ファクシミリ（有線、無線、衛星）</td> <td>危機対策・情報課</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 県対策本部長は、県対策本部が設置されたときは、直ちにその旨を報道機関に発表します。必要により、県対策本部長は、記者会見等により自ら発表を行います。</p> <p>オ 本部長、本部職員の参集等 県対策本部長は、速やかに本部長、本部職員を参集し、参集が困難な者については、あらかじめ定められた代替職員を参集するとともに、交代職員等についても手配します。</p>	通知先	方法	担当	国（総務省消防庁国民保護運用室）	電話、ファクシミリ（有線、無線、衛星）	危機対策・情報課	県の機関（含部内）	電話、口頭、ファクシミリ ※庁内には庁内放送により周知	広報課 各関係機関には各所管課	市町村長（国民保護担当課）	電話、ファクシミリ（有線、無線、衛星）	危機対策・情報課	（略）	（略）		<p>(3) 対策本部の設置 ア 設置の基準 対策本部の設置を受けたとき。(法27)。 必要と認める場合には、内閣総理大臣に対し、指定を行うように要請します。 イ 廃止の基準 対策本部の設置の指定の解除の通知を受けたとき。(法30) ウ 設置及び廃止の公表 (ア) 対策本部を設置したときは、その旨を直ちに公表するとともに対策本部の標識を県本部前に掲示します。 (イ) 対策本部を廃止したときは、その旨を直ちに公表します。 エ 対策本部の設置の通知等 (ア) 本部長は、対策本部が設置されたときは、直ちにその旨を次の機関等に通知します。</p> <table border="1" data-bbox="1075 466 1783 724"> <thead> <tr> <th>通知先</th> <th>方法</th> <th>担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国（総務省消防庁国民保護運用室）</td> <td>電話、ファクシミリ（有線、無線、衛星）</td> <td>危機管理チーム</td> </tr> <tr> <td>県の機関（含部内）</td> <td>電話、口頭、ファクシミリ ※庁内には庁内放送により周知</td> <td>広報課 各関係機関には各所管課</td> </tr> <tr> <td>市町村長（国民保護担当課）</td> <td>電話、ファクシミリ（有線、無線、衛星）</td> <td>危機管理チーム</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 本部長（広報課）は、対策本部が設置されたときは、口頭、文書、電話と、資料提供により、直ちにその旨を報道機関に発表します。必要により、本部長は、記者会見等により自ら発表を行います。</p> <p>オ 本部長、本部職員の参集等 本部長は、速やかに本部長、本部職員を参集し、参集が困難な者については、あらかじめ定められた代替職員を参集するとともに、交代職員等についても手配します。</p>	通知先	方法	担当	国（総務省消防庁国民保護運用室）	電話、ファクシミリ（有線、無線、衛星）	危機管理チーム	県の機関（含部内）	電話、口頭、ファクシミリ ※庁内には庁内放送により周知	広報課 各関係機関には各所管課	市町村長（国民保護担当課）	電話、ファクシミリ（有線、無線、衛星）	危機管理チーム	（略）	（略）		
通知先	方法	担当																																
国（総務省消防庁国民保護運用室）	電話、ファクシミリ（有線、無線、衛星）	危機対策・情報課																																
県の機関（含部内）	電話、口頭、ファクシミリ ※庁内には庁内放送により周知	広報課 各関係機関には各所管課																																
市町村長（国民保護担当課）	電話、ファクシミリ（有線、無線、衛星）	危機対策・情報課																																
（略）	（略）																																	
通知先	方法	担当																																
国（総務省消防庁国民保護運用室）	電話、ファクシミリ（有線、無線、衛星）	危機管理チーム																																
県の機関（含部内）	電話、口頭、ファクシミリ ※庁内には庁内放送により周知	広報課 各関係機関には各所管課																																
市町村長（国民保護担当課）	電話、ファクシミリ（有線、無線、衛星）	危機管理チーム																																
（略）	（略）																																	
<p>第5章 1 県対策本部長等 P66</p>	<p>(4)位置</p>	<p>通常、県対策本部は、県庁第二庁舎に設置します。 県庁第二庁舎が使用不能の場合は、県東部庁舎等に設置するものとします。 (略)</p>	<p>通常、対策本部は、県庁第二庁舎に設置します。 県庁第二庁舎が使用不能の場合は、知事公邸等に設置するものとします。 (略)</p>																															
<p>第5章 1 県対策本部長等 P66</p>	<p>(5) 県対策本部長の権限</p>	<p>(5) 県対策本部長の権限</p>	<p>(5) 対策本部長の権限</p>																															

(5) 県対策本部長の権限



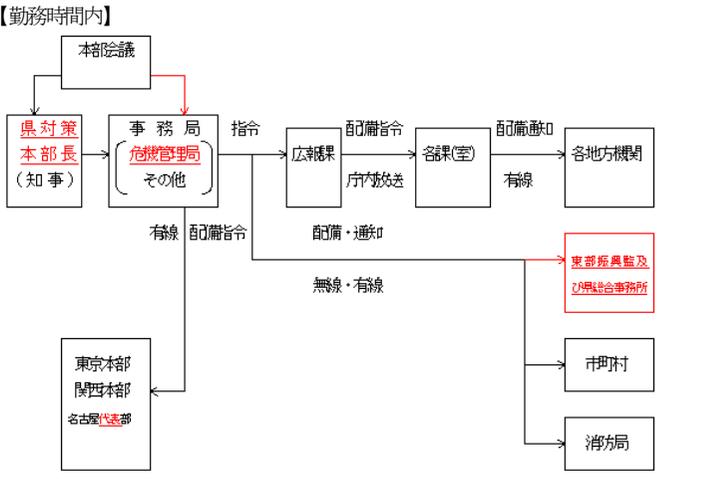
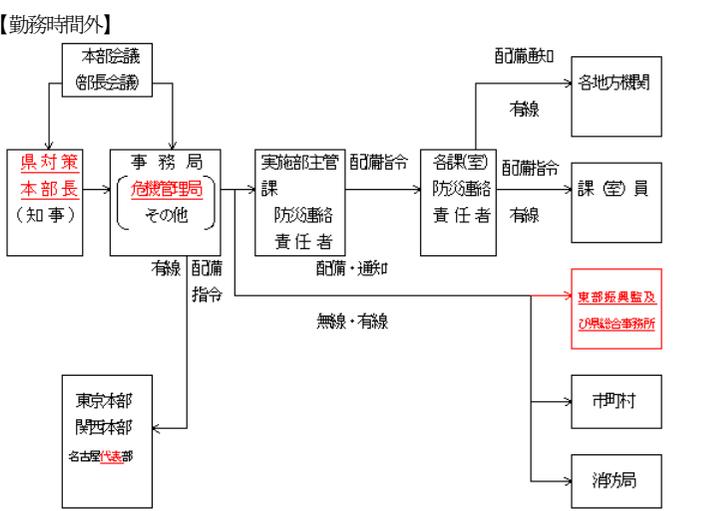
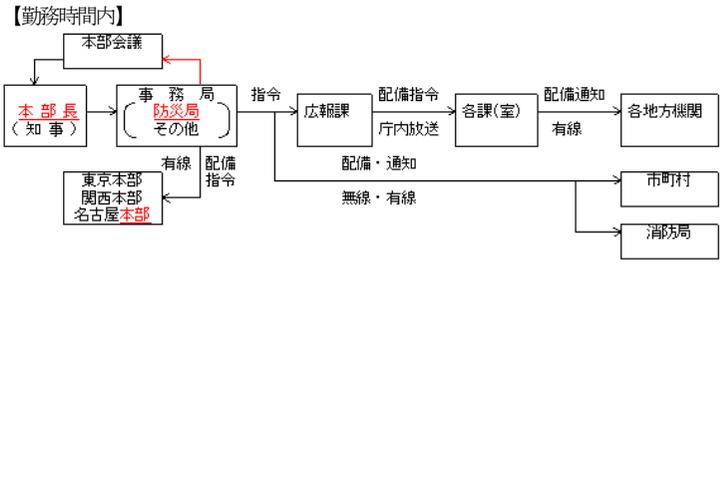
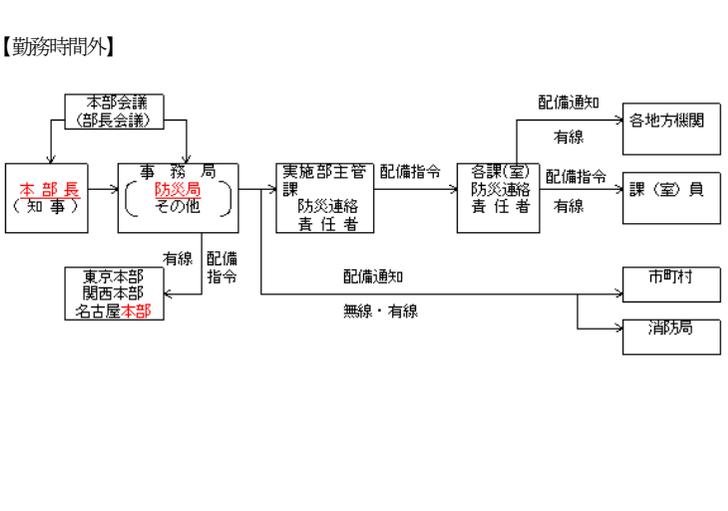
総合調整 (法第29条第1項)	国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県、市町村、指定（地方）公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行います。 ※国民保護法の規定に基づき必要な範囲内で行うものとし、市町村及び指定（地方）公共機関の自主性及び自立性に配慮します。
職員派遣の求め (法第28条、第29条第3項)	必要があると認めるときは、国の職員その他県職員以外の者を 県対策本部 会議に出席させます。指定行政機関、指定公共機関に対し、必要に応じて、連絡のための職員の派遣を求めます。
総合調整の要請 (法第29条第4項・第6項)	特に必要があると認めるときは、国対策本部長に対し、指定行政機関、指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請します。 市町村対策本部長から、県、指定（地方）公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請を受け、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行います。 (法第29条第6項)
情報の提供の求め (法第29条第8項)	総合調整を行うため必要があると認めるときは、国対策本部長に対し、必要な情報の提供を求めます。
報告、資料の提供の求め (法第29条第9項)	総合調整を行うため必要があると認めるときは、総合調整の対象となる機関に対し、国民保護措置の実施状況について報告、資料の提出を求めます。
措置の求め (法第29条第10項)	警察、教育委員会に対し、国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めます。 ※ この場合、 県対策本部長 は、措置の実施を求める理由、求める措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行います。

総合調整 (法29①)	国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県、市町村、指定（地方）公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行います。 ※国民保護法の規定に基づき必要な範囲内で行うものとし、市町村及び指定（地方）公共機関の自主性及び自立性に配慮します。
職員派遣の求め (法28・29③)	必要があると認めるときは、国の職員その他県職員以外の者を 対策本部 会議に出席させます。指定行政機関、指定公共機関に対し、必要に応じて、連絡のための職員の派遣を求めます。
総合調整の要請 (法29④、⑥)	特に必要があると認めるときは、国対策本部長に対し、指定行政機関、指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請します。 市町村対策本部長から、県、指定（地方）公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請を受け、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行います。 (法29⑥)
情報の提供の求め (法29⑧)	総合調整を行うため必要があると認めるときは、国対策本部長に対し、必要な情報の提供を求めます。
報告、資料の提供の求め (法29⑨)	総合調整を行うため必要があると認めるときは、総合調整の対象となる機関に対し、国民保護措置の実施状況について報告、資料の提出を求めます。
措置の求め (法29⑩)	警察、教育委員会に対し、国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めます。 ※ この場合 対策本部長 は、措置の実施を求める理由、求める措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行います。

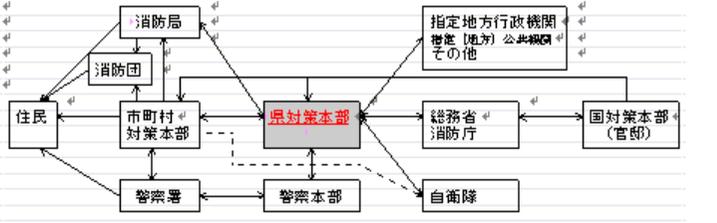
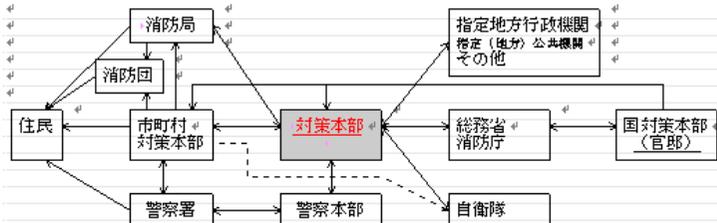
<p>本文/ 第5章 1 県対策本等 P67</p>	<p>(6) 県現地対策本部</p> <p>知事は、避難住民の数が多し地域等において、市町村対策本部が指定(地方)公共機関等との連絡及び調整等をきめ細かく行う必要がある場合等において、県対策本部の一部の事務の一部を行うため必要があると認めるときは、県現地対策本部を設置します。</p> <p>ア 組織 (略)</p> <p>県現地対策本部に、県現地対策本部長、県現地対策副本部長、県現地対策本部長及びその他の職員を置きます。</p> <table border="1" data-bbox="324 300 990 531"> <thead> <tr> <th>管轄地域</th> <th>県現地対策本部長</th> <th>県現地対策副本部長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県東部地区</td> <td>東部振興監</td> <td rowspan="5">県対策本部長が指名するもの</td> </tr> <tr> <td>鳥取県中部地区</td> <td>中部総合事務所長</td> </tr> <tr> <td>鳥取県西部地区</td> <td>西部総合事務所長</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>県対策本部長の特命する地域</td> <td>県対策本部長が指名するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7) 県現地対策本部長 県現地対策本部長は、県現地対策本部の事務を総括して所管の職員を指揮監督します。</p> <p>(4) 県現地対策副本部長 a 県現地対策副本部長は、県対策本部の本部員、その他の職員の中から本部長が指名します。 b 県現地対策副本部長は、県現地対策本部長を補佐し、県現地対策本部長に事故があるときはこれを代理します。</p> <p>イ 運営 県現地対策本部の運営その他必要な事項は、その都度、本部長又は県現地対策本部長が定めます。</p> <p>ウ 位置 県現地対策本部は特別の場合を除き、当該地区を所管する県総合事務所内(東部地区は県東部庁舎又は県八頭庁舎)に設置します。</p> <p>エ 県現地対策本部の設置及び廃止の公表 県現地対策本部の設置及び廃止の公表は「(3) ウ 設置及び廃止の公表」に準じます。</p> <p>オ 役割 県現地対策本部長は、県対策本部長の指示した国民保護措置の一部を実施します。 県現地対策本部長は、武力攻撃による災害が大規模で所管区域の市町村、消防機関等が被災情報を把握できないと認めるときは、情報収集班を組織し、被災地域の市町村役場及び被災地域の情報を直接収集・分析し、県対策本部に報告します。 情報収集に当たっては、県対策本部が組織する情報班と密接な連絡のもとに活動します。</p> <table border="1" data-bbox="324 1225 1003 1313"> <tr> <td>1～4 (略)</td> </tr> <tr> <td>5 県対策本部長の指示による国民保護措置の推進に関すること</td> </tr> <tr> <td>6～7 (略)</td> </tr> </table>	管轄地域	県現地対策本部長	県現地対策副本部長	鳥取県東部地区	東部振興監	県対策本部長が指名するもの	鳥取県中部地区	中部総合事務所長	鳥取県西部地区	西部総合事務所長	(削除)	(削除)	県対策本部長の特命する地域	県対策本部長が指名するもの	1～4 (略)	5 県対策本部長 の指示による国民保護措置の推進に関すること	6～7 (略)	<p>(6) 現地対策本部</p> <p>知事は、避難住民の数が多し地域等において、市町村対策本部が指定地方公共機関等との連絡及び調整等をきめ細かく行う必要がある場合等において、対策本部の一部の事務の一部を行うため必要があると認めるときは、県現地対策本部を設置します。</p> <p>ア 組織 (略)</p> <p>現地対策本部に、現地対策本部長、現地対策副本部長、現地対策本部長及びその他の職員を置きます。</p> <table border="1" data-bbox="1079 300 1767 531"> <thead> <tr> <th>管轄地域</th> <th>現地対策本部長</th> <th>現地対策副本部長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県東部地区</td> <td>東部総合事務所長</td> <td rowspan="5">対策本部長が指名するもの</td> </tr> <tr> <td>鳥取県八頭地区</td> <td>八頭総合事務所長</td> </tr> <tr> <td>鳥取県中部地区</td> <td>中部総合事務所長</td> </tr> <tr> <td>鳥取県西部地区</td> <td>西部総合事務所長</td> </tr> <tr> <td>鳥取県日野地区</td> <td>日野総合事務所長</td> </tr> <tr> <td>対策本部長の特命する地域</td> <td>対策本部長が指名するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>(7) 現地対策本部長 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を総括して所管の職員を指揮監督します。</p> <p>(4) 現地対策副本部長 a 現地対策副本部長は、対策本部の本部員、その他の職員の中から本部長が指名します。 b 現地対策副本部長は、現地対策本部長を補佐し、現地対策本部長に事故があるときはこれを代理します。</p> <p>イ 運営 現地対策本部の運営その他必要な事項は、その都度、本部長又は現地対策本部長が定めます。</p> <p>ウ 位置 現地対策本部は特別の場合を除き、当該地区を所管する県総合事務所内に設置します。</p> <p>エ 現地対策本部の設置及び廃止の公表 現地対策本部の設置及び廃止の公表は「(3) ウ 設置及び廃止の公表」に準じます。</p> <p>オ 役割 現地対策本部長は、本部長の指示した国民保護措置の一部を実施します。 現地対策本部長は、武力攻撃による災害が大規模で所管区域の市町村、消防機関等が被災情報を把握できないと認めるときは、情報収集班を組織し、被災地域の市町村役場及び被災地域の情報を直接収集・分析し、対策本部に報告します。 情報収集に当たっては、対策本部が組織する情報班と密接な連絡のもとに活動します。</p> <table border="1" data-bbox="1079 1225 1767 1313"> <tr> <td>1～4 (略)</td> </tr> <tr> <td>5 対策本部長の指示による国民保護措置の推進に関すること</td> </tr> <tr> <td>6～7 (略)</td> </tr> </table>	管轄地域	現地対策本部長	現地対策副本部長	鳥取県東部地区	東部総合事務所長	対策本部長が指名するもの	鳥取県八頭地区	八頭総合事務所長	鳥取県中部地区	中部総合事務所長	鳥取県西部地区	西部総合事務所長	鳥取県日野地区	日野総合事務所長	対策本部長の特命する地域	対策本部長が指名するもの	1～4 (略)	5 対策本部長 の指示による国民保護措置の推進に関すること	6～7 (略)	<p>(7) 予備対策本部 対策本部長は、必要に応じ、予備対策本部を設けます。 予備対策本部は、万一の場合に備えて対策本部の機能をバックアップするもので、対策本部の指示に基づき、東部振興監又は県総合事務所長が開設し、対策本部長の指揮の中断がないように準備するものです。</p>
管轄地域	県現地対策本部長	県現地対策副本部長																																					
鳥取県東部地区	東部振興監	県対策本部長が指名するもの																																					
鳥取県中部地区	中部総合事務所長																																						
鳥取県西部地区	西部総合事務所長																																						
(削除)	(削除)																																						
県対策本部長の特命する地域	県対策本部長が指名するもの																																						
1～4 (略)																																							
5 県対策本部長 の指示による国民保護措置の推進に関すること																																							
6～7 (略)																																							
管轄地域	現地対策本部長	現地対策副本部長																																					
鳥取県東部地区	東部総合事務所長	対策本部長が指名するもの																																					
鳥取県八頭地区	八頭総合事務所長																																						
鳥取県中部地区	中部総合事務所長																																						
鳥取県西部地区	西部総合事務所長																																						
鳥取県日野地区	日野総合事務所長																																						
対策本部長の特命する地域	対策本部長が指名するもの																																						
1～4 (略)																																							
5 対策本部長 の指示による国民保護措置の推進に関すること																																							
6～7 (略)																																							
<p>本文/ 第5章 1 県対策本等 P68</p>	<p>(7) 予備対策本部 対策本部長は、必要に応じ、予備対策本部を設けます。 予備対策本部は、万一の場合に備えて対策本部の機能をバックアップするもので、対策本部の指示に基づき、総合事務所長が開設し、対策本部長の指揮の中断がないように準備するものです。</p>	<p>対策本部長は、必要に応じ、予備対策本部を設けます。 予備対策本部は、万一の場合に備えて対策本部の機能をバックアップするもので、対策本部の指示に基づき、総合事務所長が開設し、対策本部長の指揮の中断がないように準備するものです。</p>																																					

<p>本文/ 第5章 1 県対策本府 P68</p>	<p>(8) 県対策本部の運営及び警戒</p>	<p>(8) 県対策本部の運営及び警戒</p> <p>ア 県対策本部の運営 事務局長は、国民保護措置実施上の要求に即応できるように勤務シ、施設等の運営の要領を適切に定めます。 長期にわたる円滑な勤務が可能となるように留意し、増強要員、受入要員等を含め、平素の勤務体制から国民保護措置実施の勤務体制への移行を円滑に実施します。</p> <p>イ 国現地対策本部との連携 国現地対策本部が設置された場合、県対策本部は国現地対策本部との連携を密にして、円滑な国民保護措置の推進を図ります。</p> <p>ウ 県対策本部の警戒 知事 (危機管理局) は、全般の状況、特に事態の状況を考慮して本部警戒計画を作成します。 県対策本部への出入りについては、確認を行い、事前に許可登録を受けた県対策本部要員に限ります。 警戒に当たっては、警察あるいは自衛隊と密接に連携します。</p>	<p>(8) 対策本部の運営及び警戒</p> <p>ア 対策本部の運営 事務局長は、国民保護措置実施上の要求に即応できるように勤務、施設等の運営の要領を適切に定めます。 長期にわたる円滑な勤務が可能となるように留意し、増強要員、受入要員等を含め、平素の勤務態勢から国民保護措置実施の勤務態勢への移行を円滑に実施します。</p> <p>イ 国現地対策本部との連携 国現地対策本部が設置された場合、対策本部は国現地対策本部との連携を密にして、円滑な国民保護措置の推進を図ります。</p> <p>ウ 対策本部の警戒 知事 (防災局) は、全般の状況、特に事態の状況を考慮して本部警戒計画を作成します。 対策本部への出入りについては、確認を行い、事前に許可登録を受けた対策本部要員に限ります。 警戒に当たっては、警察あるいは自衛隊と密接に連携します。</p>	
<p>本文/ 第5章 1 県対策本府 P68</p>	<p>(9) 県対策本部の移転</p>	<p>(9) 県対策本部の移転 県対策本部及び国現地対策本部は、事態の推移に応じて、適時に移転します。この際、県対策本部の活動を中断しないよう注意します。</p> <p>ア 県対策本部の予定位置 (略)</p> <p>イ 移転の手続 危機管理局長は、事態の進展に伴い、県対策本部の業務の遂行及び関係機関の状況を考慮し、移転の時期、場所、方法等を決定し、県対策本部長の承認を受けます。 県対策本部の細部位置については、関係部局と調整して計画、決定します。 位置の選定にあたっては、県対策本部の業務と関係機関との連絡の便等を考慮するとともに、その移転については、通信手段との関係及び部外に及ぼす影響を慎重に検討します。</p> <p>ウ 移転に伴う通信等 県対策本部の活動の継続のためには、移転に伴う通信の確保が重要です。このため、情報班は、移動に先立ってその通信施設を開設するとともに、移転に当たっては、旧位置に必要な量の通信施設を残置し、国及び関係機関との通信を確保します。 また、県対策本部長の移動間の通信を確保します。</p> <p>エ 先行班 先行班は、事務局及び各実施部の代表者で編成します。 県対策本部の移転先の細部位置が決定したならば、必要な準備を行うために、要員を先行させて、通信手段その他必要な準備を行います。 移転に際しては、新たに開設される県対策本部の細部位置が決定したならば、必要な準備を実施するため、あらかじめ計画した先行班を派遣します。</p> <p>オ 移転の要領 県対策本部の移転は、事態の推移、交通の状況等により、一挙に行い、あるいは、適宜、区分して逐次に行います。 県対策本部の移転に当たっては、移転のための区分、順序、経路等について計画します。</p> <p>カ 移転に伴う調整と報告 県対策本部の移転に際しては、県対策本部の活動を継続的に確保するため、国及び関係機関と密接に調整し、新位置等については、国対策本部及び関係機関等に通報します。 報告・通知先は、県対策本部設置の場合に準じます。</p>	<p>(9) 対策本部の移転 対策本部及び現地対策本部は、事態の推移に応じて、適時に移転します。この際、対策本部の活動を中断しないよう注意します。</p> <p>ア 対策本部の予定位置 (略)</p> <p>イ 移転の手続 防災監は、事態の進展に伴い、対策本部の業務の遂行及び関係機関の状況を考慮し、移転の時期、場所、方法等を決定し、対策本部長の承認を受けます。 対策本部の細部位置については、関係部局と調整して計画、決定します。 位置の選定にあたっては、対策本部の業務と関係機関との連絡の便等を考慮するとともに、その移転については、通信手段との関係及び部外に及ぼす影響を慎重に検討します。</p> <p>ウ 移転に伴う通信等 対策本部の活動の継続のためには、移転に伴う通信の確保が重要です。このため、情報班は、移動に先立ってその通信施設を開設するとともに、移転に当たっては、旧位置に必要な量の通信施設を残置し、国及び関係機関との通信を確保します。 また、対策本部長の移動間の通信を確保します。</p> <p>エ 先行班 先行班は、事務局及び各実施部の代表者で編成します。 対策本部の移転先の細部位置が決定したならば、必要な準備を行うために、要員を先行させて、通信手段その他必要な準備を行います。 移転に際しては、新たに開設される対策本部の細部位置が決定したならば、必要な準備を実施するため、あらかじめ計画した先行班を派遣します。</p> <p>オ 移転の要領 対策本部の移転は、事態の推移、交通の状況等により、一挙に行い、あるいは、適宜、区分して逐次に行います。 対策本部の移転に当たっては、移転のための区分、順序、経路等について計画します。</p> <p>カ 移転に伴う調整と報告 対策本部の移転に際しては、対策本部の活動を継続的に確保するため、国及び関係機関と密接に調整し、新位置等については、国対策本部及び関係機関等に通報します。 報告・通知先は、対策本部設置の場合に準じます。</p>	

本文/ 第5章 1 県対策本 部 P69	(9) 県対 策本 部の 移転	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="318 75 504 188">報告・通報事項</td> <td data-bbox="508 75 772 188">移転先等</td> <td data-bbox="777 75 1014 188">1 県対策本部の移転先 2～5 (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="508 191 772 236">県対策本部長の移転策への 到着</td> <td></td> </tr> </table>	報告・通報事項	移転先等	1 県対策本部の移転先 2～5 (略)		県対策本部長の移転策への 到着		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1028 75 1265 188">報告・通報事項</td> <td data-bbox="1270 75 1534 188">移転先等</td> <td data-bbox="1538 75 1776 188">1 対策本部の移転先 2～5 (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1270 191 1534 236">対策本部長の移転策への到 着</td> <td></td> </tr> </table>	報告・通報事項	移転先等	1 対策本部の移転先 2～5 (略)		対策本部長の移転策への到 着																																									
報告・通報事項	移転先等	1 県対策本部の移転先 2～5 (略)																																																					
	県対策本部長の移転策への 到着																																																						
報告・通報事項	移転先等	1 対策本部の移転先 2～5 (略)																																																					
	対策本部長の移転策への到 着																																																						
本文/ 第5章 1 県対策本 部 P69	(10) 現 地調 整所	<p>知事及び市町村長は、関係機関（消防、警察、自衛隊、海上保安庁、医療機関等）の機能や能力（人員、装備等）に応じた避難誘導、消防活動、救援等を効果的に行うとともに、現場レベルや県対策本部との情報共有を円滑に行うため、現地関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、国民保護措置が実施される現場において現地調整所を設置します。</p>	<p>知事及び市町村長は、関係機関（消防、警察、自衛隊、海上保安庁、医療機関等）の機能や能力（人員、装備等）に応じた避難誘導、消防活動、救援等を効果的に行うとともに、現場レベルや対策本部との情報共有を円滑に行うため、現地関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、国民保護措置が実施される現場において現地調整所を設置します。</p>																																																				
本文/ 第5章 2 職員等の活 動体制 P70	(1) 県職 員の 配備 体制 基準	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基準</th> <th>体制</th> <th>配備の基準（時期）</th> <th>配備の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル1 （平時） （Green）</td> <td>県庁各部 局又は 防災当直</td> <td>1 24時間において常時情 報を収集。</td> <td>1 県庁としての準備は行わな い、各職員は所在位置を明確に するなど、不測事態に備えます。</td> </tr> <tr> <td>レベル2 注意体制 （Blue）</td> <td>情報連絡 室の設置</td> <td>1 武力攻撃やテロ攻撃等の可 能性の高い情報を入力したと き。 2 国の情報連絡室又は官邸対 策室が設置されたとき 3 各省庁からなる国の緊急参 集チームが招集されたとき</td> <td>1 関係各課においては、武力攻 撃情報等についての収集連絡、 その他必要な措置を講じます。 2 関係各課においては、警戒体 制（Ⅰ）に対する準備を行いま す。</td> </tr> <tr> <td>レベル3 警戒体制 （Ⅰ） （Yellow）</td> <td>緊急対応 チームの 設置</td> <td>1 県外で武力攻撃やテロ攻撃 等による被害発生の可能性が あり、危機管理局長が必要と 認めるとき。 2 国の事態対処専門委員会が 開催されたとき。</td> <td>1 関係各部においては、国民保 護業務に従事するとともに、随 時部長会議を開き、情報連絡を 行い、対策を協議します。 2 関係各部においては、警戒体 制（Ⅱ）に対する準備を行いま す。</td> </tr> <tr> <td>レベル4 警戒体制 （Ⅱ） （Orange）</td> <td>危機管理 委員会の 設置</td> <td>1 県外で警報が発令されたと き。 2 国の国家安全保障会議の緊 急大臣会合が開催されたとき。 3 県内で武力攻撃やテロ攻撃 等による被害発生の可能性が あり、知事が必要と認めたと き。</td> <td>各部は国民保護措置に従事する ものとし、直接関係のない部課の 職員にあっては、部局長の指示に 従い、いつでも国民保護措置に 従事できるように待機します。</td> </tr> <tr> <td>レベル5 非常体制 （Red）</td> <td>危機管理 対策本部 の設置</td> <td>1 県内で警報が発令されたと き。 2 県対策本部設置の指定を受 けていない段階で、県内で武 力攻撃災害が発生し、知事が 必要と認めるとき。</td> <td>緊急事態行政組織に移行します。 県関係の全職員をもって国民保 護措置に従事します。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>県対策本 部の設置</td> <td>1 国から県対策本部設置の指 定を受けたとき。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	基準	体制	配備の基準（時期）	配備の内容	レベル1 （平時） （Green）	県庁各部 局又は 防災当直	1 24時間において常時情 報を収集。	1 県庁としての準備は行わな い、各職員は所在位置を明確に するなど、不測事態に備えます。	レベル2 注意体制 （Blue）	情報連絡 室の設置	1 武力攻撃やテロ攻撃等の可 能性の高い情報を入力したと き。 2 国の情報連絡室又は官邸対 策室が設置されたとき 3 各省庁からなる国の緊急参 集チームが招集されたとき	1 関係各課においては、武力攻 撃情報等についての収集連絡、 その他必要な措置を講じます。 2 関係各課においては、警戒体 制（Ⅰ）に対する準備を行いま す。	レベル3 警戒体制 （Ⅰ） （Yellow）	緊急対応 チームの 設置	1 県外で武力攻撃やテロ攻撃 等による被害発生の可能性が あり、 危機管理局長 が必要と 認めるとき。 2 国の事態対処専門委員会が 開催されたとき。	1 関係各部においては、 国民保 護業務 に従事するとともに、随 時部長会議を開き、情報連絡を 行い、対策を協議します。 2 関係各部においては、警戒体 制（Ⅱ）に対する準備を行いま す。	レベル4 警戒体制 （Ⅱ） （Orange）	危機管理 委員会の 設置	1 県外で警報が発令されたと き。 2 国の 国家安全保障会議の緊 急大臣会合 が開催されたとき。 3 県内で武力攻撃やテロ攻撃 等による被害発生の可能性が あり、知事が必要と認めたと き。	各部は国民保護措置に従事する ものとし、直接関係のない部課の 職員にあっては、部局長の指示に 従い 、いつでも国民保護措置に 従事できるように待機します。	レベル5 非常体制 （Red）	危機管理 対策本部 の設置	1 県内で警報が発令されたと き。 2 県対策本部設置の指定を受 けていない段階で、県内で武 力攻撃災害が発生し、知事が 必要と認めるとき。	緊急事態行政組織に移行します。 県関係の全職員をもって国民保 護措置に従事します。		県対策本 部の設置	1 国から 県対策本部 設置の指 定を受けたとき。		<table border="1"> <thead> <tr> <th>基準</th> <th>体制</th> <th>配備の基準（時期）</th> <th>配備の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル1 （平時） （Green）</td> <td>防災局 又は 防災当直</td> <td>1 24時間において常時情 報を収集。</td> <td>1 県庁としての準備は行わな い、各職員は所在位置を明確に するなど、不測事態に備えます。</td> </tr> <tr> <td>レベル2 注意体制 （Blue）</td> <td>情報連絡 室の設置</td> <td>1 武力攻撃やテロ攻撃等の可 能性の高い情報を入力したと き。 2 国の情報連絡室又は官邸対 策室が設置されたとき 3 各省庁からなる国の緊急参 集チームが招集されたとき</td> <td>1 関係各課においては、武力攻 撃情報等についての収集連絡、 その他必要な措置を講じます。 2 関係各課においては、警戒体 制（Ⅰ）に対する準備を行いま す。</td> </tr> <tr> <td>レベル3 警戒体制 （Ⅰ） （Yellow）</td> <td>緊急対応 チームの 設置</td> <td>1 県外で武力攻撃やテロ攻撃 等による被害発生の可能性が あり、防災監が必要と認め たとき。 2 国の事態対処専門委員会 が開催されたとき。</td> <td>1 関係各課においては、国民保 護に従事するとともに、随時部 長会議を開き、情報連絡を行 い、対策を協議します。 2 関係各課においては、警戒体 制（Ⅱ）に対する準備を行いま す。</td> </tr> <tr> <td>レベル4 警戒体制 （Ⅱ） （Orange）</td> <td>危機管理 委員会の 設置</td> <td>1 県外で警報が発令された とき。 2 国の安全保障会議が開催さ れたとき。 3 県内で武力攻撃やテロ攻撃 等による被害発生の可能性が あり、知事が必要と認めたと き。</td> <td>各部は国民保護措置に従事する ものとし、直接関係のない部課の 職員にあっては、部局長の指示に したがい、いつでも国民保護措 置に従事できるように待機します。</td> </tr> <tr> <td>レベル5 非常体制 （Red）</td> <td>県本部 （又は危 機管理対 策本部） の設置</td> <td>1 県内で警報が発令された とき。 2 国から県本部設置の指定を 受けたとき。 3 県本部設置の指定を受け ていない段階で、県内で武力攻 撃災害が発生し、知事が必要 と認めるとき。</td> <td>緊急事態行政組織に移行しま す。 県関係の全職員をもって国民保 護措置に従事します。</td> </tr> </tbody> </table>	基準	体制	配備の基準（時期）	配備の内容	レベル1 （平時） （Green）	防災局 又は 防災当直	1 24時間において常時情 報を収集。	1 県庁としての準備は行わな い、各職員は所在位置を明確に するなど、不測事態に備えます。	レベル2 注意体制 （Blue）	情報連絡 室の設置	1 武力攻撃やテロ攻撃等の可 能性の高い情報を入力したと き。 2 国の情報連絡室又は官邸対 策室が設置されたとき 3 各省庁からなる国の緊急参 集チームが招集されたとき	1 関係各課においては、武力攻 撃情報等についての収集連絡、 その他必要な措置を講じます。 2 関係各課においては、警戒体 制（Ⅰ）に対する準備を行いま す。	レベル3 警戒体制 （Ⅰ） （Yellow）	緊急対応 チームの 設置	1 県外で武力攻撃やテロ攻撃 等による被害発生の可能性が あり、 防災監 が必要と認め たとき。 2 国の事態対処専門委員会 が開催されたとき。	1 関係各課においては、 国民保 護 に従事するとともに、随時部 長会議を開き、情報連絡を行 い、対策を協議します。 2 関係各課においては、警戒体 制（Ⅱ）に対する準備を行いま す。	レベル4 警戒体制 （Ⅱ） （Orange）	危機管理 委員会の 設置	1 県外で警報が発令された とき。 2 国の 安全保障会議 が開催さ れたとき。 3 県内で武力攻撃やテロ攻撃 等による被害発生の可能性が あり、知事が必要と認めたと き。	各部は国民保護措置に従事する ものとし、直接関係のない部課の 職員にあっては、部局長の指示に したが い、いつでも国民保護措 置に従事できるように待機します。	レベル5 非常体制 （Red）	県本部 （又は危 機管理対 策本部） の設置	1 県内で警報が発令された とき。 2 国から 県本部設置 の指定を 受けたとき。 3 県本部設置の指定を受け ていない段階で、県内で武力攻 撃災害が発生し、知事が必要 と認めるとき。	緊急事態行政組織に移行しま す。 県関係の全職員をもって国民保 護措置に従事します。
基準	体制	配備の基準（時期）	配備の内容																																																				
レベル1 （平時） （Green）	県庁各部 局又は 防災当直	1 24時間において常時情 報を収集。	1 県庁としての準備は行わな い、各職員は所在位置を明確に するなど、不測事態に備えます。																																																				
レベル2 注意体制 （Blue）	情報連絡 室の設置	1 武力攻撃やテロ攻撃等の可 能性の高い情報を入力したと き。 2 国の情報連絡室又は官邸対 策室が設置されたとき 3 各省庁からなる国の緊急参 集チームが招集されたとき	1 関係各課においては、武力攻 撃情報等についての収集連絡、 その他必要な措置を講じます。 2 関係各課においては、警戒体 制（Ⅰ）に対する準備を行いま す。																																																				
レベル3 警戒体制 （Ⅰ） （Yellow）	緊急対応 チームの 設置	1 県外で武力攻撃やテロ攻撃 等による被害発生の可能性が あり、 危機管理局長 が必要と 認めるとき。 2 国の事態対処専門委員会が 開催されたとき。	1 関係各部においては、 国民保 護業務 に従事するとともに、随 時部長会議を開き、情報連絡を 行い、対策を協議します。 2 関係各部においては、警戒体 制（Ⅱ）に対する準備を行いま す。																																																				
レベル4 警戒体制 （Ⅱ） （Orange）	危機管理 委員会の 設置	1 県外で警報が発令されたと き。 2 国の 国家安全保障会議の緊 急大臣会合 が開催されたとき。 3 県内で武力攻撃やテロ攻撃 等による被害発生の可能性が あり、知事が必要と認めたと き。	各部は国民保護措置に従事する ものとし、直接関係のない部課の 職員にあっては、部局長の指示に 従い 、いつでも国民保護措置に 従事できるように待機します。																																																				
レベル5 非常体制 （Red）	危機管理 対策本部 の設置	1 県内で警報が発令されたと き。 2 県対策本部設置の指定を受 けていない段階で、県内で武 力攻撃災害が発生し、知事が 必要と認めるとき。	緊急事態行政組織に移行します。 県関係の全職員をもって国民保 護措置に従事します。																																																				
	県対策本 部の設置	1 国から 県対策本部 設置の指 定を受けたとき。																																																					
基準	体制	配備の基準（時期）	配備の内容																																																				
レベル1 （平時） （Green）	防災局 又は 防災当直	1 24時間において常時情 報を収集。	1 県庁としての準備は行わな い、各職員は所在位置を明確に するなど、不測事態に備えます。																																																				
レベル2 注意体制 （Blue）	情報連絡 室の設置	1 武力攻撃やテロ攻撃等の可 能性の高い情報を入力したと き。 2 国の情報連絡室又は官邸対 策室が設置されたとき 3 各省庁からなる国の緊急参 集チームが招集されたとき	1 関係各課においては、武力攻 撃情報等についての収集連絡、 その他必要な措置を講じます。 2 関係各課においては、警戒体 制（Ⅰ）に対する準備を行いま す。																																																				
レベル3 警戒体制 （Ⅰ） （Yellow）	緊急対応 チームの 設置	1 県外で武力攻撃やテロ攻撃 等による被害発生の可能性が あり、 防災監 が必要と認め たとき。 2 国の事態対処専門委員会 が開催されたとき。	1 関係各課においては、 国民保 護 に従事するとともに、随時部 長会議を開き、情報連絡を行 い、対策を協議します。 2 関係各課においては、警戒体 制（Ⅱ）に対する準備を行いま す。																																																				
レベル4 警戒体制 （Ⅱ） （Orange）	危機管理 委員会の 設置	1 県外で警報が発令された とき。 2 国の 安全保障会議 が開催さ れたとき。 3 県内で武力攻撃やテロ攻撃 等による被害発生の可能性が あり、知事が必要と認めたと き。	各部は国民保護措置に従事する ものとし、直接関係のない部課の 職員にあっては、部局長の指示に したが い、いつでも国民保護措 置に従事できるように待機します。																																																				
レベル5 非常体制 （Red）	県本部 （又は危 機管理対 策本部） の設置	1 県内で警報が発令された とき。 2 国から 県本部設置 の指定を 受けたとき。 3 県本部設置の指定を受け ていない段階で、県内で武力攻 撃災害が発生し、知事が必要 と認めるとき。	緊急事態行政組織に移行しま す。 県関係の全職員をもって国民保 護措置に従事します。																																																				

<p>本文/ 第5章 2 職員等の活 動体制 P71</p>	<p>(2) 県職 員の 動員 計画</p>	<p>ア～イ (略) ウ 防災連絡責任者 (ア)・(イ) (略) (ウ) 防災連絡責任者の報告 各部署の主管課は、地方機関を含めた部局内の防災連絡責任者を取りまとめ、各年度当初に危機対策・情報課長に報告します。なお、変更があった場合はそのつど報告します。 エ 地方機関の動員体制 地方機関における動員体制は、地方機関の長において本庁の動員体制に準じ別に定めます。</p>	<p>ア～イ (略) ウ 防災連絡責任者 (ア)・(イ) (略) (ウ) 防災連絡責任者の報告 各部署の主管課は、地方機関を含めた部局内の防災連絡責任者を取りまとめ、各年度当初に危機管理チーム長に報告します。なお、変更があった場合は、そのつど報告します。 エ 地方機関における動員体制は、地方機関の長において本庁の動員体制に準じ別に定めます。</p>	
<p>本文/ 第5章 2 職員等の活 動体制 P71</p>	<p>(2) 県職 員の 動員 計画</p>	<p>オ 動員配備のための連絡体制の確保 県における職員の動員配備は、次の系統で伝達し、動員配備します。各課(室)においては、防災連絡責任者においてあらかじめ動員順位、連絡方法等について具体的に計画します。</p> <p>【勤務時間内】</p>  <p>【勤務時間外】</p> 	<p>オ 動員配備のための連絡体制の確保 県における職員の動員配備は、次の系統で伝達し、動員配備します。各課(室)においては、防災連絡責任者においてあらかじめ動員順位、連絡方法等について具体的に計画します。</p> <p>【勤務時間内】</p>  <p>【勤務時間外】</p> 	

<p>本文/ 第5章 2 職員等の活動体制 P72</p>	<p>(2) 県職員 の 動員 計画</p>	<p>カ 情報連絡室の設置（注意体制、レベル2） 県（危機管理局）は、武力攻撃災害及びその兆候等に関する情報を入手した場合は、情報連絡室を設置し、情報集約体制を強化します。</p> <table border="1" data-bbox="340 188 1003 443"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構成</td> <td>当直職員、防災連絡員、その他危機管理局長が必要と認める職員</td> </tr> <tr> <td>業務</td> <td>1 武力攻撃災害及びその兆候等に関する情報収集及び連絡 2 気象情報の収集及び連絡 3 危機管理局職員等に対する災害情報等の連絡 <u>（削除）</u> 4 上記のほか特に危機管理局長が指示する業務</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	構成	当直職員、防災連絡員、その他 危機管理局長 が必要と認める職員	業務	1 武力攻撃災害及びその兆候等に関する情報収集及び連絡 2 気象情報の収集及び連絡 3 危機管理局 職員等に対する災害情報等の連絡 <u>（削除）</u> 4 上記のほか特に 危機管理局長 が指示する業務	<p>カ 情報連絡室の設置（注意体制、レベル2） 県（防災局）は、武力攻撃災害及びその兆候等に関する情報を入力した場合は、情報連絡室を設置し、情報集約体制を強化します。</p> <table border="1" data-bbox="1093 188 1774 443"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構成</td> <td>当直職員、防災連絡員、その他防災監が必要と認める職員</td> </tr> <tr> <td>業務</td> <td>1 武力攻撃災害及びその兆候等に関する情報収集及び連絡 2 気象情報の収集及び連絡 3 防災局職員等に対する災害情報等の連絡 4 防災監が対策本部に登庁するまでの間、対策本部業務及び県対策本部構成部局への連絡、国及び関係機関に対する要請 5 上記のほか特に防災監が指示する業務</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	構成	当直職員、防災連絡員、その他 防災監 が必要と認める職員	業務	1 武力攻撃災害及びその兆候等に関する情報収集及び連絡 2 気象情報の収集及び連絡 3 防災局 職員等に対する災害情報等の連絡 4 防災監 が 対策本部 に 登庁するまでの間、対策本部業務及び県対策本部構成部局への連絡、国及び関係機関に対する要請 5 上記のほか特に 防災監 が指示する業務													
区分	内容																											
構成	当直職員、防災連絡員、その他 危機管理局長 が必要と認める職員																											
業務	1 武力攻撃災害及びその兆候等に関する情報収集及び連絡 2 気象情報の収集及び連絡 3 危機管理局 職員等に対する災害情報等の連絡 <u>（削除）</u> 4 上記のほか特に 危機管理局長 が指示する業務																											
区分	内容																											
構成	当直職員、防災連絡員、その他 防災監 が必要と認める職員																											
業務	1 武力攻撃災害及びその兆候等に関する情報収集及び連絡 2 気象情報の収集及び連絡 3 防災局 職員等に対する災害情報等の連絡 4 防災監 が 対策本部 に 登庁するまでの間、対策本部業務及び県対策本部構成部局への連絡、国及び関係機関に対する要請 5 上記のほか特に 防災監 が指示する業務																											
<p>本文/ 第5章 2 職員等の活動体制 P72</p>	<p>(2) 県職員 の 動員 計画</p>	<p>キ 警戒体制及び非常体制（レベル3以降） （略）</p> <table border="1" data-bbox="322 555 1003 705"> <thead> <tr> <th>職員の勤務所属</th> <th>参集場所</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危機管理局</td> <td>県対策本部</td> <td>県対策本部の開設</td> </tr> <tr> <td>その他の職員で県対策本部勤務者</td> <td></td> <td>県対策本部の通信連絡 その他</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>ク 職員の待機 職員は常に武力攻撃事態等の情報等に注意し、武力攻撃が発生し又は発生するおそれがあるときは、課（室）防災連絡責任者からの連絡を待たず積極的に登庁し、待機します。</p> <p>ケ （略）</p>	職員の勤務所属	参集場所	担当業務	危機管理局	県対策本部	県対策本部 の開設	その他の職員で 県対策本部 勤務者		県対策本部 の通信連絡 その他	（略）	（略）	（略）	<p>キ 警戒体制及び非常体制（レベル3以降） （略）</p> <table border="1" data-bbox="1075 555 1774 705"> <thead> <tr> <th>職員の勤務所属</th> <th>参集場所</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災局</td> <td>対策本部</td> <td>対策本部の開設</td> </tr> <tr> <td>その他の職員で対策本部勤務者</td> <td></td> <td>対策本部の通信連絡 その他</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>ク 職員の待機 職員は常に武力攻撃事態等の情報等に注意し、武力攻撃が発生し、または発生するおそれがあるときは、課（室）防災連絡責任者からの連絡を待たず積極的に登庁し、待機します。</p> <p>ケ （略）</p>	職員の勤務所属	参集場所	担当業務	防災局	対策本部	対策本部 の開設	その他の職員で 対策本部 勤務者		対策本部 の通信連絡 その他	（略）	（略）	（略）	
職員の勤務所属	参集場所	担当業務																										
危機管理局	県対策本部	県対策本部 の開設																										
その他の職員で 県対策本部 勤務者		県対策本部 の通信連絡 その他																										
（略）	（略）	（略）																										
職員の勤務所属	参集場所	担当業務																										
防災局	対策本部	対策本部 の開設																										
その他の職員で 対策本部 勤務者		対策本部 の通信連絡 その他																										
（略）	（略）	（略）																										
<p>本文/ 第5章 3 市町村の対策本部等 P74</p>	<p>(1) 市町村の 対策 本部</p>	<p>ア 設置の基準 市町村長は、国対策本部から市町村対策本部設置の指定を受けたときは、市町村対策本部を設置し、国民保護措置に従事する職員を配置することとされています。なお、指定がなく市町村対策本部を設置する必要があるときは、知事を経由して、内閣総理大臣に指定を要請するものとします。</p> <p>イ 設置前の措置 市町村対策本部が設置される前又は設置されない場合における国民保護措置の実施は、市町村対策本部が設置された場合に準じて処理するものとします。</p> <p>ウ 組織等の整備 市町村は、市町村対策本部に関する組織を整備し、市町村対策本部の設置又は廃止、非常事態に応ずる配備体制、職員の配置及び服務等に関する基準を定めるものとします。</p> <p>エ 設置及び廃止 市町村は、市町村対策本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防局等の関係機関に通報するよう努めるものとします。</p> <p>オ 情報連絡体制 市町村は、夜間休日等の勤務時間外の武力攻撃事態に備え、当直等の強化など情報連絡体制を確保するよう努めるものとします。</p>	<p>ア 市町村長は、国対策本部から対策本部設置の指定を受けたときは、市町村国民保護対策本部（以下「市町村対策本部」という。）を設置し、国民保護措置に従事する職員を配置することとされています。なお、指定がなく市町村対策本部を設置する必要があるときは、知事を経由して、内閣総理大臣に指定を要請するものとします。</p> <p>イ 市町村対策本部が設置される前又は設置されない場合における国民保護措置の実施は、市町村対策本部が設置された場合に準じて処理するものとします。</p> <p>ウ 市町村は、市町村対策本部に関する組織を整備し、市町村対策本部の設置又は廃止、非常事態に応ずる配備体制、職員の配置及び服務等に関する基準を定めるものとします。</p> <p>エ 市町村は、市町村対策本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防局等の関係機関に通報するよう努めるものとします。</p> <p>オ 市町村は、夜間休日等の勤務時間外の武力攻撃事態に備え、当直等の強化など情報連絡体制を確保するよう努めるものとします。</p>																									

本文/ 第5章 3市町村の対策 本部等 P74	(2) 関係 機関	指定(地方)公共機関 は、国民保護措置を実施するために必要な組織を整備するとともに、国民保護に従事する職員の配置及び服務基準を定めるものとします。	指定地方公共機関 は、国民保護措置を実施するために必要な組織を整備するとともに、国民保護に従事する職員の配置及び服務基準を定めるものとします。	
本文/ 第5章 3市町村の対策 本部等 P74	(3) 県対策本部 と国及び関係機関の連携	(3) 県対策本部 と国及び関係機関の連携 県対策本部 は、国民保護措置が総合的に推進されるよう、国、市町村の対策本部及び関係機関と相互間の通信回線の構成、連絡員の派遣などにより、連携を推進します。	(3) 対策本部 と国及び関係機関の連携 対策本部 は、国民保護措置が総合的に推進されるよう、国、市町村の対策本部及び関係機関と相互間の通信回線の構成、連絡員の派遣などにより、連携を推進します。	
本文/ 第5章 4 県緊急対策本部 P74		4 県緊急対策本部 県緊急対策本部 については、「1 県対策本部 」に準じます。この際、「 県対策本部 」を「 県緊急対策本部 」と読み替えます。	4 鳥取県緊急対処事態対策本部 鳥取県緊急対処事態対策本部 については、「1 鳥取県国民保護対策本部 」に準じます。この際、「 鳥取県国民保護対策本部 」を「 鳥取県緊急対処事態対策本部 」と読み替えます。	
本文/ 第5章 5通信 P74	(1) 通信 連絡の系 統図			
本文/ 第5章 5通信 P75	(2) 通信 運用	県対策本部 の通信の運用管理は、 危機管理局长 が統括します。 部局長等は、 県対策本部 が設置されたときは、直ちに通信連絡 体制 を確保します。 武力攻撃事態等が発生し、又は発生するおそれのある場合においては、本計画に沿って情報を伝達します。 国(消防庁)と 危機管理局 との間においては、消防防災無線又は地域衛星通信ネットワーク回線、県と市町村、消防局及び防災関係機関との間においては鳥取県防災行政無線又は地域衛星通信ネットワーク回線を使用した通信により、情報の伝達及び送受信を行います。 また、国対策本部(官邸)と県及び市町村対策本部との間においては、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)や全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報の伝達を行います。 危機管理局 は他の各部局、 県東部庁舎・県八頭庁舎及び各県総合事務所 に対しても、県内内線及び鳥取県防災行政無線により情報の伝達及び送受信を行います。 (略) (削除)	対策本部 の通信の運用管理は、 防災監 が統括します。 部局長等は、 対策本部 が設置されたときは、直ちに通信連絡 態勢 を確保します。 武力攻撃事態等が発生し、又は発生するおそれのある場合においては、本計画に沿って情報を伝達します。 国(消防庁)と 防災局 との間においては、消防防災無線又は地域衛星通信ネットワーク回線、県と市町村、消防局及び防災関係機関との間においては鳥取県防災行政無線又は地域衛星通信ネットワーク回線を使用した通信により、情報の伝達及び送受信を行います。 また、国対策本部(官邸)と県及び市町村対策本部との間においては、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)や全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報の伝達を行います。 防災局 は他の各部局 及び各総合事務所 に対しても、県内内線及び鳥取県防災行政無線により情報の伝達及び送受信を行います。 (略) (別冊I 資料編P ；資料27「通信に関する各組織及び各組織の結合構成」)	

<p>本文/ 第5章 5通信 P76</p>	<p>(3) 通信組織の構成維持、運営</p>	<p>通信組織は以下のとおり構成されます。各通信組織は相互に結合され、相互に通信することができます。</p> <p>通信組織は以下のとおり各無線構成毎に維持、運営されています。</p> <table border="1" data-bbox="320 161 1039 616"> <thead> <tr> <th>通信手段 通信組織</th> <th>構成</th> <th>維持、運営</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県防災行政無線 県内各機関</td> <td>県庁・県総合事務所を中継局を介して結ぶ多重無線回線、県庁・県東部庁舎及び県八頭庁舎・県総合事務所・市町村を結ぶ鳥取県情報ハイウェイ、県庁・各消防局・防災関係機関を結ぶ固定有線回線のほか、県庁とこれらの機関を結ぶ地域衛星通信ネットワークにより構成されています。</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)</td> <td>総合行政ネットワーク (LGWAN) 又はインターネット回線を利用し、国(官邸)と県及び市町村間で緊急情報を双方向で通信しています。</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国対策本部 (内閣官房)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	通信手段 通信組織	構成	維持、運営	鳥取県防災行政無線 県内各機関	県庁・県総合事務所を中継局を介して結ぶ多重無線回線、県庁・県東部庁舎及び県八頭庁舎・県総合事務所・市町村を結ぶ鳥取県情報ハイウェイ、県庁・各消防局・防災関係機関を結ぶ固定有線回線のほか、県庁とこれらの機関を結ぶ地域衛星通信ネットワークにより構成されています。	(略)	(略)	(略)	(略)	緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)	総合行政ネットワーク (LGWAN) 又はインターネット回線 を利用し、国(官邸)と県及び市町村間で緊急情報を双方向で通信しています。	(略)	国対策本部 (内閣官房)			(略)	(略)	(略)	<p>通信組織は以下のとおり構成されます。各通信組織は相互に結合され、相互に通信することができます。</p> <p>通信組織は以下のとおり各無線構成毎に維持、運営されています。</p> <table border="1" data-bbox="1072 161 1792 616"> <thead> <tr> <th>通信手段 通信組織</th> <th>構成</th> <th>維持、運営</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県防災行政無線 県内各機関</td> <td>県庁、総合事務所、中継所をループ化された多重無線回線で結ぶ幹線を軸に、中継所と市町村、消防、県地方機関及び各防災関係機関が有線で接続された固定有線回線並びに中継所と移動端末局を結ぶ移動系回線により構成され、通信範囲は県内です。</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)</td> <td>総合行政ネットワーク (LGWAN) を利用し、国(官邸)と県及び市町村間で緊急情報を双方向で通信しています。</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国対策本部 (内閣官房)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	通信手段 通信組織	構成	維持、運営	鳥取県防災行政無線 県内各機関	県庁、総合事務所、中継所をループ化された多重無線回線で結ぶ幹線を軸に、中継所と市町村、消防、県地方機関及び各防災関係機関が有線で接続された固定有線回線並びに中継所と移動端末局を結ぶ移動系回線により構成され、通信範囲は県内です。	(略)	(略)	(略)	(略)	緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)	総合行政ネットワーク (LGWAN) を利用し、国(官邸)と県及び市町村間で緊急情報を双方向で通信しています。	(略)	国対策本部 (内閣官房)			(略)	(略)	(略)					
通信手段 通信組織	構成	維持、運営																																										
鳥取県防災行政無線 県内各機関	県庁・県総合事務所を中継局を介して結ぶ多重無線回線、県庁・県東部庁舎及び県八頭庁舎・県総合事務所・市町村を結ぶ鳥取県情報ハイウェイ、県庁・各消防局・防災関係機関を結ぶ固定有線回線のほか、県庁とこれらの機関を結ぶ地域衛星通信ネットワークにより構成されています。	(略)																																										
(略)	(略)	(略)																																										
緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)	総合行政ネットワーク (LGWAN) 又はインターネット回線 を利用し、国(官邸)と県及び市町村間で緊急情報を双方向で通信しています。	(略)																																										
国対策本部 (内閣官房)																																												
(略)	(略)	(略)																																										
通信手段 通信組織	構成	維持、運営																																										
鳥取県防災行政無線 県内各機関	県庁、総合事務所、中継所をループ化された多重無線回線で結ぶ幹線を軸に、中継所と市町村、消防、県地方機関及び各防災関係機関が有線で接続された固定有線回線並びに中継所と移動端末局を結ぶ移動系回線により構成され、通信範囲は県内です。	(略)																																										
(略)	(略)	(略)																																										
緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)	総合行政ネットワーク (LGWAN) を利用し、国(官邸)と県及び市町村間で緊急情報を双方向で通信しています。	(略)																																										
国対策本部 (内閣官房)																																												
(略)	(略)	(略)																																										
<p>本文/ 第5章 5通信 P77</p>	<p>(4) 通常時の情報伝達手段</p>	<p>知事(危機管理局) は、防災行政無線を使用して以下のとおり情報の送受信ができます。</p> <table border="1" data-bbox="320 767 1039 1114"> <thead> <tr> <th>通信手段</th> <th>送受信先</th> <th>情報送信</th> <th>情報受信</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県防災行政無線</td> <td>県東部庁舎・県八頭庁舎及び各県総合事務所 各市町村 消防局 消防防災航空センター</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>地域衛星通信ネットワーク</td> <td>(略) 東京本部</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	通信手段	送受信先	情報送信	情報受信	鳥取県防災行政無線	県東部庁舎・県八頭庁舎及び各県総合事務所 各市町村 消防局 消防防災航空センター	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	地域衛星通信ネットワーク	(略) 東京本部	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>県(危機管理チーム) は、防災行政無線を使用して以下のとおり情報の送受信ができます。</p> <table border="1" data-bbox="1072 767 1792 1114"> <thead> <tr> <th>通信手段</th> <th>送受信先</th> <th>情報送信</th> <th>情報受信</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県防災行政無線</td> <td>各総合事務所 各市町村 消防局 消防防災航空センター</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>地域衛星通信ネットワーク</td> <td>(略) 東京事務所</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	通信手段	送受信先	情報送信	情報受信	鳥取県防災行政無線	各総合事務所 各市町村 消防局 消防防災航空センター	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	地域衛星通信ネットワーク	(略) 東京事務所	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
通信手段	送受信先	情報送信	情報受信																																									
鳥取県防災行政無線	県東部庁舎・県八頭庁舎及び各県総合事務所 各市町村 消防局 消防防災航空センター	(略)	(略)																																									
(略)	(略)	(略)	(略)																																									
地域衛星通信ネットワーク	(略) 東京本部	(略)	(略)																																									
(略)	(略)	(略)	(略)																																									
通信手段	送受信先	情報送信	情報受信																																									
鳥取県防災行政無線	各総合事務所 各市町村 消防局 消防防災航空センター	(略)	(略)																																									
(略)	(略)	(略)	(略)																																									
地域衛星通信ネットワーク	(略) 東京事務所	(略)	(略)																																									
(略)	(略)	(略)	(略)																																									

<p>本文/ 第5章 5 通信 P77</p>	<p>(5)非常通信</p>	<p>(略)</p> <p>ア 加入電話又は電報（公衆通信設備）の優先利用</p> <p>(7)非常通信及び非常電報</p> <table border="1" data-bbox="340 161 994 943"> <tr> <td data-bbox="340 161 488 746"> <p>通話、通信内容</p> </td> <td data-bbox="488 161 994 746"> <p>武力攻撃その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次に掲げる非常通話及び非常電報について、他の通話及び電報に先だって接続及び伝送、配達を行います。</p> <p>① 気象機関相互間で行う気象に関する報告又は警報</p> <p>② 水防機関相互間で行う災害に関する報告若しくは警報又は予防のため緊急を要する事項</p> <p>③ 消防機関又は災害救助機関相互間で行う災害の予防、救援で緊急を要する事項</p> <p>④ 輸送の確保に直接関係ある機関相互間で行う交通施設の災害の予防、又は復旧その他重送の確保のため緊急を要する事項通信の確保に直接関係がある機関相互間で行う通信施設の災害の予防、又は復旧その他通信の確保に関し緊急を要する事項</p> <p>⑤ 通信の確保に直接関係がある機関相互間で行う通信施設の災害の予防、又は復旧その他通信の確保に関し緊急を要する事項</p> <p>⑥ 電力供給の確保に直接関係がある機関相互間で行う電力設備の災害の予防、又は復旧その他電力の供給の確保に関し緊急を要する事項</p> <p>⑦・⑧ (略)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="340 746 488 943"> <p>非常通話及び非常電報の取扱い</p> </td> <td data-bbox="488 746 994 943"> <p>① 非常通話 あらかじめNTT 西日本の承諾を受けた番号の加入電話によるものを原則としますが、やむを得ない特別の事由がある場合は、一般の加入電話によるものとします。通話を請求するときは、「非常」の旨及びその必要な理由を接続取扱者に申し出るものとします。</p> <p>② (略)</p> </td> </tr> </table> <p>イ その他の通信設備の利用</p> <p>緊急かつ特別の必要があるとき（※）には、次の機関が設置する有線電気通信設備又は無線局を当該機関の職員を介して利用します。なお、非常通信協議会との連携に十分配慮します。</p> <table border="1" data-bbox="340 1082 1039 1449"> <tr> <td data-bbox="340 1082 488 1193"> <p>知事又は市町村長が行う警報の伝達等の場合</p> </td> <td data-bbox="488 1082 663 1193"> <p>利用することができる機関</p> </td> <td data-bbox="663 1082 1039 1193"> <p>指定行政機関、指定地方行政機関、県、市町村の長が行う災害時における国民保護措置の実施に必要な通信の場合</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="340 1193 488 1449"> <p>これらの設備を利用するため、連絡方法、連絡担当者、優先順位等の手続きをあらかじめ協議します。</p> </td> <td data-bbox="488 1193 663 1449"> <p>(略)</p> <p><input type="checkbox"/>エフエム山陰</p> <p><input type="checkbox"/>CATV 事業者</p> </td> <td data-bbox="663 1193 1039 1449"> <p>(略)</p> </td> </tr> </table>	<p>通話、通信内容</p>	<p>武力攻撃その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次に掲げる非常通話及び非常電報について、他の通話及び電報に先だって接続及び伝送、配達を行います。</p> <p>① 気象機関相互間で行う気象に関する報告又は警報</p> <p>② 水防機関相互間で行う災害に関する報告若しくは警報又は予防のため緊急を要する事項</p> <p>③ 消防機関又は災害救助機関相互間で行う災害の予防、救援で緊急を要する事項</p> <p>④ 輸送の確保に直接関係ある機関相互間で行う交通施設の災害の予防、又は復旧その他重送の確保のため緊急を要する事項通信の確保に直接関係がある機関相互間で行う通信施設の災害の予防、又は復旧その他通信の確保に関し緊急を要する事項</p> <p>⑤ 通信の確保に直接関係がある機関相互間で行う通信施設の災害の予防、又は復旧その他通信の確保に関し緊急を要する事項</p> <p>⑥ 電力供給の確保に直接関係がある機関相互間で行う電力設備の災害の予防、又は復旧その他電力の供給の確保に関し緊急を要する事項</p> <p>⑦・⑧ (略)</p>	<p>非常通話及び非常電報の取扱い</p>	<p>① 非常通話 あらかじめNTT 西日本の承諾を受けた番号の加入電話によるものを原則としますが、やむを得ない特別の事由がある場合は、一般の加入電話によるものとします。通話を請求するときは、「非常」の旨及びその必要な理由を接続取扱者に申し出るものとします。</p> <p>② (略)</p>	<p>知事又は市町村長が行う警報の伝達等の場合</p>	<p>利用することができる機関</p>	<p>指定行政機関、指定地方行政機関、県、市町村の長が行う災害時における国民保護措置の実施に必要な通信の場合</p>	<p>これらの設備を利用するため、連絡方法、連絡担当者、優先順位等の手続きをあらかじめ協議します。</p>	<p>(略)</p> <p><input type="checkbox"/>エフエム山陰</p> <p><input type="checkbox"/>CATV 事業者</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>ア 加入電話または電報（公衆通信設備）の優先利用</p> <p>(7)非常通信及び非常電報</p> <table border="1" data-bbox="1093 161 1787 943"> <tr> <td data-bbox="1093 161 1240 746"> <p>通話、通信内容</p> </td> <td data-bbox="1240 161 1787 746"> <p>武力攻撃その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合において、次に掲げる非常通話及び非常電報について、他の通話及び電報に先だって接続及び伝送、配達を行います。</p> <p>① 気象機関相互間で行う気象に関する報告または警報</p> <p>② 水防機関相互間で行う災害に関する報告若しくは警報または予防のため緊急を要する事項</p> <p>③ 消防機関または災害救助機関相互間で行う災害の予防、救援で緊急を要する事項</p> <p>④ 輸送の確保に直接関係ある機関相互間で行う交通施設の災害の予防、または復旧その他重送の確保のため緊急を要する事項通信の確保に直接関係がある機関相互間で行う通信施設の災害の予防、または復旧その他通信の確保に関し緊急を要する事項</p> <p>⑤ 通信の確保に直接関係がある機関相互間で行う通信施設の災害の予防、または復旧その他通信の確保に関し緊急を要する事項</p> <p>⑥ 電力供給の確保に直接関係がある機関相互間で行う電力設備の災害の予防、または復旧その他電力の供給の確保に関し緊急を要する事項</p> <p>⑦・⑧ (略)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 746 1240 943"> <p>非常通話及び非常電報の取扱い</p> </td> <td data-bbox="1240 746 1787 943"> <p>① 非常通話 あらかじめNTT 西日本の承諾を受けた番号の加入電話によるものを原則としますが、やむを得ない特別の事由がある場合は、一般の入電話によるものとします。通話を請求するときは、「非常」の旨及びその必要な理由を接続取扱者に申し出るものとします。</p> <p>② (略)</p> </td> </tr> </table> <p>イ その他の通信設備の利用</p> <p>緊急かつ特別の必要があるとき（※）には、次の機関が設置する有線電気通信設備または無線局を当該機関の職員を介して利用します。なお、非常通信協議会との連携に十分配慮します。</p> <table border="1" data-bbox="1093 1114 1787 1481"> <tr> <td data-bbox="1093 1114 1240 1225"> <p>知事または市町村長が行う警報の伝達等の場合</p> </td> <td data-bbox="1240 1114 1415 1225"> <p>利用することができる機関</p> </td> <td data-bbox="1415 1114 1787 1225"> <p>指定行政機関、指定地方行政機関、県、市町村の長が行う災害時における国民保護措置の実施に必要な通信の場合</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 1225 1240 1481"> <p>これらの設備を利用するため、連絡方法、連絡担当者、優先順位等の手続きをあらかじめ協議します。</p> </td> <td data-bbox="1240 1225 1415 1481"> <p>(略)</p> <p><input type="checkbox"/>エフエム山陰</p> <p><input type="checkbox"/>CATV</p> </td> <td data-bbox="1415 1225 1787 1481"> <p>(略)</p> </td> </tr> </table>	<p>通話、通信内容</p>	<p>武力攻撃その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合において、次に掲げる非常通話及び非常電報について、他の通話及び電報に先だって接続及び伝送、配達を行います。</p> <p>① 気象機関相互間で行う気象に関する報告または警報</p> <p>② 水防機関相互間で行う災害に関する報告若しくは警報または予防のため緊急を要する事項</p> <p>③ 消防機関または災害救助機関相互間で行う災害の予防、救援で緊急を要する事項</p> <p>④ 輸送の確保に直接関係ある機関相互間で行う交通施設の災害の予防、または復旧その他重送の確保のため緊急を要する事項通信の確保に直接関係がある機関相互間で行う通信施設の災害の予防、または復旧その他通信の確保に関し緊急を要する事項</p> <p>⑤ 通信の確保に直接関係がある機関相互間で行う通信施設の災害の予防、または復旧その他通信の確保に関し緊急を要する事項</p> <p>⑥ 電力供給の確保に直接関係がある機関相互間で行う電力設備の災害の予防、または復旧その他電力の供給の確保に関し緊急を要する事項</p> <p>⑦・⑧ (略)</p>	<p>非常通話及び非常電報の取扱い</p>	<p>① 非常通話 あらかじめNTT 西日本の承諾を受けた番号の加入電話によるものを原則としますが、やむを得ない特別の事由がある場合は、一般の入電話によるものとします。通話を請求するときは、「非常」の旨及びその必要な理由を接続取扱者に申し出るものとします。</p> <p>② (略)</p>	<p>知事または市町村長が行う警報の伝達等の場合</p>	<p>利用することができる機関</p>	<p>指定行政機関、指定地方行政機関、県、市町村の長が行う災害時における国民保護措置の実施に必要な通信の場合</p>	<p>これらの設備を利用するため、連絡方法、連絡担当者、優先順位等の手続きをあらかじめ協議します。</p>	<p>(略)</p> <p><input type="checkbox"/>エフエム山陰</p> <p><input type="checkbox"/>CATV</p>	<p>(略)</p>	
<p>通話、通信内容</p>	<p>武力攻撃その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次に掲げる非常通話及び非常電報について、他の通話及び電報に先だって接続及び伝送、配達を行います。</p> <p>① 気象機関相互間で行う気象に関する報告又は警報</p> <p>② 水防機関相互間で行う災害に関する報告若しくは警報又は予防のため緊急を要する事項</p> <p>③ 消防機関又は災害救助機関相互間で行う災害の予防、救援で緊急を要する事項</p> <p>④ 輸送の確保に直接関係ある機関相互間で行う交通施設の災害の予防、又は復旧その他重送の確保のため緊急を要する事項通信の確保に直接関係がある機関相互間で行う通信施設の災害の予防、又は復旧その他通信の確保に関し緊急を要する事項</p> <p>⑤ 通信の確保に直接関係がある機関相互間で行う通信施設の災害の予防、又は復旧その他通信の確保に関し緊急を要する事項</p> <p>⑥ 電力供給の確保に直接関係がある機関相互間で行う電力設備の災害の予防、又は復旧その他電力の供給の確保に関し緊急を要する事項</p> <p>⑦・⑧ (略)</p>																							
<p>非常通話及び非常電報の取扱い</p>	<p>① 非常通話 あらかじめNTT 西日本の承諾を受けた番号の加入電話によるものを原則としますが、やむを得ない特別の事由がある場合は、一般の加入電話によるものとします。通話を請求するときは、「非常」の旨及びその必要な理由を接続取扱者に申し出るものとします。</p> <p>② (略)</p>																							
<p>知事又は市町村長が行う警報の伝達等の場合</p>	<p>利用することができる機関</p>	<p>指定行政機関、指定地方行政機関、県、市町村の長が行う災害時における国民保護措置の実施に必要な通信の場合</p>																						
<p>これらの設備を利用するため、連絡方法、連絡担当者、優先順位等の手続きをあらかじめ協議します。</p>	<p>(略)</p> <p><input type="checkbox"/>エフエム山陰</p> <p><input type="checkbox"/>CATV 事業者</p>	<p>(略)</p>																						
<p>通話、通信内容</p>	<p>武力攻撃その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合において、次に掲げる非常通話及び非常電報について、他の通話及び電報に先だって接続及び伝送、配達を行います。</p> <p>① 気象機関相互間で行う気象に関する報告または警報</p> <p>② 水防機関相互間で行う災害に関する報告若しくは警報または予防のため緊急を要する事項</p> <p>③ 消防機関または災害救助機関相互間で行う災害の予防、救援で緊急を要する事項</p> <p>④ 輸送の確保に直接関係ある機関相互間で行う交通施設の災害の予防、または復旧その他重送の確保のため緊急を要する事項通信の確保に直接関係がある機関相互間で行う通信施設の災害の予防、または復旧その他通信の確保に関し緊急を要する事項</p> <p>⑤ 通信の確保に直接関係がある機関相互間で行う通信施設の災害の予防、または復旧その他通信の確保に関し緊急を要する事項</p> <p>⑥ 電力供給の確保に直接関係がある機関相互間で行う電力設備の災害の予防、または復旧その他電力の供給の確保に関し緊急を要する事項</p> <p>⑦・⑧ (略)</p>																							
<p>非常通話及び非常電報の取扱い</p>	<p>① 非常通話 あらかじめNTT 西日本の承諾を受けた番号の加入電話によるものを原則としますが、やむを得ない特別の事由がある場合は、一般の入電話によるものとします。通話を請求するときは、「非常」の旨及びその必要な理由を接続取扱者に申し出るものとします。</p> <p>② (略)</p>																							
<p>知事または市町村長が行う警報の伝達等の場合</p>	<p>利用することができる機関</p>	<p>指定行政機関、指定地方行政機関、県、市町村の長が行う災害時における国民保護措置の実施に必要な通信の場合</p>																						
<p>これらの設備を利用するため、連絡方法、連絡担当者、優先順位等の手続きをあらかじめ協議します。</p>	<p>(略)</p> <p><input type="checkbox"/>エフエム山陰</p> <p><input type="checkbox"/>CATV</p>	<p>(略)</p>																						

本文/ 第5章 5 通信 P79	(5) 非常通信	<p>ウ 移動通信機器等の借受 総務省 (中国総合通信局) においては、非常災害時において災害の応急復旧に必要な通信を用途とする「移動通信機器」を所有し、申し出があった場合には迅速に貸し出しができる体制を整備するとともに、電気通信事業者等に対しては、携帯電話等の貸し出しの要請を行う体制の整備を行うとされています。</p> <p>県は、必要に応じこれらの機器の借受申請を中国総合通信局に対して行い、貸与(無償)を受けます。</p> <p>なお、総務省 (中国総合通信局) が所有する機器の種類及び数量は、次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="322 357 1043 430"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移動通信機器 (簡易無線局等)</td> <td>約1,500台</td> </tr> </tbody> </table> <p>※衛星携帯電話、MCA用無線局、簡易無線局</p> <p>※詳細は、http://www.soumu.go.jp/soutsu/chugoku/bousai/01-1.html を参照</p>	種類	数量	移動通信機器 (簡易無線局等)	約1,500台	<p>ウ 移動通信機器等の借受 総務省 中国総合通信局 においては、非常災害時において災害の応急復旧に必要な通信を用途とする「移動通信機器」を所有し、申し出があった場合には迅速に貸し出しができる体制を整備するとともに、電気通信事業者等に対しては、携帯電話等の貸し出しの要請を行う体制の整備を行うとされています。</p> <p>県は、必要に応じこれらの機器の借受申請を中国総合通信局に対して行い、貸与を受けます。</p> <p>なお、総務省 中国総合通信局 が所有する機器の種類及び貸与条件等は、次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="1075 357 1796 612"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th colspan="3">貸与条件等</th> </tr> <tr> <th>機器貸与</th> <th>新規加入料</th> <th>基本料・通話料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>MTI ドコモ衛星携帯電話端末</td> <td>無償</td> <td>使用者負担</td> <td>使用者負担</td> </tr> <tr> <td>業務用トランシーバ (簡易無線局)</td> <td>無償</td> <td>不要</td> <td>不要 電波利用料：使用者負担</td> </tr> <tr> <td>インマルサット・ミニM端末</td> <td>無償</td> <td>使用者負担</td> <td>使用者負担</td> </tr> </tbody> </table>	種類	貸与条件等			機器貸与	新規加入料	基本料・通話料	MTI ドコモ衛星携帯電話端末	無償	使用者負担	使用者負担	業務用トランシーバ (簡易無線局)	無償	不要	不要 電波利用料：使用者負担	インマルサット・ミニM端末	無償	使用者負担	使用者負担		
種類	数量																											
移動通信機器 (簡易無線局等)	約1,500台																											
種類	貸与条件等																											
	機器貸与	新規加入料	基本料・通話料																									
MTI ドコモ衛星携帯電話端末	無償	使用者負担	使用者負担																									
業務用トランシーバ (簡易無線局)	無償	不要	不要 電波利用料：使用者負担																									
インマルサット・ミニM端末	無償	使用者負担	使用者負担																									
本文/ 第6章 1 県民、事業所等の協力等 P80	(1) 県民の協力	<p>県民は、国民保護措置に関し援助を要請されたときは、自発的意思に基づき、必要な援助を行うように努めます。県民に援助を要請する場合は、安全確保に配慮します。</p> <table border="1" data-bbox="322 676 994 829"> <thead> <tr> <th>要請内容</th> <th>要請者</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>・ 要配慮者の避難を援助してもらうこと</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	要請内容	要請者	備考	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	・ 要配慮者 の避難を援助してもらうこと	(略)	(略)	<p>県民は、国民保護措置に関し援助を要請されたときは、自発的意思に基づき、必要な援助を行うように努めます。住民に援助を要請する場合は、安全確保に配慮します。</p> <table border="1" data-bbox="1075 676 1783 829"> <thead> <tr> <th>要請内容</th> <th>要請者</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>・ 災害時要援護者の避難を援助してもらうこと</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	要請内容	要請者	備考	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	・ 災害時要援護者 の避難を援助してもらうこと	(略)	(略)	
要請内容	要請者	備考																										
(略)	(略)	(略)																										
(略)	(略)	(略)																										
・ 要配慮者 の避難を援助してもらうこと	(略)	(略)																										
要請内容	要請者	備考																										
(略)	(略)	(略)																										
(略)	(略)	(略)																										
・ 災害時要援護者 の避難を援助してもらうこと	(略)	(略)																										

本文/ 第6章 1 県民、事業所 等の協力等 P81	(3) 県民 に期 待す る取 組	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="327 105 445 300">平素</td> <td data-bbox="456 105 999 300"> 1～5 (略) 6 要配慮者がいる家庭では、情報の伝達方法、避難方法をあらかじめ決めます。 7 各家庭では、シールド・ルーム (※) を準備します。 ※ナイロンシート、ガムテープで特定の部屋の窓や扉を密封し、外部から化学剤の進入を少しでも送らせようとする措置です。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 308 445 603"> 全国瞬時警報システム (J-ALERT) による弾道ミサイル落下に係る情報伝達時 </td> <td data-bbox="456 308 999 603"> 1 速やかな避難行動を取ります。 ①屋外にいる場合 できる限り頑丈な建物や地下に避難します。 ②建物が無い場合 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守ります。 ③屋内にいる場合 窓から離れるか、窓のない部屋に移動します。 2 県や市町村からの情報に注意し、テレビ、ラジオをつけて情報を入手します。 3 県や市町村からの指示に従って、落ち着いて行動をします。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 611 445 691">警報発令時</td> <td data-bbox="456 611 999 691"> 1～5 (略) 6 幼児、児童・生徒が登園、登校している場合は、園、学校との事前取り決めに基づいて引き取りを行います。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 699 445 858">避難の指示発令時</td> <td data-bbox="456 699 999 858"> 1 (略) 2 市町村の誘導に従い、自主的な判断による勝手な行動は自粛します。 3 (略) 4 要配慮者の避難に留意し、必要に応じて 補助します。 5 (略) </td> </tr> </table>	平素	1～5 (略) 6 要配慮者 がいる家庭では、情報の伝達方法、避難方法をあらかじめ決めます。 7 各家庭では、シールド・ルーム (※) を準備します。 ※ナイロンシート、ガムテープで特定の部屋の窓や扉を密封し、外部から化学剤の進入を少しでも送らせようとする措置です。	全国瞬時警報システム (J-ALERT) による弾道ミサイル落下に係る情報伝達時	1 速やかな避難行動を取ります。 ①屋外にいる場合 できる限り頑丈な建物や地下に避難します。 ②建物が無い場合 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守ります。 ③屋内にいる場合 窓から離れるか、窓のない部屋に移動します。 2 県や市町村からの情報に注意し、テレビ、ラジオをつけて情報を入手します。 3 県や市町村からの指示に従って、落ち着いて行動をします。	警報発令時	1～5 (略) 6 幼児、 児童・生徒 が登園、登校している場合は、園、学校との事前取り決めに基づいて引き取りを行います。	避難の指示発令時	1 (略) 2 市町村の誘導に従い、 自主的な判断による勝手な行動 は自粛します。 3 (略) 4 要配慮者 の避難に留意し、必要に応じて 補助します。 5 (略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1081 105 1200 300">平素</td> <td data-bbox="1211 105 1783 300"> 1～5 (略) 6 災害時要援護者がいる家庭では、情報の伝達方法、避難方法をあらかじめ決めます。 7 各家庭では、シールド・ルームを準備します。 ※ナイロンシート、ガムテープで特定の部屋の窓や扉を密封し、外部から化学剤の進入を少しでも送らせようとする措置です。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1081 308 1200 603"></td> <td data-bbox="1211 308 1783 603"> (新規) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1081 611 1200 691">警報発令時</td> <td data-bbox="1211 611 1783 691"> 1～5 (略) 6 幼児、児童・生徒が登園、登校している場合は、園、学校との事前取り決めに基づいて引き取りを行います。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1081 699 1200 858">避難の指示発令時</td> <td data-bbox="1211 699 1783 858"> 1 (略) 2 市町村の誘導に従い、勝手な行動は自粛します。 3 (略) 4 災害時要援護者の避難に留意し、必要に応じて 補助します。 5 (略) </td> </tr> </table>	平素	1～5 (略) 6 災害時要援護者 がいる家庭では、情報の伝達方法、避難方法をあらかじめ決めます。 7 各家庭では、シールド・ルームを準備します。 ※ナイロンシート、ガムテープで特定の部屋の窓や扉を密封し、外部から化学剤の進入を少しでも送らせようとする措置です。		(新規)	警報発令時	1～5 (略) 6 幼児、 児童・生徒 が登園、登校している場合は、園、学校との事前取り決めに基づいて引き取りを行います。	避難の指示発令時	1 (略) 2 市町村の誘導に従い、 勝手な行動 は自粛します。 3 (略) 4 災害時要援護者 の避難に留意し、必要に応じて 補助します。 5 (略)	
平素	1～5 (略) 6 要配慮者 がいる家庭では、情報の伝達方法、避難方法をあらかじめ決めます。 7 各家庭では、シールド・ルーム (※) を準備します。 ※ナイロンシート、ガムテープで特定の部屋の窓や扉を密封し、外部から化学剤の進入を少しでも送らせようとする措置です。																			
全国瞬時警報システム (J-ALERT) による弾道ミサイル落下に係る情報伝達時	1 速やかな避難行動を取ります。 ①屋外にいる場合 できる限り頑丈な建物や地下に避難します。 ②建物が無い場合 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守ります。 ③屋内にいる場合 窓から離れるか、窓のない部屋に移動します。 2 県や市町村からの情報に注意し、テレビ、ラジオをつけて情報を入手します。 3 県や市町村からの指示に従って、落ち着いて行動をします。																			
警報発令時	1～5 (略) 6 幼児、 児童・生徒 が登園、登校している場合は、園、学校との事前取り決めに基づいて引き取りを行います。																			
避難の指示発令時	1 (略) 2 市町村の誘導に従い、 自主的な判断による勝手な行動 は自粛します。 3 (略) 4 要配慮者 の避難に留意し、必要に応じて 補助します。 5 (略)																			
平素	1～5 (略) 6 災害時要援護者 がいる家庭では、情報の伝達方法、避難方法をあらかじめ決めます。 7 各家庭では、シールド・ルームを準備します。 ※ナイロンシート、ガムテープで特定の部屋の窓や扉を密封し、外部から化学剤の進入を少しでも送らせようとする措置です。																			
	(新規)																			
警報発令時	1～5 (略) 6 幼児、 児童・生徒 が登園、登校している場合は、園、学校との事前取り決めに基づいて引き取りを行います。																			
避難の指示発令時	1 (略) 2 市町村の誘導に従い、 勝手な行動 は自粛します。 3 (略) 4 災害時要援護者 の避難に留意し、必要に応じて 補助します。 5 (略)																			
本文/ 第6章 1 県民、事業所 等の協力等 P82	(4) 自主 防災 組織 等に期 待す る取 組	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="327 1110 445 1222">平素</td> <td data-bbox="456 1110 999 1222"> 1～5 (略) 6 地域内の要配慮者の把握に努め、情報の伝達方法、避難方法をあらかじめ決めておくなど支援体制を確立します。その際、個人情報の取扱いには十分注意します。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 1230 445 1477"> 全国瞬時警報システム (J-ALERT) による弾道ミサイル落下に係る情報伝達時 </td> <td data-bbox="456 1230 999 1477"> 1 屋外にいる住民を見かけた場合、速やかな屋内避難を呼びかけます。付近に建物が無い場合、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守るよう呼びかけます。 2 県や市町村からの情報に注意し、あらかじめ定められた情報伝達、系統で住民に伝達します。 3 県や市町村からの指示に従って、落ち着いた行動を呼びかけます。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 1485 445 1509">警報発令時</td> <td data-bbox="456 1485 999 1509">(略)</td> </tr> </table>	平素	1～5 (略) 6 地域内の 要配慮者 の把握に努め、情報の伝達方法、避難方法をあらかじめ決めておくなど支援体制を確立します。その際、個人情報の取扱いには十分注意します。	全国瞬時警報システム (J-ALERT) による弾道ミサイル落下に係る情報伝達時	1 屋外にいる住民を見かけた場合、速やかな屋内避難を呼びかけます。付近に建物が無い場合、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守るよう呼びかけます。 2 県や市町村からの情報に注意し、あらかじめ定められた情報伝達、系統で住民に伝達します。 3 県や市町村からの指示に従って、落ち着いた行動を呼びかけます。	警報発令時	(略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1081 1110 1200 1222">平素</td> <td data-bbox="1211 1110 1783 1222"> 1～5 (略) 6 地域内の災害時要援護者の把握に努め、情報の伝達方法、避難方法をあらかじめ決めておくなど支援体制を確立します。その際、個人情報の取扱いには十分注意します。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1081 1230 1200 1477"></td> <td data-bbox="1211 1230 1783 1477"> (新規) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1081 1485 1200 1509">警報発令時</td> <td data-bbox="1211 1485 1783 1509">(略)</td> </tr> </table>	平素	1～5 (略) 6 地域内の 災害時要援護者 の把握に努め、情報の伝達方法、避難方法をあらかじめ決めておくなど支援体制を確立します。その際、個人情報の取扱いには十分注意します。		(新規)	警報発令時	(略)					
平素	1～5 (略) 6 地域内の 要配慮者 の把握に努め、情報の伝達方法、避難方法をあらかじめ決めておくなど支援体制を確立します。その際、個人情報の取扱いには十分注意します。																			
全国瞬時警報システム (J-ALERT) による弾道ミサイル落下に係る情報伝達時	1 屋外にいる住民を見かけた場合、速やかな屋内避難を呼びかけます。付近に建物が無い場合、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守るよう呼びかけます。 2 県や市町村からの情報に注意し、あらかじめ定められた情報伝達、系統で住民に伝達します。 3 県や市町村からの指示に従って、落ち着いた行動を呼びかけます。																			
警報発令時	(略)																			
平素	1～5 (略) 6 地域内の 災害時要援護者 の把握に努め、情報の伝達方法、避難方法をあらかじめ決めておくなど支援体制を確立します。その際、個人情報の取扱いには十分注意します。																			
	(新規)																			
警報発令時	(略)																			

本文/ 第6章 1 県民、事業所 等の協力等 P82	(4) 自主 防 災 組 織 等 に 期 待 す る 取 組	<table border="1"> <tr> <td>避難の指示 発令時</td> <td>1・2 (略) 3 要配慮者の避難に留意し、必要に応じて補助します。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1 (略)</td> </tr> </table>	避難の指示 発令時	1・2 (略) 3 要配慮者 の避難に留意し、必要に応じて補助します。	その他	1 (略)	<table border="1"> <tr> <td>避難の指示 発令時</td> <td>1・2 (略) 3 災害時要援護者の避難に留意し、必要に応じて補助します。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1 (略)</td> </tr> </table>	避難の指示 発令時	1・2 (略) 3 災害時要援護者 の避難に留意し、必要に応じて補助します。	その他	1 (略)									
避難の指示 発令時	1・2 (略) 3 要配慮者 の避難に留意し、必要に応じて補助します。																			
その他	1 (略)																			
避難の指示 発令時	1・2 (略) 3 災害時要援護者 の避難に留意し、必要に応じて補助します。																			
その他	1 (略)																			
本文/ 第6章 1 県民、事業所 等の協力等 P83	(5) 事 業 所 等 に 期 待 す る 取 組	<table border="1"> <tr> <td>平素</td> <td>1～6 (略) 7 要配慮者がいる事業所等では、情報の伝達方法、避難方法をあらかじめ決めめます。 8 業務継続計画（BCP）を作成します。 9 訓練実施及び訓練参加に努めます。</td> </tr> <tr> <td>全国瞬時警報システム（J-ALERT）による弾道ミサイル落下に係る情報伝達時</td> <td>1 屋内の来客、来店者、観光客に対して、屋内にとどまることを呼びかけます。 2 デパート、スーパー等不特定多数の者を収容する施設では、混乱防止に留意します。 3 県や市町村からの情報に注意し、テレビ、ラジオをつけて情報を入手します。</td> </tr> <tr> <td>警報発令時</td> <td>1～5 (略) 6 幼児、児童・生徒が登園、登校している場合は、保護者との事前取り決めに基づいて引き渡しを行います。</td> </tr> <tr> <td>避難の指示 発令時</td> <td>1～5 (略) 6 要配慮者の従業員、来客等の避難に留意し、必要に応じて補助します。</td> </tr> </table>	平素	1～6 (略) 7 要配慮者 がいる事業所等では、情報の伝達方法、避難方法をあらかじめ決めめます。 8 業務継続計画（BCP） を作成します。 9 訓練実施及び訓練参加に努めます。	全国瞬時警報システム（J-ALERT）による弾道ミサイル落下に係る情報伝達時	1 屋内の来客、来店者、観光客に対して、屋内にとどまることを呼びかけます。 2 デパート、スーパー等不特定多数の者を収容する施設では、混乱防止に留意します。 3 県や市町村からの情報に注意し、テレビ、ラジオをつけて情報を入手します。	警報発令時	1～5 (略) 6 幼児、 児童・生徒 が登園、登校している場合は、保護者との事前取り決めに基づいて引き渡しを行います。	避難の指示 発令時	1～5 (略) 6 要配慮者 の従業員、来客等の避難に留意し、必要に応じて補助します。	<table border="1"> <tr> <td>平素</td> <td>1～6 (略) 7 災害時要援護者がいる事業所等では、情報の伝達方法、避難方法をあらかじめ決めめます。 (新規) 8 訓練実施及び訓練参加</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(新規)</td> </tr> <tr> <td>警報発令時</td> <td>1～5 (略) 6 幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、保護者との事前取り決めに基づいて引き渡しを行います。</td> </tr> <tr> <td>避難の指示 発令時</td> <td>1～5 (略) 6 災害時要援護者の従業員、来客等の避難に留意し、必要に応じて補助します。</td> </tr> </table>	平素	1～6 (略) 7 災害時要援護者 がいる事業所等では、情報の伝達方法、避難方法をあらかじめ決めめます。 (新規) 8 訓練実施及び訓練参加		(新規)	警報発令時	1～5 (略) 6 幼児、 児童、生徒 が登園、登校している場合は、保護者との事前取り決めに基づいて引き渡しを行います。	避難の指示 発令時	1～5 (略) 6 災害時要援護者 の従業員、来客等の避難に留意し、必要に応じて補助します。	
平素	1～6 (略) 7 要配慮者 がいる事業所等では、情報の伝達方法、避難方法をあらかじめ決めめます。 8 業務継続計画（BCP） を作成します。 9 訓練実施及び訓練参加に努めます。																			
全国瞬時警報システム（J-ALERT）による弾道ミサイル落下に係る情報伝達時	1 屋内の来客、来店者、観光客に対して、屋内にとどまることを呼びかけます。 2 デパート、スーパー等不特定多数の者を収容する施設では、混乱防止に留意します。 3 県や市町村からの情報に注意し、テレビ、ラジオをつけて情報を入手します。																			
警報発令時	1～5 (略) 6 幼児、 児童・生徒 が登園、登校している場合は、保護者との事前取り決めに基づいて引き渡しを行います。																			
避難の指示 発令時	1～5 (略) 6 要配慮者 の従業員、来客等の避難に留意し、必要に応じて補助します。																			
平素	1～6 (略) 7 災害時要援護者 がいる事業所等では、情報の伝達方法、避難方法をあらかじめ決めめます。 (新規) 8 訓練実施及び訓練参加																			
	(新規)																			
警報発令時	1～5 (略) 6 幼児、 児童、生徒 が登園、登校している場合は、保護者との事前取り決めに基づいて引き渡しを行います。																			
避難の指示 発令時	1～5 (略) 6 災害時要援護者 の従業員、来客等の避難に留意し、必要に応じて補助します。																			
本文/ 第6章 2 普及啓発 P83		<p>国民保護措置の実施にあたっては、県民の自発的協力が不可欠です。このため、県は市町村と連携して国民保護について、住民の理解と協力が得られるように普及啓発活動を行います。</p> <p>特に、消防団員や自主防災組織等に対しては、国民保護において担うべき役割の理解と協力を得る必要があります。そのためには、説明会の開催やパンフレットの配布を通じて、普及啓発を行うことが重要です。</p>	<p>国民保護措置を実施にあたっては、県民の自発的協力が不可欠です。このため、県は市町村と連携して国民保護について、住民の理解と協力が得られるように普及啓発活動を行います。</p> <p>特に、消防団員や自主防災組織等に対しては、国民保護において担うべき役割の理解と協力を得る必要があります。そのためには、説明会の開催やパンフレットの配布を通じて、普及啓発を行うことが重要です。</p>																	
本文/ 第6章 2 普及啓 発 P85	(3) ボラ ン テ ィ ア へ の 支 援	<p>平素からネットワークを築き、ボランティア等に関する情報を交換し、さらに効果的な連携のための体制づくりを推進します。</p> <p>また、必要に応じて協定等を締結し、訓練等を共同して行います。</p> <p>一定の知識、経験、特定の資格を必要とするものについては、事前に登録します。</p> <table border="1"> <tr> <td>医療救護</td> <td>被災者の人命救助や負傷者の手当は、災害発生後、最も緊急に対応する必要があり、かつ専門的で重い責任が要求され、危険度も高いため、ボランティア活動の範囲は限定されます。 災害時には、日本赤十字社等関係団体との連携を図りつつ、県独自のボランティア体制の整備を図ります。 1～3 (略)</td> </tr> </table>	医療救護	被災者の人命救助や負傷者の手当は、災害発生後、最も緊急に対応する必要があり、かつ専門的で重い責任が要求され、危険度も高いため、ボランティア活動の範囲は限定されます。 災害時には、 日本赤十字社 等関係団体との連携を図りつつ、県独自のボランティア 体制の整備 を図ります。 1～3 (略)	<p>平素からネットワークを築き、ボランティア等に関する情報を交換し、さらに効果的な連携のための体制づくりを推進します。</p> <p>また、必要に応じて協定等を締結し、訓練等を共同して行います。</p> <p>一定の知識、経験、特定の資格を必要とするものについては、事前に登録します。</p> <table border="1"> <tr> <td>医療救護</td> <td>被災者の人命救助や負傷者の手当は、災害発生後、最も緊急に対応する必要があり、かつ専門的で重い責任が要求され、危険度も高いため、ボランティア活動の範囲は限定されます。 災害時には、日赤等関係団体との連携を図りつつ、県独自のボランティア体制整備を図ります。 1～3 (略)</td> </tr> </table>	医療救護	被災者の人命救助や負傷者の手当は、災害発生後、最も緊急に対応する必要があり、かつ専門的で重い責任が要求され、危険度も高いため、ボランティア活動の範囲は限定されます。 災害時には、 日赤 等関係団体との連携を図りつつ、県独自のボランティア 体制整備 を図ります。 1～3 (略)													
医療救護	被災者の人命救助や負傷者の手当は、災害発生後、最も緊急に対応する必要があり、かつ専門的で重い責任が要求され、危険度も高いため、ボランティア活動の範囲は限定されます。 災害時には、 日本赤十字社 等関係団体との連携を図りつつ、県独自のボランティア 体制の整備 を図ります。 1～3 (略)																			
医療救護	被災者の人命救助や負傷者の手当は、災害発生後、最も緊急に対応する必要があり、かつ専門的で重い責任が要求され、危険度も高いため、ボランティア活動の範囲は限定されます。 災害時には、 日赤 等関係団体との連携を図りつつ、県独自のボランティア 体制整備 を図ります。 1～3 (略)																			

本文/ 第6章 2普及啓 発 P85	(3) ボラ ンテ ィア への 支援	<table border="1"> <tr> <td>県</td> <td>① (略) ② 福祉保健部は、保健所からの災害時派遣可能人員の報告を基に、県医師会と調整を行うとともに、日本赤十字社県支部と調整を行い、県内外から派遣者受入れ体制を整備します。</td> </tr> <tr> <td>医師会</td> <td>①・② (略)</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社 県支部</td> <td>他県支部からの派遣者の受入れについて、情報を収集します。</td> </tr> </table>	県	① (略) ② 福祉保健部は、保健所からの災害時派遣可能人員の報告を基に、県医師会と調整を行うとともに、 日本赤十字社 県支部と調整を行い、県内外から派遣者受入れ体制を整備します。	医師会	①・② (略)	日本赤十字社 県支部	他県支部からの派遣者の受入れについて、情報を収集します。	<table border="1"> <tr> <td>県</td> <td>① (略) ② 福祉保健部は、保健所からの災害時派遣可能人員の報告を基に、県医師会と調整を行うとともに、日赤県支部と調整を行い、県内外から派遣者受入れ体制を整備します。</td> </tr> <tr> <td>医師会</td> <td>①・② (略)</td> </tr> <tr> <td>日赤県支部</td> <td>他県支部からの派遣者の受入れについて、情報を収集します。</td> </tr> </table>	県	① (略) ② 福祉保健部は、保健所からの災害時派遣可能人員の報告を基に、県医師会と調整を行うとともに、 日赤 県支部と調整を行い、県内外から派遣者受入れ体制を整備します。	医師会	①・② (略)	日赤 県支部	他県支部からの派遣者の受入れについて、情報を収集します。
		県	① (略) ② 福祉保健部は、保健所からの災害時派遣可能人員の報告を基に、県医師会と調整を行うとともに、 日本赤十字社 県支部と調整を行い、県内外から派遣者受入れ体制を整備します。												
医師会	①・② (略)														
日本赤十字社 県支部	他県支部からの派遣者の受入れについて、情報を収集します。														
県	① (略) ② 福祉保健部は、保健所からの災害時派遣可能人員の報告を基に、県医師会と調整を行うとともに、 日赤 県支部と調整を行い、県内外から派遣者受入れ体制を整備します。														
医師会	①・② (略)														
日赤 県支部	他県支部からの派遣者の受入れについて、情報を収集します。														
生活支援	災害時のボランティア活動は、個々のボランティアの自主活動と主体的な参加を基本とするものですが、活動内容が多岐にわたり膨大で、ニーズが 地域や時間 の推移等により変化することから、特定の分野においては、情報収集体制の整備、並びに活動を効率的に進める上でのコーディネーターを 組織化を行います 。	生活支援	災害時のボランティア活動は、個々のボランティアの自主活動と主体的な参加を基本とするものですが、活動内容が多岐にわたり膨大で、ニーズが 場所的・時間的 の推移等により変化することから、特定の分野においては、情報収集体制の整備、並びに活動を効率的に進める上でのコーディネーターを 組織化します 。												

本文/ 第6章 3国民保護訓 練等 P86	(4) 各機 関の 実 施 す べ き 訓 練	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民保護総合訓練</td> <td>県</td> <td>(略) 1 参加機関 ①～⑤ (略) ⑥ 指定(地方)行政機関 ⑦ 指定(地方)公共機関 ⑧ (略) 2 訓練項目 ① (略) ② 県対策本部運営訓練 ③・④ (略) 3 (略)</td> </tr> <tr> <td>市町村の訓練</td> <td>市町村</td> <td>(略) 1 (略) 2 訓練項目 ① (略) ② 市町村対策本部運営訓練 ③・④ (略) ⑤ 避難行動要支援者の避難訓練</td> </tr> <tr> <td>警察訓練</td> <td>警察</td> <td>(略) 1 訓練種別 ① 関係機関・住民等との総合訓練 ② 警察独自訓練 2 訓練項目 ① 情報収集・伝達訓練 ② 職員招集訓練 ③ 対策本部等設置・運用訓練 ④ 部隊編成・配備運用訓練 ⑤ 避難住民の誘導訓練 ⑥ 救出救助訓練 ⑦ 交通対策訓練 ⑧ 通信・広報訓練 ⑨ 装備資機材操作訓練 3 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関	内容	国民保護総合訓練	県	(略) 1 参加機関 ①～⑤ (略) ⑥ 指定(地方)行政機関 ⑦ 指定(地方)公共機関 ⑧ (略) 2 訓練項目 ① (略) ② 県対策本部 運営訓練 ③・④ (略) 3 (略)	市町村の訓練	市町村	(略) 1 (略) 2 訓練項目 ① (略) ② 市町村対策本部 運営訓練 ③・④ (略) ⑤ 避難行動要支援者 の避難訓練	警察訓練	警察	(略) 1 訓練種別 ① 関係機関・住民等との総合訓練 ② 警察独自訓練 2 訓練項目 ① 情報収集・伝達訓練 ② 職員招集訓練 ③ 対策本部 等設置・運用訓練 ④ 部隊編成・配備運用訓練 ⑤ 避難住民の誘導訓練 ⑥ 救出救助訓練 ⑦ 交通対策訓練 ⑧ 通信・広報訓練 ⑨ 装備資機材操作訓練 3 (略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民保護総合訓練</td> <td>県</td> <td>(略) 1 参加機関 ①～⑤ (略) ⑥ 指定地方行政機関 ⑦ 指定地方公共機関 ⑧ (略) 2 訓練項目 ① (略) ② 国民保護対策本部運営訓練 ③・④ (略) 3 (略)</td> </tr> <tr> <td>市町村の訓練</td> <td>市町村</td> <td>(略) 1 (略) 2 訓練項目 ① (略) ② 対策本部運営訓練 ③・④ (略) ⑤ 災害時要援護者の避難訓練</td> </tr> <tr> <td>警察訓練</td> <td>警察</td> <td>(略) 1 訓練種別 ① 関係機関・住民等との総合訓練 ② 警察独自訓練 2 訓練項目 ① 情報収集・伝達訓練 ② 職員招集訓練 ③ 警察本部等設置・運用訓練 ④ 部隊編成・配備運用訓練 ⑤ 避難住民の誘導訓練 ⑥ 救出救助訓練 ⑦ 交通対策訓練 ⑧ 通信・広報訓練 ⑨ 装備資機材操作訓練 3 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関	内容	国民保護総合訓練	県	(略) 1 参加機関 ①～⑤ (略) ⑥ 指定地方行政機関 ⑦ 指定地方公共機関 ⑧ (略) 2 訓練項目 ① (略) ② 国民保護対策本部 運営訓練 ③・④ (略) 3 (略)	市町村の訓練	市町村	(略) 1 (略) 2 訓練項目 ① (略) ② 対策本部 運営訓練 ③・④ (略) ⑤ 災害時要援護者 の避難訓練	警察訓練	警察	(略) 1 訓練種別 ① 関係機関・住民等との総合訓練 ② 警察独自訓練 2 訓練項目 ① 情報収集・伝達訓練 ② 職員招集訓練 ③ 警察本部 等設置・運用訓練 ④ 部隊編成・配備運用訓練 ⑤ 避難住民の誘導訓練 ⑥ 救出救助訓練 ⑦ 交通対策訓練 ⑧ 通信・広報訓練 ⑨ 装備資機材操作訓練 3 (略)
		区分	機関	内容																							
国民保護総合訓練	県	(略) 1 参加機関 ①～⑤ (略) ⑥ 指定(地方)行政機関 ⑦ 指定(地方)公共機関 ⑧ (略) 2 訓練項目 ① (略) ② 県対策本部 運営訓練 ③・④ (略) 3 (略)																									
市町村の訓練	市町村	(略) 1 (略) 2 訓練項目 ① (略) ② 市町村対策本部 運営訓練 ③・④ (略) ⑤ 避難行動要支援者 の避難訓練																									
警察訓練	警察	(略) 1 訓練種別 ① 関係機関・住民等との総合訓練 ② 警察独自訓練 2 訓練項目 ① 情報収集・伝達訓練 ② 職員招集訓練 ③ 対策本部 等設置・運用訓練 ④ 部隊編成・配備運用訓練 ⑤ 避難住民の誘導訓練 ⑥ 救出救助訓練 ⑦ 交通対策訓練 ⑧ 通信・広報訓練 ⑨ 装備資機材操作訓練 3 (略)																									
区分	機関	内容																									
国民保護総合訓練	県	(略) 1 参加機関 ①～⑤ (略) ⑥ 指定地方行政機関 ⑦ 指定地方公共機関 ⑧ (略) 2 訓練項目 ① (略) ② 国民保護対策本部 運営訓練 ③・④ (略) 3 (略)																									
市町村の訓練	市町村	(略) 1 (略) 2 訓練項目 ① (略) ② 対策本部 運営訓練 ③・④ (略) ⑤ 災害時要援護者 の避難訓練																									
警察訓練	警察	(略) 1 訓練種別 ① 関係機関・住民等との総合訓練 ② 警察独自訓練 2 訓練項目 ① 情報収集・伝達訓練 ② 職員招集訓練 ③ 警察本部 等設置・運用訓練 ④ 部隊編成・配備運用訓練 ⑤ 避難住民の誘導訓練 ⑥ 救出救助訓練 ⑦ 交通対策訓練 ⑧ 通信・広報訓練 ⑨ 装備資機材操作訓練 3 (略)																									

<p>本文/ 第6章 3国民保護訓 練等 P87</p>	<p>(4)各機 関の 実施 すべ き訓 練</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="320 76 416 357"> <p>消防訓 練</p> </td> <td data-bbox="416 76 495 357"> <p>各消 防局</p> </td> <td data-bbox="495 76 1050 357"> <p>警報発令時等における的確かつ迅速な国民保護体制の 確立を図るため、次により訓練を行います。 1 参加機関 ①消防団 ②その他関係機関 2・3 (略)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 357 416 635"> <p>その他</p> </td> <td data-bbox="416 357 1050 635"> <p>(略) ①～④ (略) ⑤本部運営訓練 県は関係機関の参加により、武力攻撃(予測)事態及び緊急対処 事態発生時における本部の設置、職員の動員配備、本部の招集、情 報収集・分析等本部の運営を訓練します。 <u>(県対策本部、県緊急本部、県現地対策本部)</u> ⑥～⑧ (略)</p> </td> </tr> </table>	<p>消防訓 練</p>	<p>各消 防局</p>	<p>警報発令時等における的確かつ迅速な国民保護体制の 確立を図るため、次により訓練を行います。 1 参加機関 ①消防団 ②その他関係機関 2・3 (略)</p>	<p>その他</p>	<p>(略) ①～④ (略) ⑤本部運営訓練 県は関係機関の参加により、武力攻撃(予測)事態及び緊急対処 事態発生時における本部の設置、職員の動員配備、本部の招集、情 報収集・分析等本部の運営を訓練します。 <u>(県対策本部、県緊急本部、県現地対策本部)</u> ⑥～⑧ (略)</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1072 76 1169 357"> <p>消防訓 練</p> </td> <td data-bbox="1169 76 1247 357"> <p>各消 防局</p> </td> <td data-bbox="1247 76 1803 357"> <p>警報発令時における的確かつ迅速な国民保護態勢の確立 を図るため、次により訓練を行います。 1 参加機関 消防団 その他関係機関 2・3 (略)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1072 357 1169 635"> <p>その他</p> </td> <td data-bbox="1169 357 1803 635"> <p>(略) ①～④ (略) ⑤本部運営訓練 県は関係機関の参加により、武力攻撃(予測)事態及び緊急対処 事態発生時における本部の設置、職員の動員配備、本部の招集、情報収 集・分析等本部の運営を訓練します。 <u>国民保護対策本部、緊急対処事態対策本部、現地国民保護対策本部</u> ⑥～⑧ (略)</p> </td> </tr> </table>	<p>消防訓 練</p>	<p>各消 防局</p>	<p>警報発令時における的確かつ迅速な国民保護態勢の確立 を図るため、次により訓練を行います。 1 参加機関 消防団 その他関係機関 2・3 (略)</p>	<p>その他</p>	<p>(略) ①～④ (略) ⑤本部運営訓練 県は関係機関の参加により、武力攻撃(予測)事態及び緊急対処 事態発生時における本部の設置、職員の動員配備、本部の招集、情報収 集・分析等本部の運営を訓練します。 <u>国民保護対策本部、緊急対処事態対策本部、現地国民保護対策本部</u> ⑥～⑧ (略)</p>	
<p>消防訓 練</p>	<p>各消 防局</p>	<p>警報発令時等における的確かつ迅速な国民保護体制の 確立を図るため、次により訓練を行います。 1 参加機関 ①消防団 ②その他関係機関 2・3 (略)</p>												
<p>その他</p>	<p>(略) ①～④ (略) ⑤本部運営訓練 県は関係機関の参加により、武力攻撃(予測)事態及び緊急対処 事態発生時における本部の設置、職員の動員配備、本部の招集、情 報収集・分析等本部の運営を訓練します。 <u>(県対策本部、県緊急本部、県現地対策本部)</u> ⑥～⑧ (略)</p>													
<p>消防訓 練</p>	<p>各消 防局</p>	<p>警報発令時における的確かつ迅速な国民保護態勢の確立 を図るため、次により訓練を行います。 1 参加機関 消防団 その他関係機関 2・3 (略)</p>												
<p>その他</p>	<p>(略) ①～④ (略) ⑤本部運営訓練 県は関係機関の参加により、武力攻撃(予測)事態及び緊急対処 事態発生時における本部の設置、職員の動員配備、本部の招集、情報収 集・分析等本部の運営を訓練します。 <u>国民保護対策本部、緊急対処事態対策本部、現地国民保護対策本部</u> ⑥～⑧ (略)</p>													
<p>本文/ 第6章 3国民保護訓 練等 P88</p>	<p>(5)職員 の教 育</p>	<p>ア 職員の育成及び配置 知事(危機管理局、総務部)は、防災に携わる職員の育成と連携して、国民保護に 必要な知識と技能、状況判断能力等を有する職員の計画的な育成と配置に努めます。 イ 一般職員への教育 知事(危機管理局)は、一般職員についても危機管理について必要な知識の教育に 努めます。 (略)</p>	<p>ア 知事(防災局、総務部)は、防災に携わる職員の育成と連携して、国民保護に必要 な知識と技能、状況判断能力等を有する職員の計画的な育成と配置に努めます。 イ 知事(防災局)は、一般職員についても危機管理について必要な知識の教育に努め ます。 (略)</p>											
<p>本文/ 第6章 4文化財の保 護 P89</p>	<p>(1)重要文 化財等 に関 する 命令又 は勸 告の 告知等</p>	<p>ア 所有者等への命令又は勧告の告知 県教育委員会は、重要文化財・重要有形民俗文化財・史跡名勝天然記念物に関し、 文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告 を行う場合には、所定の手続に従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を 告知します。 イ 文化庁長官への連絡 県教育委員会は、命令又は勧告を受けた重要文化財等の所有者から、文化庁長官に 対する必要な措置に係る支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を文化庁長 官に対し連絡します。</p>	<p>ア 県教育委員会は、重要文化財・重要有形民俗文化財・史跡名勝天然記念物に関し、 文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告 を行う場合には、所定の手続に従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を 告知します。 イ 県教育委員会は、命令又は勧告を受けた重要文化財等の所有者から、文化庁長官に 対する必要な措置に係る支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を文化庁長 官に対し連絡します。</p>											
<p>本文/ 第6章 5赤十字標章 等及び特殊 標章等 の交 付等 P89</p>	<p>(1)赤十 字標 章等 及び特 殊標 章等 の交 付等</p>	<p>国際人道法で国際的に定められた赤十字標章等や特殊標章等を活用することにより、 武力攻撃事態等において、国民の保護のために重要な役割を担う医療関係者や国民保護 法に規定された「国民の保護のための措置」を行う者などを武力攻撃から保護します。 このため、知事(危機管理局、福祉保健部)及び警察は、国の定める赤十字標章 等及び特殊標章等の交付等に関する基準・手続き及び県の要綱に従って特殊標章等 及び身分証明書を交付し、使用させます。</p>	<p>国際人道法で国際的に定められた赤十字標章等や特殊標章等を活用することにより、 武力攻撃事態等において、国民の保護のために重要な役割を担う医療関係者や国民保護 法に規定された「国民の保護のための措置」を行う者などを武力攻撃から保護します。 このため、知事(防災局、福祉保健部)及び警察は、国の定める赤十字標章等及び特 殊標章等の交付等に関する基準・手続き及び県の要綱にしたがって、特殊標章等及び身 分証明書を交付し、使用させます。</p>											

<p>本文/ 第6章 5赤十字標章等及び特殊標章等 P89</p>	<p>(2) 赤十字標章等及び特殊標章等</p>	<p>ア 種類</p> <table border="1" data-bbox="322 105 1010 389"> <thead> <tr> <th colspan="2">特殊標章等の種類</th> <th>許可権者</th> <th>対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特殊標章等</td> <td>特殊標章 身分証明書</td> <td>知事 (危機管理局) 警察本部長 市町村長 消防局長 水防管理者</td> <td>(交付) 職員 水防団長、水防団員</td> </tr> <tr> <td>赤十字標章等</td> <td>(略)</td> <td>知事 (危機管理局)</td> <td>(許可) 指定地方公共機関</td> </tr> <tr> <td>赤十字標章等</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 赤十字標章等 (法第157条) (7)～(エ) (略) (イ) 交付及び管理 a 知事(福祉保健部)は、国の定める赤十字標章等の交付等に関する基準・手続き等に基づき、必要に応じ、具体的な交付要綱を作成した上で、以下に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させます。 ① 避難住民等の救援を行う医療機関又は医療関係者 ② 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関又は医療関係者(①及び②に掲げる者の委託により医療に係る業務を行うものを含みます) b 知事(福祉保健部)は、以下に示す医療機関等から赤十字標章等に係る使用許可の申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、赤十字標章等の使用を許可します。 ①・② (略) ウ 特殊標章等 (法第158条) (7)～(イ) (略) (ウ) 交付及び管理 a 知事(危機管理局)又は警察本部長は、国の定める特殊標章等の交付等に関する基準・手続き等に基づき、必要に応じ、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させます。 ① 知事(危機管理局) (略) ② (略) b 知事(危機管理局)は、指定地方公共機関から特殊標章等に係る使用許可の申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、特殊標章等の使用を許可します。</p>	特殊標章等の種類		許可権者	対象者	特殊標章等	特殊標章 身分証明書	知事 (危機管理局) 警察本部長 市町村長 消防局長 水防管理者	(交付) 職員 水防団長、水防団員	赤十字標章等	(略)	知事 (危機管理局)	(許可) 指定地方公共機関	赤十字標章等	(略)	(略)	(略)	<p>ア 種類</p> <table border="1" data-bbox="1072 105 1778 389"> <thead> <tr> <th colspan="2">特殊標章等の種類</th> <th>許可権者</th> <th>対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特殊標章等</td> <td>特殊標章 身分証明書</td> <td>知事 (防災局) 警察本部長 市町村長 消防局長 水防管理者</td> <td>(交付) 職員 水防団長、水防団員</td> </tr> <tr> <td>赤十字標章等</td> <td>(略)</td> <td>知事 (防災局)</td> <td>(許可) 指定地方公共機関</td> </tr> <tr> <td>赤十字標章等</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 赤十字標章等 (法157) (7)～(エ) (略) (イ) 交付及び管理 a 知事は、国の定める赤十字標章等の交付等に関する基準・手続き等に基づき、必要に応じ、具体的な交付要綱を作成した上で、以下に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させます。 ① 避難住民等の救援を行う医療機関または医療関係者 ② 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関または医療関係者(①及び②に掲げる者の委託により医療に係る業務を行うものを含みます) b 知事は、以下に示す医療機関等から赤十字標章等に係る使用許可の申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、赤十字標章等の使用を許可します。 ①・② (略) ウ 特殊標章等 (法158) (7)～(イ) (略) (ウ) 交付及び管理 a 知事又は警察本部長は、国の定める特殊標章等の交付等に関する基準・手続き等に基づき、必要に応じ、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。 ① 知事 (略) ② (略) b 知事は、指定地方公共機関から特殊標章等に係る使用許可の申請を受けた場合は、交付要綱の規定にもとづき、特殊標章等の使用を許可します。</p>	特殊標章等の種類		許可権者	対象者	特殊標章等	特殊標章 身分証明書	知事 (防災局) 警察本部長 市町村長 消防局長 水防管理者	(交付) 職員 水防団長、水防団員	赤十字標章等	(略)	知事 (防災局)	(許可) 指定地方公共機関	赤十字標章等	(略)	(略)	(略)	
特殊標章等の種類		許可権者	対象者																																	
特殊標章等	特殊標章 身分証明書	知事 (危機管理局) 警察本部長 市町村長 消防局長 水防管理者	(交付) 職員 水防団長、水防団員																																	
赤十字標章等	(略)	知事 (危機管理局)	(許可) 指定地方公共機関																																	
赤十字標章等	(略)	(略)	(略)																																	
特殊標章等の種類		許可権者	対象者																																	
特殊標章等	特殊標章 身分証明書	知事 (防災局) 警察本部長 市町村長 消防局長 水防管理者	(交付) 職員 水防団長、水防団員																																	
赤十字標章等	(略)	知事 (防災局)	(許可) 指定地方公共機関																																	
赤十字標章等	(略)	(略)	(略)																																	
<p>本文/ 第6章 5赤十字標章等及び特殊標章等 P91</p>	<p>(3) 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発</p>	<p>(削除)</p>	<p>添付書類 別紙第1「情報計画」 付紙第1「情報収集計画」 別紙第2「平素の段階の計画」 別紙第3「緊急避難段階の計画」 別紙第4「避難準備段階の計画」 別紙第5「避難段階の計画」 別紙第6「避難生活段階の計画」 別紙第7「復帰段階の計画」 別紙第8「生活再建段階の計画」 別紙第9「避難受入段階の計画」</p>																																	

別紙第1 1構想 1-2	(2)情報 活動 の過 程	<table border="1"> <thead> <tr> <th>過 程</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>③情報の収集</td> <td>(略) 1 県対策本部長等の決断に必要な情報 (1)～(3) (略) 2・3 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑤情報の使用</td> <td>提供された情報を使用します。 1 (略) 2 情報の共有 情報、情報に対する認識、情報に対す る県対策本部としての処置、各機関が目 指している方向や取組状況に関する情 報の共有に使用します。 3・4 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	過 程	内 容	(略)	(略)	③情報の収集	(略) 1 県対策本部長等の決断に必要な情報 (1)～(3) (略) 2・3 (略)	(略)	(略)	⑤情報の使用	提供された情報を使用します。 1 (略) 2 情報の共有 情報、情報に対する認識、情報に対す る県対策本部としての処置、各機関が目 指している方向や取組状況に関する情 報の共有に使用します。 3・4 (略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>過 程</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>③情報の収集</td> <td>(略) 1 対策本部長等の決断に必要な情報 (1)～(3) (略) 2・3 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>⑤情報の使用</td> <td>提供された情報を使用します。 1 (略) 2 情報の共有 情報、情報に対する認識、情報に対 する対策本部としての処置、各機関が 目指している方向や取組状況に関す る情報の共有に使用します。 3・4 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	過 程	内 容	(略)	(略)	③情報の収集	(略) 1 対策本部長等の決断に必要な情報 (1)～(3) (略) 2・3 (略)	(略)	(略)	⑤情報の使用	提供された情報を使用します。 1 (略) 2 情報の共有 情報、情報に対する認識、情報に対 する対策本部としての処置、各機関が 目指している方向や取組状況に関す る情報の共有に使用します。 3・4 (略)	
		過 程	内 容																					
(略)	(略)																							
③情報の収集	(略) 1 県対策本部長等の決断に必要な情報 (1)～(3) (略) 2・3 (略)																							
(略)	(略)																							
⑤情報の使用	提供された情報を使用します。 1 (略) 2 情報の共有 情報、情報に対する認識、情報に対す る県対策本部としての処置、各機関が目 指している方向や取組状況に関する情 報の共有に使用します。 3・4 (略)																							
過 程	内 容																							
(略)	(略)																							
③情報の収集	(略) 1 対策本部長等の決断に必要な情報 (1)～(3) (略) 2・3 (略)																							
(略)	(略)																							
⑤情報の使用	提供された情報を使用します。 1 (略) 2 情報の共有 情報、情報に対する認識、情報に対 する対策本部としての処置、各機関が 目指している方向や取組状況に関す る情報の共有に使用します。 3・4 (略)																							

別紙第1
2 各 部 局 等 の
役 割 及 び 情 報
の 要 求 ・ 要
請
1-3

(1) 各 部
局 等
の 役
割

各部局名	役割と収集項目	備考
共通	1～10 (略) 11 その他知事の命ずる項目 又は県対策本部 長の求める項目	(略)
元気づくり総 本部	1 報道機関の状況	
危機管理局	1～13 (略)	
総務部	1 県の公有財産の被害・使用可能状況 2 電話(施設)の需要・供給状況 3 職員の受入・派遣(要請)状況 4 関東地区所在政府機関及び地区の状況 5 関西地区所在政府機関及び地区の状況 6 東海地区所在政府機関及び地区の状況 7 鳥取情報ハイウェイに関すること	
地域振興部	1 公共交通機関の運行に関する状況(バス、 鉄道、航空機等) 2 自衛隊、米軍の武力攻撃排除活動状況 3 私立学校等の 児童・生徒 、教員の数、避 難状況 4 私立学校等の被害・使用可能状況 5 安否情報・被災情報	避難に必要な 基礎数字
観光交流局	(削除) 1 外国人の安否情報・被災情報 2 観光客の数、避難状況 3 県内在住外国人の数、避難状況	
福祉保健部	1 (略) 2 要配慮者(外国人を除く。) に係る施設 の被害・使用可能状況 3～5 (略) 6 避難行動要支援者(外国人を除く。) の 数、避難状況 7 避難行動要支援者(外国人を除く。) に 係る施設の避難状況 8 感染症 の発生・防疫状況 9～12 (略) 13 日本赤十字社 の活動状況 14 (略) 15 義援金受入・配分状況	
生活環境部	1 飲料水の需要・供給状況 2 生活必需品(被服、寝具その他)の需要 ・供給状況 3～8 (略)	
商工労働部	1 物資運送状況(トラック その他) 2 (略) 3 避難住民の 離職状況 4 救援物資の受入・配分状況	

各部局名	役割と収集項目	備考
共通	1～10 (略) 11 その他知事の命ずる項目、 または対策本部長 の求める項目	(略)
統轄監	1 県有財産の被害・使用可能状況 2 電話(施設)の需要・供給状況	
防災局	1～13 (略)	
総務部	1 職員の受入・派遣(要請)状況 2 関東地区所在政府機関及び地区の状況 3 関西地区所在政府機関及び地区の状況 4 東海地区所在政府機関及び地区の状況	
企画部	1 公共交通機関の運行に関する状況(バス、 鉄道、航空機等) 2 自衛隊、米軍の武力攻撃排除活動状況 3 鳥取情報ハイウェイに関する状況 4 私立学校等の児童・生徒 、教員の数、避難 状況 5 私立学校等の被害・使用可能状況	(新規)
文化観光局	1 安否情報 2 外国人安否情報 3 観光客の数、避難状況 4 県内在住外国人の数、避難状況	
福祉保健部	1 (略) 2 災害時要援護者(外国人除く) に係る施設 の被害・使用可能状況 3～5 (略) 6 災害時要援護者(外国人除く) の数、避難 状況 7 災害時要援護者(外国人除く) に係る施設 の避難状況 8 伝染病 の発生・防疫状況 9～12 (略) 13 赤十字 の活動状況 14 (略) 15 義援金品受入・要請 ・配分状況	
生活環境部	1 飲料水の需要・供給状況 2 生活必需品(被服、寝具その他)の需要・ 供給状況 3～8 (略)	
商工労働部	1 物資運送状況(トラック、 貨物列車等) 2 (略) 3 避難住民の 失業状況 (新規)	

別紙第1
2 各 各 局 等
の 役 割 及 び 情 報
の 要 求 ・ 要
請
1-5

(1) 各 部
局 等
の 役
割

各 部 局 名	役 割 と 収 集 項 目	備 考
農 林 水 産 部	1 農 林 水 産 業 団 体 と の 連 絡 体 制 の 整 備 2 農 林 漁 業 者 の 避 難 体 制 把 握 3 食 品 の 需 要 ・ 供 給 状 況 4 農 林 水 産 業 関 連 の 被 害 状 況 5 家 畜 伝 染 病 の 発 生 ・ 防 疫 状 況 6 海 上 の 漂 流 物 に 関 す る 情 報	
(略)	(略)	
教 育 委 員 会	1 公 立 学 校 等 の 児 童 ・ 生 徒 、 教 職 員 の 数、 避 難 状 況 2 ~ 3 (略)	
(略)	(略)	

各 部 局 名	役 割 と 収 集 項 目	備 考
農 林 水 産 部	1 農 林 水 産 業 団 体 と の 連 絡 体 制 の 整 備 1 農 林 漁 業 者 の 避 難 態 勢 把 握 2 食 品 の 需 要 ・ 供 給 状 況 3 農 林 水 産 業 関 連 の 被 害 状 況 4 家 畜 伝 染 病 の 発 生 ・ 防 疫 状 況 5 海 上 の 漂 流 物 に 関 す る 情 報	
(略)	(略)	
教 育 委 員 会	1 公 立 学 校 等 の 児 童 ・ 生 徒 、 教 職 員 の 数、 避 難 状 況 2 ~ 3 (略)	
(略)	(略)	

別紙第1
2 各 部 局 等 の
役 割 及 び 情 報
の 要 求 ・ 要
請
1-6

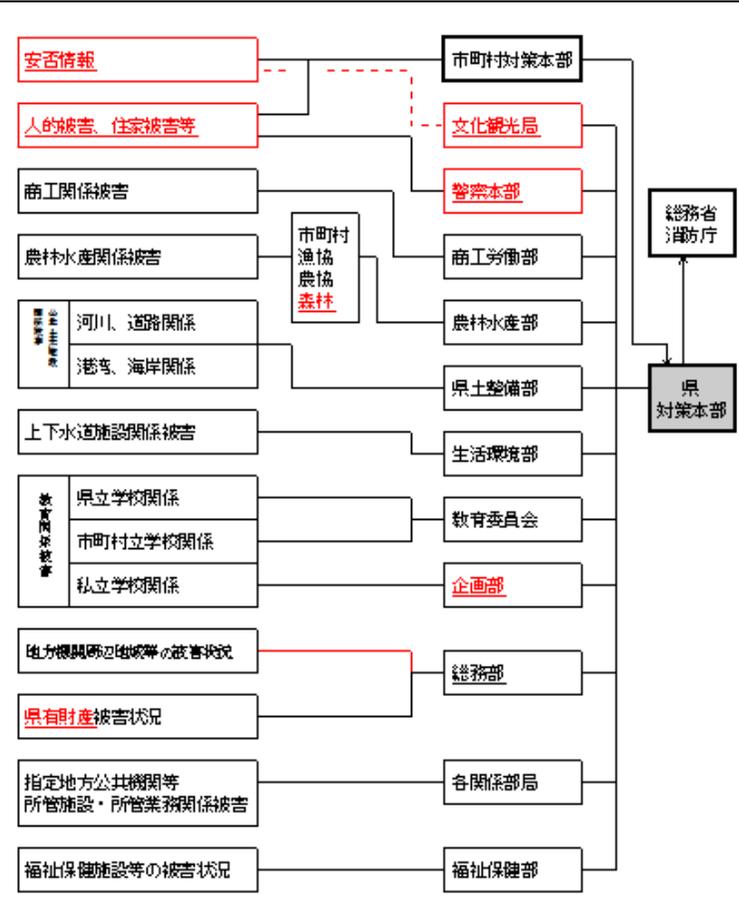
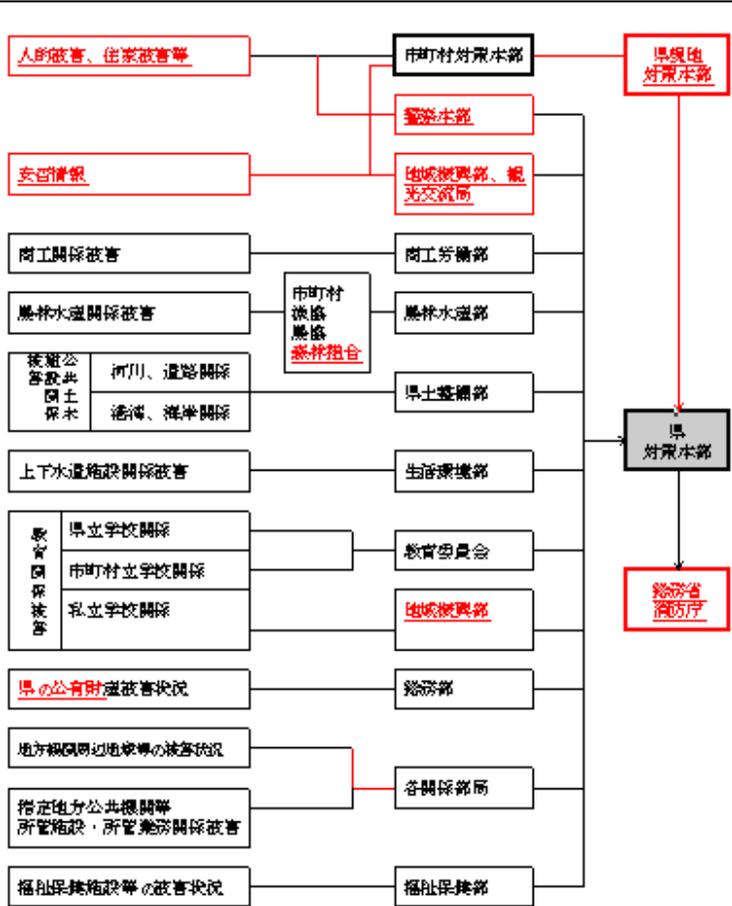
(2) 情 報
収 集
系 統

指定行政機関等	指定地方行政機関等	収集担任部局等		
(略)	(略)	(略)	(略)	
防衛省	陸上自衛隊第8普通科連隊	危機管理局	地域振興部	
	海上自衛隊舞鶴地方総監部			
	航空自衛隊第3輸送航空隊			
	自衛隊鳥取地方協力本部			
	中国四国防衛局 美保防衛事務所			
金融庁	(略)	商工労働部		
(略)	(略)	(略)	(略)	
総務省	中国総合通信局	総務部	危機管理局	
消防庁		危機管理局		
(略)	(略)	(略)	(略)	
外務省	(略)	観光交流局		
(略)	(略)	(略)	(略)	
文化庁	(略)	教育委員会	地域振興部	
(略)	(略)	(略)	(略)	
農林水産省	中国四国農政局	農林水産部		
(略)	(略)	(略)	(略)	
経済産業省	中国経済産業局	商工労働部		
	中国四国産業保安監督部	危機管理局		
(略)	(略)	(略)	(略)	
原子力規制委員会		危機管理局		
国土交通省	中国地方整備局	鳥取河川国道事務所 倉吉河川国道事務所 日野川河川事務所 境港湾・空港整備事務所	県土整備部	(削除)
				地域振興部
	中国運輸局	鳥取運輸支局 鳥取運輸支局境宁舎	地域振興部 県土整備部	
	大阪航空局	美保空港事務所 (削除)	県土整備部	地域振興部
	東京航空交通管制部	県土整備部	地域振興部	
(略)	(略)	(略)	(略)	
観光庁		観光交流局		
気象庁	大阪管区气象台 鳥取地方气象台	危機管理局		
海上保安庁	第八管区海上保安本部 境海上保安部	危機管理局	警察本部 農林水産部	
(略)	(略)	(略)		

指定行政機関等	指定地方行政機関等	収集担任部局等		
(略)	(略)	(略)	(略)	
防衛省	陸自8普連	防災局	企画部	
	海自舞鶴総監部			
	空自3輸送			
	自衛隊鳥取地方協力本部			
	中国四国防衛局 美保防衛事務所			
金融庁	(略)	総務部		
(略)	(略)	(略)	(略)	
総務省	中国総合通信局	企画部	防災局	
消防庁		防災局		
(略)	(略)	(略)	(略)	
外務省	(略)	総務部		
(略)	(略)	(略)	(略)	
文化庁	(略)	教育委員会	文化観光局	
(略)	(略)	(略)	(略)	
農林水産省	中国四国農政局 鳥取農政事務所	農林水産部		
(略)	(略)	(略)	(略)	
経済産業省	中国経済産業局	商工労働部		
	中国四国産業保安監督部	防災局		
(略)	(略)	(略)	(略)	
原子力安全・保安院		防災局		
国土交通省	中国地方整備局	鳥取河川国道事務所 倉吉河川国道事務所 日野川河川事務所 殿ダム工事事務所 境港湾・空港整備事務所	県土整備部	文化観光局
				企画部
	中国運輸局	鳥取運輸支局 鳥取運輸支局境宁舎	企画部 県土整備部	
	大阪航空局	美保空港事務所 鳥取空港出張所	県土整備部	企画部
	東京航空交通管制部	県土整備部	企画部	
(略)	(略)	(略)	(略)	
観光庁		文化観光局		
気象庁	大阪管区气象台 鳥取地方气象台	防災局		
海上保安庁	第八管区海上保安本部 境海上保安部	防災局	警察本部 農林水産部	
(略)	(略)	(略)		

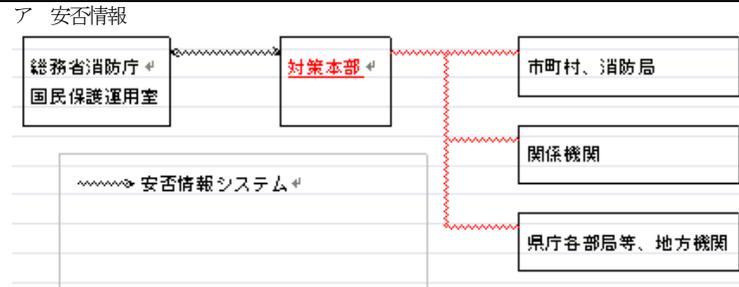
別紙第1
2各部署等の
役割及び情報
の要求・要
請
1-7

(3)安否
情報
被災
情報の報告・伝達
系統



別紙第1
2各部署等の
役割及び情報
の要求・要
請
1-8

(4)安否
情報
被災
情報の報告・伝達
手段



別紙第1 2 各部局等の 役割及び情報 の要求・要 請 1-8	(4)安否 情報 被災 情報の報 告・伝達 手段	イ 被災情報の報告・伝達手段 	イ 被災情報の報告・伝達手段 																																																																															
別紙第1 2 各部局等の 役割及び情報 の要求・要 請 1-8	(5)情報 収集・伝達 体制	ア 体制 <table border="1" data-bbox="324 446 1019 742"> <thead> <tr> <th rowspan="2">段階</th> <th colspan="4">情報収集体制</th> </tr> <tr> <th>体制</th> <th>危機管理局</th> <th>県対策本部</th> <th>各部局（実施部）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平素</td> <td>通常監視</td> <td>危機対策・情報課 災害情報センター</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難準備</td> <td>非常監視</td> <td></td> <td>連絡員の派遣A</td> <td>連絡員の派遣B</td> </tr> <tr> <td>避難</td> <td>非常監視</td> <td></td> <td>情報班</td> <td>情報所の設置</td> </tr> <tr> <td>避難生活</td> <td>非常監視</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>復帰</td> <td>非常監視</td> <td></td> <td>情報集約センター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生活再建</td> <td>通常監視</td> <td>危機対策・情報課 災害情報センター</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 連絡員の派遣を求める基準 (略)</p>	段階	情報収集体制				体制	危機管理局	県対策本部	各部局（実施部）	平素	通常監視	危機対策・情報課 災害情報センター			避難準備	非常監視		連絡員の派遣A	連絡員の派遣B	避難	非常監視		情報班	情報所の設置	避難生活	非常監視				復帰	非常監視		情報集約センター		生活再建	通常監視	危機対策・情報課 災害情報センター			情報収集態勢 <table border="1" data-bbox="1086 446 1780 774"> <thead> <tr> <th rowspan="2">段階</th> <th colspan="4">情報収集態勢</th> </tr> <tr> <th>態勢</th> <th>防災局</th> <th>対策本部</th> <th>各部局（実施部）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平素</td> <td>通常監視</td> <td>防災当直、危機管理 チーム</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難準備</td> <td>非常監視</td> <td></td> <td>連絡員の派遣A</td> <td>連絡員の派遣B</td> </tr> <tr> <td>避難</td> <td>非常監視</td> <td></td> <td>情報班</td> <td>情報所の設置</td> </tr> <tr> <td>避難生活</td> <td>非常監視</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>復帰</td> <td>非常監視</td> <td></td> <td>防災当直、危機管理 チーム</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生活再建</td> <td>通常監視</td> <td>防災当直、危機管理 チーム</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>連絡員の派遣を求める基準 (略)</p>	段階	情報収集態勢				態勢	防災局	対策本部	各部局（実施部）	平素	通常監視	防災当直、危機管理 チーム			避難準備	非常監視		連絡員の派遣A	連絡員の派遣B	避難	非常監視		情報班	情報所の設置	避難生活	非常監視				復帰	非常監視		防災当直、危機管理 チーム		生活再建	通常監視	防災当直、危機管理 チーム			
段階	情報収集体制																																																																																	
	体制	危機管理局	県対策本部	各部局（実施部）																																																																														
平素	通常監視	危機対策・情報課 災害情報センター																																																																																
避難準備	非常監視		連絡員の派遣A	連絡員の派遣B																																																																														
避難	非常監視		情報班	情報所の設置																																																																														
避難生活	非常監視																																																																																	
復帰	非常監視		情報集約センター																																																																															
生活再建	通常監視	危機対策・情報課 災害情報センター																																																																																
段階	情報収集態勢																																																																																	
	態勢	防災局	対策本部	各部局（実施部）																																																																														
平素	通常監視	防災当直、危機管理 チーム																																																																																
避難準備	非常監視		連絡員の派遣A	連絡員の派遣B																																																																														
避難	非常監視		情報班	情報所の設置																																																																														
避難生活	非常監視																																																																																	
復帰	非常監視		防災当直、危機管理 チーム																																																																															
生活再建	通常監視	防災当直、危機管理 チーム																																																																																

別紙第1
2各 部 局 等 の
役 割 及 び 情 報
の 要 求 ・ 要
請
1-9

(6) 住 民
へ の
情 報
提 供

知事(元気づくり総本部)は、住民に対して、国民保護措置に関する正確で、かつ、十分な情報を提供し、県民の不安と混乱を防止します。この際、市町村や放送事業者、通信社、新聞社、CATV事業者、コミュニティFM放送、ソーシャルメディア等と連携し、防災行政無線、Lアラート、あんしんトリピーメール、ホームページ、ツイッター、フェイスブック等の適切な方法により、事態の推移に応じ、迅速に提供します。

(略)
住民への情報提供系統図
(略)
※弾道ミサイル発射に係る全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報伝達

弾道ミサイルが日本に飛来する可能性があると国が判断した場合、情報を伝達する必要がある地域に対して、防災行政無線(屋外拡声器等)や緊急速報メール等で直接県民に弾道ミサイルの発射情報の伝達や避難の呼びかけがあります。

(1) 日本の領土・領海に落下する可能性があると判断した場合

- ① ミサイル発射情報・避難の呼びかけ
- ② 直ちに避難することの呼びかけ
- ③ 落下情報等についての情報
- ④ 追加情報

(2) 日本の上空を通過した場合

- ① ミサイル発射情報・避難の呼びかけ
- ② ミサイル通過情報

(3) 日本の領海外の海域に落下した場合

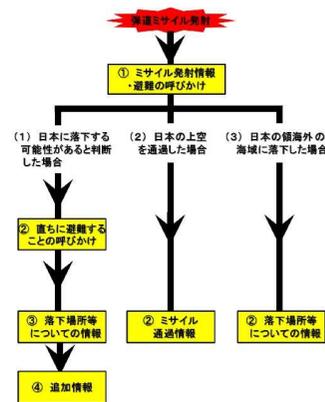
- ① ミサイル発射情報・避難の呼びかけ
- ② 落下場所等についての情報

※ 伝達される情報の内容

この場合、県では、下記のとおり県民の具体的な避難行動について、あんしんトリピーメール、ツイッター、フェイスブック等での伝達や市町村・防災関係機関の広報手段等によって発射情報等初期情報の情報伝達に努めるとともに、引き続き避難行動をはじめとした県民の取るべき行動について市町村等と協力して迅速に県民に周知し、安全の確保に努めます。

例文(※状況により文面や内容を変更することがあります。)

- 屋外にいる場合 「できる限り頑丈な建物や地下に避難してください。」
- 建物がない場合 「物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守ってください。」
- 屋内にいる場合 「窓から離れるか、窓のない部屋に移動してください。」



知事(統轄監)は、住民に対して、国民保護措置に関する正確で、かつ、十分な情報を提供し、県民の不安と混乱を防止します。この際、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、事態の推移に応じ、迅速に提供します。

(略)
住民への情報提供系統図
(略)
(新規)

別紙第1
2各 部 局 等 の
役 割 及 び 情 報
の 要 求 ・ 要
請
1-11

(7) 避 難
に 関
す る
情 報
の 収 集

情報の収集手段	情報の収集内容
(略)	県対策本部の指示により、状況調査等映像を各受信端末設置機関へ配信します。
<u>防災情報提供システム</u>	想定される救援実施場所の気象情報等を収集します。

(略)

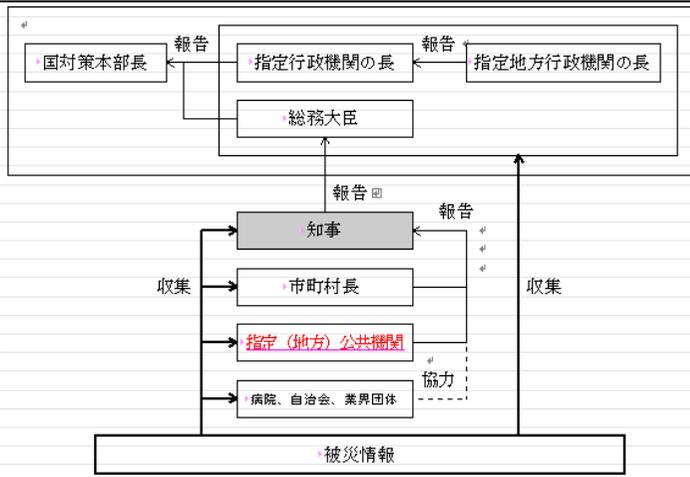
情報の収集手段	情報の収集内容
(略)	対策本部の指示により、状況調査等映像を各受信端末設置機関へ配信します。
<u>緊急防災情報提供装置(マイコス)</u>	想定される救援実施場所の気象情報等を収集します。

(略)

<p>別紙第1 2各 部 局 等 の 役 割 及 び 情 報 の 要 求 ・ 要 請 1-11</p>	<p>(8) 武力 攻撃 災害 の 兆 候 の 通 報</p>	<p>(8) 武力攻撃災害の兆候の通報 ア 消防吏員等の通報 武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受理した消防吏員、警察官、海上保安官は、速やかにその旨を市町村長に通報し、市町村長に通報することができないときは、速やかに知事 (危機管理局) に通報するものとします。 イ 市町村長の通知 市町村長は、消防吏員等から通報を受け、武力攻撃災害等及びその兆候と対処の必要を認めたときは、速やかに知事 (危機管理局) に通知するものとします。 ウ 知事の通知 通報・通知を受けた知事 (危機管理局) は、必要と認めた場合、その旨を関係機関・団体へ通知します。</p>	<p>(8) 武力攻撃災害兆候の通報 ア 武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受理した消防吏員、警察官、海上保安官は、速やかにその旨を市町村長に通報し、市町村長に通報することができないときは、速やかに知事 (防災局) に通報するものとします。 イ 市町村長は、消防吏員等から通報を受け、武力攻撃災害等及びその兆候と対処の必要を認めたときは、速やかに知事 (防災局) に通知するものとします。 ウ 通報・通知を受けた知事 (防災局) は、必要と認めた場合、その旨を関係機関・団体へ通知します。</p>	
<p>別紙第1 2各 部 局 等 の 役 割 及 び 情 報 の 要 求 ・ 要 請 1-11</p>	<p>(9) 安否 情報</p>	<p>安否情報の収集・整理・報告に関しては、消防庁が運用する安否情報システムを利用します。 ただし、安否情報システムが利用できない場合は、電子メール・ファクシミリ・電話等を利用します。 ア 安否情報の収集 (ア) ・ (イ) (イ) 知事が行う安否情報の収集 知事 (地域振興部・観光交流局) は、以下のとおり安否情報を収集します。 (略) (ロ) 警察の安否情報通知 警察は、死体の見分、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等を行ったときは、それらの情報について、県対策本部が行う収集活動に協力するよう努めるものとします。 県対策本部は通知を受けた情報を地域振興部・観光交流局に伝達します。 イ 安否情報の整理 知事 (地域振興部・観光交流局) は、市町村から報告を受けた安否情報及び自ら収集した安否情報について整理します。 ウ 安否情報の報告 (ア) (略) (イ) 知事から総務大臣に対する安否情報の報告 知事は、以下のとおり、自ら収集し、又は市町村及び指定(地方)公共機関から報告を受けた安否情報について総務大臣に報告します。 a・b (略) エ 安否情報の回答、提供 (ア) 安否情報の照会の受付 a 知事 (地域振興部・観光交流局) は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、県対策本部を設置すると同時に住民に周知します。 b (略) (イ) 安否情報の回答及び提供 a 回答の可否 知事 (地域振興部・観光交流局) は、以下の区分に従い、安否情報の回答及び開示を行います。 b (略) (ロ) (略) (ハ) 日本赤十字社に対する協力 知事 (観光交流局) は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供します。 当該安否情報の提供に当たっても、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行います。 (ニ) 市町村長による安否情報の回答、提供 市町村長による安否情報の県への報告及び照会に対する回答は、県に準じて行うものとします。</p>	<p>安否情報の収集・整理・報告に関しては、消防庁が運用する安否情報システムを利用する。 ただし、安否情報システムが利用できない場合は、電子メール・ファクシミリ・電話等を利用する。 ア 安否情報の収集 (ア) ・ (イ) (略) (ロ) 知事が行う安否情報の収集 知事 (文化観光局) は、以下のとおり安否情報を収集します。 (略) (ハ) 警察の安否情報通知 警察は、死体の見分、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等を行ったときは、それらの情報について、対策本部が行う収集活動に協力するよう努めるものとします。 対策本部は通知を受けた情報を文化観光局に伝達します。 イ 安否情報の整理 知事 (文化観光局) は、市町村から報告を受けた安否情報及び自ら収集した安否情報について整理します。 ウ 安否情報の報告 (ア) (略) (イ) 知事から総務大臣に対する安否情報の報告 知事は、以下のとおり、自ら収集し、又は市町村及び指定地方公共機関から報告を受けた安否情報について総務大臣に報告します。 a・b (略) エ 安否情報の収集、回答、提供 (ア) 安否情報の照会の受付 a 知事 (文化観光局) は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、対策本部を設置すると同時に住民に周知します。 b (略) (イ) 安否情報の回答及び提供 a 回答の可否 知事 (文化観光局) は、以下の区分に従い、安否情報の回答及び開示を行います。 b (略) (ロ) (略) (ハ) 日本赤十字社に対する協力 知事 (文化観光局) は、日赤鳥取県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供します。 当該安否情報の提供に当たっても、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行います。 (ニ) 市町村長による安否情報の回答、提供 市町村長による安否情報の県への報告及び照会に対する回答は、県に準じて行うものとする。</p>	

別紙第1
2 各 部 局 等 の
役 割 及 び 情 報
の 要 求 ・ 要
請
1-16

(10) 被
災 情
報



ア 被災情報の収集

(ア) 県の被災情報収集

知事(各 部 局 等) は、**鳥取県災害情報システム**、電話、防災行政無線その他通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を収集し、**国対策本部**へ集約します。

(イ) (略)

イ 被災情報の報告

(イ) 市町村の被災情報報告

県は、被災情報の収集に当たっては、**原則として鳥取県災害情報システムを活用し**、市町村に対し、火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知)に基づき報告を求めます。

ただし、弾道ミサイル攻撃等、特に緊急を要する場合については、別途消防庁の定める手続きに従い直ちに報告を求めます。

(イ) 県の被災情報報告

県は、自ら収集し、又は市町村及び**指定(地方)公共機関**から報告を受けた被災情報の**第一報については火災・災害等即報要領に基づき消防庁に報告するとともに、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努め市町村に報告を求め**ることとし、収集した情報について下記の被災情報の報告様式に従い、消防庁が**指定する時間に報告**します。

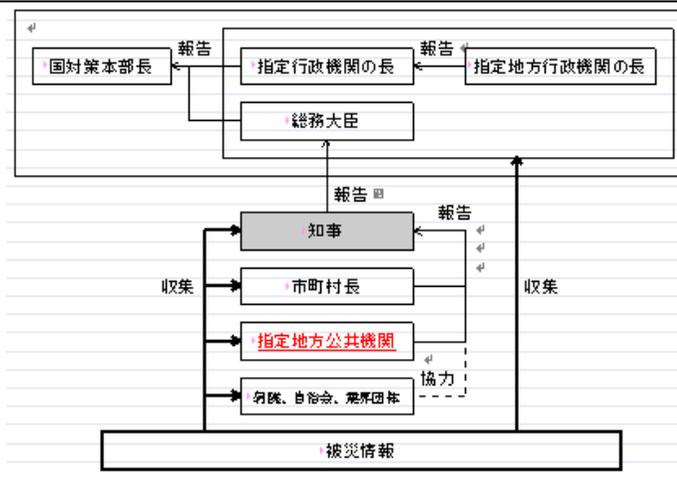
また、新たに重大な災害が発生した場合など、必要と判断した場合は、速やかに、火災・災害等即報要領に基づき、消防庁に報告します。

ただし、弾道ミサイル攻撃等、特に緊急を要する場合については、別途消防庁の定める手続きに従い、直ちに消防庁に報告します。

ウ 被災情報の報告様式

被災情報の**報告様式**は以下のとおりです。**ただし、弾道ミサイル攻撃等、特に緊急を要する場合の被災情報の報告は、別途消防庁により示された様式に基づき行うものと**します。

(略)



ア 被災情報の収集

(ア) 県の被災情報収集

県(各 部 局 等) は、電話、防災行政無線その他通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を収集し、**対策本部**へ集約します。

(イ) (略)

イ 被災情報の報告

(イ) 市町村の被災情報報告

県は、被災情報の収集に当たっては、市町村に対し、火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知)に基づき報告を求めます。

(イ) 県の被災情報報告

県は、自ら収集し、又は市町村及び**指定地方公共機関**から報告を受けた被災情報**について消防庁に報告**します。

ウ 収集項目

被災情報の**収集項目、報告様式**は、以下のとおりです。

(略)

別紙第1 2各 部 局 等 の 役 割 及 び 情 報 の 要 求 ・ 要 請 1-18	(11) 住 民 避 難 に 関 す る 事 項 の 報 告	<u>(11) 住民避難に関する事項の報告</u> <u>住民避難が必要となる状況が生じた場合、被災情報とは別に、「様式 避難に関する事項」(平成25年3月28日付消防連第25号消防庁国民保護運用室長通知)により市町村等から情報収集するとともに消防庁に報告します。</u>	<u>(新規)</u> <u>(新規)</u>																									
別紙第1 2各 部 局 等 の 役 割 及 び 情 報 の 要 求 ・ 要 請 1-18	(12) 関 係 資 料 の 基 礎 調 査	<u>(12) 関係資料の基礎調査</u> 国民保護計画や避難マニュアルなどの修正に必要な、次に掲げる基礎調査を実施します。 ア～カ (略)	<u>(11) 関係資料の基礎調査</u> 国民保護計画や避難マニュアルなどの修正に必要な、次に掲げる基礎調査を実施します。 ア～カ (略)																									
別紙第1 4報 告、通 報 項 目 1-19	(1) 報 告 通 報 項 目	<u>県対策本部</u> は、国対策本部、各部局及び <u>市町村対策本部</u> に対し、適時、状況等に関する情報を提供します。 <table border="1" data-bbox="324 523 1012 906"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>報告・通報内容</th> <th>様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防庁に対する被害状況等報告事項</td> <td>1 武力攻撃災害即報 2 <u>住民避難に関する措置に係る情報</u></td> <td>・火災・災害時即報 <u>要領報告様式</u> ・被災情報の報告様式 ・様式「<u>避難に関する事項</u>」(平成25年3月消防庁国民保護運用室長通知)</td> </tr> <tr> <td>県における被害状況収集</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">市町村から県に対する報告</td> </tr> </tbody> </table>	項目	報告・通報内容	様式	消防庁に対する被害状況等報告事項	1 武力攻撃災害 即報 2 <u>住民避難に関する措置に係る情報</u>	・火災・災害時 即報 <u>要領報告様式</u> ・被災情報の報告様式 ・様式「 <u>避難に関する事項</u> 」(平成25年3月消防庁国民保護運用室長通知)	県における被害状況収集	(略)	(略)	市町村から県に対する報告			<u>対策本部</u> は、国対策本部、各部局及び <u>市町村国民保護対策本部</u> に対し、適時、状況等に関する情報を提供します。 <table border="1" data-bbox="1079 523 1767 906"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>報告・通報内容</th> <th>様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政府機関に対する被害状況等報告事項</td> <td>1 武力攻撃災害速報 <u>(新規)</u></td> <td><u>第1号様式(その1)</u> <u>第2号様式</u> <u>第1号様式(その2)</u> <u>第3号様式(1)(2)</u></td> </tr> <tr> <td>県における被害状況収集</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">市町村から県に対する報告</td> </tr> </tbody> </table>	項目	報告・通報内容	様式	政府機関に対する被害状況等報告事項	1 武力攻撃災害 速報 <u>(新規)</u>	<u>第1号様式(その1)</u> <u>第2号様式</u> <u>第1号様式(その2)</u> <u>第3号様式(1)(2)</u>	県における被害状況収集	(略)	(略)	市町村から県に対する報告			
項目	報告・通報内容	様式																										
消防庁に対する被害状況等報告事項	1 武力攻撃災害 即報 2 <u>住民避難に関する措置に係る情報</u>	・火災・災害時 即報 <u>要領報告様式</u> ・被災情報の報告様式 ・様式「 <u>避難に関する事項</u> 」(平成25年3月消防庁国民保護運用室長通知)																										
県における被害状況収集	(略)	(略)																										
市町村から県に対する報告																												
項目	報告・通報内容	様式																										
政府機関に対する被害状況等報告事項	1 武力攻撃災害 速報 <u>(新規)</u>	<u>第1号様式(その1)</u> <u>第2号様式</u> <u>第1号様式(その2)</u> <u>第3号様式(1)(2)</u>																										
県における被害状況収集	(略)	(略)																										
市町村から県に対する報告																												
別紙第1 4報 告、通 報 1-20	(4) 実 行 報 告	指示の受領者が <u>県対策本部長</u> に対し、指示事項を終了したとき、実行状況を報告します。 指示事項実行中に <u>県対策本部長</u> が新たに重要な決定を行ったとき、重要な段階に到達したとき等、その途上においても積極的にを行います。	指示の受領者が <u>対策本部長</u> に対し、指示事項を終了したとき、実行状況を報告します。 指示事項実行中に <u>対策本部長</u> が新たに重要な決定を行ったとき、重要な段階に到達したとき等、その途上においても積極的にを行います。																									
別紙第1 5報 告 様 式 1-20		<u>別冊 資料編を参照</u>	<u>(別冊 I 資料編P : 資料29「報告様式」)</u>																									

種類	No.	情報要求		収集項目	収集部局 等	被要求機 関
		最優先 の高情 報要求	その他 の情報 要求			
1 共通	1	(略)		(略)	危機管理局	
	2	(略)		(略)	危機管理局	
	3	(略)		(略)	危機管理局	
	4	(略)		(略)	危機管理局	
	5	(略)		(略)	危機管理局	
	6	(略)		(略)	地域振興部	
	7	避難行 動要支 援者等 の数		避難行動要支援 者、病人、入院 患者、児童	福祉保健部	
	8		(略)	(略)	危機管理局	
	9		(略)	(略)	危機管理局	
	10		(略)	(略)	危機管理局	
	11		(略)	(略)	危機管理局	
	12		(略)	(略)	元気づくり総 本部	
	13		(略)	(略)	総務部	
2 避難	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	1		(略)	(略)	危機管理局	
	2		(略)	(略)	危機管理局	
	3		(略)	(略)	危機管理局	
	4		(略)	(略)	各部局	
	5		(略)	(略)	会計管理者	
	6		(略)	私立学校名、所 在地、電話、 FAX、メール、 児童・生徒数、 教員数	地域振興部	
	7		(略)	(略)	地域振興部	
	8		(略)	(略)	地域振興部	
	9		(略)	(略)	商工労働部	
	10		(略)	(略)	地域振興部	
	(略)		(略)	(略)	(略)	
	18		農道、 林道状 況一覧	農道、林道の名 称、延長、幅員、 区分、車線数、通 行可能車	(略)	
19		(略)	住民の居住実 態、避難行動要 支援者の居住実 態及び避難支援 関係者、地区別 の集合施設・避 難経路・運送手 段・運送担当機	(略)		

種類	No.	情報要求		収集項目	収集部局 等	被要求機 関
		最優先 の高情 報要求	その他 の情報 要求			
1 共通	1	(略)		(略)	防災局	
	2	(略)		(略)	防災局	
	3	(略)		(略)	防災局	
	4	(略)		(略)	防災局	
	5	(略)		(略)	防災局	
	6	(略)		(略)	総務部	
	7	災害時 要援護 者等の 数		災害時要援護 者、病人、入院患 者、児童	福祉保健部 文化観光局	
	8		(略)	(略)	防災局	
	9		(略)	(略)	防災局	
	10		(略)	(略)	防災局	
	11		(略)	(略)	防災局	
	12		(略)	(略)	統轄監	
	13		(略)	(略)	企画部	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
2 避難	1		(略)	(略)	防災局	
	2		(略)	(略)	防災局	
	3		(略)	(略)	防災局	
	4		(略)	(略)	総務部	
	5		(略)	(略)	総務部	
	6		(略)	私立学校名、所 在地、電話、 FAX、メール、 児童・生徒数、 教員数	企画部	
	7		(略)	(略)	企画部	
	8		(略)	(略)	企画部	
	9		(略)	(略)	企画部	
	10		(略)	(略)	企画部	
	(略)		(略)	(略)	(略)	
	18		林道状 況一覧	林道の名称、延 長、幅員、区分、 車線数、通行可能 車	(略)	
	19		(略)	住民の居住実 態、避難住民の 居住実態及び避 難支援関係者、 地区別の集合施 設・避難経路・運 送手段・運送担 当機関、指定避	(略)	

別紙第1 付紙第1「情報 収集計画」 1-1-1	1平素 の段階	3 救援	(略)	(略)	関、指定避難 所、救援物資集 積所	(略)			
			(略)	(略)	(略)	(略)			
			1	(略)	(略)	危機管理局			
			2	(略)	(略)	危機管理局			
			3		県の公 有財産 表	(略)	(略)		
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
			11		感染症 指定医 療機関 等名簿	感染症指定医療 機関等名、所在 地、電話、FAX、 メール、入院可 能人数	(略)		
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
			38		学校等 名簿	学校名等、所在 地、電話、FAX、 メール、児童・生 徒数、教員数、 保管危険物	地域振興部 教育委員会		
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
		4 武力 攻撃 災害 への 対処	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
			3	(略)	(略)	危機管理局			
			4	(略)	(略)	危機管理局			
			5	(略)	(略)	危機管理局			
			6	(略)	(略)	危機管理局			
			7	(略)	(略)	総務部 危機管理局			
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
			16		死亡獣 畜処理 施設名 簿	死亡獣畜処理施 設名、所在地、 電話、FAX、メー ル、死亡獣畜処 理能力	(略)		
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
		3 救援	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
1	(略)		(略)	防災局					
2	(略)		(略)	防災局					
3			公有財 産表	(略)	(略)				
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)				
11			伝染病 隔離病 舎等名 簿	伝染病隔離病舎 等名、所在地、電 話、FAX、メー ル、入院可能人 数	(略)				
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)				
38			公立学 校等名 簿	学校名等、所在 地、電話、FAX、メ ール、児童・生徒 数、教員数、保管 危険物	総務部 教育委員会				
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)				
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)				
4 武力 攻撃 災害 への 対処	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
	3	(略)	(略)	防災局					
	4	(略)	(略)	防災局					
	5	(略)	(略)	防災局					
	6	(略)	(略)	防災局					
	7	(略)	(略)	総務部 防災局					
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
	16		へい獣 処理施 設名簿	へい獣処理施設 名、所在地、電 話、FAX、メー ル、へい獣処理 能力	(略)				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)					

別紙第1 付紙第1「情報 収集計画」 1-1-2	2緊急 避難段 階	種類	No.	情報要求		収集項目	収集部局等	被要求 機関	種類	No.	情報要求		収集項目	収集部局等	被要求 機関	
				最優先 度の高 情報 要求	その他 の情報 要求						最優先 度の高 情報 要求	その他 の情報 要求				
		1 共通	1	(略)		(略)	危機管理局			1 共通	1	(略)		(略)	防災局	
			2	(略)		(略)	危機管理局				2	(略)		(略)	防災局	
			3	(略)		(略)	危機管理局 警察本部				3	(略)		(略)	防災局 警察本部	
			4	(略)		(略)	(略)				4	(略)		(略)	(略)	
			5	(略)		風向、風速、気 温、日照、湿度、 降水量、気圧、 大気現象等	危機管理局				5	(略)		風向、風速、気 温、日照、大気 の圧力、湿度、 雨量、霧等	防災局	
			6		(略)	(略)	(略)				6		(略)	(略)	(略)	
7			(略)	(略)	(略)	地域振興部		7			(略)	(略)	観光交流局			
(略)		(略)	(略)	(略)	(略)		(略)		(略)	(略)	(略)					

別紙第1 付紙第1「情報 収集計画」 1-1-3	3避難 準備段 階	種類	No.	情報要求		収集項目	収集部局等	被要求 機関	種類	No.	情報要求		収集項目	収集部局等	被要求 機関	
				最優先 度の高 情報 要求	その他 の情報 要求						最優先 度の高 情報 要求	その他 の情報 要求				
		1 共通	1	(略)		(略)	危機管理局			1 共通	1	(略)		(略)	防災局	
			2	(略)		(略)	(略)				2	(略)		(略)	(略)	
			3		(略)	(略)	危機管理局 地域振興部 警察本部				3		(略)	(略)	防災局 企画部 警察本部	
			4	(略)		(略)	(略)				4	(略)		(略)	(略)	
			5	(略)		(略)	地域振興部				5	(略)		(略)	企画部	
			6	避難行 動要支 援者等 数		避難行動要支 援者、病人	福祉保健部				6	災害時 要援護 者等数		災害時要援護 者、病人	福祉保健部 文化観光局	
			(略)		(略)	(略)	(略)				(略)		(略)	(略)	(略)	
			10	(略)		発生場所、発 生状況、被災 者の状況、避難 の必要性、対応 状況	(略)				10	(略)		発生場所、発生 状況、被災者の 状況、避難の必 要性、対応状況	(略)	
			11		(略)	被災施設、被 害状況、被災 者の状況、避難 の必要性、対応 状況	各部局 総務部				11		(略)	被災施設、被害 状況、被災者の 状況、避難の必 要性、対応状況	総務部	
			2 避難	1	(略)		(略)	危機管理局				2 避難	1			(略)
		2			(略)	(略)	地域振興部			2			(略)	(略)	企画部	
		3			(略)	(略)	地域振興部			3			(略)	(略)	企画部	
4		(略)		(略)	地域振興部			4		(略)	(略)		企画部			
5		(略)		(略)	商工労働部			5		(略)	(略)		企画部			
6		(略)		(略)	観光交流局			6		(略)	(略)		文化観光局			

別紙第1 付紙第1「情報 収集計画」 1-1-3	3避難 準備段 階		7	(略)	(略)	総務部				7	(略)	(略)	企画部				
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)					
			13	農道、 林道の 使用可 能状況	農道、林道の 損壊箇所、被 害状況、積雪 状況	(略)				13	林道の 使用可 能状況	林道の損壊箇 所、被害状況、 積雪状況	(略)				
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)				
			19	(略)	(略)	生活環境部				19	(略)	(略)	県土整備部				
			20	(略)	警報・避難の指 示の内容、要 避難地域、要 避難住民数、 各地区集合施 設、避難先 (所)、避難経 路、自衛隊の 使用道路、運 送計画、避難 行動要支援者 の避難確保体 制、避難所要 期間、住民等 への広報内容、 滞在者・旅 行者の所在実 態・対応、県外 避難先の受入 体制	(略)				20	(略)	警報・避難の指 示の内容、要 避難地域、要 避難住民数、各 地区 集合施設、避難 先(所)、避難経 路、自衛隊の使 用道路、運送計 画、災害時要援 護者の避難確 保体制、避難所 要期間、住民等 への広報内容、 滞在者・旅行者 の所在実態・対 応、県外避難先 の受け入れ体 制	(略)				
			21	(略)	避難経路、幹 線道路の交通 障害の有無、 自衛隊・米軍の 使用道路、避 難経路周辺の 危険箇所、交 通規制方法、 交通規制要 点、各道路管 理者の対応状 況	(略)				21	(略)	避難経路、幹線 道路の交通障 害の有無、自衛 隊・米軍の使用 道路、避難経路 周辺の危険個 所、交通規制方 法、交通規制要 点、各道路管理 者の対応状況	(略)				
			22	(略)	(略)	(略)				(略)	(略)	(略)	(略)				
			3 救 援	1	(略)	(略)	危機管理局				3	(略)	(略)	防災局			
				2	(略)	(略)	危機管理局				2	(略)	(略)	防災局			
	3	(略)		(略)	危機管理局		3	(略)	(略)	防災局							
	4	(略)		(略)	危機管理局		4	(略)	(略)	防災局							
	5	避難先 地域感 染症 指定医 療機関 等の		(略)	危機管理局		5	避難先 地域感 染病 隔離病 舎等の 使用	(略)	防災局							

種類	No.	情報要求		収集項目	収集部局等	被要求機関
		最優先度の高い情報要求	その他の情報要求			
1 共通	1	(略)		(略)	(略)	
	2		(略)	(略)	危機管理局 地域振興部 警察本部	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	7	(略)		発生場所、発生状況、被災者の状況、 避難 の必要性、対応状況	(略)	
	8	(略)		発生場所、発生状況、被災者の状況、 避難 の必要性、対応状況	(略)	
2 避難	9		(略)	被災施設、被害状況、被災者の状況、 避難 の必要性、対応状況	各部局 総務部	
	1	(略)			各部局	
	2		(略)	(略)	地域振興部	
	3		(略)	(略)	地域振興部	
	4		(略)	(略)	地域振興部	
	5		(略)	(略)	商工労働部	
	6		(略)	(略)	観光交流局	
	7		(略)	(略)	総務部	
	8		農道、林道の使用状況	農道、林道の損壊箇所、被害状況、積雪状況	(略)	
	(略)		(略)	(略)	(略)	
14		(略)	(略)	生活環境部		
15		(略)	警報・避難の指示の内容、要避難地域、要避難住民数、各地区集合施設、避難先(所)、避難経路、自衛隊の使用道路、運送計画、 避難行動要支援者 の避難確保体制、避難所要期間、住民等への広報内容、滞在者・旅行者の所在実態・対応、 県外避難先	(略)		

種類	No.	情報要求		収集項目	収集部局等	被要求機関
		最優先度の高い情報要求	その他の情報要求			
1 共通	1	(略)		(略)	(略)	
	2		(略)	(略)	防災局 企画部 警察本部	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	7	(略)		発生場所、発生状況、被災者の状況、 退避 の必要性、対応状況	(略)	
	8	(略)		発生場所、発生状況、被災者の状況、 退避 の必要性、対応状況	(略)	
2 避難	9		(略)	被災施設、被害状況、被災者の状況、 退避 の必要性、対応状況	総務部	
	1	(略)			各部局等	
	2		(略)	(略)	企画部	
	3		(略)	(略)	企画部	
	4		(略)	(略)	企画部	
	5		(略)	(略)	企画部	
	6		(略)	(略)	文化観光局	
	7		(略)	(略)	企画部	
	8		林道の使用状況	林道の損壊箇所、被害状況、積雪状況	(略)	
	(略)		(略)	(略)	(略)	
14		(略)	(略)	県土整備部		
15		(略)	警報・避難の指示の内容、要避難地域、要避難住民数、各地区集合施設、避難先(所)、避難経路、自衛隊の使用道路、運送計画、 災害時要援護者 の避難確保体制、避難所要期間、住民等への広報内容、滞在者・旅行者の所在実態・対応、 県外避難先の受	(略)		

別紙第1 付紙第1「情報 収集計画」 1-1-5	4避難 段階	3 救援	16	(略)	の受入体制 避難経路、幹線 道路の交通障害 の有無、自衛 隊・米軍の使用 道路、避難経路 周辺の危険箇 所、交通規制方 法、交通規制要 点、各道路管理 者の対応状況	(略)	
			1	(略)	(略)	危機管理局	
			2	(略)	(略)	危機管理局	
			3	(略)	(略)	危機管理局	
			4	(略)	(略)	危機管理局	
			5	避難先 地域感 染症指 定医療 機関等 の使用 可能状 況	(略)	危機管理局	
			6	(略)	(略)	地域振興部	(略)
			7	(略)	(略)	地域振興部	(略)
			8	(略)	(略)	地域振興部	(略)
			9	受入地 域感 染症指 定医療 機関等 の状 況	入院人数	(略)	
			(略)	(略)	(略)	(略)	
			21	(略)	(略)	生活環境部	
			(略)	(略)	(略)	(略)	
			25	児童・ 生徒受 入状況	受入児童・生徒 の氏名、学年、 避難前通学学校 名、避難施設名	(略)	
			(略)	(略)	(略)	(略)	
			28	(略)	(略)	総務部	
			(略)	(略)	(略)	(略)	
			31	避難受 入に係 る情報	避難施設、避難 住民数、受入時 期、運送計画、 避難経路	(略)	
			32	(略)	(略)	危機管理局	
			33	(略)	(略)	危機管理局	
34	(略)	(略)	商工労働部				
35	(略)	(略)	商工労働部				
併録							

		3 救援	16	(略)	け入れ体制 避難経路、幹線 道路の交通障害 の有無、自衛隊 米軍の使用道 路、避難経路周 辺の危険箇所、 交通規制方法、 交通規制要点、 各道路管理者の 対応状況	(略)	
			1	(略)	(略)	防災局	
			2	(略)	(略)	防災局	
			3	(略)	(略)	防災局	
			4	(略)	(略)	防災局	
			5	避難先 地域伝 染病隔 離病舎 等の使 用可能 状況	(略)	防災局	
			6	(略)	(略)	文化観光局	(略)
			7	(略)	(略)	文化観光局	(略)
			8	(略)	(略)	文化観光局	(略)
			9	受入地 域感 染症指 定医療 機関等 の状 況	入院人数	(略)	
			(略)	(略)	(略)	(略)	
			21	(略)	(略)	県土整備部	
			(略)	(略)	(略)	(略)	
			25	児童・ 生徒受 入状況	受入児童・生徒 の氏名、学年、避 難前通学学校 名、避難施設名	(略)	
			(略)	(略)	(略)	(略)	
			28	(略)	(略)	教育委員会	
			(略)	(略)	(略)	(略)	
			31	避難受 け入れ に係る 情報	避難施設、避難 住民数、受け入 れ時期、運送計 画、避難経路	(略)	
			32	(略)	(略)	防災局	
			33	(略)	(略)	防災局	
34	(略)	(略)	防災局				
35	(略)	(略)	防災局				
36	(略)	(略)	防災局				

別紙第1 付紙第1「情報 収集計画」 1-1-5	4避難 段階		<u>36</u>	(略)	(略)	商工労働部				<u>37</u>	(略)	(略)	防災局	
			<u>37</u>	(略)	(略)	危機管理局				<u>38</u>	(略)	私立学校受入可 能児童、生徒数	企画部	
			<u>38</u>	(略)	私立学校受入可 能児童・生徒数	地域振興部				<u>39</u>	(略)	(略)	(略)	
			<u>39</u>	(略)	(略)	(略)				<u>40</u>	(略)	(略)	(略)	
			<u>40</u>	(略)	(略)	(略)				<u>41</u>	(略)	(略)	(略)	
			<u>41</u>	(略)	(略)	(略)				<u>42</u>	(略)	(略)	(略)	
	4 武攻 撃害 への 対応	1	(略)	(略)	(略)		4 武攻 撃害 への 対応		1	(略)	(略)	(略)		

別紙第1
付紙第1「情報
収集計画」
1-1-5

5避難
生活段階

種類	No.	情報要求		収集項目	収集部局等	被要求機関
		最優先度の高、情報要求	その他の情報要求			
1 共通	1		(略)	(略)	(略)	
	2		(略)	(略)	危機管理局 地域振興部 警察本部	
	3		(略)	(略)	(略)	
	4		(略)	関係機関の対応状況、関係機関との協力・連携事項、応援部隊等の受入状況	(略)	
	5		(略)	(略)	(略)	
	6		(略)	関係機関の対応状況、関係機関との協力・連携事項、応援部隊等の受入状況	(略)	
	消除		(略)	(略)	(略)	
	消除		(略)	(略)	(略)	
	7		(略)	(略)	危機管理局 警察本部	
	8	(略)		(略)	(略)	
9	(略)		発生場所、発生状況、被災者の状況、避難の必要性、対応状況	(略)		
10		(略)	被災施設、被害状況、被災者の状況、避難の必要性、対応状況	各部局 総務部		
2 避難	1	児童・生徒、避難状況		被災児童・生徒の氏名、学年、避難前通学学校名、避難施設名	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	5		(略)	県内における武力攻撃災害の発生状況、緊急通報の発令状況・内容、拡大等の見通し、生活関連等施設の自主警戒状況、治安関係情報、警備強化が必要な施設、施設の被災	(略)	

種類	No.	情報要求		収集項目	収集部局等	被要求機関
		最優先度の高、情報要求	その他の情報要求			
1 共通	1		(略)	(略)	(略)	
	2		(略)	(略)	防災局 企画部 警察本部	
	3		(略)	(略)	(略)	
	4		(略)	関係機関の対応状況、関係機関との協力・連携事項、応援部隊等の受け入れ状況	(略)	
	5		(略)	(略)	(略)	
	6		(略)	関係機関の対応状況、関係機関との協力・連携事項、応援部隊等の受け入れ状況	(略)	
	7		(略)	(略)	(略)	
	8		(略)	(略)	(略)	
	9		(略)	(略)	警察本部	
	10	(略)		(略)	(略)	
	11	(略)		発生場所、発生状況、被災者の状況、避難の必要性、対応状況	(略)	
	12		(略)	被災施設、被害状況、被災者の状況、避難の必要性、対応状況	各部局 総務部	
2 避難	1	児童・生徒、避難状況		被災児童・生徒の氏名、学年、避難前通学学校名、避難施設名	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	5		(略)	県内における武力攻撃災害の発生状況、緊急通報の発令状況・内容、拡大等の見通し、生活関連等施設の自主警戒状況、治安関係情報、警備強化が必要な施設	(略)	

別紙第1 付紙第1「情報 収集計画」 1-1-6	5避難 生活段階				状況、被災者の有無、影響範囲、汚染等拡大の見通し、立入制限・ 避難 指示・警戒区域の設定・交通規制が必要な区域、救助・二次災害防止・汚染拡大防止に必要な措置、住民等の避難状況				設、施設の被災状況、被災者の有無、影響範囲、汚染等拡大の見通し、立入制限・ 退避 指示・警戒区域の設定・交通規制が必要な区域、救助・二次災害防止・汚染拡大防止に必要な措置、住民等の避難状況			
		3 救援	1	(略)		避難先市町村の収容人数、性別、年齢、 避難行動要支援者 人数	危機管理局		避難先市町村の収容人数、性別、年齢、 災害時要援護者 人数	防災局		
			2	(略)	(略)	危機管理局		2	(略)	(略)	防災局	
			3	(略)	(略)	商工労働部		3	(略)	(略)	防災局	
			4	(略)	(略)	商工労働部		4	(略)	(略)	防災局	
			5	(略)	(略)	危機管理局		5	(略)	(略)	防災局	
			(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
			9	(略)	(略)	地域振興部		9	(略)	(略)	企画部	
			(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
			13	(略)	(略)	危機管理局		13	(略)	(略)	福祉保健部	
			14	(略)	(略)	(略)		14	(略)	(略)	(略)	
			15		避難施設における 感染症 発生状況	感染症 患者の種別、所在、人数、重度	(略)	15		避難施設における 伝染病 発生状況	伝染病 患者の種別、所在、人数、重度	(略)
			(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
			24	(略)	(略)	危機管理局		24	(略)	(略)	防災局	
			25	(略)	(略)	総務部		25	(略)	(略)	企画部	
			(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
		4 武政 撃害 への 対応	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
			3	(略)	(略)	危機管理局		3	(略)	(略)	防災局	
			4	(略)	(略)	危機管理局		4	(略)	(略)	防災局	
			(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	
		4 武政 撃害 への 対応	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	

別紙第1 付紙第1 「情報収 集計画」 1-1-6	6復帰 段階	種類	No.	情報要求		収集項目	収集部局等	被要 求機 関	種類	No.	情報要求		収集項目	収集部局等	被要 求機 関										
				最優先 度の高、 情報要求	その他 の情報 要求						最優先 度の高、 情報要求	その他 の情報 要求													
				1	(略)						(略)	(略)				危機管理局									
				2	(略)						(略)	(略)				(略)	(略)								
				3	(略)						(略)	(略)				危機管理局									
				4	(略)							復帰の経路、復 帰の手段、その 他				(略)									
5		(略)		地域振興部	(略)																				
(略)		(略)		(略)	(略)																				
別紙第1 付紙第1 「情報収 集計画」 1-1-6	7生活 再建段 階	種類	No.	情報要求		収集項目	収集部局等	被要 求機 関	種類	No.	情報要求		収集項目	収集部局等	被要 求機 関										
				最優先 度の高、 情報要求	その他 の情報 要求						最優先 度の高、 情報要求	その他 の情報 要求													
				1	(略)											(略)									
				2	(略)											危機管理局									
				3							(略)	(略)				(略)									
				4							(略)					地域振興部	(略)								
(略)		(略)		(略)																					
別紙第1 付紙第1 「情報収 集計画」 1-1-7	8避難 受入段 階	(1)受入誘導段階								(1)受入誘導段階															
		種類	No.	情報要求		収集項目	収集部局等	被要 求機 関	種類	No.	情報要求		収集項目	収集部局等	被要 求機 関										
				最優先 度の高、 情報要求	その他 の情報 要求						最優先 度の高、 情報要求	その他 の情報 要求													
				1 共通	1						(略)					(略)	(略)		1 共通	1	(略)		(略)	(略)	
					2							(略)				(略)	危機管理局 地域振興部 警察本部			2		(略)	(略)	防災局 企画部 警察本部	
					(略)						(略)	(略)				(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
					7						(略)					発生場所、発生 状況、被災者の 状況、避難の必要 性、対応状況	(略)			7	(略)		発生場所、発生 状況、被災者の 状況、退避の必要 性、対応状況	(略)	
					8						(略)					発生場所、発生 状況、被災者の 状況、避難の必要 性、対応状況	(略)			8	(略)		発生場所、発生 状況、被災者の 状況、退避の必要 性、対応状況	(略)	
				9							(略)	被災施設、被害 状況、被災者の 状況、避難の必要 性、対応状況				各部局 総務部		9		(略)	被災施設、被害 状況、被災者の 状況、退避の必要 性、対応状況	総務部			
				2 避難	1						(略)						(略)		2 避難	1	(略)			(略)	
					2						(略)					(略)	危機管理局			2	(略)		(略)	防災局	
					3							(略)				(略)	地域振興部			3		(略)	(略)	企画部	
					4							(略)				(略)	地域振興部			4		(略)	(略)	企画部	
5					(略)						(略)	地域振興部					5			(略)	(略)	企画部			

別紙第1 付紙第1 「情報収 集計画」 1-1-7	8避難 受入段 階	6		(略)	(略)	商工労働部		6		(略)	(略)	企画部			
		7		(略)	(略)	地域振興部		7		(略)	(略)	企画部			
		8		農道、 林道の 使用状 況	農道、林道の損 壊箇所、被害状 況、積雪状況	(略)		8		林道の 使用状 況	林道の損壊箇 所、被害状況、 積雪状況	(略)			
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
		14		(略)	(略)	生活環境部		14		(略)	(略)	県土整備部			
		15		(略)	警報・避難の指 示の内容、要避難 地域、要避難 住民数、各地区 避難施設、避難 受入経路、自衛 隊の使用道路、 運送計画、 避難 行動要支援者 の 避難受入体制、 避難所要期間、 住民等への広報 内容、避難施設 の 受入 体制	(略)		15		(略)	警報・避難の指 示の内容、要避難 地域、要避難 住民数、各地区 避難施設、避難 受入経路、自衛 隊の使用道路、 運送計画、 避難 行動要支援者 の 避難受入体制、 避難所要期間、 住民等への広報 内容、避難施設 の 受け入れ 体制	(略)			
		16		(略)	(略)	(略)		16		(略)	(略)	(略)			
		3 救援	1	(略)			危機管理局		3 救援	1	(略)			防災局	
			2		(略)	(略)	危機管理局			2		(略)	(略)	防災局	
			3		(略)	(略)	観光交流局			3		(略)	(略)	文化観光局	
			4		(略)	(略)	地域振興部	(略)		4		(略)	(略)	文化観光局	(略)
			5		(略)	(略)	地域振興部	(略)		5		(略)	(略)	文化観光局	(略)
			6		(略)	(略)	地域振興部	(略)		6		(略)	(略)	文化観光局	(略)
			7		(略)	(略)	(略)			7		(略)	(略)	(略)	
			8		受入地 域 感染 症指定 医療機 関 等の 受入状 況	(略)	(略)			8		受入地 域 伝染 病隔離 病舎 等の 受入 状況	(略)	(略)	
			(略)		(略)	(略)	(略)			(略)		(略)	(略)	(略)	
	20			(略)	(略)	生活環境部		20			(略)	(略)	県土整備部		
	(略)			(略)	(略)	(略)		(略)			(略)	(略)	(略)		
	24			児童・ 生徒受 入状況	受入 児童・生徒 の氏名、学年、 避難前通学学校 名、避難施設名	(略)		24			児童・ 生徒受 入状況	受入 児童・生徒 の氏名、学年、 避難前通学学校 名、避難施設名	(略)		
	27			(略)	(略)	総務部		27			(略)	(略)	教育委員会		
	(略)			(略)	(略)	(略)		(略)			(略)	(略)	(略)		
	30			(略)	(略)	危機管理局		30			(略)	(略)	防災局		
	31			(略)	(略)	商工労働部		31			(略)	(略)	防災局		
	32			(略)	(略)	商工労働部		32			(略)	(略)	防災局		
	33		(略)	(略)	商工労働部		33		(略)	(略)	防災局				

別紙第1 付紙第1 「情報収 集計画」 1-1-8	8避難 受入段 階		34		(略)	(略)	危機管理局	
			35		(略)	(略)	地域振興部	
			(略)		(略)	(略)	(略)	
		4	武力 攻撃 への 対処	1		(略)	(略)	(略)

	4	武力 攻撃 への 対処	34		(略)	(略)	防災局	
			35		(略)	(略)	企画部	
			(略)		(略)	(略)	(略)	
			1		(略)	(略)	(略)	

別紙第1 付紙第1 「情報収 集計画」 1-1-8	8避難 受入段 階	(2) 救援段階						
		種類	No.	情報要求		収集項目	収集部局等	被要 求機 関
				最優先 度の高 情報要 求	その他 の情報 要求			
		1 共通	1		(略)	(略)	(略)	
			2		(略)	(略)	危機管理局 地域振興部 警察本部	
			3		(略)	(略)	(略)	
			4		(略)	関係機関の対応 状況、関係機関 との協力・連携 事項、応援部隊 等の受入状況	(略)	
			5		(略)	(略)	(略)	
			6		特殊標 章・身 分証明 書の交 付・使 用に係 る情報	(略)	危機管理局 警察本部	
			7	被災情 報		(略)	(略)	
			8	県内の 武力攻 撃災害 発生状 況		発生場所、発生 状況、被災者の 状況、避難の必 要性、対応状況	(略)	
			9		県有施 設等の 被害状 況	被災施設、被害 状況、被災者の 状況、避難の必 要性、対応状況	各部局 総務部	
		2 避難	1	児童・生 徒、避難 状況		被災児童・生徒 の氏名、学年避 難前通学学校 名、避難施設名	(略)	
			2	(略)		(略)	(略)	
			3		(略)	受入経路、幹線 道路の交通障害	(略)	

	4	(2) 救援段階						
		種類	No.	情報要求		収集項目	収集部局等	被要 求機 関
				最優先 度の高 情報要 求	その他 の情報 要求			
		1 共通	1		(略)	(略)	(略)	
			2		(略)	(略)	防災局 企画部 警察本部	
			3		(略)	(略)	(略)	
			4		(略)	関係機関の対応 状況、関係機関と の協力・連携事 項、応援部隊等 の受け入れ状況	(略)	
			5		(略)	(略)	(略)	
			10		特殊標 章・身 分証明 書の交 付・使 用に係 る情報	(略)	警察本部	
			13	被災情 報		(略)	(略)	
			14	県内の 武力攻 撃災害 発生状 況		発生場所、発生 状況、被災者の 状況、避難の必 要性、対応状況	(略)	
			15		県有施 設等の 被害状 況	被災施設、被害 状況、被災者の 状況、避難の必 要性、対応状況	総務部	
		2 避難	1	児童、 生徒、 避難状 況		被災児童、生徒 の氏名、学年避 難前通学学校 名、避難施設名	(略)	
			2	(略)		(略)	(略)	
			3		(略)	受入経路、幹線 道路の交通障害	(略)	

別紙第1 付紙第1 「情報収 集計画」 1-1-8	8避難 受入段 階				の有無、自衛隊・米軍の使用道路、受入経路周辺の危険箇所、交通規制方法、交通規制要点、各道路管理者の対応状況、空港・港湾・JRの使用の可否又は有無						の有無、自衛隊・米軍の使用道路、受入経路周辺の危険箇所、交通規制方法、交通規制要点、各道路管理者の対応状況、空港・港湾・JRの使用の可否又は有無									
		4		(略)	(略)	(略)			4		(略)	(略)	(略)							
		5		(略)	県内における武力攻撃災害の発生状況、緊急通報の発令状況・内容、拡大等の見通し、生活関連等施設の自主警戒状況、治安関係情報、警備強化が必要な施設、施設の被災状況、被災者の有無、影響範囲、汚染等拡大の見通し、立入制限・避難指示・警戒区域の設定・交通規制が必要な区域、救助・二次災害防止・汚染拡大防止に必要な措置、住民等の避難状況	(略)			5		(略)	県内における武力攻撃災害の発生状況、緊急通報の発令状況・内容、拡大等の見通し、生活関連等施設の自主警戒状況、治安関係情報、警備強化が必要な施設、施設の被災状況、被災者の有無、影響範囲、汚染等拡大の見通し、立入限・退避指示・警戒区域の設定・交通規制が必要な区域、救助・二次災害防止・汚染拡大防止に必要な措置、住民等の避難状況	(略)							
		3 救援	1	(略)	受入市町村の収容人数、性別、年齢、避難行動要支援者の数	危機管理局				3 救援	1	(略)	受入市町村の収容人数、性別、年齢、災害時要援護者の数	防災局						
			2		(略)	(略)	危機管理局			2		(略)	(略)	防災局						
			3		(略)	(略)	商工労働部			3		(略)	(略)	防災局						
			4		(略)	(略)	商工労働部			4		(略)	(略)	防災局						
			5		救援物資の要請状況	(略)	商工労働部			5		救援物資の要請状況	(略)	防災局						
			6		被災情報(その他)	(略)	危機管理局			5		被災情報(その他)	(略)	防災局						
			7		職員派遣要請状況	(略)	(略)			6		職員派遣要請状況	(略)	(略)						

別紙第1 付紙第1 「情報収 集計画」 1-1-8	8避難 受入段 階	<u>8</u>		職員受 入要請 状況	(略)	(略)	
		<u>9</u>	県有施 設への 受入状 況		(略)	各部署	
		<u>10</u>		消費者 物価指 数		地域振興部	
		<u>11</u>		NPO、 ボラン ティア 活動状 況	(略)	(略)	
		<u>12</u>		避難施 設のラ イフラ イン不 足状況	(略)	(略)	
		<u>13</u>		義援金 の状況	(略)	(略)	
		<u>14</u>		義援物 品の状 況	(略)	危機管理局	
		<u>15</u>		一般病 院の使 用可能 状況	(略)	(略)	
		<u>16</u>		避難施 設にお ける 感 染症 発 生状況	感染症 患者の種 別、所在、人数、 重度	(略)	
		<u>17</u>	避難施 設生活 環境状 況		(略)	(略)	
		<u>18</u>		避難施 設廃棄 物処理 状況	(略)	(略)	
<u>19</u>		避難施 設し尿 処理状 況	(略)	(略)			
<u>20</u>		被災状 況(ライ フライン)	(略)	(略)			
		<u>7</u>		職員受 入要請 状況	(略)	(略)	
		<u>8</u>	県有施 設への 受入状 況		(略)	総務部	
		<u>9</u>		消費者 物価指 数		企画部	
		<u>10</u>		NPO、 ボラン ティア 活動状 況	(略)	(略)	
		<u>11</u>		避難施 設のラ イフラ イン不 足状況	(略)	(略)	
		<u>12</u>		義援金 の状況	(略)	(略)	
		<u>13</u>		義援物 品の状 況	(略)	防災局	
		<u>14</u>		一般病 院の使 用可能 状況	(略)	(略)	
		<u>15</u>		避難施 設にお ける 伝 染病 発 生状況	伝染病 患者の種 別、所在、人数、 重度	(略)	
		<u>16</u>	避難施 設生活 環境状 況		(略)	(略)	
		<u>17</u>		避難施 設廃棄 物処理 状況	(略)	(略)	
<u>18</u>		避難施 設し尿 処理状 況	(略)	(略)			
<u>19</u>		被災状 況(ライ フライン)	(略)	(略)			

別紙第1 付紙第1 「情報収集計画」 1-1-8	8避難 受入段階	<p>急対処事態の発生状況、拡大等の見通し、生活関連等施設の自主警戒状況、治安関係情報、警備強化が必要な施設、施設の被災状況、被災者の有無、影響範囲、汚染等拡大の見通し、立入制限・避難指示・警戒区域の設定・交通規制が必要な区域、救助・二次災害防止・汚染拡大防止に必要な措置、住民等の避難状況</p>	<p>急対処事態の発生状況、拡大等の見通し、生活関連等施設の自主警戒状況、治安関係情報、警備強化が必要な施設、施設の被災状況、被災者の有無、影響範囲、汚染等拡大の見通し、立入制限・退避指示・警戒区域の設定・交通規制が必要な区域、救助・二次災害防止・汚染拡大防止に必要な措置、住民等の避難状況</p>																	
別紙第2 2-1	要旨	<p>武力攻撃事態等が認定されるまでの間の国民保護措置の準備を実施する段階で、以下のとおり対処します。</p> <p>① (略)</p> <p>② 県対策本部が設置されるまでの間は、「鳥取県危機管理対応指針」で対応します。</p> <p>③～⑤ (略)</p>	<p>武力攻撃事態等が認定されるまでの間の国民保護措置の準備を実施する段階で、以下のとおり対処します。</p> <p>① (略)</p> <p>② 対策本部が設置されるまでの間は、「鳥取県危機管理対応指針」で対応します。</p> <p>③～⑤ (略)</p>																	
別紙第2 2-1	関連する計画等	<table border="1" data-bbox="324 877 1008 1053"> <tr> <td data-bbox="324 877 436 1053">県</td> <td data-bbox="436 877 1008 1053">運送計画（運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画）、交通規制計画、県立病院避難計画、避難行動要支援者の避難に係る計画、救護班編成計画、県立学校避難計画、応急教育計画</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </table>	県	運送計画（運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画）、交通規制計画、県立病院避難計画、 避難行動要支援者 の避難に係る計画、救護班編成計画、県立学校避難計画、応急教育計画		(略)		(略)		(略)	<table border="1" data-bbox="1079 877 1780 1053"> <tr> <td data-bbox="1079 877 1191 1053">県</td> <td data-bbox="1191 877 1780 1053">運送計画（運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画）、交通規制計画、県立病院避難計画、災害時要援護者の避難に係る計画、救護班編成計画、県立学校避難計画、応急教育計画</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </table>	県	運送計画（運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画）、交通規制計画、県立病院避難計画、 災害時要援護者 の避難に係る計画、救護班編成計画、県立学校避難計画、応急教育計画		(略)		(略)		(略)	
県	運送計画（運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画）、交通規制計画、県立病院避難計画、 避難行動要支援者 の避難に係る計画、救護班編成計画、県立学校避難計画、応急教育計画																			
	(略)																			
	(略)																			
	(略)																			
県	運送計画（運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画）、交通規制計画、県立病院避難計画、 災害時要援護者 の避難に係る計画、救護班編成計画、県立学校避難計画、応急教育計画																			
	(略)																			
	(略)																			
	(略)																			
別紙第2 1状況 2-1	(1)期間	<p>ア 対象期間 武力攻撃（予測）事態等が認定されるまでの間の国民保護措置の準備を実施する期間</p> <p>イ この期間に予想される状況と留意点 県対策本部の設置の指定がなくても、突発的に武力攻撃災害が発生する危険性を念頭において行動する必要があります。</p>	<p>ア 対象期間 武力攻撃（予測）事態が認定され、県、市町村が国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体として指定されたとき</p> <p>イ この期間に予想される状況と留意点 対策本部の設置の指定がなくても、突発的に武力攻撃災害が発生する危険性を念頭において行動する必要があります。</p>																	
別紙第2 1状況 2-2	(2)情報計画	(2)情報計画 別紙第1「情報計画」参照	(2)別紙第1「情報計画」を参照																	

別紙第2 2構想 2-2	(2)実施 要領	<p>ア 継続的な情報収集 (ア) 情報の収集を継続的に行い、収集した情報は、整理分析し、不測の事態に備えるとともに、迅速な対処が行えるように準備します。 (イ) (略) イ・ウ (略) エ 避難住民の救援の準備 知事は、救援を行うため、必要な資機材の充実、十分な整備及び点検などを準備します。 救援の委任について、事前に関係者と十分協議を行います。 市町村へは一括して委任し、日本赤十字社へは日本赤十字社の自主性を尊重しつつ、一部を委任します。 オ・カ (略)</p>	<p>ア 継続的な情報収集 (ア) 情報の収集を継続的に行い、収集した情報は、整理分析し、不測の事態に備えるとともに、主体的な対処が行えるように準備します。 (イ) (略) イ・ウ (略) エ 避難住民の救援の準備 知事は、救援を行うため、必要な資機材の充実、十分な整備及び点検などを準備します。 救援の委任について、事前に関係者と十分協議を行います。 市町村へは一括して委任し、日赤へは日赤の自主性を尊重しつつ、一部を委任します。 オ・カ (略)</p>	
--------------------	-------------	--	---	--

別紙第2 3各機関の役割 2-3	(1)県	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通</td> <td>1 その他知事の命ずる事項又は県対策本部長の求める事項</td> </tr> <tr> <td>元気づくり総本部</td> <td>1・2 (略) (削除)</td> </tr> <tr> <td>危機管理局</td> <td>1 県対策本部等に関すること 2～10 (略)</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>1 庁舎の管理、運用、調査 2 県の公有財産の管理、運用、調査 3 職員の服務、給与に関すること 4 国民保護措置関係予算その他財務に関すること 5 関東地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 6 関西地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 7 東海地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 8 人権の擁護の確保 9 県議会に関すること（臨時議会の招集） 10 職員の動員、派遣要請、受入に関すること 11 職員の補償に関すること 12 鳥取情報ハイウェイに関すること</td> </tr> <tr> <td>地域振興部</td> <td>1 避難住民運送手段の確保、計画 (削除) 2 私立学校に関すること 3 安否情報・被災情報の収集等の体制整備</td> </tr> <tr> <td>観光交流局</td> <td>(削除) 1 外国人の安否情報・被災情報の収集等の体制整備 2 観光客に対する広報及び観光施設等との連絡調整 3 外国人に対する広報、避難、救援 4 外国人の安全確保及び支援</td> </tr> <tr> <td>福祉保健部</td> <td>1 (略) 2 要配慮者（外国人除く。）の安全確保及び支援 3 義援品の収配等に関すること 4～9 (略)</td> </tr> <tr> <td>生活環境部</td> <td>1・2 (略) 3 死亡獣畜処理に関すること 4～15 (略) 16 住宅供給公社との連絡調整</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事務又は業務	共通	1 その他知事の命ずる事項 又は県対策本部長 の求める事項	元気づくり総本部	1・2 (略) (削除)	危機管理局	1 県対策本部 等に関すること 2～10 (略)	総務部	1 庁舎の管理、運用、調査 2 県の公有財産の管理、運用、調査 3 職員の服務、給与に関すること 4 国民保護措置関係予算その他財務に関すること 5 関東地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 6 関西地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 7 東海地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 8 人権の擁護の確保 9 県議会に関すること（臨時議会の招集） 10 職員の動員、派遣要請、受入に関すること 11 職員の補償に関すること 12 鳥取情報ハイウェイに関すること	地域振興部	1 避難住民運送手段の確保、計画 (削除) 2 私立学校に関すること 3 安否情報・被災情報の収集等の体制整備	観光交流局	(削除) 1 外国人の安否情報・被災情報の収集等の体制整備 2 観光客に対する広報及び観光施設等との連絡調整 3 外国人に対する広報、避難、救援 4 外国人の安全確保及び支援	福祉保健部	1 (略) 2 要配慮者（外国人除く。） の安全確保及び支援 3 義援品 の収配等に関すること 4～9 (略)	生活環境部	1・2 (略) 3 死亡獣畜 処理に関すること 4～15 (略) 16 住宅供給公社との連絡調整	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通</td> <td>1 その他知事の命ずる事項、または対策本部長の求める事項</td> </tr> <tr> <td>統轄監</td> <td>1・2 (略) 3 庁舎の管理、運用、調査</td> </tr> <tr> <td>防災局</td> <td>1 国民保護対策本部等に関すること 2～10 (略)</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>(新規) 1 公有財産の管理、運用、調査 2 職員の服務、給与に関すること 3 国民保護措置関係予算その他財務に関すること 4 関東地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 5 関西地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 6 東海地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 7 人権の擁護の確保 8 県議会に関すること（臨時議会の招集） 9 職員の動員、派遣要請、受入に関すること 10 職員の補償に関すること (新規)</td> </tr> <tr> <td>企画部</td> <td>1 避難住民運送手段の確保、計画 2 鳥取情報ハイウェイに関すること 3 私立学校に関すること (新規)</td> </tr> <tr> <td>文化観光局</td> <td>1 安否情報等の収集等の態勢整備 2 外国人安否情報の収集等の態勢整備 3 観光客に対する広報及び観光施設等との連絡調整 4 外国人に対する広報、避難、救援 (新規)</td> </tr> <tr> <td>福祉保健部</td> <td>1 (略) 2 災害時要配慮者（外国人除く）の安全確保及び支援 3 義援金品の収配等に関すること 4～9 (略)</td> </tr> <tr> <td>生活環境部</td> <td>1・2 (略) 3 へい獣処理に関すること 4～15 (略) (新規)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事務又は業務の 大綱	共通	1 その他知事の命ずる事項、 または対策本部長 の求める事項	統轄監	1・2 (略) 3 庁舎の管理、運用、調査	防災局	1 国民保護対策本部 等に関すること 2～10 (略)	総務部	(新規) 1 公有財産の管理、運用、調査 2 職員の服務、給与に関すること 3 国民保護措置関係予算その他財務に関すること 4 関東地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 5 関西地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 6 東海地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 7 人権の擁護の確保 8 県議会に関すること（臨時議会の招集） 9 職員の動員、派遣要請、受入に関すること 10 職員の補償に関すること (新規)	企画部	1 避難住民運送手段の確保、計画 2 鳥取情報ハイウェイに関すること 3 私立学校に関すること (新規)	文化観光局	1 安否情報等の収集等の態勢整備 2 外国人安否情報 の収集等の 態勢整備 3 観光客に対する広報及び観光施設等との連絡調整 4 外国人に対する広報、避難、救援 (新規)	福祉保健部	1 (略) 2 災害時要配慮者（外国人除く） の安全確保及び支援 3 義援金品 の収配等に関すること 4～9 (略)	生活環境部	1・2 (略) 3 へい獣 処理に関すること 4～15 (略) (新規)	
機 関 名	事務又は業務																																							
共通	1 その他知事の命ずる事項 又は県対策本部長 の求める事項																																							
元気づくり総本部	1・2 (略) (削除)																																							
危機管理局	1 県対策本部 等に関すること 2～10 (略)																																							
総務部	1 庁舎の管理、運用、調査 2 県の公有財産の管理、運用、調査 3 職員の服務、給与に関すること 4 国民保護措置関係予算その他財務に関すること 5 関東地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 6 関西地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 7 東海地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 8 人権の擁護の確保 9 県議会に関すること（臨時議会の招集） 10 職員の動員、派遣要請、受入に関すること 11 職員の補償に関すること 12 鳥取情報ハイウェイに関すること																																							
地域振興部	1 避難住民運送手段の確保、計画 (削除) 2 私立学校に関すること 3 安否情報・被災情報の収集等の体制整備																																							
観光交流局	(削除) 1 外国人の安否情報・被災情報の収集等の体制整備 2 観光客に対する広報及び観光施設等との連絡調整 3 外国人に対する広報、避難、救援 4 外国人の安全確保及び支援																																							
福祉保健部	1 (略) 2 要配慮者（外国人除く。） の安全確保及び支援 3 義援品 の収配等に関すること 4～9 (略)																																							
生活環境部	1・2 (略) 3 死亡獣畜 処理に関すること 4～15 (略) 16 住宅供給公社との連絡調整																																							
機 関 名	事務又は業務の 大綱																																							
共通	1 その他知事の命ずる事項、 または対策本部長 の求める事項																																							
統轄監	1・2 (略) 3 庁舎の管理、運用、調査																																							
防災局	1 国民保護対策本部 等に関すること 2～10 (略)																																							
総務部	(新規) 1 公有財産の管理、運用、調査 2 職員の服務、給与に関すること 3 国民保護措置関係予算その他財務に関すること 4 関東地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 5 関西地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 6 東海地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 7 人権の擁護の確保 8 県議会に関すること（臨時議会の招集） 9 職員の動員、派遣要請、受入に関すること 10 職員の補償に関すること (新規)																																							
企画部	1 避難住民運送手段の確保、計画 2 鳥取情報ハイウェイに関すること 3 私立学校に関すること (新規)																																							
文化観光局	1 安否情報等の収集等の態勢整備 2 外国人安否情報 の収集等の 態勢整備 3 観光客に対する広報及び観光施設等との連絡調整 4 外国人に対する広報、避難、救援 (新規)																																							
福祉保健部	1 (略) 2 災害時要配慮者（外国人除く） の安全確保及び支援 3 義援金品 の収配等に関すること 4～9 (略)																																							
生活環境部	1・2 (略) 3 へい獣 処理に関すること 4～15 (略) (新規)																																							

別紙第2 3各機関の役割 2-4	(1)県	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="327 76 465 244">商工労働部</td> <td data-bbox="465 76 1061 244"> 1 商工労働団体・機関との連絡調整 2 物資運送手段（トラックその他）に対する支援要請体制の確立に関すること 3 物資運送手段（トラックその他）の運送能力の把握 4 県内工業団地の状況の把握 5 救援物資の集配の総合調整 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 244 465 411">農林水産部</td> <td data-bbox="465 244 1061 411"> 1・2 (略) 3 中国四国農政局との連絡調整 4・5 (略) 6 農道（広域農道、農免農道を除く。）、林道状況の把握、対策 7・8 (略) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 411 465 499">県土整備部</td> <td data-bbox="465 411 1061 499"> 1 道路（広域農道、農免農道を含む。）状況の把握、確保 2～11 (略) (削除) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 499 465 531">(略)</td> <td data-bbox="465 499 1061 531">(略)</td> </tr> </table>	商工労働部	1 商工労働団体・機関との連絡調整 2 物資運送手段（トラックその他） に対する支援要請体制の確立に関すること 3 物資運送手段（トラックその他） の運送能力の把握 4 県内工業団地の状況の把握 5 救援物資の集配の総合調整	農林水産部	1・2 (略) 3 中国四国農政局 との連絡調整 4・5 (略) 6 農道（広域農道、農免農道を除く。） 、 林道状況 の把握、対策 7・8 (略)	県土整備部	1 道路（広域農道、農免農道を含む。）状況 の把握、確保 2～11 (略) (削除)	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1072 76 1211 244">商工労働部</td> <td data-bbox="1211 76 1816 244"> 1 商工労働団体・機関との連絡調整 2 トラックその他物資運送手段に対する支援要請体制の確立に関すること 3 トラックその他物資運送手段の運送能力の把握 4 産業体育館との連絡調整（新規） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1072 244 1211 411">農林水産部</td> <td data-bbox="1211 244 1816 411"> 1・2 (略) 3 鳥取農政事務所との連絡調整 4・5 (略) 6 林道状況の把握、対策 7・8 (略) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1072 411 1211 499">県土整備部</td> <td data-bbox="1211 411 1816 499"> 1 道路状況の把握、確保 2～11 (略) 12 住宅供給公社との連絡調整 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1072 499 1211 531">(略)</td> <td data-bbox="1211 499 1816 531">(略)</td> </tr> </table>	商工労働部	1 商工労働団体・機関との連絡調整 2 トラックその他物資運送手段 に対する支援要請体制の確立に関すること 3 トラックその他物資運送手段 の運送能力の把握 4 産業体育館との連絡調整（新規）	農林水産部	1・2 (略) 3 鳥取農政事務所 との連絡調整 4・5 (略) 6 林道状況 の把握、対策 7・8 (略)	県土整備部	1 道路状況 の把握、確保 2～11 (略) 12 住宅供給公社との連絡調整	(略)	(略)	
商工労働部	1 商工労働団体・機関との連絡調整 2 物資運送手段（トラックその他） に対する支援要請体制の確立に関すること 3 物資運送手段（トラックその他） の運送能力の把握 4 県内工業団地の状況の把握 5 救援物資の集配の総合調整																			
農林水産部	1・2 (略) 3 中国四国農政局 との連絡調整 4・5 (略) 6 農道（広域農道、農免農道を除く。） 、 林道状況 の把握、対策 7・8 (略)																			
県土整備部	1 道路（広域農道、農免農道を含む。）状況 の把握、確保 2～11 (略) (削除)																			
(略)	(略)																			
商工労働部	1 商工労働団体・機関との連絡調整 2 トラックその他物資運送手段 に対する支援要請体制の確立に関すること 3 トラックその他物資運送手段 の運送能力の把握 4 産業体育館との連絡調整（新規）																			
農林水産部	1・2 (略) 3 鳥取農政事務所 との連絡調整 4・5 (略) 6 林道状況 の把握、対策 7・8 (略)																			
県土整備部	1 道路状況 の把握、確保 2～11 (略) 12 住宅供給公社との連絡調整																			
(略)	(略)																			
別紙第2 3各機関の役割 2-6	(2)市町村	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="327 531 465 603">機関名</td> <td data-bbox="465 531 1061 603">事務又は業務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 603 465 767">市町村</td> <td data-bbox="465 603 1061 767"> 1～4 (略) 5 避難、避難受け入れ体制の整備 6～8 (略) 9 その他市町村長の命ずる事項又は市町村対策本部長の求める事項 </td> </tr> </table>	機関名	事務又は業務	市町村	1～4 (略) 5 避難、避難 受け入れ 体制の整備 6～8 (略) 9 その他市町村長の命ずる事項 又は 市町村対策本部長の求める事項	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1072 531 1211 603">機関名</td> <td data-bbox="1211 531 1816 603">事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1072 603 1211 767">市町村</td> <td data-bbox="1211 603 1816 767"> 1～4 (略) 5 避難、避難受け入れ体制の整備 6～8 (略) 9 その他市町村長の命ずる事項、または市町村対策本部長の求める事項 </td> </tr> </table>	機関名	事務又は業務の 大綱	市町村	1～4 (略) 5 避難、避難 受け入れ 体制の整備 6～8 (略) 9 その他市町村長の命ずる事項、 または 市町村対策本部長の求める事項									
機関名	事務又は業務																			
市町村	1～4 (略) 5 避難、避難 受け入れ 体制の整備 6～8 (略) 9 その他市町村長の命ずる事項 又は 市町村対策本部長の求める事項																			
機関名	事務又は業務の 大綱																			
市町村	1～4 (略) 5 避難、避難 受け入れ 体制の整備 6～8 (略) 9 その他市町村長の命ずる事項、 または 市町村対策本部長の求める事項																			
別紙第2 3各機関の役割 2-6	(3)指定 地方 行政 機関 (指 定 行 政 機 関)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="327 767 465 839">機関名</td> <td data-bbox="465 767 1061 839">事務又は業務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 839 465 991">共通</td> <td data-bbox="465 839 1061 991">1 本文「第3章 国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち平素の段階において実施すべき業務</td> </tr> </table>	機関名	事務又は業務	共通	1 本文「第3章 国及び関係機関の事務又は業務 」に示す業務のうち平素の段階において実施すべき業務	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1072 767 1211 839">機関名</td> <td data-bbox="1211 767 1816 839">事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1072 839 1211 991">共通</td> <td data-bbox="1211 839 1816 991">1 本文「第3章 関係機関の事務又は業務の大綱」に示す業務のうち平素の段階において実施すべき業務</td> </tr> </table>	機関名	事務又は業務の 大綱	共通	1 本文「第3章 関係機関の事務又は業務の大綱 」に示す業務のうち平素の段階において実施すべき業務									
機関名	事務又は業務																			
共通	1 本文「第3章 国及び関係機関の事務又は業務 」に示す業務のうち平素の段階において実施すべき業務																			
機関名	事務又は業務の 大綱																			
共通	1 本文「第3章 関係機関の事務又は業務の大綱 」に示す業務のうち平素の段階において実施すべき業務																			
別紙第2 3各機関の役割 2-6	(4)自衛 隊	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="327 991 465 1062">機関名</td> <td data-bbox="465 991 1061 1062">事務又は業務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 1062 465 1126">(略)</td> <td data-bbox="465 1062 1061 1126">1 国民保護措置に関する訓練等の実施</td> </tr> </table>	機関名	事務又は業務	(略)	1 国民保護措置に関する 訓練等 の実施	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1072 991 1211 1062">機関名</td> <td data-bbox="1211 991 1816 1062">事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1072 1062 1211 1126">(略)</td> <td data-bbox="1211 1062 1816 1126">1 国民保護措置に関する訓練の実施</td> </tr> </table>	機関名	事務又は業務の 大綱	(略)	1 国民保護措置に関する 訓練 の実施									
機関名	事務又は業務																			
(略)	1 国民保護措置に関する 訓練等 の実施																			
機関名	事務又は業務の 大綱																			
(略)	1 国民保護措置に関する 訓練 の実施																			
別紙第2 3各機関の役割 2-6	(5)指定 公共 機関	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="327 1126 465 1198">機関名</td> <td data-bbox="465 1126 1061 1198">事務又は業務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 1198 465 1286">共通</td> <td data-bbox="465 1198 1061 1286">1 本文「第3章 国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち平素の段階において実施すべき業務</td> </tr> </table>	機関名	事務又は業務	共通	1 本文「第3章 国及び関係機関の事務又は業務 」に示す業務のうち平素の段階において実施すべき業務	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1072 1126 1211 1198">機関名</td> <td data-bbox="1211 1126 1816 1198">事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1072 1198 1211 1286">共通</td> <td data-bbox="1211 1198 1816 1286">1 本文「第3章 関係機関の事務又は業務の大綱」に示す業務のうち平素の段階において実施すべき業務</td> </tr> </table>	機関名	事務又は業務の 大綱	共通	1 本文「第3章 関係機関の事務又は業務の大綱 」に示す業務のうち平素の段階において実施すべき業務									
機関名	事務又は業務																			
共通	1 本文「第3章 国及び関係機関の事務又は業務 」に示す業務のうち平素の段階において実施すべき業務																			
機関名	事務又は業務の 大綱																			
共通	1 本文「第3章 関係機関の事務又は業務の大綱 」に示す業務のうち平素の段階において実施すべき業務																			
別紙第2 3各機関の役割 2-6	(6)指定 地方 公共 機関	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="327 1286 465 1358">機関名</td> <td data-bbox="465 1286 1061 1358">事務又は業務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 1358 465 1516">共通</td> <td data-bbox="465 1358 1061 1516">指定公共機関に準じます。</td> </tr> </table>	機関名	事務又は業務	共通	指定公共機関に準じます。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1072 1286 1211 1358">機関名</td> <td data-bbox="1211 1286 1816 1358">事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1072 1358 1211 1516">共通</td> <td data-bbox="1211 1358 1816 1516">指定公共機関に準じます。</td> </tr> </table>	機関名	事務又は業務の 大綱	共通	指定公共機関に準じます。									
機関名	事務又は業務																			
共通	指定公共機関に準じます。																			
機関名	事務又は業務の 大綱																			
共通	指定公共機関に準じます。																			

別紙第2 4活動要 領 2-7	(1)情報	<p>ア 情報の収集、整理 <u>「通常監視体制」</u>をとり、総務省消防庁等から寄せられる情報を収集、整理、分析します。 情報収集は、24時間体制で<u>危機対策・情報課</u>と、東京本部を通じて行います。 (7)情報収集項目、収集体制 別紙第1「情報計画」を参照</p> <p>イ 警報等の迅速確実な伝達の準備 (7)<u>知事(危機管理局)</u>は、市町村、関係機関・団体等に対し、迅速確実に警報等が通知できるよう体制、機器等を整備します。 (略)</p> <p>ウ 安否情報収集のための準備 <u>知事(地域振興部)</u>は、県内の安否情報収集体制(担当の配置や収集方法・収集先等)を整備するとともに、あらかじめ収集に協力を求める可能性のある関係機関を把握し、安否情報の報告先、様式等の周知を図ります。</p> <p>エ 通信 <u>県は、武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等が迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、中央防災無線、消防防災無線、都道府県防災行政無線及び市町村防災行政無線等を中心に、総合行政ネットワーク(LGWAN)等の公共ネットワーク、地域衛星通信ネットワーク等の情報通信手段の的確な運用・管理、整備を行います。</u> <u>また、</u>平素から非常通信の実施に備えて非常通信協議会との連携を図ります。</p>	<p>ア 情報の収集、整理 <u>「平常監視態勢」</u>をとり、総務省消防庁等から寄せられる情報を収集、整理、分析します。 情報収集は、24時間体制の<u>「鳥取県情報集約センター」</u>と、東京本部を通じて行います。 (7)情報収集項目、収集体制 別紙第1「情報計画」を参照</p> <p>イ 警報等の迅速確実な伝達の準備 (7)<u>県(防災局)</u>は、市町村、関係機関・団体等に対し、迅速確実に警報等が通知できるよう体制、機器等を整備します。 (略)</p> <p>ウ 安否情報収集のための準備 <u>県(文化観光局)</u>は、県内の安否情報収集体制(担当の配置や収集方法・収集先等)を整備するとともに、あらかじめ収集に協力を求める可能性のある関係機関を把握し、安否情報の報告先、様式等の周知を図ります。</p> <p>エ 通信 <u>県は、</u>平素から非常通信の実施に備えて非常通信協議会との連携を図ります。</p>	
別紙第2 4活動要 領 2-7	(2)実施 体制	<p>ア 県の国民保護体制の準備 県は、必要に応じ速やかに国民保護体制へ移行することができるよう、平素から体制を整備します。 (7) (略) (イ)知事は、非常参集体制を構築し、職員に周知します。 (ウ) (略) (エ)県は、NBCRテロ等の対処や被害の想定について知見を有する専門家から助言を受けることができるようアドバイザーの確保に努めます。 <u>(イ)緊急を要する弾道ミサイル攻撃に対しては、県は、ミサイル発射予告や国からの確度の高い情報が提供された場合、情報連絡会議を開催し、今後の対応方針等を市町村等関係機関と情報共有します。</u></p> <p>イ <u>県対策本部</u>等の設置準備 (7)<u>県対策本部</u>の設置準備 県は、必要に応じ速やかに<u>県対策本部</u>及び<u>県現地対策本部</u>が設置できるよう、平素から組織、資機材等の準備を完了します。 (イ)<u>法第25条第1項の規定による国からの県対策本部</u>の設置が指定されていない場合の対応 <u>県対策本部</u>会議に準じて行うものとし、事案に応じては、「鳥取県危機管理対応指針」に基づき、緊急対応チーム、危機管理委員会、危機管理対策本部により対応します。 a 緊急対応チーム、危機管理委員会、危機管理対策本部会議の設置 武力攻撃やテロ攻撃の可能性の高い情報を入手した場合等には、<u>知事(危機管理局)</u>は、「鳥取県危機管理対応指針」に基づき、状況に応じて次のとおり対応します。</p>	<p>ア 県の国民保護体制の準備 県は、必要に応じ速やかに国民保護体制へ移行することができるよう、平素から体制を整備します。 (7) (略) (イ)知事は、非常参集態勢を構築し、職員に周知します。 (ウ) (略) (エ)県は、NBCテロ等の対処や被害の想定について知見を有する専門家から助言を受けることができるようアドバイザーの確保に努めます。 <u>(新規)</u></p> <p>イ <u>国民保護対策本部</u>等の設置準備 (7)<u>国民保護対策本部</u>の設置準備 県は、必要に応じ速やかに<u>国民保護対策本部</u>及び<u>現地対策本部</u>が設置できるよう、平素から組織、資機材等の準備を完了します。 (イ)<u>国民保護対策本部</u>の設置が指定されていない場合の対応 <u>対策本部</u>会議に準じて行うものとし、事案に応じては、「鳥取県危機管理対応指針」に基づき、緊急対応チーム、危機管理委員会、危機管理対策本部により対応します。 a 緊急対応チーム、危機管理委員会、危機管理対策本部会議の設置 武力攻撃やテロ攻撃の可能性の高い情報を入手した場合等には、<u>県(防災局)</u>は、「鳥取県危機管理対応指針」に基づき、状況に応じて次のとおり対応します。</p>	

別紙第2
4活動要
領
2-8

(2)実施
体制

1 武力攻撃やテロ攻撃等の可能性の高い情報を入手したとき。 <u>2 国の情報連絡室等が設置されたとき。</u> 3 各省庁からなる国の緊急参集チームが招集されたとき。	情報連絡室の設置
1 県外で武力攻撃やテロ攻撃等による被害発生の可能性があり、 <u>危機管理局長</u> が必要と認めたとき。 2 国の事態対処専門委員会が開催されたとき。	緊急対応チームの招集
1 県外で警報が発令されたとき。 2 国の <u>国家安全保障会議の緊急大臣会合</u> が開催されたとき。 3 県内で武力攻撃やテロ攻撃等による被害発生の可能性があり、知事が必要と認めたとき。	危機管理委員会の開催
1 県内で警報が発令されたとき。 <u>(削除)</u> 2 <u>県対策本部</u> 設置の指定を受けていない段階で、県内で武力攻撃災害が発生し、知事が必要と認めたとき。	危機管理対策本部の設置

b (略)

(j) 法第25条第1項の規定による国からの県対策本部の設置が指定され、法第27条第1項の規定により県対策本部が設置された場合の体制移行
国から県対策本部設置の指定を受け、県対策本部を設置した場合は、速やかに緊急対策チーム、危機管理委員会、危機管理対策本部から県対策本部の体制に移行します。

(k) 県対策本部設置の指定要請

知事 (危機管理局) は、県対策本部の設置を必要と認めたときは、内閣総理大臣に対し、県対策本部を設置すべき都道府県としての指定を要請します。

(略)

ウ 国現地対策本部等の設置準備

県及び市町村は、国現地対策本部及び武力攻撃事態等合同対策協議会が設置された場合に備え、平素から設置場所や要員の配置、通信機器等の整備等の検討を行い、受入体制を整備します。

エ (略)

1 武力攻撃やテロ攻撃等の可能性の高い情報を入手したとき。 <u>(新規)</u> 2 各省庁からなる国の緊急参集チームが招集されたとき。	情報連絡室の設置
1 県外で武力攻撃やテロ攻撃等による被害発生の可能性があり、 <u>防災監</u> が必要と認めたとき。 2 国の事態対処専門委員会が開催されたとき。	緊急対応チームの招集
1 県外で警報が発令されたとき。 2 国の <u>安全保障会議</u> が開催されたとき。 3 県内で武力攻撃やテロ攻撃等による被害発生の可能性があり、知事が必要と認めたとき。	危機管理委員会の開催
1 県内で警報が発令されたとき。 2 <u>国から県本部設置の指定を受けたとき。</u> 3 <u>県本部</u> 設置の指定を受けていない段階で、県内で武力攻撃災害が発生し、知事が必要と認めたとき。	危機管理対策本部の設置

b (略)

(j) 国民保護対策本部が設置された場合の体制移行

県対策本部を設置した場合は、速やかに緊急対策チーム、危機管理委員会から県対策本部の体制に移行します。

(k) 国民保護対策本部設置の指定要請

知事 (防災局) は、県対策本部の設置を必要と認めたときは、内閣総理大臣に対し、国民保護対策本部を設置すべき都道府県としての指定を要請します。

(略)

ウ 政府現地対策本部等の設置準備

県及び市町村は、政府現地対策本部及び合同対策協議会が設置された場合に備え、平素から設置場所や要員の配置、通信機器等の整備等の検討を行い、受入体制を整備します。

エ (略)

<p>別紙第2 4活動要 領 2-9</p>	<p>(4)運送</p> <p>ア 業務実施の基本的事項 知事（地域振興部、商工労働部）は、指定（地方）公共機関である運送事業者等と連絡調整を行い、必要に応じた確かつ迅速に避難住民の運送及び緊急物資の運送を実施できるよう、平素から運送体制を整備します。 <u>（削除）</u> <u>（削除）</u></p> <p>イ 運送支援施設 (7) 運送網 知事（地域振興部、農林水産部、県土整備部）は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、運送幹線となる道路、鉄道、空港、港湾等の状況確認及び必要な整備（隘路の解消など）を行います。 (イ) その他 知事（危機管理局）は、運送に要する給油・整備・通信施設等を把握し、避難時における中継・休憩場所等についても事前に調査、確保します。</p> <p>ウ 運送業務 (7) 運送計画等の作成準備 a 運送計画の概要作成 知事（危機管理局、地域振興部、福祉保健部、商工労働部、農林水産部、県土整備部、会計管理者）は、次の計画について概要を作成します。 ① 略 ② 道路使用計画 略 ・冬季の道路の積雪情報の把握と、除雪体制の検討、整備 ③ 略 b 略 c 避難実施要領のパターンの作成に係る支援 知事（危機管理局）及び警察は、市町村が避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するに当たって、必要な助言を行います。この際、消防庁が作成するマニュアルを参考にします。 (イ) 運送手段に係る連絡調整 知事（地域振興部、商工労働部、農林水産部、会計管理者）は、平素から関係機関・団体と連絡調整、情報交換を行い、車両、列車、航空機、船舶等の状況を確認するとともに、武力攻撃事態等の際の対応について協議します。 (ウ) 避難行動要支援者の避難 a 避難行動要支援者の避難に係る連絡調整 知事（福祉保健部、観光交流局）は、平素から市町村、関係機関・団体と連絡調整、情報交換を行い、避難行動要支援者の状況並びにこれらの者に係る施設及び避難体制の状況を確認するとともに、武力攻撃事態等の際の対応について協議し、必要な体制、資機材などを整備します。 b 避難行動要支援者の避難に関する計画の概要作成 知事（福祉保健部、観光交流局）は、関係機関・団体の協力を得て、平素から避難行動要支援者の避難に関する計画の概要を作成します。</p>	<p>ア 業務実施の基本的事項 知事（企画部、商工労働部）は、指定（地方）公共機関である運送事業者等と連絡調整を行い、必要に応じた確かつ迅速に避難住民の運送及び緊急物資の運送を実施できるよう、平素から運送体制を整備します。 （別冊 I 資料編 P : 資料 30 「武力攻撃事態等が発生した場合に陸上物資運送をする指定公共機関等」） （別冊 I 資料編 P : 資料 31 「武力攻撃事態等が発生した場合に陸上物資運送をする指定地方公共機関の運送能力」）</p> <p>イ 運送支援施設 (7) 運送網 知事（企画部、農林水産部、県土整備部）は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、運送幹線となる道路、鉄道、空港、港湾等の状況確認及び必要な整備（隘路の解消など）を行います。 (イ) その他 知事（防災局）は、運送に要する給油・整備・通信施設等を把握し、避難時における中継・休憩場所等についても事前に調査、確保します。</p> <p>ウ 運送業務 (7) 運送計画等の作成準備 a 運送計画の概要作成 知事（防災局、総務部、企画部、商工労働部、農林水産部）は、次の計画について概要を作成します。 ① 略 ② 道路使用計画 略 ・冬季の道路の積雪情報を把握と、除雪体制の検討、整備 ③ 略 b 略 c 避難実施要領のパターンの作成に係る支援 知事（防災局）及び警察は、市町村が避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するに当たって、必要な助言を行います。この際、消防庁が作成するマニュアルを参考にします。 (イ) 運送手段に係る連絡調整 知事（総務部、企画部、商工労働部、農林水産部）は、平素から関係機関・団体と連絡調整、情報交換を行い、車両、列車、航空機、船舶等の状況を確認するとともに、武力攻撃事態等の際の対応について協議します。 (ウ) 災害時要援護者の避難 a 災害時要援護者の避難に係る連絡調整 知事（福祉保健部、文化観光局）は、平素から市町村、関係機関・団体と連絡調整、情報交換を行い、災害時要援護者の状況並びにこれらの者に係る施設及び避難体制の状況を確認するとともに、武力攻撃事態等の際の対応について協議し、必要な体制、資機材などを整備します。 b 災害時要援護者の避難に関する計画の概要作成 知事（福祉保健部、文化観光局）は、関係機関・団体の協力を得て、平素から災害時要援護者の避難に関する計画の概要を作成します。</p>	
------------------------------------	--	--	--

別紙第2 4活動要 領 2-10	(5)衛生	<p>ア 業務実施の基本的事項 (ア)・(イ) (略)</p> <p>イ 治療業務 知事(福祉保健部)は、速やかな医療の提供を確保するため、近隣県を含めた医療機関(許可病床数等)の把握、日本赤十字社県支部との連携、治療のために必要な資機材の整備、救護班編成計画の概要作成と赤十字特殊標章の交付を準備します。</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>カ 健康管理業務 知事(福祉保健部)は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、次の準備を行います。 (ア)避難・救援の際の健康管理体制の整備 (イ)健康診断、予防接種その他の衛生業務の実施体制について整備</p>	<p>ア 業務実施の基本的事項 (ア)・(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 治療業務 知事(福祉保健部)は、速やかな医療の提供を確保するため、近隣県を含めた医療機関(許可病床数等)の把握、日赤県支部との連携、治療のために必要な資機材の整備、救護班編成計画の概要作成と赤十字特殊標章の交付を準備します。</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>カ 健康管理業務 知事(福祉保健部)は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、次の準備を行います。 (ア)避難・救援の際の健康管理体制の整備 (イ)健康診断、予防接種その他の衛生業務の実施体制について整備</p>																	
別紙第2 4活動要 領 2-11	(6)施設	<p>ア 業務実施の基本的事項 知事(危機管理局)は、避難住民数の想定に基づいて、必要な避難施設を指定するとともに救援施設に必要な候補施設等を選定します。 (略)</p> <p>イ 避難施設の指定、管理 (ア)避難施設の指定 知事(危機管理局)は、文書等により管理者の同意を確認した上で避難施設を指定し、避難施設の改廃等の状況管理を実施します。 (略)</p> <p>(イ)避難施設の周知 知事(危機管理局)は、避難施設を指定、変更した時は、市町村と協力して住民に周知します。</p> <p>(ウ)避難施設の整備 知事(危機管理局)は、市町村と協力して以下のとおり避難施設を整備し、指定した避難施設については状況を確認します。 (略)</p> <p>(エ)資機材の整備 知事(危機管理局)は、市町村と協力して避難施設に次の設備、資機材、台帳類等をあらかじめ配備し、又は必要な時に直ちに配備できるよう準備します。</p> <table border="1" data-bbox="338 1050 1032 1219"> <thead> <tr> <th>設備、資機材</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>仮設の小屋又はテント</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	設備、資機材	備 考	(略)	(略)	仮設の小屋 又は テント		(略)	(略)	<p>ア 業務実施の基本的事項 県(防災局)は、避難住民数の想定に基づいて、必要な避難施設を指定するとともに救援施設に必要な候補施設等を選定します。 (略)</p> <p>イ 避難施設の指定、管理 (ア)避難施設の指定 知事(防災局)は、文書等により管理者の同意を確認した上で避難施設を指定し、避難施設の改廃等の状況管理を実施します。 (略)</p> <p>(イ)避難施設の周知 県(防災局)は、避難施設を指定、変更した時は、市町村と協力して住民に周知します。</p> <p>(ウ)避難施設の整備 県(防災局)は、市町村と協力して以下のとおり避難施設を整備し、指定した避難施設については状況を確認します。 (略)</p> <p>(エ)資機材の整備 県(防災局)は、市町村と協力して避難施設に次の設備、資機材、台帳類等をあらかじめ配備し、または必要な時に直ちに配備できるよう準備します。</p> <table border="1" data-bbox="1090 1050 1785 1219"> <thead> <tr> <th>設備、資機材</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>仮設の小屋またはテント</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	設備、資機材	備 考	(略)	(略)	仮設の小屋 または テント		(略)	(略)	
設備、資機材	備 考																			
(略)	(略)																			
仮設の小屋 又は テント																				
(略)	(略)																			
設備、資機材	備 考																			
(略)	(略)																			
仮設の小屋 または テント																				
(略)	(略)																			
別紙第2 4活動要 領 2-12	(7)人に 関する こと	<p>ア (略)</p> <p>イ 人身に係る安全確保措置 警察は、国民の安全を確保し、治安の維持に当たるため、武力攻撃災害発生の際等は速やかに被災者の捜索、救出を行い得るよう、平素から消防ほか関係機関・団体と連絡調整を実施し、体制、資機材等を整備します。また、中国管区警察局等と連携し、警察災害派遣隊の充実・強化を図ります。 (ア)公共の安全と秩序の維持 (イ)安全な避難誘導等、安全確保の措置</p> <p>ウ (略)</p>	<p>ア (略)</p> <p>イ 被災者の捜索、救出 警察は、武力攻撃災害発生の際等に速やかに被災者の捜索、救出を行い得るよう、平素から消防ほか関係機関・団体と連絡調整を実施し、体制、資機材等を整備します。また、中国管区警察局等と連携し、広域緊急援助隊の充実、強化を図ります。</p> <p>ウ (略)</p>																	

<p>別紙第2 4活動要 領 2-12</p>	<p>(8) 武力 攻撃災 害に伴 う被害 の最小 化</p>	<p>ア (略) イ 生活関連等施設の安全確保 (7) (略) (イ) 生活関連等施設に係る情報等の提供等 知事(危機管理局)は、市町村、公安委員会、境海上保安部長、鳥取海上保安署長及び美保航空基地長等に対し、把握した生活関連等施設の情報及びその他安全確保に係る情報を提供するとともに、関係する機関相互の連絡体制の整備に努めます。 (7) 管理者への通知等 a 管理者に対する安全確保の留意点の通知 ・知事(各部局)は、生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び所管省庁が生活関連等施設の種類のごとに定めた安全確保の留意点を通知します。 ・知事(危機管理局)、警察は、海上保安部長等と協力し、生活関連等施設の管理者に対して施設の安全確保の留意点を周知します。 ・知事(危機管理局)は、関係機関と生活関連等施設の管理者との連絡網を整備します。 b (略) ウ 武力攻撃原子力災害への対処準備 知事(危機管理局)は、資機材の整備、専門家の派遣要請手続き、関係機関・団体との連携強化など、武力攻撃原子力災害への対処準備を整備します。 対処準備については、地域防災計画(原子力災害対策編)の定め例により行います。 なお、以下に引用する地域防災計画(原子力災害対策編)は、平成27年8月に修正されたものです。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>第2章 第7節 緊急事態応急体制の整備 14. 専門家の派遣要請手続き 県は、原子力事業者から警戒事態又は施設敷地緊急事態発生通報を受けた場合に備え、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きのほか、鳥取県原子力安全顧問に参集を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。</p> </div>	<p>ア (略) イ 生活関連等施設の安全確保 (7) (略) (イ) 生活関連等施設に係る情報等の提供等 知事(防災局)は、市町村、公安委員会、境海上保安部長、鳥取海上保安署長及び美保航空基地長等に対し、把握した生活関連等施設の情報及びその他安全確保に係る情報を提供するとともに、関係する機関相互の連絡体制の整備に努めます。 (7) 管理者への通知等 a 管理者に対する安全確保の留意点の通知 ・県(各部局)は、生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び所管省庁が生活関連等施設の種類のごとに定めた安全確保の留意点を通知します。 ・知事(防災局)、警察は、海上保安部長等と協力し、生活関連等施設の管理者に対して施設の安全確保の留意点を周知します。 ・知事(防災局)は、関係機関と生活関連等施設の管理者との連絡網を整備します。 b (略) ウ 武力攻撃原子力災害への対処準備 県(防災局)は、資機材の整備、関係機関・団体との連携強化など、武力攻撃原子力災害への対処準備を整備します。 <u>(新規)</u></p>	
<p>別紙第2 4活動要領 2-13</p>	<p>(10) 広報、 広聴活動</p>	<p>ア 広報活動 (7) 啓発活動の実施 県は、県民に積極的に情報提供を行い、国民保護制度及び国民保護措置の重要性を啓発し、国民保護措置が的確かつ迅速に実施できる万全の体制を整備します。特に、弾道ミサイル落下時の行動等、県民が緊急に対処しなければならない情報については、平素から様々な方法により周知します。このため、県は関係機関と協力的な啓発活動を実施します。 警察は、効果的な広報の実施及び広報の徹底を図ることができるよう、必要により県、市町村、自治会等の関係機関に広報を要請するなど、協力体制を確保します。 (イ) 啓発活動の内容 (略) イ (略) ウ 報道機関との連携 知事(元気づくり総本部)は、報道機関の特性・能力等を把握するとともに、報道機関との信頼関係を保持します。 警察は、交通の規制、犯罪の予防等につき、報道機関を通じて住民等に効果的な情報提供及び広報が行えるよう、必要な体制を整備します。</p>	<p>ア 広報活動 (7) 広報活動の実施 県は、県民に国民保護制度を啓発し、国民保護措置が的確かつ迅速に実施できる万全の態勢を整備します。このため、県は関係機関と協力的な広報を実施します。 警察は、効果的な広報の実施及び広報の徹底を図ることができるよう、必要により県、市町村、自治会等の関係機関に広報を要請するなど、協力体制を確保します。 (イ) 広報活動の内容 (略) イ (略) ウ 報道機関との連携 県(統轄監)は、報道機関の特性・能力等を把握するとともに、報道機関との信頼関係を保持します。 警察は、交通の規制、犯罪の予防等につき、報道機関を通じて住民等に効果的な情報提供及び広報が行えるよう、必要な体制を整備します。</p>	

別紙第2 5その他 2-15	(4) 学校教育における啓発及び応急教育の準備	<p>県教育委員会は、文部科学省の協力を得て、児童・生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、県立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行います。</p> <p>また、県教育委員会は、学校の立地条件等を考慮し、武力攻撃事態等の際の避難計画、応急教育計画を策定します。</p> <p><u>(削除)</u> <u>(削除)</u></p>	<p>県(教育委員会)は、文部科学省の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、県立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の要請等のための教育を行います。</p> <p>また、県(教育委員会)は、学校の立地条件等を考慮し、武力攻撃事態等の際の避難計画、応急教育計画を策定します。</p> <p><u>(別冊Ⅰ 資料編P : 資料33「公立教育施設一覧表」)</u> <u>(別冊Ⅰ 資料編P : 資料34「私立教育施設一覧表」)</u></p>					
別紙第2 5その他 2-15	(5) 文化財の保護	<p>県教育委員会は、指定文化財の所有者との連絡体制を把握します。</p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>教育委員会は、指定文化財の所有者との連絡体制を把握します。</p> <p>(略)</p> <p><u>(別冊Ⅰ 資料編P : 資料35「文化財所在一覧表」)</u></p>					
別紙第3 3-1	関連する計画等	<table border="1" data-bbox="338 400 1025 480"> <tr> <td data-bbox="338 400 421 480">県</td> <td data-bbox="421 400 1025 480">鳥取県地域防災計画 <u>(原子力災害対策編)</u>、<u>鳥取県広域住民避難計画</u> <u>(島根原子力発電所事故対応)</u></td> </tr> </table>	県	鳥取県地域防災計画 <u>(原子力災害対策編)</u> 、 <u>鳥取県広域住民避難計画</u> <u>(島根原子力発電所事故対応)</u>	<table border="1" data-bbox="1090 400 1778 480"> <tr> <td data-bbox="1090 400 1173 480">県</td> <td data-bbox="1173 400 1778 480">鳥取県地域防災計画 <u>(原子力対策編)</u></td> </tr> </table>	県	鳥取県地域防災計画 <u>(原子力対策編)</u>	
県	鳥取県地域防災計画 <u>(原子力災害対策編)</u> 、 <u>鳥取県広域住民避難計画</u> <u>(島根原子力発電所事故対応)</u>							
県	鳥取県地域防災計画 <u>(原子力対策編)</u>							
別紙第3 1状況 3-2	(3) 情報計画	(3) 情報計画 別紙第1「情報計画」参照	(3) 別紙第1「情報計画」参照					
別紙第3 2構想 3-2	(2) 実施要領	<p>(7) 武力攻撃災害の兆候の通報 第2章 国民保護措置の概要の「2 実施要領」の「(4) 武力攻撃に伴う被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処の「(7) 兆候の通報 (法第98条)」に準じて実施します。</p> <p>(4) 情報の収集、提供</p> <p>(6) 緊急通報の発令 第2章 国民保護措置の概要の「2 実施要領」の「(4) 武力攻撃に伴う被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処の「(4) 緊急通報の発令 (法第99条～第101条)」に準じて実施します。</p> <p>(5) 退避の指示 第2章 国民保護措置の概要の「2 実施要領」の「(4) 武力攻撃に伴う被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処の「(6) 退避の指示 (法第112条)」に準じて実施します。</p> <p>(4) 警戒区域の設定 第2章 国民保護措置の概要の「2 実施要領」の「(4) 武力攻撃に伴う被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処の「(5) 警戒区域の設定 (法第114条)」に準じて実施します。</p> <p>(4) 応急公用負担 第2章 国民保護措置の概要の「2 実施要領」の「(4) 武力攻撃に伴う被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処の「(4) 応急公用負担 (法第113条)」に準じて実施します。</p> <p>(4) 緊急の避難の指示 ア (略) イ 実施体制の確保 (7) 県対策本部の設置 知事 (危機管理局) は、内閣総理大臣から県対策本部を設置すべき県の指定を受けた場合には、速やかに県対策本部を設置します。(当該指定がない場合に、県対策本部を設置すべきであると判断したときは、内閣総理大臣に当該指定を行うよう要請します。) また、県現地対策本部を設置し、国民保護措置の実施について市町村及び関係機関と調整し連携を図ります。 対処基本方針の決定前又は対処基本方針が決定されない場合は、危機管理委員会や危機管理対策本部会議を招集します。</p>	<p>(7) 武力攻撃災害の兆候の通報 第2章 構想の「2 実施要領」の「(4) 武力攻撃災害による被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処の「(7) 武力攻撃災害の兆候の通報」に準じて実施します。</p> <p>(4) 情報の収集、提供</p> <p>(6) 緊急通報の発令 第2章 構想の「2 実施要領」の「(4) 武力攻撃災害による被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処の「(4) 緊急通報の発令」に準じて実施します。</p> <p>(5) 退避の指示 第2章 構想の「2 実施要領」の「(4) 武力攻撃災害による被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処の「(6) 退避の指示 (法112)」に準じて実施します。</p> <p>(4) 警戒区域の設定 第2章 構想の「2 実施要領」の「(4) 武力攻撃災害による被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処の「(5) 警戒区域の設定」に準じて実施します。</p> <p>(4) 応急公用負担 第2章 構想の「2 実施要領」の「(4) 武力攻撃災害による被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処の「(4) 応急公用負担」に準じて実施します。</p> <p>(4) 緊急の避難の指示 ア (略) イ 実施体制の確保 (7) 対策本部の設置 知事 (防災局) は、内閣総理大臣から対策本部を設置すべき県の指定を受けた場合には、速やかに国民保護対策本部を設置します。(当該指定がない場合に、対策本部を設置すべきであると判断したときは、内閣総理大臣に当該指定を行うよう要請します。) また、現地対策本部を設置し、国民保護措置の実施について市町村及び関係機関と調整し連携を図ります。 対処基本方針の決定前又は対処基本方針が決定されない場合は、危機管理委員会や危機管理対策本部会議を招集します。</p>					

別紙第3 2構想 3-2	(2)実施 要領	<p>緊急対処事態対処方針にあっても、上記に同じです。なお、緊急対処事態の後に武力攻撃事態の認定が行われた場合は、国対策本部を設置します。</p> <p>(イ) 防護センターの設置 知事 (危機管理局、福祉保健部) は、NBCR兵器使用の兆候あるいは使用された場合は、国対策本部内に防護センターを設置します。防護センターは、NBCR兵器の被害情報に関する次の資料を作成し、国対策本部長を補佐します。 (略)</p> <p>(ウ) 知事 (危機管理局) は、国民保護等派遣を要請します。 (エ) 知事 (危機管理局) は、緊急消防援助隊を要請します。</p>	<p>緊急対処事態対処方針にあっても、上記に同じです。なお、緊急対処事態がのちに武力攻撃事態の認定が行われた場合は、国民保護対策本部を設置します。</p> <p>(イ) 防護センターの設置 知事 (防災局、福祉保健部) は、NBCR兵器使用の兆候あるいは使用された場合は、対策本部内に防護センターを設置します。防護センターは、NBCR兵器の被害情報に関する次の資料を作成し、対策本部長を補佐します。 (略)</p> <p>(ウ) 知事 (防災局) は、国民保護等派遣を要請します。 (エ) 知事 (防災局) は、緊急消防援助隊を要請します。</p>																	
別紙第3 2構想 3-3	(2)実施 要領	<p>ウ 武力攻撃災害への対処 (7) 対処要領 知事 (危機管理局・各部局) は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、当該武力攻撃災害を防除し、及び当該武力攻撃災害による被害を軽減するため、関係機関・団体等と連絡を密にし、情報収集、被災者の救助、拡大防止等の対処措置を実施します。</p> <p>a 県、市町村による対処 県は、市町村と連携し、国民保護法、消防法などの規定に基づき、その区域に係る武力攻撃災害の防除、軽減措置、その他の措置を実施します。 (略)</p> <p>b (略)</p> <p>c 市町村の能力を超えた場合の対処 (市町村長の県への要請) 市町村長は、知事 (危機管理局) に対し、対処を要請するものとします。 知事 (危機管理局) は、武力攻撃災害の防除、軽減措置、その他の措置を実施し、県の能力を超える等必要な場合には、国対策本部長に対し必要な措置を講ずるよう要請を行います。 (略)</p>	<p>ウ 武力攻撃災害への対処 (7) 対処要領 知事 (防災局他各部局) は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、当該武力攻撃災害を防除し、及び当該武力攻撃災害による被害を軽減するため、関係機関・団体等と連絡を密にし、情報収集、被災者の救助、拡大防止等の対処措置を実施します。</p> <p>a 県、市町村による対処 県は、市町村と連携し、国民保護法、消防法、警察官職務執行法などの規定に基づき、その区域に係る武力攻撃災害の防除、軽減措置、その他の措置を実施します。 (略)</p> <p>b (略)</p> <p>c 市町村の能力を超えた場合の対処 (市町村長の県への要請) 市町村長は、知事 (防災局) に対し、対処を要請するものとします。 知事 (防災局) は、武力攻撃災害の防除、軽減措置、その他の措置を実施し、県の能力を超える等必要な場合には、国対策本部長に対し必要な措置を講ずるよう要請を行います。 (略)</p>																	
別紙第3 2構想 3-4	(2)実施 要領	<p>(イ) 緊急の避難の指示 a グリラヤ特殊部隊による攻撃の場合</p> <table border="1" data-bbox="360 887 1021 963"> <tr> <td>国対策本部</td> <td>県</td> <td>市町村</td> <td>住民</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	国 対策本部	県	市町村	住民	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>(イ) 緊急の避難の指示 a グリラヤ特殊部隊による攻撃の場合</p> <table border="1" data-bbox="1113 887 1809 963"> <tr> <td>対策本部</td> <td>県</td> <td>市町村</td> <td>住民</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	対策本部	県	市町村	住民	(略)	(略)	(略)	(略)	
国 対策本部	県	市町村	住民																	
(略)	(略)	(略)	(略)																	
対策本部	県	市町村	住民																	
(略)	(略)	(略)	(略)																	

(2)実施
要領

b ミサイル（弾道ミサイル、巡航ミサイル）、航空機による攻撃の場合

国対策本部	県	市町村	住民
(略)	(略)	(略)	(略)

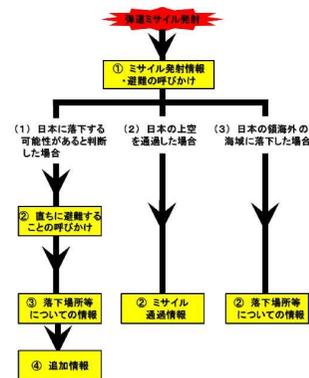
弾頭にNBCが使用された場合又は武力攻撃原子力災害が発生した場合の避難は、「NBCR攻撃」に準じます。

国対策本部が設置されていない場合においても、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）等によりミサイルの発射情報を伝達します。

※弾道ミサイル発射に係る全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達（再掲）

弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合、情報が伝達する必要がある地域に対して、防災行政無線（屋外拡声器等）や緊急速報メール等で直接県民に弾道ミサイルの発射情報の伝達や避難の呼びかけがあります。

- (1) 日本の領土・領海に落下する可能性がある
と判断した場合
 - ①ミサイル発射情報・避難の呼びかけ
 - ②直ちに避難することの呼びかけ
 - ③落下情報等についての情報
 - ④追加情報



- (2) 日本の上空を通過した場合
 - ①ミサイル発射情報・避難の呼びかけ
 - ②ミサイル通過情報
- (3) 日本の領海外の海域に落下した場合
 - ①ミサイル発射情報・避難の呼びかけ
 - ②落下場所等についての情報

※ 伝達される情報の内容

この場合、県では、下記のとおり県民の具体的な避難行動について、あんしんトリビュートメール、ツイッター、フェイスブック等での伝達や市町村・防災関係機関の広報手段等によって発射情報等初期情報の情報伝達に努めるとともに、引き続き避難行動をはじめとした県民の取るべき行動について市町村等と協力して迅速に県民に周知し、安全の確保に努めます。

例文（※状況により文面や内容を変更することがあります。）

- 屋外にいる場合 「できる限り頑丈な建物や地下に避難してください。」
- 建物がない場合 「物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守ってください。」
- 屋内にいる場合 「窓から離れるか、窓のない部屋に移動してください。」

c NBCR攻撃の場合

国対策本部	県	市町村	住民
(略)	(略)	(略)	(略)

b ミサイル（弾道ミサイル、巡航ミサイル）、航空機による攻撃の場合

対策本部	県	市町村	住民
(略)	(略)	(略)	(略)

弾頭にNBCが使用された場合または武力攻撃原子力災害が発生した場合の避難は、「NBCR攻撃」に準じます。

(新規)

(新規)

c NBCR攻撃の場合

対策本部	県	市町村	住民
(略)	(略)	(略)	(略)

別紙第3 2構想 3-7	(2)実施 要領	(ウ) NBCR災害への対処 各攻撃類型において、NBCR災害が覚知された場合の対処については、次のとおり行動します。 a N (核) 攻撃 <table border="1" data-bbox="360 188 1021 1369"> <tr> <td data-bbox="360 188 495 469">要点</td> <td data-bbox="495 188 1021 469"> <ul style="list-style-type: none"> 爆風、熱線、放射線への対応 被災者の除染、汚染等の有無、治療との連携を考慮 時間(汚染源にさらされる時間を短く)、距離(汚染源からできるかぎり離れる)、遮蔽(避難場所を探し、汚染源との間に、できるだけ厚い遮蔽物を置く)に留意 避難住民等(運送に使用する車両及びその乗務員を含む。)の避難退城時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要があることを考慮 正しい情報を入手する </td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 469 495 831">個人防護</td> <td data-bbox="495 469 1021 831"> 核爆発の方向を見ない 帽子、スカーフ、長袖シャツ、ズボン、ビニールカッパを身につけて避難する マスクをして内部被ばくを防ぐ 避難できない場合は、退避場所に行く (地下室、窓のない奥まった部屋) 屋外にいた場合は、衣服、靴を脱ぎ、二重にしたポリ袋により密封する 石けんで全身をくまなく洗う 汚染の危険のある食品・飲料水は避ける 至近距離では、布(できれば水で濡らしたもの)で口と鼻を覆う ※防護マスクは、装着法に精通した者以外は使用しない </td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 831 495 890">避難の指示</td> <td data-bbox="495 831 1021 890"> 行政の指示に基づき避難 緊急の場合、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 890 495 1086">屋内避難</td> <td data-bbox="495 890 1021 1086"> 換気装置を止める 空気調節弁を閉める ドアや換気口をガムテープで目張りする 食品にはラップやふたをする 別途避難の指示があるまで外出禁止 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 1086 495 1118">情報収集</td> <td data-bbox="495 1086 1021 1118">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 1118 495 1369">治療</td> <td data-bbox="495 1118 1021 1369"> 専門医による治療 (留意事項) <ul style="list-style-type: none"> 医療関係者からなる救護班による被ばく医療活動の実施 内閣総理大臣により、指定公共機関(量子科学技術研究開発機構、国立病院機構)、国立高度専門医療研究センター、国立大学病院等の医療関係者等からなる被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施 </td> </tr> </table>	要点	<ul style="list-style-type: none"> 爆風、熱線、放射線への対応 被災者の除染、汚染等の有無、治療との連携を考慮 時間(汚染源にさらされる時間を短く)、距離(汚染源からできるかぎり離れる)、遮蔽(避難場所を探し、汚染源との間に、できるだけ厚い遮蔽物を置く)に留意 避難住民等(運送に使用する車両及びその乗務員を含む。)の避難退城時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要があることを考慮 正しい情報を入手する 	個人防護	核爆発の方向を見ない 帽子、スカーフ、長袖シャツ、ズボン、 ビニールカッパ を身につけて避難する マスクをして内部被ばくを防ぐ 避難できない場合は、 退避場所に行く (地下室、窓のない奥まった部屋) 屋外にいた場合は、衣服、靴を脱ぎ、 二重 にしたポリ袋により密封する 石けんで全身をくまなく洗う 汚染の危険のある食品・飲料水は避ける 至近距離では、布(できれば水で濡らしたもの)で口と鼻を覆う ※防護マスクは、装着法に精通した者以外は使用しない	避難の指示	行政の指示に基づき避難 緊急の場合、風下 を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難	屋内 避難	換気装置を止める 空気調節弁を閉める ドアや換気口をガムテープで目張りする 食品にはラップやふたをする 別途避難の指示があるまで外出禁止	情報収集	(略)	治療	専門医による治療 (留意事項) <ul style="list-style-type: none"> 医療関係者からなる救護班による被ばく医療活動の実施 内閣総理大臣により、指定公共機関(量子科学技術研究開発機構、国立病院機構)、国立高度専門医療研究センター、国立大学病院等の医療関係者等からなる被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施 	(ウ) NBCR災害への対処 各攻撃類型において、NBCR災害が覚知された場合の対処については、次のとおり行動します。 a N (核) 攻撃 <table border="1" data-bbox="1113 188 1774 1369"> <tr> <td data-bbox="1113 188 1247 469">要点</td> <td data-bbox="1247 188 1774 469"> <ul style="list-style-type: none"> 爆風、熱線、放射線への対応 被災者の除染、汚染等の有無、治療との連携を考慮 時間(汚染源にさらされる時間を短く)、距離(汚染源からできるかぎり離れる)、遮蔽(避難場所を探し、汚染源との間に、できるだけ厚い遮蔽物を置く)に留意 (新規) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1113 469 1247 831">個人防護</td> <td data-bbox="1247 469 1774 831"> 核爆発の方向を見ない 帽子、スカーフ、長袖シャツ、ズボンを身につけて避難する (新規) 避難できない場合は、待避場所に行く (地下室、窓のない奥まった部屋) 屋外にいた場合は、衣服、靴を脱ぎ、2重にしたポリ袋により密封する 石けんで全身をくまなく洗う 汚染の危険のある食品・飲料水は避ける 至近距離では、布(できれば水で濡らしたもの)で口と鼻を覆う ※防護マスクは、装着法に精通した者以外は使用しない </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1113 831 1247 890">避難の指示</td> <td data-bbox="1247 831 1774 890"> (新規) 風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1113 890 1247 1086">屋内退避</td> <td data-bbox="1247 890 1774 1086"> 換気装置を止める 空気調節弁を閉める ドアや換気口をガムテープで目張りする (新規) 別途避難の指示があるまで外出禁止 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1113 1086 1247 1118">情報収集</td> <td data-bbox="1247 1086 1774 1118">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1113 1118 1247 1369">治療</td> <td data-bbox="1247 1118 1774 1369"> 専門医による治療 (留意事項) <ul style="list-style-type: none"> 医療関係者からなる救護班による緊急被ばく医療活動の実施 内閣総理大臣により緊急被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施 </td> </tr> </table>	要点	<ul style="list-style-type: none"> 爆風、熱線、放射線への対応 被災者の除染、汚染等の有無、治療との連携を考慮 時間(汚染源にさらされる時間を短く)、距離(汚染源からできるかぎり離れる)、遮蔽(避難場所を探し、汚染源との間に、できるだけ厚い遮蔽物を置く)に留意 (新規) 	個人防護	核爆発の方向を見ない 帽子、スカーフ、長袖シャツ、ズボンを身につけて避難する (新規) 避難できない場合は、 待避場所に行く (地下室、窓のない奥まった部屋) 屋外にいた場合は、衣服、靴を脱ぎ、 2重 にしたポリ袋により密封する 石けんで全身をくまなく洗う 汚染の危険のある食品・飲料水は避ける 至近距離では、布(できれば水で濡らしたもの)で口と鼻を覆う ※防護マスクは、装着法に精通した者以外は使用しない	避難の指示	(新規) 風下 を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難	屋内 退避	換気装置を止める 空気調節弁を閉める ドアや換気口をガムテープで目張りする (新規) 別途避難の指示があるまで外出禁止	情報収集	(略)	治療	専門医による治療 (留意事項) <ul style="list-style-type: none"> 医療関係者からなる救護班による緊急被ばく医療活動の実施 内閣総理大臣により緊急被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施
要点	<ul style="list-style-type: none"> 爆風、熱線、放射線への対応 被災者の除染、汚染等の有無、治療との連携を考慮 時間(汚染源にさらされる時間を短く)、距離(汚染源からできるかぎり離れる)、遮蔽(避難場所を探し、汚染源との間に、できるだけ厚い遮蔽物を置く)に留意 避難住民等(運送に使用する車両及びその乗務員を含む。)の避難退城時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要があることを考慮 正しい情報を入手する 																										
個人防護	核爆発の方向を見ない 帽子、スカーフ、長袖シャツ、ズボン、 ビニールカッパ を身につけて避難する マスクをして内部被ばくを防ぐ 避難できない場合は、 退避場所に行く (地下室、窓のない奥まった部屋) 屋外にいた場合は、衣服、靴を脱ぎ、 二重 にしたポリ袋により密封する 石けんで全身をくまなく洗う 汚染の危険のある食品・飲料水は避ける 至近距離では、布(できれば水で濡らしたもの)で口と鼻を覆う ※防護マスクは、装着法に精通した者以外は使用しない																										
避難の指示	行政の指示に基づき避難 緊急の場合、風下 を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難																										
屋内 避難	換気装置を止める 空気調節弁を閉める ドアや換気口をガムテープで目張りする 食品にはラップやふたをする 別途避難の指示があるまで外出禁止																										
情報収集	(略)																										
治療	専門医による治療 (留意事項) <ul style="list-style-type: none"> 医療関係者からなる救護班による被ばく医療活動の実施 内閣総理大臣により、指定公共機関(量子科学技術研究開発機構、国立病院機構)、国立高度専門医療研究センター、国立大学病院等の医療関係者等からなる被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施 																										
要点	<ul style="list-style-type: none"> 爆風、熱線、放射線への対応 被災者の除染、汚染等の有無、治療との連携を考慮 時間(汚染源にさらされる時間を短く)、距離(汚染源からできるかぎり離れる)、遮蔽(避難場所を探し、汚染源との間に、できるだけ厚い遮蔽物を置く)に留意 (新規) 																										
個人防護	核爆発の方向を見ない 帽子、スカーフ、長袖シャツ、ズボンを身につけて避難する (新規) 避難できない場合は、 待避場所に行く (地下室、窓のない奥まった部屋) 屋外にいた場合は、衣服、靴を脱ぎ、 2重 にしたポリ袋により密封する 石けんで全身をくまなく洗う 汚染の危険のある食品・飲料水は避ける 至近距離では、布(できれば水で濡らしたもの)で口と鼻を覆う ※防護マスクは、装着法に精通した者以外は使用しない																										
避難の指示	(新規) 風下 を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難																										
屋内 退避	換気装置を止める 空気調節弁を閉める ドアや換気口をガムテープで目張りする (新規) 別途避難の指示があるまで外出禁止																										
情報収集	(略)																										
治療	専門医による治療 (留意事項) <ul style="list-style-type: none"> 医療関係者からなる救護班による緊急被ばく医療活動の実施 内閣総理大臣により緊急被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施 																										

県の措置	<p>県は、核攻撃等による災害が発生した場合、国対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに国対策本部に報告します。</p> <p>また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させます。</p> <p>救援にあたっては、医療機関と連携し対処します。</p>
------	---

県の措置	<p>県は、核攻撃等による災害が発生した場合、国対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに国対策本部に報告します。</p> <p>また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させます。</p> <p>(新規)</p>
------	--

b **B (生物兵器) 攻撃**

(略)	(略)
県の措置	<ul style="list-style-type: none"> 県は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じ、ワクチン接種を行わせます。 県は、感染症法の枠組みに従い、患者の移送を行うとともに、国の指示の下で、汚染範囲の把握及び感染源を特定し、保健所においては、関係機関と連携して消毒等の措置を行います。また、衛生環境研究所は、平素から構築した連携体制を活用しつつ、適切な措置を講じます。

b **B攻撃 (生物兵器)**

(略)	(略)
県の措置	<ul style="list-style-type: none"> 県は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じ、ワクチン接種を行わせます。 県は、感染症法の枠組みに従い、患者の移送を行うとともに、国の指示の下で、汚染範囲の把握及び感染源を特定し、保健所においては、関係機関と連携して消毒等の措置を行います。また、地方衛生研究所は、平素から構築した連携体制を活用しつつ、適切な措置を講じます。

c **C (化学兵器) 攻撃**

要 点	(略)
指 標	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 天候、スモッグ又は周辺環境からは説明できない低くたなびく雲、霧のようなガス体 <p>(略)</p>
個人防護	(略)
避難の指示	(略)
屋内避難	<p>地階より上の、窓のない奥まった部屋に避難</p> <p>換気装置を止める</p> <p>空気調整弁を閉める</p> <p>ドアや換気口をガムテープで目張りする</p>
情報収集	(略)
治 療	(略)
県の措置	(略)

c **C (化学兵器) 攻撃**

要 点	(略)
指 標	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 天候、スモッグ、または周辺環境からは説明できない低くたなびく雲、霧のようなガス体 <p>(略)</p>
個人防護	(略)
避難の指示	(略)
屋内避難	<p>地階より上の、窓のない奥まった部屋に退避</p> <p>換気装置を止める</p> <p>空気調整弁を閉める</p> <p>ドアや換気口をガムテープで目張りする</p>
情報収集	(略)
治 療	(略)
県の措置	(略)

d **R (放射能) 攻撃**

要 点	<ul style="list-style-type: none"> 爆発、放射能による被害 被災者の除染、汚染等の有無、治療との連携を考慮 時間 (汚染原にさらされる時間を短く)、距離 (汚染原からできるかぎり離れる)、遮蔽 (避難場所を探し、汚染原との間に、できるだけ厚い遮蔽物を置く) に留意 避難住民等 (運送に使用する車両及びその乗務員を含む。) の避難退城時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要があることを考慮
-----	---

d **R (放射能) 攻撃**

要 点	<ul style="list-style-type: none"> 爆発、放射能による被害 (新規) 時間 (汚染原にさらされる時間を短く)、距離 (汚染原からできるかぎり離れる)、遮蔽 (避難場所を探し、汚染原との間に、できるだけ厚い遮蔽物を置く) に留意 (新規)
-----	---

別紙第3 2構想 3-9	(2)実施 要領	個人防護	<p>至近距離では、布（できれば水で濡らしたもの）で口と鼻を覆う</p> <p>徒歩で避難</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>汚染区域にいた場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石けんで全身をくまなく洗う ・衣服、靴を脱ぎ、<u>二重</u>にしたポリ袋に密封する。 <p>汚染の危険のある食品・飲料水は避ける</p> <p>帽子、スカーフ、長袖シャツ、ズボンを身につけて避難準備</p> <p>※防護マスクは、装着法に精通した者以外は使用しない</p>	個人防護	<p>至近距離では、布（できれば水で濡らしたもの）で口と鼻を覆う</p> <p>徒歩で避難</p> <p><u>石けんで全身をくまなく洗う</u></p> <p>汚染区域にいた場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石けんで全身をくまなく洗う ・衣服、靴を脱ぎ、<u>2重</u>にしたポリ袋に密封する。 <p>汚染の危険のある食品・飲料水は避ける</p> <p>帽子、スカーフ、長袖シャツ、ズボンを身につけて避難準備</p> <p>※防護マスクは、装着法に精通した者以外は使用しない</p>	
		治療	<p>専門医による治療</p> <p>（留意事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療関係者からなる救護班による<u>被ばく医療活動</u>の実施 ・内閣総理大臣により<u>被ばく医療に係る医療チーム</u>が派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施 	治療	<p>専門医による治療</p> <p>（留意事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療関係者からなる救護班による<u>緊急被ばく医療活動</u>の実施 ・内閣総理大臣により<u>緊急被ばく医療派遣チーム</u>が派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施 	
		県の措置	<p><u>県は、放射能攻撃等による災害が発生した場合、国対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに国対策本部に報告します。</u></p> <p><u>また、措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させます。</u></p> <p><u>救援にあたっては医療機関と連携し対処します。</u></p>	<u>（新規）</u>	<u>（新規）</u>	

別紙第3 2構想 3-10	(2)実施 要領	<p>e 武力攻撃原子力災害</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="360 105 483 288">要点</td> <td data-bbox="490 105 1025 288"> <ul style="list-style-type: none"> 放射能への対応 時間（汚染源にさらされる時間を短く）、距離（汚染源からできるかぎり離れる）、遮蔽（避難場所を探し、汚染源との間に、できるだけ厚い遮蔽物を置く）に留意 正しい情報を入手する </td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 293 483 651">個人防護</td> <td data-bbox="490 293 1025 651"> 核爆発の方向を見ない 帽子、スカーフ、長袖シャツ、ズボン、ビニールカッパを身につけて避難する マスクをして内部被ばくを防ぐ 避難できない場合は、退避場所に行く （地下室、窓のない奥まった部屋） 屋外にいた場合は、衣服、靴を脱ぎ、二重にしたポリ袋により密封する 石けんで全身をくまなく洗う 汚染の危険のある食品・飲料水は避ける 至近距離では、布（できれば水で濡らしたもの）で口と鼻を覆う ※防護マスクは、装着法に精通した者以外は使用しない </td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 655 483 708">避難の指示</td> <td data-bbox="490 655 1025 708"> 行政の指示に基づき避難 緊急の場合、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 713 483 906">屋内避難</td> <td data-bbox="490 713 1025 906"> 換気装置を止める 空気調節弁を閉める ドアや換気口をガムテープで目張りする 食品にはラップやふたをする 別途避難の指示があるまで外出禁止 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 911 483 935">(略)</td> <td data-bbox="490 911 1025 935">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 940 483 1102">治療</td> <td data-bbox="490 940 1025 1102"> 専門医による治療 （留意事項） <ul style="list-style-type: none"> 医療関係者からなる救護班による被ばく医療活動の実施 内閣総理大臣により被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 1107 483 1142">県の措置</td> <td data-bbox="490 1107 1025 1142">以下のとおり</td> </tr> </table>	要点	<ul style="list-style-type: none"> 放射能への対応 時間（汚染源にさらされる時間を短く）、距離（汚染源からできるかぎり離れる）、遮蔽（避難場所を探し、汚染源との間に、できるだけ厚い遮蔽物を置く）に留意 正しい情報を入手する 	個人防護	核爆発の方向を見ない 帽子、スカーフ、長袖シャツ、ズボン、 ビニールカッパ を身につけて避難する マスクをして内部被ばくを防ぐ 避難できない場合は、 退避場所に行く （地下室、窓のない奥まった部屋） 屋外にいた場合は、衣服、靴を脱ぎ、 二重 にしたポリ袋により密封する 石けんで全身をくまなく洗う 汚染の危険のある食品・飲料水は避ける 至近距離では、布（できれば水で濡らしたもの）で口と鼻を覆う ※防護マスクは、装着法に精通した者以外は使用しない	避難の指示	行政の指示に基づき避難 緊急の場合、風下 を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難	屋内避難	換気装置を止める 空気調節弁を閉める ドアや換気口をガムテープで目張りする 食品にはラップやふたをする 別途避難の指示があるまで外出禁止	(略)	(略)	治療	専門医による治療 （留意事項） <ul style="list-style-type: none"> 医療関係者からなる救護班による被ばく医療活動の実施 内閣総理大臣により被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施 	県の措置	以下のとおり	<p>e 武力攻撃原子力災害</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1113 105 1236 288">要点</td> <td data-bbox="1243 105 1800 288"> <ul style="list-style-type: none"> 放射能への対応 時間（汚染源にさらされる時間を短く）、距離（汚染源からできるかぎり離れる）、遮蔽（避難場所を探し、汚染源との間に、できるだけ厚い遮蔽物を置く）に留意 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1113 293 1236 651">個人防護</td> <td data-bbox="1243 293 1800 651"> 核爆発の方向を見ない 帽子、スカーフ、長袖シャツ、ズボンを身につけて避難する (新規) 避難できない場合は、待避場所に行く （地下室、窓のない奥まった部屋） 屋外にいた場合は、衣服、靴を脱ぎ、2重にしたポリ袋により密封する 石けんで全身をくまなく洗う 汚染の危険のある食品・飲料水は避ける 至近距離では、布（できれば水で濡らしたもの）で口と鼻を覆う ※防護マスクは、装着法に精通した者以外は使用しない </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1113 655 1236 708">避難の指示</td> <td data-bbox="1243 655 1800 708"> (新規) 風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1113 713 1236 906">屋内避難</td> <td data-bbox="1243 713 1800 906"> 換気装置を止める 空気調節弁を閉める ドアや換気口をガムテープで目張りする (新規) 別途避難の指示があるまで外出禁止 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1113 911 1236 935">(略)</td> <td data-bbox="1243 911 1800 935">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1113 940 1236 1102">治療</td> <td data-bbox="1243 940 1800 1102"> 専門医による治療 （留意事項） <ul style="list-style-type: none"> 医療関係者からなる救護班による緊急被ばく医療活動の実施 内閣総理大臣により緊急被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1113 1107 1236 1142">県の措置</td> <td data-bbox="1243 1107 1800 1142">以下のとおり</td> </tr> </table>	要点	<ul style="list-style-type: none"> 放射能への対応 時間（汚染源にさらされる時間を短く）、距離（汚染源からできるかぎり離れる）、遮蔽（避難場所を探し、汚染源との間に、できるだけ厚い遮蔽物を置く）に留意 	個人防護	核爆発の方向を見ない 帽子、スカーフ、長袖シャツ、ズボンを身につけて避難する (新規) 避難できない場合は、 待避場所に行く （地下室、窓のない奥まった部屋） 屋外にいた場合は、衣服、靴を脱ぎ、 2重 にしたポリ袋により密封する 石けんで全身をくまなく洗う 汚染の危険のある食品・飲料水は避ける 至近距離では、布（できれば水で濡らしたもの）で口と鼻を覆う ※防護マスクは、装着法に精通した者以外は使用しない	避難の指示	(新規) 風下 を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難	屋内避難	換気装置を止める 空気調節弁を閉める ドアや換気口をガムテープで目張りする (新規) 別途避難の指示があるまで外出禁止	(略)	(略)	治療	専門医による治療 （留意事項） <ul style="list-style-type: none"> 医療関係者からなる救護班による緊急被ばく医療活動の実施 内閣総理大臣により緊急被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施 	県の措置	以下のとおり
要点	<ul style="list-style-type: none"> 放射能への対応 時間（汚染源にさらされる時間を短く）、距離（汚染源からできるかぎり離れる）、遮蔽（避難場所を探し、汚染源との間に、できるだけ厚い遮蔽物を置く）に留意 正しい情報を入手する 																														
個人防護	核爆発の方向を見ない 帽子、スカーフ、長袖シャツ、ズボン、 ビニールカッパ を身につけて避難する マスクをして内部被ばくを防ぐ 避難できない場合は、 退避場所に行く （地下室、窓のない奥まった部屋） 屋外にいた場合は、衣服、靴を脱ぎ、 二重 にしたポリ袋により密封する 石けんで全身をくまなく洗う 汚染の危険のある食品・飲料水は避ける 至近距離では、布（できれば水で濡らしたもの）で口と鼻を覆う ※防護マスクは、装着法に精通した者以外は使用しない																														
避難の指示	行政の指示に基づき避難 緊急の場合、風下 を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難																														
屋内避難	換気装置を止める 空気調節弁を閉める ドアや換気口をガムテープで目張りする 食品にはラップやふたをする 別途避難の指示があるまで外出禁止																														
(略)	(略)																														
治療	専門医による治療 （留意事項） <ul style="list-style-type: none"> 医療関係者からなる救護班による被ばく医療活動の実施 内閣総理大臣により被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施 																														
県の措置	以下のとおり																														
要点	<ul style="list-style-type: none"> 放射能への対応 時間（汚染源にさらされる時間を短く）、距離（汚染源からできるかぎり離れる）、遮蔽（避難場所を探し、汚染源との間に、できるだけ厚い遮蔽物を置く）に留意 																														
個人防護	核爆発の方向を見ない 帽子、スカーフ、長袖シャツ、ズボンを身につけて避難する (新規) 避難できない場合は、 待避場所に行く （地下室、窓のない奥まった部屋） 屋外にいた場合は、衣服、靴を脱ぎ、 2重 にしたポリ袋により密封する 石けんで全身をくまなく洗う 汚染の危険のある食品・飲料水は避ける 至近距離では、布（できれば水で濡らしたもの）で口と鼻を覆う ※防護マスクは、装着法に精通した者以外は使用しない																														
避難の指示	(新規) 風下 を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難																														
屋内避難	換気装置を止める 空気調節弁を閉める ドアや換気口をガムテープで目張りする (新規) 別途避難の指示があるまで外出禁止																														
(略)	(略)																														
治療	専門医による治療 （留意事項） <ul style="list-style-type: none"> 医療関係者からなる救護班による緊急被ばく医療活動の実施 内閣総理大臣により緊急被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施 																														
県の措置	以下のとおり																														

e 武力攻撃原子力災害
 ※ 武力攻撃原子力災害への対処 (法第105条)
 県は、**原子力事業所が武力攻撃災害を受けた場合又は武力攻撃に伴い原子力事業所外(原子力事業所の外における放射性物質の運搬(以下、「事業所外運搬」という。)の場合にあっては、当該運搬で使用する容器外)に放射性物質等の放出又は放出のおそれがある場合、**周囲への影響にかんがみ、次に掲げる措置を講じます。
 この場合、**原子力事業所が危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、**生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講じます。

- 1 地域防災計画(原子力災害対策編)及び広域住民避難計画(島根原子力発電所事故対応)等に準じた措置の実施
- 2 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等
 - (1) 知事は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力事業所から受けたとき又は**内閣総理大臣若しくは原子力規制委員会**から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、**原子力事業所周辺市町村長(事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあっては、当該事実が発生した場所を管轄する市町村長)及び指定地方公共機関**に連絡します。
 - (2) 知事は、モニタリングポストによる把握及び消防・警察機関等による連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、**内閣総理大臣**及び**原子力規制委員会**より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者とその内容を確認し、その旨を**内閣総理大臣及び原子力規制委員会**に通報するとともに、その受信確認を行います。

発電用原子炉	内閣総理大臣及び原子力規制委員会(事業所外運搬に起因する場合にあっては、 内閣総理大臣、原子力規制委員会 及び国土交通大臣)
(削除)	(削除)

- (3) 知事は、国対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、その通知を受けた場合には、警報の通知に準じて、**市町村及び指定(地方)公共機関その他関係機関**に当該公示の内容を通知します。
- (4) 知事は、国対策本部長の指示に基づき、応急対策を行うとともに、必要に応じ、市町村長に対して、所要の応急対策を講ずべき旨の指示を行います。
- (5) **通報を受けた場合の専門家の招集及び現地への派遣については、地域防災計画(原子力災害対策編)の定め**の例により行います。
 なお、引用する地域防災計画(原子力災害対策編)は、平成27年8月に修正されたものであり、枠内で示す以下の各項目の引用も全て同様です。

第3章 第3節 活動体制の確立
3. 専門家の派遣要請
 県は、施設敷地緊急事態発生の通報がなされた場合、必要に応じて、あらかじめ定められた手続きに従い、**国及び関係機関**に対して**専門家の派遣を要請し、鳥取県原子力安全顧問**に対しては、**原子力応急対策・放射線管理・放射線防護等の専門分野**について助言等を求めると共に、必要に応じて**鳥取県原子力安全顧問**に対して**参集を要請するものとする。**

e 武力攻撃原子力災害
 ※ 武力攻撃原子力災害への対処 (法105)
 県は、**原子力事業所が武力攻撃災害を受けた場合における**周囲への影響にかんがみ、次に掲げる措置を講じます。

この場合、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講じます。

- ① 地域防災計画(原子力災害対策編)等に準じた措置の実施
- ② 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等
 - ・知事は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力事業所から受けたとき又は**指定行政機関の長**から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、**周辺市町村長及び指定地方公共機関**に連絡します。
 - ・知事は、モニタリングポストによる把握及び消防・警察機関等による連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者**及び指定行政機関の長**より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者とその内容を確認し、その旨を**次に掲げる指定行政機関の長**に通報するとともに、その受信確認を行います。

実用発電用原子炉等	経済産業大臣 (事業所外運搬に起因する場合にあっては、 経済産業大臣 及び国土交通大臣)
試験研究用原子炉等	文部科学大臣 (事業所外運搬に起因する場合にあっては、 文部科学大臣 及び 国土交通大臣)

- ・知事は、国対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、その通知を受けた場合には、警報の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知します。
- ・知事は、国対策本部長の指示に基づき、応急対策を行うとともに、必要に応じ、市町村長に対して、所要の応急対策を講ずべき旨の指示を行います。

(新規)

<p>別紙第3 2構想 3-12</p>	<p>(2)実施 要領</p>	<p>3 モニタリングの実施 <u>モニタリングの実施については、状況に応じ、地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により行います。</u></p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>第3章 第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 4. 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動 ②警戒事態の環境放射線モニタリング <u>県は、警戒事態の発生を認知した場合、モニタリング本部を設置する。モニタリング本部は、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行うとともに、平常時モニタリングの強化を行い、緊急時モニタリングの準備を開始するものとする。また、原子力規制委員会との連絡手段の確認等を行い、環境放射線モニタリングの観測結果を報告するとともに、国によるEMC（緊急時モニタリングセンター）の立上げ準備に協力するものとする。</u></p> <p>③EMCの立上げ及び緊急時モニタリング実施計画の策定 <u>施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した場合には、国は、EMCを立ち上げるものとされている。県は、国によるEMCの立上げに協力するとともに、職員を派遣するものとする。</u> <u>国は、原子力災害対策指針等に基づき、緊急時モニタリング計画を参照して、周辺住民の住居の分布及び地形を考慮に入れ、また、原子力施設の状況及び気象情報等を参考にしつつ、緊急時モニタリング実施計画を策定するものとされている。</u></p> <p>④緊急時モニタリングの実施 <u>県は、緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでの間は、県が定めた緊急時モニタリング計画に基づき、緊急時モニタリング実施計画が策定された後は緊急時モニタリング実施計画に基づいて、EMCの統括の下、緊急時モニタリングを実施するものとする。</u></p> <p>⑤緊急時モニタリング実施計画の改訂への参画 <u>国は、原子力施設の状況、放射線状況及び防護措置の実施状況等に応じて、緊急時モニタリング実施計画を適宜改訂するものとされている。モニタリング本部は、EMCと連絡調整を行いこの改訂に協力するものとする。</u></p> <p>⑥モニタリング結果の共有 <u>EMCはモニタリング結果の妥当性を確認し、EMC内、原子力規制委員会（全面緊急事態においては、原子力災害対策本部）及びオフサイトセンター（緊急事態応急対策等拠点施設）放射線班と速やかに結果を共有する。また、原子力災害対策本部等が行ったモニタリングの結果の評価等をEMCは、オフサイトセンター放射線班と共有する。県は、緊急時モニタリング計画等に沿って、オフサイトセンター内で共有された評価結果を、関係市町と共有するとともにその他県内市町村に連絡するほか、災害時応援協定の相手先と共有する。</u> <u>また県は、モニタリング情報共有システムを活用し、県から情報を送信し、関係機関と情報を共有するとともに、他機関から情報を受信し、情報を共有するものとする。</u></p> </div>	<p>③ モニタリングの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県は、<u>通報を受けたときは、平時の原子力災害のための平常時モニタリングを強化し、その結果を取りまとめ、国対策本部、文部科学省、経済産業省及び国土交通省（更に国現地对策本部が設置された場合は国現地对策本部）に連絡するとともに、平時の原子力災害のための緊急時モニタリング計画を踏まえ、緊急時モニタリングに必要な準備を直ちに行います。</u> ・県は、<u>公示の発出後においては、関係機関からの情報を含む緊急時モニタリングの結果を取りまとめ、オフサイトセンター等に派遣した職員に対し連絡します。</u> ・県は、<u>原子力事業者から定期的に連絡された施設等からの放射性物質等の放出状況及び放出見通し等の情報の整理を行います。</u> 	
------------------------------	---------------------	--	--	--

<p>別紙第3 2構想 3-13</p>	<p>(2)実施 要領</p>	<p>4 住民の避難等の措置 知事は、国対策本部長による警報の発令や以下の避難措置の指示が行われた場合には、当該指示等の内容を踏まえて、住民に対し避難を指示します。 この場合において、「屋内避難」や「移動による避難」の実施の時期や範囲については、国対策本部における専門的な分析や判断を踏まえた避難措置の指示に基づいて、適切に行います。 ・国対策本部長は、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）に相当する域については、直ちに他の地域への避難を指示することになります。ただし、武力攻撃の状況にかんがみ必要があると認めるときは、屋内避難を指示することになります。 ・また、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）に相当する地域については、まずは屋内避難を指示するとともに、その後の事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、武力攻撃の状況に留意しつつ、他の地域への避難等を指示することになります。 ・緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）に相当する地域外については、事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）に相当する地域と同様の措置を指示することになります。 ・屋内避難については、コンクリート建屋への屋内避難が有効であることに留意するものとします。 <u>なお</u>、知事は、原子力事業者からの通報の内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難措置の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、緊急通報を発令し、退避の指示などの応急措置を講じます。</p> <p>5 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携 県は、国現地对策本部長が主導的に運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図ります。 <u>なお、国の現地对策本部は、原則として、オフサイトセンター（緊急事態応急対策等拠点施設）に設置されますが、武力攻撃原子力災害による被害の状況又は武力攻撃の排除等との調整の必要性に応じ、県庁等に設置されることがあります。</u> 県は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、応急対策等について必要な調整を実施します。</p> <p>6 国への措置命令の要請等 (略)</p>	<p>④ 住民の避難等の措置 ・知事は、国対策本部長による警報の発令や避難措置の指示が行われた場合には、当該指示等の内容を踏まえて、住民に対し避難を指示します。 この場合において、「屋内避難」や「移動による避難」の実施の時期や範囲については、国対策本部における専門的な分析や判断を踏まえた避難措置の指示に基づいて、適切に行います。 (新規)</p> <p>・知事は、原子力事業者からの通報の内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難措置の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、緊急通報を発令し、退避の指示などの応急措置を講じます。</p> <p>⑤ 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携 ・県は、国現地对策本部長が主導的に運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図ります。 ・県は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、応急対策等について必要な調整を実施するとともに、現地に派遣された専門家等から必要な助言を受けます。</p> <p>⑥ 国への措置命令の要請等 (略)</p>	
<p>別紙第3 2構想 3-13</p>	<p>(2)実施 要領</p>	<p>7 安定ヨウ素剤の予防服用 安定ヨウ素剤の予防服用については、状況に応じ、地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により行います。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>第3章 第4節 避難、屋内退避等の防護措置 6. 安定ヨウ素剤の予防服用 県は、市町村、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用にあたっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。 (1) 緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示することとされている。</p> </div>	<p>⑦ 安定ヨウ素剤の配布 県は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、国対策本部長による服用時機の指示に基づき、住民に服用を指示するほか、事態の状況により、その判断に基づき服用すべき時機の指示その他の必要な措置を講じます。</p>	

(2) 県は、市町村と連携し、国の原子力災害対策本部の指示に基づき、または独自の判断により、住民等に対し、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。なお、可能な限り薬剤師等の医療専門職の立ち会いの下配布・服用指示を行うものとする。

8 避難退域時検査及び簡易除染の実施
避難退域時検査及び簡易除染の実施については、状況に応じ、地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により行います。

第3章 第4節 避難、屋内退避等の防護措置
4. 避難の際の住民に対する避難退域時検査等の実施
国の原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難退域時検査及び除染措置を実施するよう地方公共団体に指示するものとされている。
県は、原子力災害対策指針に基づき、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、主要経路沿い等に避難退域時検査会場を設置し、住民等の避難区域等からの避難において、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）を避難所に収容するまでの間に住民の汚染状況を確認することを目的に、避難退域時検査結果に応じたOILに基づく除染を行うものとする。

9 飲食物の摂取制限等
飲食物の摂取制限等については、状況に応じ、地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により行います。

第3章 第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等
(1) 国は、放射性物質が放出された後、OILに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の出荷制限・摂取制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示するものとされている。県は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施するものとする。
(2) 国はOILに基づき、緊急時モニタリングの結果に応じて、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、都道府県における検査計画・検査実施、飲食物の出荷制限等について関係機関に要請するとともに、状況に応じて、摂取制限も措置するものとされている。県は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲食物の検査を実施する。
また、県は、国の指導・助言及び指示に基づき、又は独自の判断により、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。

10 要員の安全の確保
県は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報の速やかな提供、被ばく管理等などにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮します。

(新規)

⑧ 食料品等による被ばくの防止
県は、国対策本部長の指示又は厚生労働大臣、農林水産大臣等の助言に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限等を行います。
この場合において、食料品等の安全性が確認された後は、その安全性についての広報を実施して、流通等への影響に配慮します。

⑨ 要員の安全の確保
県は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮します。

別紙第3 2構想 3-15	(2)実施 要領	(イ) 汚染拡大の防止 (法第107条～第110条) 知事 (危機管理局) は、汚染(※)の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、関係機関と連絡調整を行い、名あて人への通知等を行った上で、次に掲げる措置を講じます。 (略)	(エ) 汚染拡大の防止 (法107～110) 知事 (防災局) は、汚染(※)の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、関係機関と連絡調整を行い、名あて人への通知等を行った上で、次に掲げる措置を講じます。 (略)																													
別紙第3 2構想 3-15	(2)実施 要領	<table border="1" data-bbox="342 427 947 590"> <thead> <tr> <th>対象物件等</th> <th>措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲食物、衣類、寝具その他の物件</td> <td>占有者に対し、移動の制限・禁止、廃棄</td> </tr> <tr> <td>生活の用に供する水</td> <td>管理者に対し、使用・給水の制限・禁止</td> </tr> <tr> <td>死体</td> <td>移動の制限・禁止</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>立ち入りの制限・禁止、封鎖</td> </tr> <tr> <td>場所</td> <td>交通の制限・遮断</td> </tr> </tbody> </table> <p>必要な場合職員に、他人の土地等に立ち入らせることができる。</p>	対象物件等	措置	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、移動の制限・禁止、廃棄	生活の用に供する水	管理者に対し、使用・給水の制限・禁止	死体	移動の制限・禁止	(削除)	(削除)	建物	立ち入りの制限・禁止、封鎖	場所	交通の制限・遮断	<table border="1" data-bbox="1131 427 1720 582"> <thead> <tr> <th>対象物件等</th> <th>措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲食物、衣類、寝具その他の物件</td> <td>占有者に対し、移動の制限・禁止、廃棄</td> </tr> <tr> <td>生活の用に供する水</td> <td>管理者に対し、使用・給水の制限・禁止</td> </tr> <tr> <td>死体</td> <td>移動の制限・禁止</td> </tr> <tr> <td>飲食物、衣類、寝具その他の物件</td> <td>廃棄</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>立ち入りの制限・禁止、封鎖</td> </tr> <tr> <td>場所</td> <td>交通の制限・遮断</td> </tr> </tbody> </table> <p>必要な場合職員に、他人の土地等に立ち入らせることができる。</p>	対象物件等	措置	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、移動の制限・禁止、廃棄	生活の用に供する水	管理者に対し、使用・給水の制限・禁止	死体	移動の制限・禁止	飲食物、衣類、寝具その他の物件	廃棄	建物	立ち入りの制限・禁止、封鎖	場所	交通の制限・遮断	
対象物件等	措置																															
飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、移動の制限・禁止、廃棄																															
生活の用に供する水	管理者に対し、使用・給水の制限・禁止																															
死体	移動の制限・禁止																															
(削除)	(削除)																															
建物	立ち入りの制限・禁止、封鎖																															
場所	交通の制限・遮断																															
対象物件等	措置																															
飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、移動の制限・禁止、廃棄																															
生活の用に供する水	管理者に対し、使用・給水の制限・禁止																															
死体	移動の制限・禁止																															
飲食物、衣類、寝具その他の物件	廃棄																															
建物	立ち入りの制限・禁止、封鎖																															
場所	交通の制限・遮断																															

別紙第3
3各機関の役割
3-16

(1)県

機 関 名	事務又は業務
共通	1 その他知事の命ずる事項又は <u>県対策本部長</u> の求める事項
<u>元気づくり総本部</u>	1 国民保護に関する <u>広報、広聴</u> 2 (略)
<u>危機管理局</u> (事務局)	1 <u>県対策本部</u> 事務局の庶務 2～5 (略) 6 <u>県対策本部</u> の職員の動員及び給与に関すること 7 <u>県対策本部</u> における通信施設の保全 8 前各号のほか国民保護措置の総合調整
総務部	<u>1 庁舎の管理、運用、調査</u> <u>2 県の公有財産の管理、運用、調査</u> 3～12 (略) <u>13 鳥取情報ハイウェイに関すること</u>
<u>地域振興部</u>	1 避難住民運送手段の確保、計画 <u>(削除)</u> 2 駅、空港等への警報等の伝達 3 他の <u>部局応援に関すること</u> 4 私立学校に関すること 5 市町村の行財政運営の支援
<u>観光交流局</u>	1・2 (略)
福祉保健部	1 (略) 2 <u>要配慮者(外国人を除く。)</u> の安全確保及び支援 3～8 (略)
生活環境部	1～5 (略)
商工労働部	1 <u>物資運送手段(トラックその他)</u> の確保、手配 2 <u>商工労働団体・機関との連絡調整</u> 3 <u>救援物資の集配の総合調整</u>
農林水産部	1～6 (略) 7 <u>農道(広域農道、農免農道を除く。)</u> 、 <u>林道状況の把握、確保</u>
県土整備部	1 <u>道路(広域農道、農免農道を含む。)</u> 状況の把握、確保 2～6 (略)
会計管理者	1 (略) 2 県有車両(<u>警察車両を除く車両のうち県対策本部</u> による直接運送業務に使用する車両に <u>限る。</u>)の運用
<u>総合事務所</u> (<u>東部地区は東部振興監</u>)	1 <u>県現地対策本部</u> が設置された場合の <u>県対策本部</u> 事務の一部の実施
(略)	(略)
教育委員会	1 (略) 2 被災 <u>児童・生徒</u> の救護及び <u>心身教育</u> 3 被災 <u>児童・生徒</u> の学用品の供給 4～6 (略)
(略)	(略)

機 関 名	事務又は業務の大綱
共通	1 その他知事の命ずる事項、 <u>または対策本部長</u> の求める事項
<u>統轄監</u>	1 国民保護に関する <u>広報</u> 2 (略) 3 <u>庁舎の管理、運用、調査</u>
<u>防災局</u> (事務局)	1 <u>国民保護対策本部</u> 事務局の庶務 2～5 (略) 6 <u>本部</u> の職員の動員及び給与に関すること 7 <u>本部</u> における通信施設の保全 8 前各号のほか国民保護措置の総合調整
総務部	<u>1 国民保護に関する広聴</u> 2 公有財産の管理、運用、調査 3～12 (略) <u>(新規)</u>
<u>企画部</u>	1 避難住民運送手段の確保、計画 <u>2 鳥取情報ハイウェイに関すること</u> 3 駅、空港等への警報等の伝達 4 他の <u>部局応援</u> 5 私立学校に関すること 6 市町村の行財政運営の支援
<u>文化観光局</u>	1・2 (略)
福祉保健部	1 (略) 2 <u>災害時要配慮者(外国人除く)</u> の安全確保及び支援 3 (略)
生活環境部	1～5 (略)
商工労働部	1 <u>トラックその他物資運送手段</u> の確保、手配 <u>(新規)</u> <u>(新規)</u>
農林水産部	1～6 (略) 7 <u>農道、林道状況の把握、確保(広域、農免農道を除く)</u>
県土整備部	1 <u>道路状況</u> の把握、確保 2～6 (略)
会計管理者	1 (略) 2 県有車両(<u>警察車両及び軽自動車を除く車両のうち対策本部</u> による直接運送業務に使用する車両に <u>限る。</u>)の運用
<u>総合事務所</u>	1 <u>県現地対策本部</u> が設置された場合の <u>対策本部</u> 事務の一部の実施
(略)	(略)
教育委員会	1 (略) 2 被災 <u>児童及び生徒</u> の救護及び <u>心身教育</u> 3 被災 <u>児童及び生徒</u> の学用品の供給 4～6 (略)
(略)	(略)

別紙第3 3各機関の役割 3-18	(2)市町村	<table border="1"> <tr> <td>機 関 名</td> <td>事務又は業務</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>1～5 (略)</td> </tr> </table>	機 関 名	事務又は業務	市町村	1～5 (略)	<table border="1"> <tr> <td>機 関 名</td> <td>事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>1～5 (略)</td> </tr> </table>	機 関 名	事務又は業務の 大綱	市町村	1～5 (略)												
機 関 名	事務又は業務																						
市町村	1～5 (略)																						
機 関 名	事務又は業務の 大綱																						
市町村	1～5 (略)																						
別紙第3 3各機関の役割 3-18	(3)自衛隊	<table border="1"> <tr> <td>機 関 名</td> <td>事務又は業務</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>1 (略)</td> </tr> </table>	機 関 名	事務又は業務	(略)	1 (略)	<table border="1"> <tr> <td>機 関 名</td> <td>事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>1 (略)</td> </tr> </table>	機 関 名	事務又は業務の 大綱	(略)	1 (略)												
機 関 名	事務又は業務																						
(略)	1 (略)																						
機 関 名	事務又は業務の 大綱																						
(略)	1 (略)																						
別紙第3 3各機関の役割 3-19	(4)指定 地方行政機関 (指定行政機関)	(4)指定地方行政機関(指定行政機関) <table border="1"> <tr> <td>機 関 名</td> <td>事務又は業務</td> </tr> <tr> <td>共通</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	機 関 名	事務又は業務	共通	(略)	(4)指定地方行政機関 <table border="1"> <tr> <td>機 関 名</td> <td>事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	機 関 名	事務又は業務の 大綱	(略)	(略)												
機 関 名	事務又は業務																						
共通	(略)																						
機 関 名	事務又は業務の 大綱																						
(略)	(略)																						
別紙第3 3各機関の役割 3-19	(5)指定 公共機関	<table border="1"> <tr> <td>機 関 名</td> <td>事務又は業務</td> </tr> <tr> <td>共通</td> <td>1 本文「第3章 国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち緊急避難の段階において実施すべき業務</td> </tr> <tr> <td>放送事業者</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	機 関 名	事務又は業務	共通	1 本文「第3章 国及び関係機関の事務又は業務 」に示す業務のうち緊急避難の段階において実施すべき業務	放送事業者	(略)	<table border="1"> <tr> <td>機 関 名</td> <td>事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>共通</td> <td>1 本文「第3章 関係機関の事務又は業務の大綱」に示す業務のうち緊急避難の段階において実施すべき業務</td> </tr> <tr> <td>放送事業者</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	機 関 名	事務又は業務の 大綱	共通	1 本文「第3章 関係機関の事務又は業務の大綱 」に示す業務のうち緊急避難の段階において実施すべき業務	放送事業者	(略)								
機 関 名	事務又は業務																						
共通	1 本文「第3章 国及び関係機関の事務又は業務 」に示す業務のうち緊急避難の段階において実施すべき業務																						
放送事業者	(略)																						
機 関 名	事務又は業務の 大綱																						
共通	1 本文「第3章 関係機関の事務又は業務の大綱 」に示す業務のうち緊急避難の段階において実施すべき業務																						
放送事業者	(略)																						
別紙第3 3各機関の役割 3-19	(6)指定 地方公共機関	<table border="1"> <tr> <td>機 関 名</td> <td>事務又は業務</td> </tr> <tr> <td>共通</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>放送事業者</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	機 関 名	事務又は業務	共通	(略)	放送事業者	(略)	<table border="1"> <tr> <td>機 関 名</td> <td>事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>共通</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>放送事業者</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	機 関 名	事務又は業務の 大綱	共通	(略)	放送事業者	(略)								
機 関 名	事務又は業務																						
共通	(略)																						
放送事業者	(略)																						
機 関 名	事務又は業務の 大綱																						
共通	(略)																						
放送事業者	(略)																						
別紙第4 4-1	関連する計画等	<table border="1"> <tr> <td>県</td> <td>運送計画(運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画)、避難行動要支援者の避難に係る計画、医療等提供計画、搬送計画、県立病院避難計画、応急教育計画</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	県	運送計画(運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画)、 避難行動要支援者 の避難に係る計画、医療等提供計画、搬送計画、 県立病院避難計画 、応急教育計画	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td>県</td> <td>運送計画(運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画)、災害時要援護者の避難に係る計画、医療等提供計画、搬送計画、県立病院避難計画、応急教育計画</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	県	運送計画(運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画)、 災害時要援護者 の避難に係る計画、医療等提供計画、搬送計画、 県立病院避難計画 、応急教育計画	(略)	(略)												
県	運送計画(運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画)、 避難行動要支援者 の避難に係る計画、医療等提供計画、搬送計画、 県立病院避難計画 、応急教育計画																						
(略)	(略)																						
県	運送計画(運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画)、 災害時要援護者 の避難に係る計画、医療等提供計画、搬送計画、 県立病院避難計画 、応急教育計画																						
(略)	(略)																						
別紙第4 1状況 4-2	(2)情報計画	(2)情報計画 別紙第1「情報計画」参照	(2)別紙第1「情報計画」参照																				
別紙第4 2構想 4-2	(2)実施要領	ア～オ(略) カ 住民生活の安定確保 住民生活の混乱が発生、拡大しないよう、生活関連物資等の価格安定、生活基盤の確保等 を実施します。	ア～オ(略) カ 住民生活の安定確保 住民生活の混乱が発生、拡大しないよう、生活関連物資等の価格安定、生活基盤の確保等 必要な予防、対処します。																				
別紙第4 3各機関の役割 4-2	(1)県	<table border="1"> <tr> <td>機 関 名</td> <td>事務又は業務</td> </tr> <tr> <td>共通</td> <td>1 その他知事の命ずる事項又は県対策本部長の求める事項</td> </tr> <tr> <td>元気づくり総本部</td> <td>1 国民保護に関する広報、広聴 2 (略)</td> </tr> <tr> <td>危機管理局 (事務局)</td> <td>1 県対策本部事務局の庶務 2～4 (略) 5 県対策本部の職員の動員及び給与に関すること 6 県対策本部における通信施設の保全 7 (略) 8 前各号のほか国民保護措置の総合調整</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>1 庁舎の管理、運用、調査 2 県の公有財産の管理、運用、調査</td> </tr> </table>	機 関 名	事務又は業務	共通	1 その他知事の命ずる事項 又は県対策本部長 の求める事項	元気づくり総本部	1 国民保護に関する 広報、広聴 2 (略)	危機管理局 (事務局)	1 県対策本部 事務局の庶務 2～4 (略) 5 県対策本部 の職員の動員及び給与に関すること 6 県対策本部 における通信施設の保全 7 (略) 8 前各号のほか国民保護措置の総合調整	総務部	1 庁舎の管理、運用、調査 2 県の公有財産の管理、運用、調査	<table border="1"> <tr> <td>機 関 名</td> <td>事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>共通</td> <td>1 その他知事の命ずる事項、または対策本部長の求める事項</td> </tr> <tr> <td>統轄監</td> <td>1 国民保護に関する広報 2 (略) 3 庁舎の管理、運用、調査</td> </tr> <tr> <td>防災局 (事務局)</td> <td>1 国民保護対策本部事務局の庶務 2～4 (略) 5 本部の職員の動員及び給与に関すること 6 本部における通信施設の保全 7 (略) 8 前各号のほか国民保護措置の総合調整</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>1 国民保護に関する広聴 2 公有財産の管理、運用、調査</td> </tr> </table>	機 関 名	事務又は業務の 大綱	共通	1 その他知事の命ずる事項、 または対策本部長 の求める事項	統轄監	1 国民保護に関する 広報 2 (略) 3 庁舎の管理、運用、調査	防災局 (事務局)	1 国民保護対策本部 事務局の庶務 2～4 (略) 5 本部 の職員の動員及び給与に関すること 6 本部 における通信施設の保全 7 (略) 8 前各号のほか国民保護措置の総合調整	総務部	1 国民保護に関する広聴 2 公有財産の管理、運用、調査
機 関 名	事務又は業務																						
共通	1 その他知事の命ずる事項 又は県対策本部長 の求める事項																						
元気づくり総本部	1 国民保護に関する 広報、広聴 2 (略)																						
危機管理局 (事務局)	1 県対策本部 事務局の庶務 2～4 (略) 5 県対策本部 の職員の動員及び給与に関すること 6 県対策本部 における通信施設の保全 7 (略) 8 前各号のほか国民保護措置の総合調整																						
総務部	1 庁舎の管理、運用、調査 2 県の公有財産の管理、運用、調査																						
機 関 名	事務又は業務の 大綱																						
共通	1 その他知事の命ずる事項、 または対策本部長 の求める事項																						
統轄監	1 国民保護に関する 広報 2 (略) 3 庁舎の管理、運用、調査																						
防災局 (事務局)	1 国民保護対策本部 事務局の庶務 2～4 (略) 5 本部 の職員の動員及び給与に関すること 6 本部 における通信施設の保全 7 (略) 8 前各号のほか国民保護措置の総合調整																						
総務部	1 国民保護に関する広聴 2 公有財産の管理、運用、調査																						

別紙第4 3各機関の役割 4-3	(1)県	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>3～12 (略) 13 鳥取情報ハイウェイに関すること</td> </tr> <tr> <td>地域振興部</td> <td>1 避難住民運送手段の確保、計画 (削除) 2 駅、空港等への警報等の伝達 3 他の部局応援に関すること 4 私立学校に関すること 5 市町村の行財政運営の支援 6 安否情報・被災情報の収集等</td> </tr> <tr> <td>観光交流局</td> <td>1 観光客に対する広報及び観光施設等との連絡調整 2 外国人に対する広報、避難、救援 3 外国人の安否情報・被災情報の収集等 4 外国人の安全確保及び支援</td> </tr> <tr> <td>福祉保健部</td> <td>1 (略) 2 要配慮者(外国人を除く。)の安全確保及び支援 3～8 (略)</td> </tr> <tr> <td>生活環境部</td> <td>1～5 (略)</td> </tr> <tr> <td>商工労働部</td> <td>1 物資運送手段(トラックその他)の確保、手配 2 商工労働団体・機関との連絡調整 3 救援物資の集配の総合調整</td> </tr> <tr> <td>農林水産部</td> <td>1～6 (略) 7 農道(広域農道、農免農道を除く。)、林道状況の把握、確保</td> </tr> <tr> <td>県土整備部</td> <td>1 道路(広域農道、農免農道を含む。)状況の把握、確保 2～6 (略)</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> <td>1 (略) 2 県有車両(警察車両を除く車両のうち県対策本部による直接運送業務に使用する車両に限る。)の運用</td> </tr> <tr> <td>総合事務所 (東部地区は東部振興監)</td> <td>1 県現地対策本部が設置された場合の県対策本部事務の一部の実施</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td>1 (略) 2 被災児童・生徒の救護及び応急教育 3 被災児童・生徒の学用品の供給 4～6 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		3～12 (略) 13 鳥取情報ハイウェイに関すること	地域振興部	1 避難住民運送手段の確保、計画 (削除) 2 駅、空港等への警報等の伝達 3 他の部局応援に関すること 4 私立学校に関すること 5 市町村の行財政運営の支援 6 安否情報・被災情報の収集等	観光交流局	1 観光客に対する広報及び観光施設等との連絡調整 2 外国人に対する広報、避難、救援 3 外国人の安否情報・被災情報の収集等 4 外国人の安全確保及び支援	福祉保健部	1 (略) 2 要配慮者(外国人を除く。) の安全確保及び支援 3～8 (略)	生活環境部	1～5 (略)	商工労働部	1 物資運送手段(トラックその他) の確保、手配 2 商工労働団体・機関との連絡調整 3 救援物資の集配の総合調整	農林水産部	1～6 (略) 7 農道(広域農道、農免農道を除く。)、林道状況の把握、確保	県土整備部	1 道路(広域農道、農免農道を含む。) 状況の把握、確保 2～6 (略)	会計管理者	1 (略) 2 県有車両(警察車両を除く車両のうち 県対策本部 による直接運送業務に使用する車両に限る。)の運用	総合事務所 (東部地区は東部振興監)	1 県現地対策本部 が設置された場合の 県対策本部 事務の一部の実施	(略)	(略)	教育委員会	1 (略) 2 被災 児童・生徒 の救護及び応急教育 3 被災 児童・生徒 の学用品の供給 4～6 (略)	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>3～12 (略) (追加)</td> </tr> <tr> <td>企画部</td> <td>1 避難住民運送手段の確保、計画 2 鳥取情報ハイウェイに関すること 3 駅、空港等への警報等の伝達 4 他の部局応援に関すること 5 私立学校に関すること 6 市町村の行財政運営の支援 (新規)</td> </tr> <tr> <td>文化観光局</td> <td>1 観光客に対する広報及び観光施設等との連絡調整 2 外国人に対する広報、避難、救援 (新規) (新規)</td> </tr> <tr> <td>福祉保健部</td> <td>1 (略) 2 災害時要援護者(外国人除く)の安全確保及び支援 3～8 (略)</td> </tr> <tr> <td>生活環境部</td> <td>1～5 (略)</td> </tr> <tr> <td>商工労働部</td> <td>1 トラックその他物資運送手段の確保、手配 (新規) (新規)</td> </tr> <tr> <td>農林水産部</td> <td>1～6 (略) 7 林道状況の把握、確保(広域、農免農道を除く)</td> </tr> <tr> <td>県土整備部</td> <td>1 道路状況の把握、確保 2～6 (略)</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> <td>1 (略) 2 県有車両(警察車両及び軽自動車を除く車両のうち対策本部による直接運送業務に使用する車両に限る。)の運用</td> </tr> <tr> <td>総合事務所</td> <td>1 現地対策本部が設置された場合の対策本部事務の一部の実施</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td>1 (略) 2 被災児童及び生徒の救護及び応急教育 3 被災児童及び生徒の学用品の供給 4～6 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		3～12 (略) (追加)	企画部	1 避難住民運送手段の確保、計画 2 鳥取情報ハイウェイに関すること 3 駅、空港等への警報等の伝達 4 他の部局応援に関すること 5 私立学校に関すること 6 市町村の行財政運営の支援 (新規)	文化観光局	1 観光客に対する広報及び観光施設等との連絡調整 2 外国人に対する広報、避難、救援 (新規) (新規)	福祉保健部	1 (略) 2 災害時要援護者(外国人除く) の安全確保及び支援 3～8 (略)	生活環境部	1～5 (略)	商工労働部	1 トラックその他物資運送手段 の確保、手配 (新規) (新規)	農林水産部	1～6 (略) 7 林道状況の把握、確保(広域、農免農道を除く)	県土整備部	1 道路状況 の把握、確保 2～6 (略)	会計管理者	1 (略) 2 県有車両(警察車両及び 軽自動車 を除く車両のうち 対策本部 による直接運送業務に使用する車両に限る。)の運用	総合事務所	1 現地対策本部 が設置された場合の 対策本部 事務の一部の実施	(略)	(略)	教育委員会	1 (略) 2 被災 児童及び生徒 の救護及び応急教育 3 被災 児童及び生徒 の学用品の供給 4～6 (略)	(略)	(略)	
	3～12 (略) 13 鳥取情報ハイウェイに関すること																																																							
地域振興部	1 避難住民運送手段の確保、計画 (削除) 2 駅、空港等への警報等の伝達 3 他の部局応援に関すること 4 私立学校に関すること 5 市町村の行財政運営の支援 6 安否情報・被災情報の収集等																																																							
観光交流局	1 観光客に対する広報及び観光施設等との連絡調整 2 外国人に対する広報、避難、救援 3 外国人の安否情報・被災情報の収集等 4 外国人の安全確保及び支援																																																							
福祉保健部	1 (略) 2 要配慮者(外国人を除く。) の安全確保及び支援 3～8 (略)																																																							
生活環境部	1～5 (略)																																																							
商工労働部	1 物資運送手段(トラックその他) の確保、手配 2 商工労働団体・機関との連絡調整 3 救援物資の集配の総合調整																																																							
農林水産部	1～6 (略) 7 農道(広域農道、農免農道を除く。)、林道状況の把握、確保																																																							
県土整備部	1 道路(広域農道、農免農道を含む。) 状況の把握、確保 2～6 (略)																																																							
会計管理者	1 (略) 2 県有車両(警察車両を除く車両のうち 県対策本部 による直接運送業務に使用する車両に限る。)の運用																																																							
総合事務所 (東部地区は東部振興監)	1 県現地対策本部 が設置された場合の 県対策本部 事務の一部の実施																																																							
(略)	(略)																																																							
教育委員会	1 (略) 2 被災 児童・生徒 の救護及び応急教育 3 被災 児童・生徒 の学用品の供給 4～6 (略)																																																							
(略)	(略)																																																							
	3～12 (略) (追加)																																																							
企画部	1 避難住民運送手段の確保、計画 2 鳥取情報ハイウェイに関すること 3 駅、空港等への警報等の伝達 4 他の部局応援に関すること 5 私立学校に関すること 6 市町村の行財政運営の支援 (新規)																																																							
文化観光局	1 観光客に対する広報及び観光施設等との連絡調整 2 外国人に対する広報、避難、救援 (新規) (新規)																																																							
福祉保健部	1 (略) 2 災害時要援護者(外国人除く) の安全確保及び支援 3～8 (略)																																																							
生活環境部	1～5 (略)																																																							
商工労働部	1 トラックその他物資運送手段 の確保、手配 (新規) (新規)																																																							
農林水産部	1～6 (略) 7 林道状況の把握、確保(広域、農免農道を除く)																																																							
県土整備部	1 道路状況 の把握、確保 2～6 (略)																																																							
会計管理者	1 (略) 2 県有車両(警察車両及び 軽自動車 を除く車両のうち 対策本部 による直接運送業務に使用する車両に限る。)の運用																																																							
総合事務所	1 現地対策本部 が設置された場合の 対策本部 事務の一部の実施																																																							
(略)	(略)																																																							
教育委員会	1 (略) 2 被災 児童及び生徒 の救護及び応急教育 3 被災 児童及び生徒 の学用品の供給 4～6 (略)																																																							
(略)	(略)																																																							
別紙第4 3各機関の役割 4-5	(2)市町村	<table border="1"> <tr> <td>機 関 名</td> <td>事務又は業務</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>1～5 (略) 6 その他市町村長の命ずる事項又は市町村対策本部長の求める事項</td> </tr> </table>	機 関 名	事務又は業務	市町村	1～5 (略) 6 その他市町村長の命ずる事項又は市町村対策本部長の求める事項	<table border="1"> <tr> <td>機 関 名</td> <td>事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>1～5 (略) 6 その他市町村長の命ずる事項、または市町村対策本部長の求める事項</td> </tr> </table>	機 関 名	事務又は業務の 大綱	市町村	1～5 (略) 6 その他市町村長の命ずる事項、 または 市町村対策本部長の求める事項																																													
機 関 名	事務又は業務																																																							
市町村	1～5 (略) 6 その他市町村長の命ずる事項又は市町村対策本部長の求める事項																																																							
機 関 名	事務又は業務の 大綱																																																							
市町村	1～5 (略) 6 その他市町村長の命ずる事項、 または 市町村対策本部長の求める事項																																																							
別紙第4 3各機関の役割 4-6	(3)指定 地方行政機関	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">(3) 指定地方行政機関(指定行政機関)</td> </tr> <tr> <td>機 関 名</td> <td>事務又は業務</td> </tr> <tr> <td>共通</td> <td>1 本文「第3章 国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち避難準備段階において実施すべき業務</td> </tr> </table>	(3) 指定地方行政機関(指定行政機関)		機 関 名	事務又は業務	共通	1 本文「第3章 国及び関係機関の事務 又は業務」に示す業務のうち 避難準備段階 において実施すべき業務	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">(3) 指定地方行政機関</td> </tr> <tr> <td>機 関 名</td> <td>事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>共通</td> <td>1 本文「第3章 関係機関の事務又は業務の大綱」に示す業務のうち準備段階において実施すべき業務</td> </tr> </table>	(3) 指定地方行政機関		機 関 名	事務又は業務の 大綱	共通	1 本文「第3章 関係機関の事務 又は業務の 大綱 」に示す業務のうち 準備段階 において実施すべき業務																																									
(3) 指定地方行政機関(指定行政機関)																																																								
機 関 名	事務又は業務																																																							
共通	1 本文「第3章 国及び関係機関の事務 又は業務」に示す業務のうち 避難準備段階 において実施すべき業務																																																							
(3) 指定地方行政機関																																																								
機 関 名	事務又は業務の 大綱																																																							
共通	1 本文「第3章 関係機関の事務 又は業務の 大綱 」に示す業務のうち 準備段階 において実施すべき業務																																																							

別紙第4 3各機関の役割 4-6	(4)自衛隊	<table border="1"> <tr> <td>機 関 名</td> <td>事務又は業務</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	機 関 名	事務又は業務	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td>機 関 名</td> <td>事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	機 関 名	事務又は業務の 大綱	(略)	(略)	
機 関 名	事務又は業務											
(略)	(略)											
機 関 名	事務又は業務の 大綱											
(略)	(略)											
別紙第4 3各機関の役割 4-6	(5)指定公共機関	<table border="1"> <tr> <td>機 関 名</td> <td>事務又は業務</td> </tr> <tr> <td>共通</td> <td>1 本文「第3章 国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち避難準備段階において実施すべき業務</td> </tr> </table>	機 関 名	事務又は業務	共通	1 本文「第3章 国及び関係機関の事務 又は業務」に示す業務のうち 避難準備段階 において実施すべき業務	<table border="1"> <tr> <td>機 関 名</td> <td>事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>共通</td> <td>1 本文「第3章 関係機関の事務又は業務の大綱」に示す業務のうち準備段階において実施すべき業務</td> </tr> </table>	機 関 名	事務又は業務の 大綱	共通	1 本文「第3章 関係機関の事務 又は業務の 大綱 」に示す業務のうち 準備段階 において実施すべき業務	
機 関 名	事務又は業務											
共通	1 本文「第3章 国及び関係機関の事務 又は業務」に示す業務のうち 避難準備段階 において実施すべき業務											
機 関 名	事務又は業務の 大綱											
共通	1 本文「第3章 関係機関の事務 又は業務の 大綱 」に示す業務のうち 準備段階 において実施すべき業務											
別紙第4 3各機関の役割 4-6	(6)指定地方公共機関	<table border="1"> <tr> <td>機 関 名</td> <td>事務又は業務</td> </tr> <tr> <td>共通</td> <td>指定公共機関に準じます。</td> </tr> </table>	機 関 名	事務又は業務	共通	指定公共機関に準じます。	<table border="1"> <tr> <td>機 関 名</td> <td>事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>共通</td> <td>指定公共機関に準じます。</td> </tr> </table>	機 関 名	事務又は業務の 大綱	共通	指定公共機関に準じます。	
機 関 名	事務又は業務											
共通	指定公共機関に準じます。											
機 関 名	事務又は業務の 大綱											
共通	指定公共機関に準じます。											
別紙第4 3各機関の役割 4-6	(1)情報	<p>ア 県対策本部設置の指定 知事 (危機管理局) は、①武力攻撃（予測）事態の認定、②政府の対処基本方針、③県対策本部を設置すべき地方公共団体としての指定の通知を受けたときは、速やかに関係機関・団体へ通知します。</p> <p>イ 情報収集、分析、提供 (ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 知事 (危機管理局) は、武力攻撃（予測）事態の内容、県及び県内各機関の活動状況、武力攻撃災害兆候及び被災情報等を市町村、関係機関・団体等へ迅速に提供します。</p> <p>ウ 安否情報 知事 (地域振興部) は、市町村、関係機関・団体と連絡調整を行い、安否情報の迅速な収集、集約、提供体制を確認、準備します。</p> <p>エ 被災情報 知事 (危機管理局) は、市町村、関係機関・団体と連絡調整を行い、被災情報の迅速な収集、集約、提供体制を確認、準備します。</p> <p>オ (略)</p>	<p>ア 対策本部設置の指定 知事 (防災局) は、①武力攻撃（予測）事態の認定、②政府の対処基本方針、③国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体としての指定の通知を受けたときは、速やかに関係機関・団体へ通知します。</p> <p>イ 情報収集、分析、提供 (ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 知事 (防災局) は、武力攻撃（予測）事態の内容、県及び県内各機関の活動状況、武力攻撃災害兆候及び被災情報等を市町村、関係機関・団体等へ迅速に提供します。</p> <p>ウ 安否情報 知事 (文化観光局) は、市町村、関係機関・団体と連絡調整を行い、安否情報の迅速な収集、集約、提供体制を確認、準備します。</p> <p>エ 被災情報 知事 (防災局) は、市町村、関係機関・団体と連絡調整を行い、被災情報の迅速な収集、集約、提供体制を確認、準備します。</p> <p>オ (略)</p>									
別紙第4 4活動要領 4-7	(2)実施体制	<p>ア 県の国民保護体制への移行 知事 (危機管理局) は、県対策本部を設置すべき県としての指定の通知を受けたときは、通常業務を中止し、組織・人員配置の変更、先遣隊の編成・派遣準備等国民保護体制へ移行します。</p> <p>イ 県対策本部の設置 (ア) 第5章「国民保護対策本部等、通信」に従い、県対策本部を設置 a・b (略) c 議会報告及び市町村、指定(地方)公共機関等への通知 d 県現地対策本部、予備対策本部の設置準備 (イ) 県対策本部長は、速やかに第1回本部会議を開催 (略)</p> <p>ウ 関係機関の国民保護体制への移行 (ア) 市町村の国民保護体制への移行 市町村は、市町村対策本部を設置すべき市町村としての指定の通知を受けたときは、通常業務を中止するなど、国民保護体制へ移行するとともに市町村対策本部を設置するものとします。 (イ)・(ウ) (略)</p> <p>(エ) 他都道府県との連絡調整 a 知事 (危機管理局) は、武力攻撃（予測）事態の認定、対処基本方針及び県対策本部を設置すべき地方公共団体としての指定を受信したときは、直ちに関係する都道府県及び隣接県と連絡を取り、状況を確認します。</p>	<p>ア 県の国民保護体制への移行 知事 (防災局) は、対策本部を設置すべき県としての指定の通知を受けたときは、通常業務を中止し、組織・人員配置の変更、先遣隊の編成・派遣準備等国民保護体制へ移行します。</p> <p>イ 対策本部の設置 (ア) 第5章「国民保護対策本部等、通信」に従い、対策本部を設置 a・b (略) c 議会報告及び市町村、指定地方公共機関等への通知 d 現地対策本部、予備対策本部の設置準備 (イ) 対策本部長は、速やかに第1回本部会議を開催 (略)</p> <p>ウ 関係機関の国民保護体制への移行 (ア) 市町村の国民保護体制への移行 市町村は、対策本部を設置すべき市町村としての指定の通知を受けたときは、通常業務を中止するなど、国民保護体制へ移行するとともに市町村対策本部を設置するものとします。 (イ)・(ウ) (略)</p> <p>(エ) 他都道府県との連絡調整 a 知事 (防災局) は、武力攻撃（予測）事態の認定、対処基本方針及び国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体としての指定を受信したときは、直ちに関係する都道府県及び隣接県と連絡を取り、状況を確認します。</p>									

<p>別紙第4 4活動要領 4-7</p>	<p>(2)実施 体制</p>	<p>b 知事 (危機管理局) は、県対策本部を設置すべき地方公共団体としての指定を受けたときは、関係する都道府県及び隣接県にその旨を通知し、避難・救援に要する車両、物資、資機材等に係る要請準備と事前の連絡調整を行います。</p> <p>c また、県外への避難の指示を受けた場合に直ちに避難を行うことができるよう、情報収集、連絡調整を行います。</p> <p>d なお、知事 (危機管理局・各部局) は、他都道府県知事から要請を受けた場合速やかに供給できるよう、物資、資機材等の供給準備を併せて行います。</p> <p>(f) 指定 (地方) 公共機関との連絡調整</p> <p>a 指定 (地方) 公共機関の国民保護措置準備 指定 (地方) 公共機関は、その国民保護業務計画の定めるところにより避難、救援等国民保護措置の準備を行うよう努めるものとします。</p> <p>b (略)</p> <p>c 日本赤十字社との連携 知事 (福祉保健部) は、救援の措置のうち必要とされる措置又はその応援について、日本赤十字社への委託を準備します。委員は災害救助法における実務に準じた手続きにより行います。</p> <p>d 指定 (地方) 公共機関による運送の準備 知事 (地域振興部、商工労働部) は、避難住民の運送及び緊急物資の運送について、運送事業者である指定 (地方) 公共機関と連絡調整を行い、運送体制を準備します。</p> <p>(g) (略)</p> <p>(k) 自衛隊との連絡調整</p> <p>a 知事 (危機管理局) は、防衛大臣の指定する職員 (連絡幹部) の出席を求め、情報の入手と連絡調整を行います。</p> <p>b 知事 (危機管理局) は、国民保護等派遣の要請準備と事前の連絡調整などを行います。</p>	<p>b 知事 (防災局) は、国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体としての指定を受けたときは、関係する都道府県及び隣接県にその旨を通知し、避難・救援に要する車両、物資、資機材等に係る要請準備と事前の連絡調整を行います。</p> <p>c また、県外への避難の指示を受けた場合に直ちに避難を行うことができるよう、情報収集、連絡調整を行います。</p> <p>d なお、知事 (防災局他各部局) は、他都道府県知事から要請を受けた場合速やかに供給できるよう、物資、資機材等の供給準備を併せて行います。</p> <p>(f) 指定 (地方) 公共機関との連絡調整</p> <p>a 指定地方公共機関の国民保護措置準備 指定地方公共機関は、その国民保護業務計画の定めるところにより避難、救援等国民保護措置の準備を行うよう努めるものとします。</p> <p>b (略)</p> <p>c 日本赤十字社との連携 知事 (福祉保健部) は、救援の措置のうち必要とされる措置またはその応援について、日本赤十字社への委託を準備します。委員は災害救助法における実務に準じた手続きにより行います。</p> <p>d 指定 (地方) 公共機関による運送の準備 知事 (企画部、商工労働部) は、避難住民の運送及び緊急物資の運送について、運送事業者である指定 (地方) 公共機関と連絡調整を行い、運送体制を準備します。</p> <p>(g) (略)</p> <p>(k) 自衛隊との連絡調整</p> <p>a 知事 (防災局) は、防衛庁長官に指定する職員 (連絡幹部) の出席を求め、情報の入手と連絡調整を行います。</p> <p>b 知事 (防災局) は、国民保護等派遣の要請準備と事前の連絡調整などを行います。</p>	
<p>別紙第4 4活動要領 4-8</p>	<p>(3)補給 支援</p>	<p>ア 業務実施の基本的事項</p> <p>(f)補給支援体制の準備 県は、避難・救援のため、避難住民数を想定し、速やかに避難住民の誘導中の補給支援体制の準備を行い、あわせて避難生活中の補給支援体制についても準備します。 このため、関係機関・団体との連絡調整を強化し、必要な場合連絡員あるいは流通の専門家の派遣を要請します。 避難先地域の補給品の受入体制を準備するため、先遣隊の派遣を準備します。 県外避難が予想される場合は、避難先都道府県と、現地調査と避難受入に関する連絡調整を密にします。</p> <p>(i)補給支援組織の準備 県は、補給支援センターを開設し、円滑な準備と市町村の避難住民の誘導中の補給準備の支援を適切に行います。 補給支援センターは、速やかに緊急物資集積地域、緊急物資集積所及び補給幹線の確認、準備を行います。 補給支援組織の各施設管理者は、それぞれその管理する施設等の状況を確認し、支援の準備(開設、改修、補充)を実施します。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 取得</p> <p>(f) 補給品の購入準備 避難住民の誘導に必要な燃料、食料などの補給品を優先的に取得します。 知事(各部局)は、関係機関・団体に協力準備を要請するとともに、発注準備を行います。 また、粉ミルク、離乳食及びお粥等のやわらかい食品(アレルギー対応食品を含む。)など、多様な人に配慮した食品確保に努めます。</p> <p>(略)</p>	<p>ア 業務実施の基本的事項</p> <p>(f)補給支援体制の準備 県は、避難・救援のため、避難住民数を想定し、すみやかに避難住民の誘導中の補給支援体制の準備を行い、あわせて避難生活中の補給支援体制についても準備します。 このため、関係機関・団体との連絡調整を強化し、必要な場合連絡員あるいは流通の専門家の派遣を要請します。 避難先地域の補給品の受入態勢を準備するため、先遣隊の派遣を準備します。県外避難が予想される場合は、避難先都道府県と、現地調査と避難受入に関する連絡調整を密にします。</p> <p>(i)補給支援組織の準備 県は、補給支援センターを開設し、円滑な準備と市町村の避難住民の誘導中の補給準備の支援を適切に行います。 補給支援センターは、すみやかに緊急物資集積地域、緊急物資集積所及び補給幹線の確認、準備を行います。 補給支援組織の各施設管理者は、それぞれその管理する施設等の状況を確認し、支援の準備(開設、改修、補充)を実施します。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 取得</p> <p>(f) 補給品の購入準備 避難住民の誘導に必要な燃料、食料などの補給品を優先的に取得します。 知事(各部局)は、関係機関・団体に協力準備を要請するとともに、発注準備を行います。</p> <p>(略)</p>	

<p>別紙第4 4活動要領 4-9</p>	<p>(4)運送</p>	<p>ア 業務実施の基本的事項 避難の指示の際、速やかに避難住民の運送を実施できるよう、また、救援指示の際、速やかに緊急物資の運送を実施できるよう準備を完了します。 このため、関係機関・団体との連絡調整を強化し、補給支援組織、輸送支援施設、輸送手段等の状況確認及び準備を行うなど、輸送体制を確保します。 この際、避難行動要支援者の避難・救援に特に注意します。</p> <p>イ 運送支援施設 知事（地域振興部、農林水産部、県土整備部）は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、運送幹線となる道路、鉄道、空港、港湾等の状況確認及び必要な準備（応急復旧、除雪、障害物・危険箇所等の除去、工事の中止など）を実施します。</p> <p>ウ 運送業務 (7) 運送計画の作成準備等 a 専門職員の派遣要請 知事（危機管理局、地域振興部）は、連絡調整及び運送計画を策定するため、バス・鉄道事業者に対し専門職員の派遣を要請します。 b 交通規制の準備 警察は、交通規制に必要な配置人員、装備、資機材及び体制等を準備します。</p> <p>(i) 運送手段の状況確認・準備 知事（地域振興部、商工労働部、農林水産部、会計管理者）は、関係機関・団体と連絡調整の上、車両、列車、航空機、船舶等の状況確認及び必要な準備（整備、通常運行の停止など）を実施します。</p> <p>(j) 避難行動要支援者の避難準備 a 状況確認・準備 知事（福祉保健部）は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、避難行動要支援者の状況並びにそれらの者に係る施設及び避難の状況確認及び必要な準備（整備、補充など）を実施します。 b 避難行動要支援者の避難に係る計画の概成 知事（福祉保健部）は、避難行動要支援者の避難に係る計画を概成し、運送手段を決定、手配するとともに、輸送力が不足する場合は、関係機関・団体に対し支援を要請します。</p>	<p>ア 業務実施の基本的事項 避難の指示の際、速やかに避難住民の運送を実施できるよう、また、救援指示の際、速やかに緊急物資の運送を実施できるよう準備を完了します。 このため、関係機関・団体との連絡調整を強化し、補給支援組織、輸送支援施設、輸送手段等の状況確認及び準備を行うなど、輸送体制を確保します。 この際、災害時要援護者の避難・救援に特に注意します。</p> <p>イ 運送支援施設 知事（企画部、農林水産部、県土整備部）は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、運送幹線となる道路、鉄道、空港、港湾等の状況確認及び必要な準備（応急復旧、除雪、障害物・危険箇所等の除去、工事の中止など）を実施します。</p> <p>ウ 運送業務 (7) 運送計画の作成準備等 a 専門職員の派遣要請 知事（防災局、企画部）は、連絡調整及び運送計画を策定するため、バス・鉄道事業者に対し専門職員の派遣を要請します。 b 交通規制の準備 警察は、交通規制に必要な配置人員、装備、資機材及び体制等を準備します。</p> <p>(i) 運送手段の状況確認・準備 知事（総務部、企画部、商工労働部、農林水産部）は、関係機関・団体と連絡調整の上、車両、列車、航空機、船舶等の状況確認及び必要な準備（整備、通常運行の停止など）を実施します。</p> <p>(j) 災害時要援護者の避難準備 a 状況確認・準備 知事（福祉保健部、文化観光局）は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、災害時要援護者の状況並びにそれらのものに係る施設及び避難の状況確認及び必要な準備（整備、補充など）を実施します。 b 災害時要援護者の避難に係る計画の概成 知事（福祉保健部、文化観光局）は、災害時要援護者の避難に係る計画を概成し、運送手段を決定、手配するとともに、輸送力が不足する場合は、関係機関・団体に対し支援を要請します。</p>	
<p>別紙第4 4活動要領 4-9</p>	<p>(5)衛生</p>	<p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 搬送業務 (7) 状況確認・準備 知事（危機管理局、福祉保健部）は、消防、関係機関・団体と連絡調整の上、搬送体制（トリアージを含む）の状況確認及び必要な準備（資機材の整備・補充、医師派遣体制の確保など）を実施します。</p> <p>(i) 計画の概成 知事（危機管理局、福祉保健部）は、搬送計画を概成し、一元的な搬送体制を設定するとともに、人員、資機材等が不足する場合は、関係機関・団体に対し支援を要請します。</p> <p>(j) 武力攻撃災害被災者等への対処 知事（危機管理局、福祉保健部）は、消防、関係機関・団体と連絡調整の上、武力攻撃災害が発生したときは直ちに、適切な被災者のトリアージ、搬送を実施します。 (略)</p> <p>オ 防疫業務 (略) また、感染症の予防法及び発生時の対処等について関係機関・団体に徹底します。 なお、感染症等が発生した場合には、直ちに病原体検査、消毒、隔離及び診療等を実施し、拡大を防止するとともに、不足する人員、資機材等について速やかに支援を要請します。</p> <p>カ (略)</p> <p>キ 県立病院業務 (略) (削除)</p>	<p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 搬送業務 (7) 状況確認・準備 知事（防災局、福祉保健部）は、消防、関係機関・団体と連絡調整の上、搬送体制（トリアージを含む）の状況確認及び必要な準備（資機材の整備・補充、医師派遣体制の確保など）を実施します。</p> <p>(i) 計画の概成 知事（防災局、福祉保健部）は、搬送計画を概成し、一元的な搬送体制を設定するとともに、人員、資機材等が不足する場合は、関係機関・団体に対し支援を要請します。</p> <p>(j) 武力攻撃災害被災者等への対処 知事（防災局、福祉保健部）は、消防、関係機関・団体と連絡調整の上、武力攻撃災害が発生したときは直ちに、適切な被災者のトリアージ、搬送を実施します。 (略)</p> <p>オ 防疫業務 (略) また、感染症の予防法及び発生時の対処等について関係機関・団体に徹底します。 なお、感染症等が発生した場合には、直ちに病原体検査、消毒、隔離及び診療等を実施し、拡大を防止するとともに、不足する人員、資機材等について速やかに支援を要請します。</p> <p>カ (略)</p> <p>キ 県立病院業務 (略) (別冊Ⅰ 資料編P. : 資料37「県立病院一覧」)</p>	

別紙第4 4活動要領 4-11	(6)施設	<p>ア 業務実施の基本的事項 (ア)～(ウ) (略) (エ) 必要に応じ、県現地対策本部などの設置準備</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 建設 (ア) 救援施設 a 避難施設 知事 (危機管理局) は、市町村と連絡調整の上、あらかじめ指定している避難施設について避難所としての開設を準備します。</p> <p>(イ) 公共施設 知事 (総務部) は、必要に応じ県現地対策本部などが設置できるよう、候補施設 (県総合事務所など) の確認、連絡調整等を行います。</p> <p>エ 土地利用 (ア) (略) (イ) 公共施設 知事 (総務部) は、県現地対策本部などの候補施設のうち必要なものについて、管理者に連絡し、使用協力を要請するとともに、賃貸借等の契約準備を行います。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>ア 業務実施の基本的事項 (ア)～(ウ) (略) (エ) 必要に応じ、現地対策本部などの設置準備</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 建設 (ア) 救援施設 a 避難施設 知事 (防災局) は、市町村と連絡調整の上、あらかじめ指定している避難施設について避難所としての開設を準備します。</p> <p>(イ) 公共施設 知事 (総務部) は、必要に応じ現地対策本部などが設置できるよう、候補施設 (総合事務所など) の確認、連絡調整等を行います。</p> <p>エ 土地利用 (ア) (略) (イ) 公共施設 知事 (総務部) は、現地対策本部などの候補施設のうち必要なものについて、管理者に連絡し、使用協力を要請するとともに、賃貸借等の契約準備を行います。</p> <p><u>(別冊Ⅰ 資料編P : 資料38 「武力攻撃事態等が発生した場合に被災者を受け入れる可能性のある工業団地の状況」)</u></p> <p><u>(別冊Ⅰ 資料編P : 資料39 「武力攻撃事態等が発生した場合に避難所となることが想定される産業体育館」)</u></p>	
別紙第4 4活動要領 4-12	(7)人に関する こと	<p>ア 職員の確保 (略) (イ) 職員の派遣要請、あつせん要請の準備 a 知事 (危機管理局) は、必要な場合速やかに職員の派遣を要請できるようあらかじめ見積もり、確認、連絡調整等を行い、指定行政機関、他都道府県知事等へ職員の派遣要請を準備します。</p> <p>b (略)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ～エ (略)</p>	<p>ア 職員の確保 (略) (イ) 職員の派遣要請、あつせん要請の準備 a 知事 (防災局) は、必要な場合速やかに職員の派遣を要請できるようあらかじめ見積もり、確認、連絡調整等を行い、指定行政機関、他都道府県知事等へ職員の派遣準備を要請します。</p> <p>b (略)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>イ～エ (略)</p>	
別紙第4 4活動要領 4-12	(8)武力 攻撃災 害に伴 う被害 の最小 化	<p>ア 武力攻撃災害の予防、対処準備 (ア) 関係機関との連携 知事 (危機管理局) は、武力攻撃災害の発生、拡大を予防するため、市町村、関係機関・団体等との連絡、即応体制、情報収集、装備資機材等の準備、維持を行います。</p> <p>(イ) 生活関連等施設の安全確保 (法第102条) a 安全確保のため必要な措置の要請 知事 (危機管理局・所管部局) は、特に必要であると認めるときは、公安委員会及び海上保安部長などの意見を聞いて、生活関連等施設の管理者 (県施設を含む) に対し、安全確保のため警備の強化、施設の改善などを要請します。</p> <p>b (略)</p> <p>(ウ) 国対策本部長に対する武力攻撃災害対処に係る総合調整の要請 県対策本部長は、隣接する他県の区域の周辺において大規模な武力攻撃災害の発生や、性質が特殊な武力攻撃災害が発生した場合においては、消防庁を通じて、国対策本部長に対して、立入 制限区域の指定など必要な措置に係る総合調整を要請します。</p>	<p>ア 武力攻撃災害の予防、対処準備 (ア) 関係機関との連携 知事 (防災局) は、武力攻撃災害の発生、拡大を予防するため、市町村、関係機関・団体等との連絡、即応体制、情報収集、装備資機材等の準備、維持を行います。</p> <p>(イ) 生活関連等施設の安全確保 (法102) a 安全確保のため必要な措置の要請 知事 (防災局・所管部局) は、特に必要であると認めるときは、公安委員会及び海上保安部長などの意見を聴いて、生活関連等施設の管理者 (県施設を含む) に対し、安全確保のため警備の強化、施設の改善などを要請します。</p> <p>b (略)</p> <p>(ウ) 国対策本部長に対する武力攻撃災害対処に係る総合調整の要請 対策本部長は、隣接する他県の区域の周辺において大規模な武力攻撃災害の発生や、性質が特殊な武力攻撃災害が発生した場合においては、消防庁を通じて、国対策本部長に対して、立入制限区域の指定など必要な措置に係る総合調整を要請します。</p>	

(8) 武力
攻撃災
害に伴
う被害
の最小
化

イ 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生防止の措置 (法第103条)
(7) 知事 (危機管理局・各部局) は、①武力攻撃事態等において、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要があると認める場合、②危険物質等に係る武力攻撃災害が発生した場合において、これを防除し、又は軽減する場合、以下の措置を行います。
(略)

令第28条	危険物質等の種類	措置			要請権者
		取扱所の一時停止又は制限	製造、運搬等の一時禁止又は制限	廃棄又は所在場所の変更	
1号	危険物 (消防法)	○ 第12条の3	●	●	知事
2号	毒物、劇物 (毒物及び劇物取締法)	●	●	●	(製造業者、輸入業者) 厚生労働大臣 (販売業者、特定毒物研究者、業務上取扱者) 厚生労働大臣、知事
3号	火薬類 (火薬類取締法)	○ 第45条	○ 同左	○ 同左	(販売、貯蔵(火薬庫設置)、廃棄) 知事 (譲渡、譲受、消費) 消防局長 (運搬) 公安委員会、国土交通大臣
4号	高圧ガス (高圧ガス保安法)	○ 第39条	○ 同左	○ 同左	消防局長
5号	核燃料物質等 (原子力基本法)	○ 国民保護法第106条	○ 同左	○ 同左	原子力規制委員会、国土交通大臣
6号	核原料物質 (原子力基本法)	●	●	●	原子力規制委員会
7号	放射性同位元素 (放射線障害防止法)	○ 第33条	○ 同左	○ 同左	原子力規制委員会
8号	毒薬、劇薬 (医薬品医療機器等法)	●	●	●	(製造業者、輸入業者) 厚生労働大臣 (薬局が所持するもの) 厚生労働大臣、知事 (専ら動物目的のもの) 農林水産大臣
9号	高圧ガス (電気事業法)	●	●	●	経済産業大臣
10号	生物剤、毒素 (生物兵器禁止法)	●	●	●	主務大臣
11号	毒性物質 (化学兵器禁止法)	●	●	●	経済産業大臣

●=令第29条による措置 (削除) ○=個別規制法により措置可能なもの

イ 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生防止の措置 (法103)
(7) 知事 (防災局他各部局) は、①武力攻撃事態等において、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要があると認める場合、②危険物質等に係る武力攻撃災害が発生した場合において、これを防除し、及び軽減する場合、以下の措置を行います。
(略)

危険物質等の種類	措置			要請権者
	取扱所の一時停止又は制限	製造、運搬等の一時禁止又は制限	廃棄又は所在場所の変更	
危険物 (消防法)	○ 第12条の3	●	●	知事
毒物、劇物 (毒物法)	●	●	●	(製造業者、輸入業者) 厚労相 (販売業者、特定毒物研究者、業務上取扱者) 厚労相、知事
火薬類 (火取法)	○ 第45条	○ 同左	○ 同左	(販売、貯蔵(火薬庫設置)、廃棄) 知事 (譲渡、譲受、消費) 消防局長 (運搬) 公安委員会、国土交通大臣
高圧ガス (高圧法)	○ 第39条	○ 同左	○ 同左	消防局長
核燃料物質等 (原子力基本法)	○ 国民保護法第106条	○ 同左	○ 同左	対象により、文科相、経産相、国交相
核原料物質 (原子力基本法)	●	●	●	対象により、文科相、経産相、
放射性同位元素 (放射性障害防止法)	○ 第33条	○ 同左	○ 同左	文科相
毒薬、劇薬 (薬事法)	●	●	●	(製造業者、輸入業者) 厚労相 (薬局が所持するもの) 厚労相、知事 (専ら動物目的のもの) 農水相
高圧ガス (電気事業法)	●	●	●	経産相
生物剤、毒素 (細菌兵器禁止法)	●	●	●	主務相
毒性物質 (化学兵器禁止法)	●	●	●	経産相

●=国民保護令第29条による措置 (別冊I 資料編P. : 資料40「危険物質等一覧」) ○=個別規制法により措置可能なもの

別紙第4
4活動要領
4-14

(8) 武力
攻撃災
害に伴
う被害
の最小
化

(7) 火薬類保管施設の応急措置

機関名	対応措置
危機管理局	(略)
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
中国四国産業保安監督部	火薬類製造事業所等の施設等及び鉱山における火薬類の消費現場が、災害の発生により危険な状態となった場合、又は危険が予想される場合は、その保安責任者が法令の定めるところにより危険防止措置を講ずるよう十分な監督又は指導を行うこととされています。 また、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより緊急措置命令等を行うこととされています。

(8) 高圧ガス保管施設の応急措置

- a 高圧ガス武力攻撃災害時応援連絡体制
武力攻撃災害時には、個々の事業所単独では対応が困難になる状況が考えられるため、知事（危機管理局）は、武力攻撃災害被害を受けていない地区の関係機関・団体に対し、応援を要請します。
- b 高圧ガス漏えい事故発生時の広域連絡体制
武力攻撃災害時に高圧ガス貯蔵施設が被害を受け塩素ガス等の有毒ガスが漏えいした場合、気体としての特性から、県境を越えるなど広範囲に被害が拡大するおそれがあるため、知事（危機管理局）は隣接県との間で情報連絡を実施します。

機関名	対応措置
市町村	(略)
危機管理局	(略)
(略)	(略)
<u>(削除)</u>	<u>1・2 (削除)</u>
中国四国産業保安監督部	1 武力攻撃災害の発生に伴い、県及び関係機関と連絡の上、高圧ガス製造の施設者等に対して、施設等の緊急保安措置を講ずるよう指導し、被害の拡大を防止することとされています。

(9) 毒物・劇物取扱施設の応急措置

機関名	対応措置
福祉保健部	1～3 (略)
生活環境部	
消防局	1～3 (略)
教育委員会	1～7 (略)

(7) 火薬類保管施設の応急措置

機関名	対応措置
防災局	(略)
中国経済産業局	火薬類製造事業所等の施設が、災害の発生により危険な状態となった場合、又は危険が予想される場合は、その保安責任者が法令の定めるところにより危険防止措置を講ずるよう十分な監督又は指導を行うこととされています。 また、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより緊急措置命令等を行うこととされています。
中国四国産業保安監督部	作業現場に未使用の状態での滞留中の火薬類は緊急の場合、自主保安管理体制のもとに直ちに担当の保安係員に回収させ、火薬庫に返納する等の措置をとらせるとともに直ちに実情を把握し、適切な指示、命令等を行うこととされています。

(8) 高圧ガス保管施設の応急措置

- a 高圧ガス武力攻撃災害時応援連絡体制
武力攻撃災害時には、個々の事業所単独では対応が困難になる状況が考えられるため、知事（防災局）は、武力攻撃災害被害を受けていない地区の関係機関・団体に対し、応援を要請します。
- b 高圧ガス漏えい事故発生時の広域連絡体制
武力攻撃災害時に高圧ガス貯蔵施設が被害を受け塩素ガス等の有毒ガスが漏えいした場合、気体としての特性から、県境を越えるなど広範囲に被害が拡大する恐れがあるため、知事（防災局）は隣接県との間で情報連絡を実施します。

機関名	対応措置
市町村	(略)
防災局	(略)
(略)	(略)
中国経済産業局	1 (略) 2 武力攻撃災害の発生に伴い、県及び関係機関と連絡の上、高圧ガス製造の施設者等に対して、施設等の緊急保安措置を講ずるよう指導し、被害の拡大を防止することとされています。
<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>

(9) 毒物・劇物取扱施設の応急措置

機関名	対応措置
<u>(新規)</u>	1～3 (略)
生活環境部	
消防局	1～3 (略)
教育委員会	1～7 (略)

別紙第4

(8) 武力

(7) 放射線使用施設の応急措置

(7) 放射線使用施設の応急措置

4活動要領
4-16

攻撃災害に伴う被害の最小化

武力攻撃災害が起こったことにより、放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生するおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合においては、「**放射線障害防止法**」に基づいて定められた基準に従い、**放射性同位元素**使用者等は、直ちに応急の措置を講じ、**原子力規制委員会**に報告します。
原子力規制委員会は、必要があると認めるときは、放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命じます。

機関名	対応措置
消防局	(略)
生活環境部	(略)
(削除)	(削除)

(キ) 危険動物の逸走時対策

機関名	対応措置
(略)	(略)
警察本部	・情報の受理及び伝達並びに必要な措置の実施

ウ 事前措置 (**法第111条**)

武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備、物件の除去、保安その他必要な措置(補修、補強、移動、使用の停止、処理、整理等)を占有者、所有者又は管理者に対し指示します。

エ 知事の防御の指示 (**法第117条第1項**)

知事 (**危機管理局**) は、県内に武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、市町村長、消防局長、水防管理者に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示します。

オ 武力攻撃災害対処

(7) (略)

(イ) 緊急通報と退避の指示

a 避難の準備中に武力攻撃災害の兆候通報等があり、武力攻撃災害が住民に危険を及ぼすと判断される場合は、速やかに、第2章 **国民保護措置の概要**の「2 実施要領」の「(4)武力攻撃に伴う被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(イ)緊急通報の発令」に準じて緊急通報を発令します。

b 避難の準備中に住民を守るため、必要があると認めるときは、速やかに、第2章 **国民保護措置の概要**の「2 実施要領」の「(4)武力攻撃に伴う被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(イ)退避の指示」に準じて緊急通報を発令します。

(ウ) (略)

武力攻撃災害が起こったことにより、放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生するおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合においては、「**放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律**」に基づいて定められた基準に従い、**放射線同位元素**使用者等は、直ちに応急の措置を講じ、**文部科学大臣**に報告します。

文部科学大臣は、必要があると認めるときは、放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命じます。

機関名	対応措置
消防局	(略)
生活環境部	(略)
商工労働部	(略)

(キ) 危険動物の逸走時対策

機関名	対応措置
(略)	(略)
警察本部	・情報の受理及び伝達並びに必要な措置の実施 (警察官職務執行法)

ウ 事前措置 (**法111**)

武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備、物件の除去、保安その他必要な措置(補修、補強、移動、使用の停止、処理、整理等)を占有者、所有者又は管理者に対し指示します。

エ 知事の防御の指示 (**法117①**)

知事 (**防災局**) は、県内に武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、市町村長、消防局長、水防管理者に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示します。

オ 武力攻撃災害対処

(7) (略)

(イ) 緊急通報と退避の指示

a 避難の準備中に武力攻撃災害の兆候通報等があり、武力攻撃災害が住民に危険を及ぼすと判断される場合は、速やかに、第2章 **構想**の「2 実施要領」の「(4)武力攻撃災害による被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(イ)緊急通報の発令」に準じて緊急通報を発令します。

b 避難の準備中に住民を守るため、必要があると認めるときは、速やかに、第2章 **構想**の「2 実施要領」の「(4)武力攻撃災害による被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(イ)退避の指示」に準じて緊急通報を発令します。

(ウ) (略)

別紙第4

(9) 国民

ア 生活関連物資等の流通と価格の安定

ア 生活関連物資等の流通と価格の安定

4活動要領 4-18	生活の安定に管する措置	<p>武力攻撃（予測）事態の認定等により不安感、緊張感が高まることが予想されることから、知事（生活環境部）は、「第2章 国民保護措置の概要」の「2 実施要領」の「(5) 国民生活の安定に関する措置」により、生関連物資等の価格を監視し、必要と認めるときは、価格安定措置を実施します。</p> <p>イ ライフライン等の確保</p> <p>(7) 知事（総務部、危機管理局、生活環境部、県土整備部、企業局）は、県が管理するライフラインについて警戒、情報収集を強化し、確実に応急復旧の実施等により確保します。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 防犯等</p> <p>武力攻撃（予測）事態の認定等により不安感、緊張感が高まることが予想されることから、知事（危機管理局）、警察本部長は、「第2章 国民保護措置の概要」の「2 実施要領」の「(5) 国民生活の安定に関する措置」により、パトロール等、警戒を強化します。</p> <p>エ 住民への周知</p> <p>知事（元気づくり総本部）は、県、国等が実施する国民生活安定措置について住民に広報を行い、適切な対応を呼びかけます。</p>	<p>武力攻撃（予測）事態の認定等により不安感、緊張感が高まることが予想されることから、知事（生活環境部）は、「第2章 構想」の「2 実施要領」の「(5) 国民生活の安定に関する措置」により、生関連物資等の価格を監視し、必要と認めるときは、価格安定措置を実施します。</p> <p>イ ライフライン等の確保</p> <p>(7) 知事（統轄監、防災局、企画部、生活環境部、県土整備部、企業局）は、県が管理するライフラインについて警戒、情報収集を強化し、確実に応急復旧の実施等により確保します。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 防犯等</p> <p>武力攻撃（予測）事態の認定等により不安感、緊張感が高まることが予想されることから、知事（防災局）、警察本部長は、「第2章 構想」の「2 実施要領」の「(5) 国民生活の安定に関する措置」により、パトロール等、警戒を強化します。</p> <p>エ 住民への周知</p> <p>知事（統轄監）は、県、国等が実施する国民生活安定措置について住民に広報を行い、適切な対応を呼びかけます。</p>	
別紙第4 4活動要領 4-18	(10) 広報、広聴活動	<p>ア 報道機関への情報提供</p> <p>知事（元気づくり総本部、危機管理局）、警察は、資料提供等により報道機関へ情報を提供するほか、必要に応じ記者会見を行います。</p> <p>なお、被害状況及び施設の復旧等に関する情報は、各関係機関で発表しますが、必要に応じて県においても前記方法により発表します。</p> <p>イ 広報の強化</p> <p>知事（元気づくり総本部、危機管理局）は、広報センター及び地域広報センター等を設置し、広報を一元化、強化します。</p> <p>(7) 広報項目</p> <p>a～d (略)</p> <p>e 住民からの有事に係る重要な情報について、市町村又は県対策本部宛に連絡するよう求めること</p> <p>f・g (略)</p> <p>(イ) 広報手段</p> <p>テレビ、ラジオ等による放送、あんしんトリビメール、ホームページ（鳥取県公式サイト（とりネット）、モバイル版、携帯電話向けサイト）、ツイッター、フェイスブック、Lアラート、緊急速報（エリア）メール等のほか、様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に広報を行います。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) 関係機関への要請</p> <p>知事（元気づくり総本部、地域振興部、観光交流局）は、次のとおり広報の協力を依頼します。</p> <p>(略)</p> <p>(オ) 報道機関への広報協力依頼</p> <p>知事（元気づくり総本部、危機管理局）、警察は、国民保護措置に係る広報について、報道機関に対し協力を依頼します。</p> <p>(略)</p> <p>(カ) その他</p> <p>a 混乱発生のおそれ予測される場合は、県は、市町村と連携し、随時必要な対応及び住民への広報、通報を行うものとします。</p> <p>b 知事（元気づくり総本部、危機管理局）は、武力攻撃の状況、予測、避難の状況、計画及び避難先地域で行われる救援の種別、時期、量、質等について適時適切に広報し、住民が安心して避難できるようにします。</p> <p>c (略)</p> <p>ウ 広聴</p>	<p>ア 報道機関への情報提供</p> <p>知事（統轄監、防災局）、警察は、資料提供等により報道機関へ情報を提供するほか、必要に応じ記者会見を行います。</p> <p>なお、被害状況及び施設の復旧等に関する情報は、各関係機関で発表しますが、必要に応じて県においても前記方法により発表します。</p> <p>イ 広報の強化</p> <p>知事（統轄監）は、広報センター及び地域広報センター等を設置し、広報を一元化、強化します。</p> <p>(7) 広報項目</p> <p>a～d (略)</p> <p>e 住民からの有事に係る重要な情報について、市町村又は県国民保護対策本部宛に連絡するよう求めること</p> <p>f・g (略)</p> <p>(イ) 広報手段</p> <p>テレビ、ラジオ等による放送により広報を行います。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) 関係機関への要請</p> <p>知事（統轄監、企画部、文化観光局）は、次のとおり広報の協力を依頼します。</p> <p>(略)</p> <p>(オ) 報道機関への広報協力依頼</p> <p>知事（統轄監、防災局）、警察は、国民保護措置に係る広報について、報道機関に対し協力を依頼します。</p> <p>(略)</p> <p>(カ) その他</p> <p>a 混乱発生のおそれ予測される場合は、県は、市町村と連携し、随時必要な対応及び住民への広報、通報を行うものとします。</p> <p>b 知事（統轄監、防災局）は、武力攻撃の状況、予測、避難の状況、計画及び避難先地域で行われる救援の種別、時期、量、質等について適時適切に広報し、住民が安心して避難できるようにします。</p> <p>c (略)</p> <p>ウ 広聴</p>	

4活動要領 4-19	報、広 聴活動	知事 (元気づくり総本部、危機管理局) 、警察は、武力攻撃（予測）事態の認定後速やかに、必要箇所に相談窓口を設置し、人員、資機材を配置するとともに、相談窓口 に情報を集約し、住民からの問い合わせや相談、要望に対応します。 (略)	知事 (総務部) 、警察は、武力攻撃（予測）事態の認定後速やかに、必要箇所に 相談窓口を設置し、人員、資機材を配置するとともに、相談窓口情報を集約し、住 民からの問い合わせや相談、要望に対応します。 (略)									
別紙第4 5その他 4-19	(1) 応急 教育計 画	ア・イ (略) ウ 私立学校 に対する要請 知事 (地域振興部) は、 私立学校 に対し、上記に準じ必要な準備を行うよう要請し ます。	ア・イ (略) ウ 私立教育施設 に対する要請 知事 (総務部) は、 私立教育施設 に対し、上記に準じ必要な準備を行うよう要請し ます。									
別紙第4 5その他 4-20	(2) 文化 財の保 護	教育委員会は、文化財について可能であれば所在場所の変更、又は管理方法の変更を 実施し、所有者等を支援します。 必要な場合は、所有者等に対し、措置を講ずべきことを命じ、又は勧告します。	教育委員会は、文化財について可能であれば所在場所の変更、 または 、管理方法の変 更を実施し、所有者等を支援します。 必要な場合は、所有者等に対し、措置を講ずべきことを命じ、又は勧告します。									
別紙第4 5その他 4-20	(3) 特殊 標章等 の交付 等	ア 交付 知事 (危機管理局・各一部局) は、次の者に特殊標章又は身分証明書を交付しま す。 (ア) 県職員で国民保護措置に係る職務を行う者 (イ) 知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者 イ 特殊標章の表示 知事 (危機管理局・各一部局) は、国民保護措置のために使用される場所・施設等 を識別させるため、県庁、地方機関等に特殊標章を表示します。 ウ 許可 知事 (危機管理局) は、指定地方公共機関の申請を受けて、特殊標章、身分証明 書の使用を許可します。 エ 警察職員への交付 警察は、国民保護措置に係る職務を行う警察職員に特殊標章又は身分証明書を交付 し、又は使用させます。 オ 赤十字標章等の交付 知事 (福祉保健部) は、救護を行う医療機関、医療関係者に赤十字標章又は身分証 明書を交付し、又は使用させます。	ア 知事 (防災局ほか各一部局) は、次の者に特殊標章又は身分証明書を交付します。 (ア) 県職員で国民保護措置に係る職務を行う者 (イ) 知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者 イ 知事 (防災局ほか各一部局) は、国民保護措置のために使用される場所・施設等を識 別させるため、県庁、地方機関等に特殊標章を表示します。 ウ 知事 (防災局) は、指定地方公共機関の申請を受けて、特殊標章、身分証明書 の使用を許可します。 エ 警察は、国民保護措置に係る職務を行う警察職員に特殊標章又は身分証明書を交付 し、又は使用させます。 オ 知事 (福祉保健部) は、救護を行う医療機関、医療関係者に赤十字標章又は身分証 明書を交付し、又は使用させます。									
別紙第5 5-1	関連す る計画 等	<table border="1"> <tr> <td>県</td> <td>運送計画 (運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画)、避難行 動要支援者の避難に係る計画、交通規制計画、搬送計画、県立病院避 難計画、医療等提供計画、衛生提供計画</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	県	運送計画 (運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画)、 避難行 動要支援者の避難 に係る計画、交通規制計画、搬送計画、県立病院避 難計画、医療等提供計画、衛生提供計画	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td>県</td> <td>運送計画 (運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画)、災害時 要支援者の避難に係る計画、交通規制計画、搬送計画、県立病院避難 計画、医療等提供計画、衛生提供計画</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	県	運送計画 (運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画)、 災害時 要支援者の避難 に係る計画、交通規制計画、搬送計画、県立病院避難 計画、医療等提供計画、衛生提供計画	(略)	(略)	
県	運送計画 (運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画)、 避難行 動要支援者の避難 に係る計画、交通規制計画、搬送計画、県立病院避 難計画、医療等提供計画、衛生提供計画											
(略)	(略)											
県	運送計画 (運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画)、 災害時 要支援者の避難 に係る計画、交通規制計画、搬送計画、県立病院避難 計画、医療等提供計画、衛生提供計画											
(略)	(略)											
別紙第5 1状況 5-2	(2) 情報 計画	(2) 情報計画 別紙第1「情報計画」参照	(2) 別紙第1「情報計画」参照									
別紙第5	(1) 県											

3各機関の役割 5-3	機 関 名		事務又は業務		機 関 名		事務又は業務の大綱	
		共通	1	その他知事の命ずる事項又は <u>県対策本部長</u> の求める事項	共通	1	その他知事の命ずる事項、 <u>または対策本部長</u> の求める事項	
	<u>元気づくり総本部</u>	1	国民保護に関する <u>広報、広聴</u>	<u>統轄監</u>	1	国民保護に関する <u>広報</u>		
		2	(略)		2	(略)		
	<u>危機管理局</u>	1	<u>県対策本部</u> の事務局に関すること	<u>防災局</u>	1	<u>対策本部</u> の事務局に関すること		
		2～5	(略)		2～5	(略)		
		6	<u>県対策本部</u> の職員の動員及び給与に関すること		6	<u>本部</u> の職員の動員及び給与に関すること		
		7	<u>県対策本部</u> における通信施設の保全		7	<u>本部</u> における通信施設の保全		
		8	前各号のほか国民保護措置の総合調整		8	前各号のほか国民保護措置の総合調整		
	総務部	1	<u>庁舎の管理、運用、調査</u>	総務部	1	<u>国民保護に関する広聴</u>		
		2	<u>県</u> の公有財産の管理、運用、調査		2	公有財産の管理、運用、調査		
		3～12	(略)		3～12	(略)		
		13	<u>鳥取情報ハイウェイに関すること</u>			<u>(新規)</u>		
	<u>地域振興部</u>	1	避難住民運送手段の確保、計画 <u>(削除)</u>	<u>企画部</u>	1	避難住民運送手段の確保、計画		
		2	駅、空港等への避難の指示		2	<u>鳥取情報ハイウェイに関すること</u>		
		3	私立学校に関すること		3	駅、空港等への避難の指示		
		4	市町村の行財政運営の支援		4	私立学校に関すること		
		5	<u>安否情報・被災情報の収集等</u>		5	市町村の行財政運営の支援		
						<u>(新規)</u>		
	<u>観光交流局</u>	<u>(削除)</u>		<u>文化観光局</u>	1	<u>安否情報の収集等</u>		
		1	観光客に対する広報及び観光施設等との連絡調整		2	観光客に対する広報及び観光施設等との連絡調整		
		2	外国人に対する広報、避難、救援		3	外国人に対する広報、避難、救援		
		3	<u>外国人の安否情報・被災情報の収集等</u>			<u>(新規)</u>		
		4	<u>外国人の安全確保及び支援</u>			<u>(新規)</u>		
	福祉保健部	1	(略)	福祉保健部	1	(略)		
		2	<u>避難行動要支援者(外国人を除く。)</u> 、一般病院の入院患者等の避難		2	<u>災害時要援護者(外国人除く)</u> 、一般病院の入院患者等の避難		
		3～5	(略)		3～5	(略)		
		6	<u>保健衛生に関すること</u>		6	<u>保健衛生</u>		
		7～10	(略)		7～10	(略)		
	生活環境部	1～6	(略)	生活環境部	1～6	(略)		
	商工労働部	1	<u>物資運送手段(トラックその他)</u> の確保、手配	商工労働部	1	<u>トラックその他物資運送手段</u> の確保、手配		
		2	<u>商工労働団体・機関との連絡調整</u>			<u>(新規)</u>		
		3	<u>救援物資の集配の調整</u>			<u>(新規)</u>		
	農林水産部	1～6	(略)	農林水産部	1～6	(略)		
		7	<u>農道(広域農道、農免農道を除く。)</u> 、 <u>林道状況</u> の把握、確保		7	<u>林道状況</u> の把握、確保		
	県土整備部	1	<u>道路(広域農道、農免農道を含む。)</u> 状況の把握、確保	県土整備部	1	<u>道路状況</u> の把握、確保		
		2～6	(略)		2～6	(略)		
	会計管理者	1	(略)	会計管理者	1	(略)		
		2	県有車両(<u>警察車両を除く車両のうち県対策本部</u> による直接運送業務に使用する車両に <u>限る。</u>)の運用		2	県有車両(<u>警察車両及び軽自動車を除く車両のうち対策本部</u> による直接運送業務に使用する車両に <u>限る</u>)の運用		
	<u>総合事務所(東部地区は東部振興監)</u>	1	<u>県現地対策本部</u> が設置された場合の <u>県対策本部</u> 事務の一部の実施	<u>総合事務所</u>	1	<u>現地対策本部</u> が設置された場合の <u>対策本部</u> 事務の一部の実施		
	(略)	(略)		(略)	(略)			
	警察本部	1～11	(略)	警察本部	1～11	(略)		
		12	<u>応急公用負担等</u>		12	<u>応急公用負担等と</u>		
		13～20	(略)		13～20	(略)		

別紙第5 3各機関の役割 5-6	(2)市町村	機 関 名 市町村	事務又は業務 1～6 (略) 7 その他市町村長の命ずる事項又は市町村対策本部長の求める事項	機 関 名 市町村	事務又は業務の 大綱 1～6 (略) 7 その他市町村長の命ずる事項、 <u>または</u> 市町村対策本部長の求める事項								
別紙第5 3各機関の役割 5-6	(3)指定地方行政機関指定行政機関	機 関 名 共通	事務又は業務 1 本文「第3章 国及び関係機関の事務 又は業務」に示す業務のうち避難段階において実施すべき業務	機 関 名 共通	事務又は業務の 大綱 1 本文「第3章 関係機関の事務 又は業務の 大綱 」に示す業務のうち避難段階において実施すべき業務								
別紙第5 3各機関の役割 5-6	(4)自衛隊	機 関 名 (略)	事務又は業務 1 (略)	機 関 名 (略)	事務又は業務の 大綱 1 (略)								
別紙第5 3各機関の役割 5-6	(5)指定公共機関	機 関 名 共通 放送事業者	事務又は業務 1 本文「第3章 国及び関係機関の事務 又は業務」に示す業務のうち避難段階において実施すべき業務 (略)	機 関 名 共通 放送事業者	事務又は業務の 大綱 1 本文「第3章 関係機関の事務 又は業務の 大綱 」に示す業務のうち避難段階において実施すべき業務 (略)								
別紙第5 3各機関の役割 5-6	(6)指定地方公共機関	機 関 名 共通 放送事業者	事務又は業務 (略)	機 関 名 共通 放送事業者	事務又は業務の 大綱 (略)								
別紙第5 4活動要領 5-7	(1)情報	<p>ア 警報及び避難の指示等 知事 (危機管理局) は、警報の発令及び避難措置の指示を、住民、関係機関・団体へ伝達するとともに、避難の指示を行います。</p> <p>(7) 警報 知事 (危機管理局) は、国対策本部が発令した警報の通知の内容を速やかに市町村、他の執行機関、指定(地方)公共機関その他の関係機関に通知します。 この際、放送事業者には特に迅速に通知します。</p> <table border="1"> <tr> <td>警 報</td> <td>1 武力攻撃事態の予測及び現状 2 武力攻撃事態が迫り、又は既に武力攻撃が発生したと認められる地域 3 住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項</td> </tr> </table> <p>※市町村長の警報伝達の基準 1・2 (略) 3 留意事項 ア 知事(観光交流局・福祉保健部) は、市町村と連携し要配慮者への伝達に特に配慮します。 イ (略)</p> <p>(i) 避難措置の指示の通知 知事 (危機管理局) は、国対策本部長の避難措置の指示を、速やかに、他の執行機関、指定(地方)公共機関その他の関係機関に通知します。 (略)</p> <p>(j) 避難の指示の伝達 知事 (危機管理局) は、避難措置の指示の内容を具体化した後、市町村長を通じて住民に避難を指示するとともに、他の執行機関、指定(地方)公共機関その他の関係機関に通知します。</p> <table border="1"> <tr> <td>避難の指示</td> <td>1～3 (略) 4 避難のための交通手段 (ただし、自家用車等を交通手段とするときは警察の意見を聞くものとします。) 5 (略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>		警 報	1 武力攻撃事態の予測及び現状 2 武力攻撃事態が迫り、又は既に 武力攻撃が発生したと認められる地域 3 住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項	避難の指示	1～3 (略) 4 避難のための交通手段 (ただし 、自家用車等を交通手段とするときは警察の意見を 聞く ものとします。) 5 (略)	<p>ア 警報及び避難の指示等 知事 (防災局) は、警報の発令及び避難措置の指示を、住民、関係機関・団体へ伝達するとともに、避難の指示を行います。</p> <p>(7) 警報 知事 (防災局) は、国対策本部が発令した警報の通知の内容を速やかに市町村、他の執行機関、指定地方公共機関その他の関係機関に通知します。 この際、放送事業者には特に迅速に通知します。</p> <table border="1"> <tr> <td>警 報</td> <td>1 武力攻撃事態の予測及び現状 2 武力攻撃事態が迫り、又は既に発生したと認められる避難 3 住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項</td> </tr> </table> <p>※市町村長の警報伝達の基準 1・2 (略) 3 留意事項 ア 県(文化観光局、福祉保健部) は、市町村と連携し災害時要援護者への伝達に特に配慮します。 イ (略)</p> <p>(i) 避難措置の指示の通知 知事 (防災局) は、国対策本部長の避難措置の指示を、速やかに、他の執行機関、指定地方公共機関その他の関係機関に通知します。 (略)</p> <p>(j) 避難の指示の伝達 知事 (防災局) は、避難措置の指示の内容を具体化した後、市町村長を通じて住民に避難を指示するとともに、他の執行機関、指定地方公共機関その他の関係機関に通知します。</p> <table border="1"> <tr> <td>避難の指示</td> <td>1～3 (略) 4 避難のための交通手段 (但し、自家用車等を交通手段とするときは警察の意見を聴くものとします。) 5 (略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>		警 報	1 武力攻撃事態の予測及び現状 2 武力攻撃事態が迫り、又は既に 発生したと認められる避難 3 住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項	避難の指示	1～3 (略) 4 避難のための交通手段 (但し 、自家用車等を交通手段とするときは警察の意見を 聴く ものとします。) 5 (略)
警 報	1 武力攻撃事態の予測及び現状 2 武力攻撃事態が迫り、又は既に 武力攻撃が発生したと認められる地域 3 住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項												
避難の指示	1～3 (略) 4 避難のための交通手段 (ただし 、自家用車等を交通手段とするときは警察の意見を 聞く ものとします。) 5 (略)												
警 報	1 武力攻撃事態の予測及び現状 2 武力攻撃事態が迫り、又は既に 発生したと認められる避難 3 住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項												
避難の指示	1～3 (略) 4 避難のための交通手段 (但し 、自家用車等を交通手段とするときは警察の意見を 聴く ものとします。) 5 (略)												

別紙第5 4活動要領 5-9	(1)情報	(エ) 避難実施要領の伝達 (略) 市町村長は、避難実施要領を定めた場合、市町村国民保護計画に定めるところにより警報に準じて伝達するほか、市町村の他の執行機関、知事（ 危機管理局 ）、消防団長、警察署長、境海上保安部長、鳥取海上保安署長、自衛隊 鳥取地方協力本部長 、運送事業者である指定（地方）公共機関等に通知するものとします。 知事（ 危機管理局 ）は、市町村長から避難実施要領の通知を受信、確認した場合、警報の通知に準じて、関係機関等（当該避難実施要領を定めた市町村を除く）に伝達します。	(エ) 避難実施要領の伝達 (略) 市町村長は、避難実施要領を定めた場合、市町村国民保護計画に定めるところにより警報に準じて伝達するほか、市町村の他の執行機関、知事（ 防災局 ）、消防団長、警察署長、境海上保安部長、鳥取海上保安署長、自衛隊 鳥取地方連絡部長 、運送事業者である指定（地方）公共機関等に通知するものとします。 知事（ 防災局 ）は、市町村長から避難実施要領の通知を受信、確認した場合、警報の通知に準じて、関係機関等（当該避難実施要領を定めた市町村を除く）に伝達します。																																																											
別紙第5 4活動要領 5-10	(1)情報	(イ) 警報・避難の指示・避難実施要領の通知・伝達先 <table border="1" data-bbox="324 375 1041 1189"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">通知先</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>指定地方公共機関</td> <td colspan="2"> (略) 一般社団法人鳥取県LPガス協会 (略) 一般社団法人鳥取県バス協会 一般社団法人鳥取県トラック協会 (削除) 公益社団法人鳥取県医師会 公益社団法人鳥取県看護協会 一般社団法人鳥取県薬剤師会 一般社団法人鳥取県歯科医師会 (略) (削除) (略) 鳥取県農業協同組合中央会 一般社団法人鳥取県警備業協会 (略) (削除) (削除) </td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">関係機関</td> <td>学校</td> <td> 県立学校 私立学校 </td> <td>教育委員会、地域振興部を通じて</td> </tr> <tr> <td>生活関連施設等</td> <td> 生活関連施設 大規模集客施設 旅客輸送関連施設 </td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>鳥取県国民保護協議会委員</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>避難施設管理者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国対策本部長</td> <td colspan="2">(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	通知先		備考	(略)	(略)		(略)	指定地方公共機関	(略) 一般社団法人 鳥取県 LPガス 協会 (略) 一般社団法人 鳥取県バス協会 一般社団法人 鳥取県トラック協会 (削除) 公益社団法人 鳥取県医師会 公益社団法人 鳥取県看護協会 一般社団法人 鳥取県薬剤師会 一般社団法人 鳥取県歯科医師会 (略) (削除) (略) 鳥取県農業協同組合中央会 一般社団法人 鳥取県警備業協会 (略) (削除) (削除)		(略)	関係機関	学校	県立学校 私立学校	教育委員会、 地域振興部 を通じて	生活関連施設等	生活関連施設 大規模集客施設 旅客輸送関連施設			鳥取県国民保護協議会委員			避難施設管理者		国対策本部長	(略)		(略)	(イ) 警報・避難の指示・避難実施要領の通知・伝達先 <table border="1" data-bbox="1086 375 1803 1189"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">通知先</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>指定地方公共機関</td> <td colspan="2"> (略) 社団法人鳥取県エルピーガス協会 (略) 社団法人鳥取県バス協会 社団法人鳥取県トラック協会 因伯通運株式会社 社団法人鳥取県医師会 社団法人鳥取県看護協会 社団法人鳥取県薬剤師会 社団法人鳥取県歯科医師会 (略) 医療法人厚生会米子中海病院 (略) 全国農業共同組合連合会鳥取県本部 社団法人鳥取県警備業協会 (略) 社団法人鳥取県建設業協会 社団法人鳥取県建築士会 </td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">関係機関</td> <td>学校</td> <td> 県立学校 私立学校 </td> <td>教育委員会、総務部を通じて</td> </tr> <tr> <td>生活関連施設等</td> <td> 生活関連施設 大規模集客施設 (新規) </td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>鳥取県国民保護協議会委員</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>避難施設管理者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	通知先		備考	(略)	(略)		(略)	指定地方公共機関	(略) 社団法人 鳥取県 エルピーガス 協会 (略) 社団法人 鳥取県バス協会 社団法人 鳥取県トラック協会 因伯通運株式会社 社団法人 鳥取県医師会 社団法人 鳥取県看護協会 社団法人 鳥取県薬剤師会 社団法人 鳥取県歯科医師会 (略) 医療法人厚生会米子中海病院 (略) 全国農業共同組合連合会鳥取県本部 社団法人 鳥取県警備業協会 (略) 社団法人 鳥取県建設業協会 社団法人 鳥取県建築士会		(略)	関係機関	学校	県立学校 私立学校	教育委員会、 総務部 を通じて	生活関連施設等	生活関連施設 大規模集客施設 (新規)			鳥取県国民保護協議会委員			避難施設管理者		(略)	(略)		(略)	
区分	通知先		備考																																																											
(略)	(略)		(略)																																																											
指定地方公共機関	(略) 一般社団法人 鳥取県 LPガス 協会 (略) 一般社団法人 鳥取県バス協会 一般社団法人 鳥取県トラック協会 (削除) 公益社団法人 鳥取県医師会 公益社団法人 鳥取県看護協会 一般社団法人 鳥取県薬剤師会 一般社団法人 鳥取県歯科医師会 (略) (削除) (略) 鳥取県農業協同組合中央会 一般社団法人 鳥取県警備業協会 (略) (削除) (削除)		(略)																																																											
関係機関	学校	県立学校 私立学校	教育委員会、 地域振興部 を通じて																																																											
	生活関連施設等	生活関連施設 大規模集客施設 旅客輸送関連施設																																																												
		鳥取県国民保護協議会委員																																																												
		避難施設管理者																																																												
国対策本部長	(略)		(略)																																																											
区分	通知先		備考																																																											
(略)	(略)		(略)																																																											
指定地方公共機関	(略) 社団法人 鳥取県 エルピーガス 協会 (略) 社団法人 鳥取県バス協会 社団法人 鳥取県トラック協会 因伯通運株式会社 社団法人 鳥取県医師会 社団法人 鳥取県看護協会 社団法人 鳥取県薬剤師会 社団法人 鳥取県歯科医師会 (略) 医療法人厚生会米子中海病院 (略) 全国農業共同組合連合会鳥取県本部 社団法人 鳥取県警備業協会 (略) 社団法人 鳥取県建設業協会 社団法人 鳥取県建築士会		(略)																																																											
関係機関	学校	県立学校 私立学校	教育委員会、 総務部 を通じて																																																											
	生活関連施設等	生活関連施設 大規模集客施設 (新規)																																																												
		鳥取県国民保護協議会委員																																																												
		避難施設管理者																																																												
(略)	(略)		(略)																																																											
別紙第5 4活動要領 5-12	(1)情報	(ハ) 緊急対処事態における警報の伝達 (略) <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	(ハ) 緊急対処事態における警報の伝達 (略) <u>(別冊 I 資料編P : 資料6 「国名簿」)</u> <u>(別冊 I 資料編P : 資料7 「市町村名簿」)</u> <u>(別冊 I 資料編P : 資料8 「指定（地方）公共機関名簿」)</u> <u>(別冊 I 資料編P : 資料9 「隣接県名簿」)</u> <u>(別冊 I 資料編P : 資料14 「生活関連等施設管理者名簿」)</u> <u>(別冊 I 資料編P : 資料22 「武力攻撃事態等が発生した場合に国民保護（避難）に大きな影響を与える大規模集客施設」)</u> <u>(別冊 I 資料編P : 資料33 「公立教育施設一覧表」)</u> <u>(別冊 I 資料編P : 資料34 「私立教育施設一覧表」)</u>																																																											

<p>別紙第5 4活動要領 5-12</p>	<p>(1)情報</p>	<p>イ 情報収集・分析・提供 (ア) 情報収集 知事（危機管理局・各部署）は、市町村、関係機関・団体から避難の指示に必要な情報を収集し、危機管理局へ集約します。 (イ) 情報分析 市町村、関係機関の活動状況の問題点及び周辺状況の推移、予想に注意します。 武力攻撃災害が発生した場合、県対策本部の対応の初期に要救助者の発生地区とその概数を把握し、被災地域への救援部隊の投入について関係機関と調整します。 (ウ) (略) ウ 武力攻撃災害兆候の通報 知事（危機管理局）は、市町村長、警察官、海上保安官及び消防士から武力攻撃災害の兆候発見の通報・通知を受けた場合、必要と認めるときは、その旨を消防局及び警察などの関係機関へ通知します。 エ 安否情報 知事（地域振興部）は、要避難地域の市町村、関係機関・団体と連絡調整を行い、安否情報の迅速な収集、集約、提供を開始します。 オ 被災情報 知事（危機管理局）は、市町村、関係機関・団体と連絡調整を行い、被災情報の迅速な収集、集約、共有化を図るとともに、住民等に必要な情報を提供します。</p>	<p>イ 情報収集・分析・提供 (ア) 情報収集 知事（防災局、各部署）は、市町村、関係機関・団体から避難の指示に必要な情報を収集し、防災局へ集約します。 (イ) 情報分析 市町村、関係機関の活動状況の問題点及び周辺状況の推移、予想に注意します。 武力攻撃災害が発生した場合、対策本部の対応の初期に要救助者の発生地区とその概数を把握し、被災地域への救援部隊の投入について関係機関と調整します。 (ウ) (略) ウ 武力攻撃災害兆候の通報 知事（防災局）は、市町村長、警察官、海上保安官及び消防士から武力攻撃災害の兆候発見の通報・通知を受けた場合、必要と認めるときは、その旨を消防局及び警察などの関係機関へ通知します。 エ 安否情報 知事（文化観光局）は、要避難地域の市町村、関係機関・団体と連絡調整を行い、安否情報の迅速な収集、集約、提供を開始します。 オ 被災情報 知事（防災局）は、市町村、関係機関・団体と連絡調整を行い、被災情報の迅速な収集、集約、共有化を図るとともに、住民等に必要な情報を提供します。</p>	
<p>別紙第5 4活動要領 5-13</p>	<p>(2)実施体制</p>	<p>ア 県の国民保護体制（避難住民の誘導支援体制） 県は、避難措置の指示を受けたときは、直ちに避難住民の誘導支援体制へ移行します。 (ア) (略) (イ) 知事（総務部・各部署）は、必要に応じ要避難地域・避難先地域市町村又は関係機関・団体に連絡員を派遣し、連絡調整に当たります。 (ウ) (略) イ 県対策本部 県対策本部は、避難が指示された場合、速やかに次の業務を行います。 (ア)～(エ) (略) (イ) 現地地対策本部 必要と認めるときは、避難先地域等に現地地対策本部を設置します。 ウ 関係機関の国民保護体制 (ア)～(ウ) (略) (エ) 他都道府県との連絡調整 a 知事（危機管理局）は、避難に要する車両、物資、資機材、人員等について、県内の所要等を取りまとめ、他都道府県知事に対する要請と連絡調整を行います。 また、避難住民の救援の準備について必要な要請を行います。 b 知事（危機管理局）は、住民を他都道府県に避難させる必要があるときは、避難先地域の知事と避難住民の受入れについてあらかじめ協議するとともに、他都道府県からの情報収集、連絡調整を行います。 c (略)</p>	<p>ア 県の国民保護体制（避難住民の誘導支援体制） 県は、避難措置の指示を受けたときは、直ちに避難住民の誘導支援体制へ移行します。 (ア) (略) (イ) 知事（総務部・各部署）は、必要に応じ要避難地域・避難先地域市町村又は関係機関・団体に連絡員を派遣し、連絡調整に当たります。 (ウ) (略) イ 対策本部 対策本部は、避難が指示された場合、速やかに次の業務を行います。 (ア)～(エ) (略) (イ) 現地地対策本部 必要と認めるときは、避難先地域等に現地地対策本部を設置します。 ウ 関係機関の国民保護体制 (ア)～(ウ) (略) (エ) 他都道府県との連絡調整 a 知事（防災局）は、避難に要する車両、物資、資機材、人員等について、県内の所要等を取りまとめ、他都道府県知事に対する要請と連絡調整を行います。 また、避難住民の救援の準備について必要な要請を行います。 b 知事（防災局）は、住民を他都道府県に避難させる必要があるときは、避難先地域の知事と避難住民の受入れについてあらかじめ協議するとともに、他都道府県からの情報収集、連絡調整を行います。 c (略)</p>	

別紙第5 4活動要領 5-14	(2)実施 体制	<p>(n) 指定(地方)公共機関との連絡調整 (法第21条)</p> <p>a 指定(地方)公共機関の国民保護措置 指定(地方)公共機関は、その国民保護業務計画の定めるところにより避難、救援等国民保護措置を行うこととします。</p> <p>b (略)</p> <p>c 日本赤十字社との連携 知事(福祉保健部)は、救援の措置のうち必要とされる措置又はその応援について、日本赤十字社へ委託します。</p> <p>d 指定(地方)公共機関による放送 放送事業者である指定(地方)公共機関は、県から避難の指示及び緊急通報の通知を受けたときは、その内容を国民保護業務計画に定めるところにより放送するものとされています。 また、放送事業者である指定(地方)公共機関は、県から警報、避難の指示及び緊急通報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画に定めるところによりその内容を放送するものとされています。 なお、避難の指示の放送については、避難の指示の内容を逐一すべて放送しなくてはならないものではなく、その放送の方法については、放送事業者の自主的な判断によります。</p> <p>また、知事(危機管理局)は、放送事業者に対し警報、避難の指示及び緊急通報を通知する際は、隣接県との緊密な連携を図ります。</p> <p>e 指定(地方)公共機関による運送 知事(地域振興部、商工労働部)は、避難住民の運送及び緊急物資の運送について、運送事業者である指定(地方)公共機関と連絡調整を行い、運送の実施の要請・指示等を行います。</p> <p>(n) (略)</p> <p>(k) 自衛隊の国民保護等派遣 (法第15条)</p> <p>a 知事(危機管理局)は、避難住民の誘導を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊の国民保護等派遣を要請するとともに受入体制を整備します。</p> <p>b 市町村長は、避難住民の誘導において、必要があると認めるときは、出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長(令第8条第2項)に定める自衛隊の部隊等の長に限る。)に、避難住民の誘導を行うように要請し、その旨を知事に通知します。 なお、避難住民の誘導に当たっては、あらかじめ協議し、避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を行います。</p>	<p>(n) 指定(地方)公共機関との連絡調整 (法21)</p> <p>a 指定地方公共機関の国民保護措置 指定地方公共機関は、その国民保護業務計画の定めるところにより避難、救援等国民保護措置を行うこととします。</p> <p>b (略)</p> <p>c 日本赤十字社との連携 知事(福祉保健部)は、救援の措置のうち必要とされる措置またはその応援について、日本赤十字社へ委託します。</p> <p>d 指定(地方)公共機関による放送 放送事業者である指定公共機関は、県から避難の指示及び緊急通報の通知を受けたときは、その内容を国民保護業務計画に定めるところにより放送するものとされています。 また、放送事業者である指定地方公共機関は、県から警報、避難の指示及び緊急通報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画に定めるところによりその内容を放送するものとされています。 なお、避難の指示の放送については、避難の指示の内容を逐一すべて放送しなくてはならないものではなく、その放送の方法については、放送事業者の自主的な判断によります。</p> <p>また、知事(防災局)は、放送事業者に対し警報、避難の指示及び緊急通報を通知する際は、隣接県との緊密な連携を図ります。</p> <p>e 指定(地方)公共機関による運送 知事(企画部、商工労働部)は、避難住民の運送及び緊急物資の運送について、運送事業者である指定(地方)公共機関と連絡調整を行い、運送の実施の要請・指示等を行います。</p> <p>(n) (略)</p> <p>(k) 自衛隊の国民保護等派遣 (法15)</p> <p>a 知事(防災局)は、避難住民の誘導を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊の国民保護等派遣を要請するとともに受入体制を整備します。</p> <p>b 市町村長は、避難住民の誘導において、必要があると認めるときは、出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長(令8②)に定める自衛隊の部隊等の長に限る。)に、避難住民の誘導を行うように要請し、その旨を知事に通知します。 なお、避難住民の誘導に当たっては、あらかじめ協議し、避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を行います。</p>	
別紙第5 4活動要領 5-15	(3)補給 支援	<p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 取得 (r) 補給品の取得 避難住民の誘導に必要な燃料、食品などの補給品を優先的に取得します。 食品は、加工の必要がないものにします。 また、粉ミルク及び離乳食、お粥等のやわらかい食品(アレルギー対応食品を含む。)など、多様な人に配慮した食品の確保に努めます。</p> <p>エ (略)</p>	<p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 取得 (r) 補給品の取得 避難住民の誘導に必要な燃料、食品などの補給品を優先的に取得します。食品は、加工の必要がないものにします。</p> <p>エ (略)</p>	
別紙第5 4活動要領 5-16	(4)運送	<p>ア 業務実施の基本的事項 (略) この際、関係機関・団体との密接な連携、避難行動要支援者の避難・救援に特に注意します。</p> <p>イ 運送支援施設 知事(地域振興部、農林水産部、県土整備部)は、関係機関・団体と連絡調整の上、絶えず避難経路の情報を把握し、避難経路を確保(応急復旧、除雪、障害物・危険箇所等の除去、工事の中止など)するとともに、必要な場合は速やかに代替経路を決定します。</p>	<p>ア 業務実施の基本的事項 (略) この際、関係機関・団体との密接な連携、災害時要援護者の避難・救援に特に注意します。</p> <p>イ 運送支援施設 知事(企画部、農林水産部、県土整備部)は、関係機関・団体と連絡調整の上、絶えず避難経路の情報を把握し、避難経路を確保(応急復旧、除雪、障害物・危険箇所等の除去、工事の中止など)するとともに、必要な場合は速やかに代替経路を決定します。</p>	

<p>別紙第5 4活動要領 5-16</p>	<p>(4)運送</p>	<p>ウ 運送業務 (7) 運送手段 a 運送計画の完成 ① 運送力配分計画等の完成 知事(地域振興部、商工労働部、農林水産部、会計管理者)は、派遣専門職員 の協力の下、関係機関・団体との連絡調整、車両、列車、航空機、船舶等の状況 確認を行い、運送力配分計画、運送実施計画を完成します。 (略) <u>(削除)</u> b 運送力の確保 ① 知事(地域振興部、商工労働部)は、運送事業者である指定(地方)公共機 関に必要な運送力の確保を求めます。 ②・③ (略) c 運送の実施 ① 知事(危機管理局、地域振興部、商工労働部)は避難の間において、市町村関 係機関・団体との協議、調整、指示を行います。 (略) ② また、必要な場合は、指定(地方)公共機関に対し、避難住民の運送及び緊 急物資の運送を求めます(法第71条、第79条)。この際、運送事業者である指 定公共機関が正当な理由がないのに運送の求めに応じないと認めるときは、国 対策本部長に対しその旨を通知します。 ③ 避難住民の運送及び緊急物資の運送が運送事業者である指定(地方)公共機関 により的確かつ迅速に行われない場合、住民の生命、身体又は財産の保護を図る ため特に必要があると認めるときは、当該指定(地方)公共機関に対し、避難住 民の運送及び緊急物資の運送を指示します。 なお、指示に当たっては、指定(地方)公共機関の安全確保について確認 するとともに、安全確保のため、武力攻撃の状況その他必要な情報を提供し ます。指定公共機関が運送を行う場合にあっても、同様に、必要な情報を国 及び指定公共機関に提供します。 また、指定(地方)公共機関に対し避難住民の運送及び緊急物資の運送を 指示した場合において、運送の安全が確保されていないと認められる状況に なったとき、知事(危機管理局、地域振興部、商工労働部)は、指示を取消 し、指定(地方)公共機関に速やかに連絡します。</p>	<p>ウ 運送業務 (7) 運送手段 a 運送計画の完成 ① 運送力配分計画等の完成 知事(総務部、企画部、商工労働部、農林水産部)は、派遣専門職員の下、 関係機関・団体との連絡調整、車両、列車、航空機、船舶等の状況確認を行い、 運送力配分計画、運送実施計画を完成します。 (略) <u>(別冊 I 資料編 P : 資料 41 「県指専用海岸局系統図」)</u> b 運送力の確保 ① 知事(企画部、商工労働部)は、運送事業者である指定(地方)公共機関に必 要な運送力の確保を求めます。 ②・③ (略) c 運送の実施 ① 知事(防災局、企画部、商工労働部)は避難の間において、市町村、関係機関・ 団体との協議、調整、指示を行います。 (略) ② また、必要な場合は、指定(地方)公共機関に対し、避難住民の運送及び緊急 物資の運送を求めます(法71、79)。この際、運送事業者である指定公共機関 が正当な理由がないのに運送の求めに応じないと認めるときは、国対策本部長 に対しその旨を通知します。 ③ 避難住民の運送が運送事業者である指定地方公共機関により的確かつ迅速に 行われない場合、住民の生命、身体又は財産の保護を図るため特に必要があると 認めるときは、当該指定地方公共機関に対し、避難住民の運送及び緊急物資の運 送を指示します。 なお、指示に当たっては、指定地方公共機関の安全確保について確認するとと もに、安全確保のため、武力攻撃の状況その他必要な情報を提供します。指定公 共機関が運送を行う場合にあっても、同様に、必要な情報を国及び指定公共機 関に提供します。 また、指定地方公共機関に対し避難住民の運送及び緊急物資の運送を指示した 場合において、運送の安全が確保されていないと認められる状況になったとき、 知事(防災局、企画部、商工労働部)は、指示を取消し、指定地方公共機関に速 やかに連絡します。</p>																	
<p>別紙第5 4活動要領 5-17</p>	<p>(4)運送</p>	<p>(イ) 避難住民の誘導 a 避難実施要領の策定支援 ① 知事(危機管理局)は、要避難市町村長が避難実施要領を定めるに当たり、意 見を求められた場合あるいは意見申述が必要な場合には、避難の指示の内容に照 らし、円滑な避難住民の誘導が行えるよう、必要な事項について意見を述べます。 ② (略) b 市町村による住民の避難誘導 ① 避難方式 <table border="1" data-bbox="398 1217 1016 1390"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難住民の誘導方法</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難の順位</td> <td>1 避難行動要支援者、女性、子ども、病人等の避難を優先し、一般壮年男子はその次とします。(略)</td> </tr> <tr> <td>携行品等</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 避難方式は、原則として二段階避難方式とします。 自主防災組織等を核に一定の地域、事業所単位に集団を形成し、指定避難場所 に避難する集団避難方式とし、混乱の防止のため、避難住民が一時的に 集合して集団を形成し、秩序正しい避難態勢を整える場所として、避難場所 に至る前に身近な小公園等を集合施設に選定します。 </p>	項目	業務	避難住民の誘導方法	(略)	避難の順位	1 避難行動要支援者、女性、子ども、病人等の避難を優先し、一般壮年男子はその次とします。(略)	携行品等	(略)	<p>(イ) 避難住民の誘導 a 避難実施要領の策定支援 ① 知事(防災局)は、要避難市町村長が避難実施要領を定めるに当たり、意見 を求められた場合あるいは意見申述が必要な場合には、避難の指示の内容に照らし、 円滑な避難住民の誘導が行えるよう、必要な事項について意見を述べます。 ② (略) b 市町村による住民の避難誘導 ① 避難方式 <table border="1" data-bbox="1151 1217 1769 1390"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難住民の誘導方法</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難の順位</td> <td>1 災害時要援護者、女性、子ども、病人等の避難を優先し、一般壮年男子はその次とします。(略)</td> </tr> <tr> <td>携行品等</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 避難方式は、原則として二段階避難方式とします。 自主防災組織等を核に一定の地域、事業所単位に集団を形成し、指定避難場所 に避難する集団避難方式とし、混乱の防止のため、避難住民が一時的に 集合して集団を形成し、秩序正しい避難態勢を整える場所として、避難場所 に至る前に身近な小公園等を集合施設に選定します。 </p>	項目	業務	避難住民の誘導方法	(略)	避難の順位	1 災害時要援護者、女性、子ども、病人等の避難を優先し、一般壮年男子はその次とします。(略)	携行品等	(略)	
項目	業務																			
避難住民の誘導方法	(略)																			
避難の順位	1 避難行動要支援者、女性、子ども、病人等の避難を優先し、一般壮年男子はその次とします。(略)																			
携行品等	(略)																			
項目	業務																			
避難住民の誘導方法	(略)																			
避難の順位	1 災害時要援護者、女性、子ども、病人等の避難を優先し、一般壮年男子はその次とします。(略)																			
携行品等	(略)																			

(4)運送

(略)

c 県による避難住民の誘導支援 **(法第63条)**

- ① 知事は、市町村長から警察官等による避難住民の誘導について要請があった場合、必要に応じ調整を行います。
- ② 避難住民の誘導中の市町村長から求めがあったとき、求めを待つかとまがないと認めるときは、以下のとおり避難住民の誘導を要請します。

要請先	要 請 内 容
鳥取県警察本部長	(略)
第八管区海上保安本部長	(略)
出勤等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長 (令第8条第2項 に定める自衛隊の部隊等の長に限る。)	(略)

- ③ 知事 (**危機管理局**) は、市町村が行う避難住民の誘導について、必要に応じ以下のとおり指示、代執行を実施します。 (**法第67条**)

(略)

d 警察による避難住民の誘導

- ① 警察署長は、警察官等による避難住民の誘導について市町村長と協議し、市町村長から通知を受けた避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう、交通規制、先導、同行警備、広報等の必要な措置を実施します。
- ② 避難の指示が徹底しない場合は、警察官の措置により避難を徹底します。

e 住民への、避難住民の誘導に必要な援助に対する協力要請

(略)

- ・ **避難行動要支援者**の避難の援助

f 避難拒否者等への対応

① 警告、指示

避難住民を誘導する市町村職員、員職員（補助を**含む**。）警察官、海上保安官、自衛官等は、避難に伴う混雑等避難住民に危険な状態が発生しそうな**おそれ**があるときは、必要な警告、指示を行います。

② 立入禁止、退去、物件の除去（即時強制）

警告、指示を行う場合、警察官、海上保安官は、特に必要があると認めるときは、危険な場所への立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生ずるおそれのある道路上の車両その他の物件の除去その他必要な措置を講じます。

なお、警察官、海上保安官がいけない場合は、消防吏員、自衛官が措置を講じます。

③ (略)

④ 警察官の措置

警察官は、危険な事態がある場合には、危害を避けしめるために必要な限度で避難拒否者等を避難させることができます。

(g) **避難行動要支援者**の避難

a **避難行動要支援者**の避難に係る計画の完成

知事 (**福祉保健部**) は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、**避難行動要支援者**及びそれらの施設及び**避難行動要支援者**の避難体制の状況を確認し、**避難行動要支援者**の避難に係る計画を完成します。

b **避難行動要支援者**の誘導の支援

知事 (福祉保健部) は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、**避難行動要支援者**の運送手段を手配するとともに、運送力が不足する場合は、関係機関・団体に対し支援を要請します。

(略)

c 県による避難住民の誘導支援 **(法63)**

- ① 知事は、市町村長から警察官等による避難住民の誘導について要請があった場合、必要に応じ調整を行います。
- ② 避難住民の誘導中の市町村長から求めがあったとき、求めを待つかとまがないと認めるときは、以下のとおり避難住民の誘導を要請します。

要請先	要 請 内 容
鳥取県警察本部長	(略)
第八管区海上保安本部長	(略)
出勤等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長 (令8② に定める自衛隊の部隊等の長に限る。)	(略)

- ③ 知事 (**防災局**) は、市町村が行う避難住民の誘導について、必要に応じ以下のとおり指示、代執行を実施します。 (**法67**)

(略)

d 警察による避難住民の誘導

- ① 警察署長は、警察官等による避難住民の誘導について市町村長と協議し、市町村長から通知を受けた避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう、交通規制、先導、同行警備、広報等の必要な措置を実施します。
- ② 避難の指示が徹底しない場合は、警察官の措置 (**警職法4**) により避難を徹底します。

e 住民への、避難住民の誘導に必要な援助に対する協力要請

(略)

- ・ **災害時要援護者**の避難の援助

f 避難拒否者等への対応

① 警告、指示

避難住民を誘導する市町村職員、員職員（補助を**含む**）警察官、海上保安官、自衛官等は、避難に伴う混雑等避難住民に危険な状態が発生しそうな**恐れ**があるときは、必要な警告、指示を行います。

② 立入禁止、退去、物件の除去（即時強制）

警告、指示を行う場合、警察官、海上保安官は、特に必要があると認めるときは、危険な場所への立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生ずるおそれのある道路上の車両その他の物件の除去その他必要な措置を講じます。

なお、警察官、海上保安官がいけない場合は、消防吏員、自衛官が措置を講じます。

③ (略)

④ 警察官の措置

警察官は、危険な事態がある場合には、危害を避けしめるために必要な限度で避難拒否者等を避難させることができます。 (**警職法4**)

(g) **災害時要援護者**の避難

a **災害時要援護者**の避難に係る計画の完成

知事 (**福祉保健部**、**文化観光局**) は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、**災害時要援護者**及びそれらの施設及び**災害時要援護者**の避難体制の状況を確認し、**災害時要援護者**の避難に係る計画を完成します。

b **災害時要援護者**の誘導の支援

知事 (福祉保健部) は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、**災害時要援護者**の運送手段を手配するとともに、運送力が不足する場合は、関係機関・団体に対し支援を要請します。

別紙第5 4活動要領 5-19	(4)運送	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項目</th> <th style="width: 70%;">業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村長による避難行動要支援者の避難</td> <td> <p>1 在施設避難行動要支援者 高齢者施設、障がい者施設、乳幼児施設等の長は、入所者の避難を誘導するものとします。</p> <p>2 在宅避難行動要支援者 市町村は、各自治会等の協力を得て、各地域内の在宅避難行動要支援者を、各地域の集合施設まで誘導します。 市町村は、各集合施設から避難所まで、在宅避難行動要支援者を誘導するものとします。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	業務	市町村長による 避難行動要支援者 の避難	<p>1 在施設避難行動要支援者 高齢者施設、障がい者施設、乳幼児施設等の長は、入所者の避難を誘導するものとします。</p> <p>2 在宅避難行動要支援者 市町村は、各自治会等の協力を得て、各地域内の在宅避難行動要支援者を、各地域の集合施設まで誘導します。 市町村は、各集合施設から避難所まで、在宅避難行動要支援者を誘導するものとします。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項目</th> <th style="width: 70%;">業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村長による災害時要援護者の避難</td> <td> <p>1 在施設災害時要援護者 高齢者施設、障がい者施設、乳幼児施設等の長は、入所者の避難を誘導するものとします。</p> <p>2 在宅災害時要援護者 市町村は、各自治会等の協力を得て、各地域内の在宅災害時要援護者を、各地域の集合施設まで誘導します。 市町村は、各集合施設から避難所まで、在宅災害時要援護者を誘導するものとします。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	業務	市町村長による 災害時要援護者 の避難	<p>1 在施設災害時要援護者 高齢者施設、障がい者施設、乳幼児施設等の長は、入所者の避難を誘導するものとします。</p> <p>2 在宅災害時要援護者 市町村は、各自治会等の協力を得て、各地域内の在宅災害時要援護者を、各地域の集合施設まで誘導します。 市町村は、各集合施設から避難所まで、在宅災害時要援護者を誘導するものとします。</p>	
項目	業務											
市町村長による 避難行動要支援者 の避難	<p>1 在施設避難行動要支援者 高齢者施設、障がい者施設、乳幼児施設等の長は、入所者の避難を誘導するものとします。</p> <p>2 在宅避難行動要支援者 市町村は、各自治会等の協力を得て、各地域内の在宅避難行動要支援者を、各地域の集合施設まで誘導します。 市町村は、各集合施設から避難所まで、在宅避難行動要支援者を誘導するものとします。</p>											
項目	業務											
市町村長による 災害時要援護者 の避難	<p>1 在施設災害時要援護者 高齢者施設、障がい者施設、乳幼児施設等の長は、入所者の避難を誘導するものとします。</p> <p>2 在宅災害時要援護者 市町村は、各自治会等の協力を得て、各地域内の在宅災害時要援護者を、各地域の集合施設まで誘導します。 市町村は、各集合施設から避難所まで、在宅災害時要援護者を誘導するものとします。</p>											
別紙第5 4活動要領 5-21	(5)衛生	<p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 搬送業務 (ア) 計画の作成 知事 (危機管理局、福祉保健部) は、避難・救援の状況に応じ搬送計画を作成し、搬送体制を設定するとともに、人員、資機材等が不足する場合は、関係機関・団体に対し支援を要請します。</p> <p>(イ) 搬送の実施 知事 (危機管理局、福祉保健部) は、消防、関係機関・団体と連絡調整の上、搬送体制（トリアージを含む）の状況を把握し、搬送を実施します。 この際、臨時医療施設への搬送のほか、要避難地域外への搬送を実施します。</p> <p>(ウ) 被災者等への対処 知事 (危機管理局、福祉保健部) は、消防、関係機関・団体と連絡調整の上、武力攻撃災害が発生したときは直ちに、適切な被災者のトリアージ・搬送を実施します。</p> <p>オ～キ (略)</p>	<p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 搬送業務 (ア) 計画の作成 知事 (防災局、福祉保健部) は、避難・救援の状況に応じ搬送計画を作成し、搬送体制を設定するとともに、人員、資機材等が不足する場合は、関係機関・団体に対し支援を要請します。</p> <p>(イ) 搬送の実施 知事 (防災局、福祉保健部) は、消防、関係機関・団体と連絡調整の上、搬送体制（トリアージを含む）の状況を把握し、搬送を実施します。 この際、臨時医療施設への搬送のほか、要避難地域外への搬送を実施します。</p> <p>(ウ) 被災者等への対処 知事 (防災局、福祉保健部) は、消防、関係機関・団体と連絡調整の上、武力攻撃災害が発生したときは直ちに、適切な被災者のトリアージ・搬送を実施します。</p> <p>オ～キ (略)</p>									
別紙第5 4活動要領 5-22	(6)施設	<p>ア 業務実施の基本的事項 知事は、要避難地域・避難先地域市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、避難・救援に必要な避難所、救援施設について速やかに提供します。 また、必要に応じて県現地对策本部などを設置するとともに、被災した県有施設の応急復旧を実施します。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 建設 (ア) (略)</p> <p>(イ) 救護施設の開設 a・b (略)</p> <p>c 障害の除去 知事 (県土整備部) は、避難経路、収容施設等に対して危険となり、又は工事の障害となる箇所等について、速やかに障害を除去し、安全を確保します。</p> <p>(ウ) 公共施設 知事 (総務部) は、県有施設の被害状況、県有施設への住民の避難状況等を集約し、対応を検討します。 また、必要に応じて県仮庁舎、県現地对策本部などの設置場所を決定し、管理者等と連携の上、回線の敷設、仮設建築物の建設等、設営を実施するとともに、不足が見込まれる資機材等を確保します。</p> <p>エ 土地利用 (ア) (略)</p> <p>(イ) 公共施設 知事 (総務部) は、県仮庁舎、県現地对策本部等に必要な施設等について、管理者に連絡し、賃貸借契約の締結等による確保を行います。</p>	<p>ア 業務実施の基本的事項 知事は、要避難地域・避難先地域市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、避難・救援に必要な避難所、救援施設について速やかに提供します。 また、必要に応じて県現地对策本部などを設置するとともに、被災した県有施設の応急復旧を実施します。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 建設 (ア) (略)</p> <p>(イ) 救護施設の開設 a・b (略)</p> <p>c 障害の除去 知事 (県土整備部) は、避難経路、収容施設等に対して危険となり、または工事の障害となる箇所等について、速やかに障害を除去し、安全を確保します。</p> <p>(ウ) 公共施設 知事 (総務部) は、県有施設の被害状況、県有施設への住民の避難状況等を集約し、対応を検討します。 また、必要に応じて県仮庁舎、現地对策本部などの設置場所を決定し、管理者等と連携の上、回線の敷設、仮設建築物の建設等、設営を実施するとともに、不足が見込まれる資機材等を確保します。</p> <p>エ 土地利用 (ア) (略)</p> <p>(イ) 公共施設 知事 (総務部) は、県仮庁舎、現地本部等に必要な施設等について、管理者に連絡し、賃貸借契約の締結等による確保を行います。</p>									

別紙第5 4活動要領 5-24	(7) 人に関する こと	<p>ア 職員の確保 (7) (略) (イ) 職員の派遣要請、あつせん要請 a 知事 (危機管理局) は、職員の状況を把握し、職種別不足人員数を集計の上、指定行政機関、他都道府県知事等に対し職員の派遣を要請します。 b (略) (ウ)・(エ) (略) イ～エ (略)</p>	<p>ア 職員の確保 (7) (略) (イ) 職員の派遣要請、あつせん要請 a 知事 (防災局) は、職員の状況を把握し、職種別不足人員数を集計の上、指定行政機関、他都道府県知事等に対し職員の派遣を要請します。 b (略) (ウ)・(エ) (略) イ～エ (略)</p>	
別紙第5 4活動要領 5-24	(8) 武力攻撃災害 に伴う被害の最小化	<p>(8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化 ア (略) イ 武力攻撃災害対処 (7) (略) (イ) 緊急通報と退避の指示 a 避難中に武力攻撃災害の兆候通報等があり、武力攻撃災害が住民に危険を及ぼすと判断される場合は、速やかに第2章 国民保護措置の概要の「2 実施要領」の「武力攻撃に伴う被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(イ) 緊急通報の発令」に準じて緊急通報を発令します。 b 避難中に住民を守るため、必要があると認めるときは、速やかに、第2章 国民保護措置の概要の「2 実施要領」の「(4) 武力攻撃に伴う被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(ウ) 退避の指示」に準じて退避を指示します。 (ウ) (略)</p>	<p>(8) 武力攻撃に伴う被害の最小化 ア (略) イ 武力攻撃災害対処 (7) (略) (イ) 緊急通報と退避の指示 a 避難中に武力攻撃災害の兆候通報等があり、武力攻撃災害が住民に危険を及ぼすと判断される場合は、速やかに第2章 構想の「2 実施要領」の「武力攻撃災害による被害の最小化(予防、対処)」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(イ) 緊急通報の発令」に準じて緊急通報を発令します。 b 避難中に住民を守るため、必要があると認めるときは、速やかに、第2章 構想の「2 実施要領」の「(4) 武力攻撃災害による被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(ウ) 退避の指示」に準じて退避を指示します。 (ウ) (略)</p>	
別紙第5 4活動要領 5-25	(9) 国民生活の安定に関する措置	<p>ア 生活関連物資等の流通と価格の安定 警報、避難の指示等により不安感、緊張感が高まることが予想されることから、知事(生活環境部)は、「第2章 国民保護措置の概要」の「2 実施要領」の「(5) 国民生活の安定に関する措置」により、生活関連物資等の価格を監視し、必要と認めるときは、価格安定措置を実施します。 イ ライフライン等の確保 (7) 知事 (危機管理局、総務部、生活環境部、県土整備部、企業局) は、県が管理するライフラインについて警戒、情報収集を強化し、確実な確保を図ります。 (イ) 知事 (危機管理局、総務部、地域振興部、生活環境部、県土整備部) は、ライフライン事業者等との連携を強化し、ライフラインの確保に遺漏がないようにします。 (ウ) (略) ウ 防犯等 (7) 警報、避難の指示等により不安感、緊張感が高まることが予想されることから、知事 (危機管理局)、警察本部長は、「第2章 国民保護措置の概要」の「2 実施要領」の「(5) 国民生活の安定に関する措置」により、パトロールの強化等、警戒を強化します。 (イ) 警察は、要避難地域の混乱あるいは無人化に伴う窃盗事案等の発生、避難所あるいは救援物資の集積所等における紛争事案の発生等に備え、パトロールの強化、避難所等の巡回等による警戒措置を行います。 エ 住民への周知 知事 (元気づくり総本部、危機管理局) は、県、国等が実施する国民生活安定措置について①要避難地域住民、②避難先地域住民、③その他の住民に広報を行い、適切な対応を呼びかけます。</p>	<p>ア 生活関連物資等の流通と価格の安定 警報、避難の指示等により不安感、緊張感が高まることが予想されることから、知事(生活環境部)は、「第2章 構想」の「2 実施要領」の「(5) 国民生活の安定に関する措置」により、生活関連物資等の価格を監視し、必要と認めるときは、価格安定措置を実施します。 イ ライフライン等の確保 (7) 知事 (統轄監、防災局、総務部、企画部、生活環境部、県土整備部、企業局) は、県が管理するライフラインについて警戒、情報収集を強化し、確実な確保を図ります。 (イ) 知事 (統轄監、危機管理局、総務部、企画部、生活環境部、県土整備部) は、ライフライン事業者等との連携を強化し、ライフラインの確保に遺漏がないようにします。 (ウ) (略) ウ 防犯等 (7) 警報、避難の指示等により不安感、緊張感が高まることが予想されることから、知事 (防災局)、警察本部長は、「第2章 構想」の「2 実施要領」の「(5) 国民生活の安定に関する措置」により、パトロールの強化等、警戒を強化します。 (イ) 警察は、要避難地域の混乱或いは無人化に伴う窃盗事案等の発生、避難所或いは救援物資の集積所等における紛争事案の発生等に備え、パトロールの強化、避難所等の巡回等による警戒措置を行います。 エ 住民への周知 知事 (統轄監) は、県、国等が実施する国民生活安定措置について①要避難地域住民、②避難先地域住民、③その他の住民に広報を行い、適切な対応を呼びかけます。</p>	
別紙第5 4活動要領 5-25	(10) 広報、広聴活動	<p>ア 報道機関への情報提供 知事は記者会見を行い、報道機関及び住民に対し情報を提供します。 また、知事 (元気づくり総本部、危機管理局) は、随時資料提供等により報道機関へ最新の情報を提供します。 なお、被害状況及び施設の復旧等に関する情報は、各関係機関で発表しますが、県においても前記の方法により発表します。</p>	<p>ア 報道機関への情報提供 知事は記者会見を行い、報道機関及び住民に対し情報を提供します。 また、知事 (統轄監) は、随時資料提供等により報道機関へ最新の情報を提供します。 なお、被害状況及び施設の復旧等に関する情報は、各関係機関で発表しますが、県においても前記方法により発表します。</p>	

別紙第5 4活動要領 5-25	(10) 広報、広聴活動	<p>イ 広報の強化 (ア)・(イ) (略) (ウ) 関係機関への要請 知事(元気づくり総本部、地域振興部、観光交流局)は、以下のとおり各機関へ広報に対する協力を依頼します。 (略) (エ) 報道機関への広報協力依頼 知事(危機管理局)、警察は、住民の避難・救援等に係る広報について、報道機関に対し協力依頼します。 また、知事(元気づくり総本部)、警察は、住民の避難措置、武力攻撃災害への対処等を的確に実施するため、交通規制、犯罪予防等について報道機関に情報を提供するとともに広報の協力依頼を行います。 なお、放送事業者である指定(地方)公共機関は、県から警報、避難の指示及び緊急通報について通知を受けたときは、国民保護業務計画に基づきその内容を放送します。 (オ) その他 a (略) b 知事(元気づくり総本部)は、武力攻撃の状況、予測、避難の状況、計画及び避難先地域で行われる救援の種別、時期、量、質等について広報し、住民が安心して避難できるように努めます。 c (略) ウ 広聴 知事(元気づくり総本部)、警察、市町村長は、相談窓口情報を集約し、住民からの問い合わせや相談、要望に対応するとともに、相談内容に応じ関係機関・団体へ必要な協力を要請します。 特に、避難・救援に関する相談及び安否・被災情報を重視します。</p>	<p>イ 広報の強化 (ア)・(イ) (略) (ウ) 関係機関への要請 知事(統轄監)は、以下のとおり各機関へ広報に対する協力を依頼します。 (略) (エ) 報道機関への広報協力依頼 知事(防災局)、警察は、住民の避難・救援等に係る広報について、報道機関に対し協力依頼します。 また、知事(総務部)、警察は、住民の避難措置、武力攻撃災害への対処等を的確に実施するため、交通規制、犯罪予防等について報道機関に情報を提供するとともに広報の協力依頼を行います。 なお、放送事業者である指定地方公共機関は、県から警報、避難の指示及び緊急通報について通知を受けたときは、国民保護業務計画に基づきその内容を放送します。 (オ) その他 a (略) b 知事(総務部)は、武力攻撃の状況、予測、避難の状況、計画及び避難先地域で行われる救援の種別、時期、量、質等について広報し、住民が安心して避難できるように努めます。 c (略) ウ 広聴 知事(総務部)、警察、市町村長は、相談窓口情報を集約し、住民からの問い合わせや相談、要望に対応するとともに、相談内容に応じ関係機関・団体へ必要な協力を要請します。 特に、避難・救援に関する相談及び安否・被災情報を重視します。</p>	
別紙第5 5その他 5-26	(1) 応急教育	<p>ア・イ (略) ウ 児童・生徒の保護 県・市町村教育委員会は、児童・生徒の安全と避難を保障し、児童・生徒の教育を最大限可能な限り継続するよう努めるものとします。 エ 私立学校への応急教育の要請 知事(地域振興部)は、要避難地域の私立学校に対し、上記に準じ必要な対策を講ずるよう要請します。</p>	<p>ア・イ (略) ウ 児童の保護 県・市町村教育委員会は、児童の安全と避難を保障し、児童の教育を最大限可能な限り継続するよう努めるものとします。 エ 私立学校への応急教育の要請 知事(企画部)は、要避難地域の私立学校に対し、上記に準じ必要な対策を講ずるよう要請します。</p>	
別紙第5 5その他 5-27	(2) 文化財の保護	<p>教育委員会は、要避難地域に所在する文化財について可能であれば避難先地域への所在場所の変更又は管理方法の変更を実施し、所有者等を支援するとともに、必要な場合は、措置を講ずべきことを命じ、又は勧告します。</p>	<p>教育委員会は、要避難地域に所在する文化財について可能であれば避難先地域への所在場所の変更、または、管理方法の変更を実施し、所有者等を支援するとともに、必要な場合は、措置を講ずべきことを命じ、又は勧告します。</p>	
別紙第6 1状況 6-2	(2) 情報計画	(2) 情報計画 別紙第1「情報計画」参照	(2) 別紙第1「情報計画」参照	

別紙第6
3各機関の役割
6-2

(1)県

機 関 名	事務又は業務
共通	1 その他知事の命ずる事項又は 県対策本部長 の求める事項
元気づくり総本部	1 国民保護に関する 広報、広聴 2 (略)
危機管理局	1 県対策本部 事務局の庶務 2～5 (略) 6 県対策本部 における通信施設の保全 7 (略)
総務部	1 庁舎の管理、運用、調査 2 県 の公有財産の管理、運用、調査 3～6 (略) (削除) 7 人権の擁護の確保 8 県議会に関すること(臨時議会の招集) 9 職員の動員、派遣要請、受入 10 職員の安否、補償 11 関東地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 12 関西地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 13 東海地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 14 鳥取情報ハイウェイに関すること
地域振興部	1 避難住民運送手段の確保、計画 (削除) 2 私立学校に関すること 3 市町村の行財政運営の支援 4 安否情報・被災情報の収集等
観光交流局	(削除) 1 観光客に対する広報及び観光施設等との連絡調整 2 外国人に対する広報、避難、救援 3 外国人の安否情報・被災情報の収集等 4 外国人の安全確保及び支援
福祉保健部	1・2 (略) 3 要配慮者(外国人を除く。) の安全確保及び支援 4 義援金 の収配等 5～9 (略)
生活環境部	1・2 (略) 3 死亡獣畜 処理 4～11 (略)
商工労働部	1 県内企業の状況把握 2 避難住民等の就職支援 3 物資運送手段(トラックその他) の確保、手配 4 商工労働団体・機関との連絡調整 5 救援物資の集配の総合調整
農林水産部	1～8 (略)
県土整備部	1 道路(広域農道、農免道路を含む。) 状況の把握、確保 2～10 (略)
会計管理者	1 (略) 2 県有車両(警察車両を除く。) の管理、運用

機 関 名	事務又は業務の 大綱
共通	1 その他知事の命ずる事項、 または対策本部長 の求める事項
統轄監	1 国民保護に関する 広報 2 (略) 3 庁舎の管理、運用、調査
防災局	1 県国民保護対策本部 事務局の庶務 2～5 (略) 6 本部 における通信施設の保全 7 (略)
総務部	1 国民保護に関する広聴 2 公有財産の管理、運用、調査 3～6 (略) 7 市町村の行財政運営の支援 8 人権の擁護の確保 9 県議会に関すること(臨時議会の招集) 10 職員の動員、派遣要請、受入 11 職員の安否、補償 12 関東地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 13 関西地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 14 東海地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 (新規)
企画部	1 避難住民運送手段の確保、計画 2 鳥取情報ハイウェイの被害に関すること 3 私立学校に関すること 4 市町村の行財政運営の支援 (新規)
文化観光局	1 安否情報の収集等 2 観光客に対する広報及び観光施設等との連絡調整 3 外国人に対する広報、避難、救援 (新規) (新規)
福祉保健部	1・2 (略) 3 災害時要援護者(外国人除く。) の安全確保及び支援 4 義援金品 の収配等 5～9 (略)
生活環境部	1・2 (略) 3 へい獣 処理 4～11 (略)
商工労働部	(新規) 1 避難住民等の就職支援 2 トラックその他物資運送手段 の確保、手配 (新規) (新規)
農林水産部	1～8 (略)
県土整備部	1 道路状況 の把握、確保 2～10 (略)
会計管理者	1 (略) 2 県有車両(警察車両及び軽自動車を除く。) の管理、運用

別紙第6 3各機関の役割 6-4	(1)県	<table border="1"> <tr> <td>総合事務所（東部地区は東部振興監）</td> <td>1 県現地対策本部が設置された場合の県対策本部事務の一部の実施</td> </tr> <tr> <td>企業局</td> <td>1 (略) 2 県営発電施設・県営工業用水施設の保全措置</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	総合事務所（東部地区は東部振興監）	1 県現地対策本部が設置された場合の県対策本部事務の一部の実施	企業局	1 (略) 2 県営発電施設・県営工業用水施設の保全措置	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td>総合事務所</td> <td>1 現地対策本部が設置された場合の対策本部事務の一部の実施</td> </tr> <tr> <td>企業局</td> <td>1 (略) 2 県営発電施設・県営工業用水施設の保全措置</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	総合事務所	1 現地対策本部が設置された場合の対策本部事務の一部の実施	企業局	1 (略) 2 県営発電施設・県営工業用水施設の保全措置	(略)	(略)	
総合事務所（東部地区は東部振興監）	1 県現地対策本部が設置された場合の県対策本部事務の一部の実施															
企業局	1 (略) 2 県営発電施設・県営工業用水施設の保全措置															
(略)	(略)															
総合事務所	1 現地対策本部が設置された場合の対策本部事務の一部の実施															
企業局	1 (略) 2 県営発電施設・県営工業用水施設の保全措置															
(略)	(略)															
別紙第6 3各機関の役割 6-6	(2)市町村	<table border="1"> <tr> <td>機関名</td> <td>事務又は業務</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>1～10 (略) 11 その他市町村長の命ずる事項又は市町村対策本部長の求める事項</td> </tr> </table>	機関名	事務又は業務	市町村	1～10 (略) 11 その他市町村長の命ずる事項又は市町村対策本部長の求める事項	<table border="1"> <tr> <td>機関名</td> <td>事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>1～10 (略) 11 その他市町村長の命ずる事項、または市町村対策本部長の求める事項</td> </tr> </table>	機関名	事務又は業務の大綱	市町村	1～10 (略) 11 その他市町村長の命ずる事項、または市町村対策本部長の求める事項					
機関名	事務又は業務															
市町村	1～10 (略) 11 その他市町村長の命ずる事項又は市町村対策本部長の求める事項															
機関名	事務又は業務の大綱															
市町村	1～10 (略) 11 その他市町村長の命ずる事項、または市町村対策本部長の求める事項															
別紙第6 3各機関の役割 6-6	(3)指定 地方行政機関 (指定行政機関)	<table border="1"> <tr> <td>機関名</td> <td>事務又は業務</td> </tr> <tr> <td>共通</td> <td>1 本文「第3章 国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち避難生活段階において実施すべき業務</td> </tr> </table>	機関名	事務又は業務	共通	1 本文「第3章 国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち避難生活段階において実施すべき業務	<table border="1"> <tr> <td>機関名</td> <td>事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>共通</td> <td>1 本文「第3章 関係機関の事務又は業務の大綱」に示す業務のうち避難生活段階において実施すべき業務</td> </tr> </table>	機関名	事務又は業務の大綱	共通	1 本文「第3章 関係機関の事務又は業務の大綱」に示す業務のうち避難生活段階において実施すべき業務					
機関名	事務又は業務															
共通	1 本文「第3章 国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち避難生活段階において実施すべき業務															
機関名	事務又は業務の大綱															
共通	1 本文「第3章 関係機関の事務又は業務の大綱」に示す業務のうち避難生活段階において実施すべき業務															
別紙第6 3各機関の役割 6-6	(4)自衛隊	<table border="1"> <tr> <td>機関名</td> <td>事務又は業務</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>1 (略)</td> </tr> </table>	機関名	事務又は業務	(略)	1 (略)	<table border="1"> <tr> <td>機関名</td> <td>事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>1 (略)</td> </tr> </table>	機関名	事務又は業務の大綱	(略)	1 (略)					
機関名	事務又は業務															
(略)	1 (略)															
機関名	事務又は業務の大綱															
(略)	1 (略)															
別紙第6 3各機関の役割 6-6	(5)指定 公共機関	<table border="1"> <tr> <td>機関名</td> <td>事務又は業務</td> </tr> <tr> <td>共通</td> <td>1 本文「第3章 国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち避難生活段階において実施すべき業務</td> </tr> </table>	機関名	事務又は業務	共通	1 本文「第3章 国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち避難生活段階において実施すべき業務	<table border="1"> <tr> <td>機関名</td> <td>事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>共通</td> <td>1 本文「第3章 関係機関の事務又は業務の大綱」に示す業務のうち避難生活段階において実施すべき業務</td> </tr> </table>	機関名	事務又は業務の大綱	共通	1 本文「第3章 関係機関の事務又は業務の大綱」に示す業務のうち避難生活段階において実施すべき業務					
機関名	事務又は業務															
共通	1 本文「第3章 国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち避難生活段階において実施すべき業務															
機関名	事務又は業務の大綱															
共通	1 本文「第3章 関係機関の事務又は業務の大綱」に示す業務のうち避難生活段階において実施すべき業務															
別紙第6 3各機関の役割 6-6	(6)指定 地方公共機関	<table border="1"> <tr> <td>機関名</td> <td>事務又は業務</td> </tr> <tr> <td>共通</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	機関名	事務又は業務	共通	(略)	<table border="1"> <tr> <td>機関名</td> <td>事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>共通</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	機関名	事務又は業務の大綱	共通	(略)					
機関名	事務又は業務															
共通	(略)															
機関名	事務又は業務の大綱															
共通	(略)															
別紙第6 4活動要領 6-7	(1)情報	<p>ア 救援の指示 (ア) 救援の指示の受信 知事（危機管理局）は、国対策本部長から救援の指示を受けたときは、速やかにその内容を市町村、関係機関・団体へ通知します。</p> <p>(イ) 救援の委託等 知事（危機管理局）は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととします。 (略)</p> <p>イ 情報の収集、分析、提供 知事（危機管理局・各部署）は、市町村及び関係指定（地方）公共機関等から、避難住民等の救援に必要な情報及び要避難地域の被災情報を収集し、一元化します。また、市町村及び関係指定（地方）公共機関等へ情報を提供するとともに、その協力を得て避難住民等に対し情報を提供します。 警察は、関係機関との連絡を密にし、被災情報の提供、避難住民等の救出救助、避難住民の誘導、交通規制等について、必要な要請を行います。</p> <p>ウ 安否情報の収集、整理、提供、報告（法第94条、第95条、第96条） 知事（地域振興部）は、要避難市町村、避難先市町村、関係機関等と相互に協力して、安否情報の収集、整理、提供、報告を行います。この際、個人情報の保護及び報道の自由に十分に配慮します。 (略)</p>	<p>ア 救援の指示 (ア) 救援の指示の受信 知事（防災局）は、国対策本部長から救援の指示を受けたときは、速やかにその内容を市町村、関係機関・団体へ通知します。</p> <p>(イ) 救援の委託等 知事（防災局）は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととします。 (略)</p> <p>イ 情報の収集、分析、提供 知事（防災局他各部署）は、市町村及び関係指定地方公共機関等から、避難住民等の救援に必要な情報及び要避難地域の被災情報を収集し、一元化します。また、市町村及び関係指定地方公共機関等へ情報を提供するとともに、その協力を得て避難住民等に対し情報を提供します。 警察は、関係機関との連絡を密にし、被災情報の提供、避難住民等の救出救助、避難住民の誘導、交通規制等について、必要な要請を行います。</p> <p>ウ 安否情報の収集、整理、提供、報告（法94、95、96） 知事（総務部、文化観光局）は、要避難市町村、避難先市町村、関係機関等と相互に協力して、安否情報の収集、整理、提供、報告を行います。この際、個人情報の保護及び報道の自由に十分に配慮します。 (略)</p>													

<p>別紙第6 3各機関の役割 6-7</p>	<p>(2)実施体制</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県対策本部 県対策本部は、救援が指示された場合、速やかに次の業務を行います。 (ア)～(エ) (略)</p> <p>(オ) 県現地対策本部 必要と認めるときは、避難先地域等に県現地対策本部を設置します。</p> <p>ウ 関係機関の国民保護体制 (略)</p> <p>(ア) 市町村 市町村は、知事(危機管理局)から救援の指示の通知を受けたときは、あらかじめ市町村国民保護計画で定めるところにより避難住民等の受入、救援等に必要の体制をとり、以下の業務を実施することとされています。</p> <p>a 県が実施する救援の補助 ①避難住民等の救援については、原則として県が実施し、市町村はこれを補助することとされています。(法第76条第2項) ② (略)</p> <p>b 市町村による救援の実施 ①県は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、救援事務の一部を市町村が行うこととすることができるとされています。(法第76条第1項) ②～④ (略)</p> <p>(イ) 警察の国民保護体制 警察は、避難先地域の防犯・警戒、緊急物資の運送に伴う交通規制、武力攻撃災害対処など国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、警察本部・関係警察署における対策本部の設置、交通規制体制等による総合対策を実施するほか、必要により公安委員会に報告の上、県外応援部隊の派遣を得る等、必要な体制を確保します。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) 他都道府県との連絡調整 a 知事(危機管理局)は、救援に要する施設、物資、資機材、人員等について、県内の所要等を取りまとめ、他都道府県知事に対する要請と連絡調整を行います。 b 知事(危機管理局)は、住民を他都道府県に避難させたときは、避難先地域の知事と避難住民等の救援について協議するとともに、他都道府県からの情報収集、連絡調整を行います。 c 警察は、避難住民等の救援、犯罪の予防及び武力攻撃災害への対処等を的確に実施するため、県外部隊及び装備資機材等の応援要請、広域交通規制に係る協力要請等を行います。</p> <p>(オ) 指定(地方)公共機関との連絡調整(法第21条) a 指定(地方)公共機関が行う救援 指定(地方)公共機関は、その国民保護業務計画の定めるところにより救援を行うものとしします。 b 指定(地方)公共機関の応援 知事(危機管理局・関東部局)は、指定(地方)公共機関に対し、「(エ) 他都道府県との連絡調整」a)に準じて要請を行うとともに、指定(地方)公共機関が避難住民等の救援を実施するための①労務、②施設、③設備、④物資の確保等について応援を行います。 c 日本赤十字社との連携 知事(福祉保健部)は、救援の措置のうち必要とされる措置又はその応援について、日本赤十字社に委託します。この場合、災害救助法における実務に準じた手続により行います。 d 指定(地方)公共機関による緊急物資の運送 知事(商工労働部)は、運送事業者である指定(地方)公共機関に対し、緊急物資の運送を求め、また、住民の身体、生命、財産を保護するため特に必要があると認めるときは、指定(地方)公共機関に緊急物資の運送を指示します。</p>	<p>ア (略)</p> <p>イ 対策本部 対策本部は、救援が指示された場合、速やかに次の業務を行います。 (ア)～(エ) (略)</p> <p>(オ) 現地対策本部 必要と認めるときは、避難先地域等に現地対策本部を設置します。</p> <p>ウ 関係機関の国民保護体制 (略)</p> <p>(ア) 市町村 市町村は、県(防災局)から救援の指示の通知を受けたときは、あらかじめ市町村国民保護計画で定めるところにより避難住民等の受入、救援等に必要の体制をとり、以下の業務を実施することとされています。</p> <p>a 県が実施する救援の補助 ①避難住民等の救援については、原則として県が実施し、市町村はこれを補助することとされています。(法76②) ② (略)</p> <p>b 市町村による救援の実施 ①県は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、救援事務の一部を市町村が行うこととすることができることとされています。(法76①) ②～④ (略)</p> <p>(イ) 警察の国民保護体制 警察は、避難先地域の防犯・警戒、緊急物資の運送に伴う交通規制、武力攻撃災害対処など国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、警察本部・関係警察署における警備本部の設置、交通規制体制等による総合対策を実施するほか、必要により公安委員会に報告の上、県外応援部隊の派遣を得る等、必要な体制を確保します。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) 他都道府県との連絡調整 a 知事(防災局)は、救援に要する施設、物資、資機材、人員等について、県内の所要等を取りまとめ、他都道府県知事に対する要請と連絡調整を行います。 b 知事(防災局)は、住民を他都道府県に避難させたときは、避難先地域の知事と避難住民等の救援について協議するとともに、他都道府県からの情報収集、連絡調整を行います。 c 警察は、避難住民等の救援、犯罪の予防及び武力攻撃災害への対処等を的確に実施するため、県外部隊及び装備資機材等の応援要請、広域交通規制に係る協力要請等を行います。</p> <p>(オ) 指定(地方)公共機関との連絡調整(法21) a 指定(地方)公共機関が行う救援 指定(地方)公共機関は、その国民保護業務計画の定めるところにより救援を行うものとしします。 b 指定(地方)公共機関の応援 知事(防災局ほか関東部局)は、指定(地方)公共機関に対し、「(エ) 他都道府県との連絡調整」a)に準じて要請を行うとともに、指定(地方)公共機関が避難住民等の救援を実施するための①労務、②施設、③設備、④物資の確保等について応援を行います。 c 日本赤十字社との連携 知事(福祉保健部)は、救援の措置のうち必要とされる措置またはその応援について、日本赤十字社に委託します。この場合、災害救助法における実務に準じた手続により行います。 d 指定(地方)公共機関による緊急物資の運送 知事(商工労働部)は、運送事業者である指定(地方)公共機関に対し、緊急物資の運送を求め、また、住民の身体、生命、財産を保護するため特に必要があると認めるときは、指定(地方)公共機関に緊急物資の運送を指示します。</p>	
---------------------------------	---	--	--

別紙第6 3各機関の役割 6-9	(2)実施 体制	<p>e 指定(地方)公共機関による医療の確保など 医療機関である指定(地方)公共機関は、その国民保護業務計画の定めるところにより、医療を確保し、医療関係団体である指定(地方)公共機関は医療の確保に係る調整を行うよう努めるものとします。(法第136条) また、知事(福祉保健部)は、医療関係団体である指定(地方)公共機関を通じ、医療関係者に医療の実施を要請・指示します。(法第85条)</p> <p>(h) 指定(地方)行政機関との連絡調整 a (略) b 内閣総理大臣の応援の指示 内閣総理大臣から他の都道府県の救援の実施について応援すべき旨の提示があった場合には、当該都道府県に対して応援を行います。</p> <p>(k) 自衛隊の国民保護等派遣 (法第15条) (略)</p>	<p>e 指定地方公共機関による医療の確保など 医療機関である指定地方公共機関は、その国民保護業務計画の定めるところにより、医療を確保し、医療関係団体である指定地方公共機関は医療の確保に係る調整を行うよう努めるものとします。(法136) また、知事(福祉保健部)は、医療関係団体である指定地方公共機関を通じ、医療関係者に医療の実施を要請・指示します。(法85)</p> <p>(h) 指定(地方)行政機関との連絡調整 a (略) b 厚生労働大臣の応援の指示 厚生労働大臣から他の都道府県の救援の実施について応援すべき旨の提示があった場合には、当該都道府県に対して応援を行います。</p> <p>(k) 自衛隊の国民保護等派遣 (法15) (略)</p>	
別紙第6 3各機関の役割 6-9	(3)補給 支援	<p>ア 業務実施の基本的事項 (7) (略) (4) 補給支援施設 県対策本部(補給支援センター)は、緊急物資集積地域、緊急物資集積所及び補給幹線を決定し、市町村、補給関係機関等へ通知するとともに、補給及び運送の管理運営を行います。 (略) イ 補給必要量 県対策本部(補給支援センター)は、避難住民等の数を把握し、補給品の必要量の見積もりを行います。 この際、避難所のニーズをできるだけ把握し、日用品、嗜好品などの計画的な補給を行います。 ウ 取得 (7) 補給品の取得 取得に当たっては、備蓄物資を活用するとともに、補給品の購入、関係機関・団体等への支援要請を行います。 また、粉ミルク及び離乳食、お粥等のやわらかい食品(アレルギー対応食品を含む。)など、多様な人に配慮した食品確保に努めます。 (4) (略) エ (略)</p>	<p>ア 業務実施の基本的事項 (7) (略) (4) 補給支援施設 対策本部(補給支援センター)は、緊急物資集積地域、緊急物資集積所及び補給幹線を決定し、市町村、補給関係機関等へ通知するとともに、補給及び運送の管理運営を行います。 (略) イ 補給必要量 対策本部(補給支援センター)は、避難住民等の数を把握し、補給品の必要量の見積もりを行います。 この際、避難所のニーズをできるだけ把握し、日用品、嗜好品などの計画的な補給を行います。 ウ 取得 (7) 補給品の取得 取得に当たっては、備蓄物資を活用するとともに、補給品の購入、関係機関・団体等への支援要請を行います。 (4) (略) エ (略)</p>	
別紙第6 3各機関の役割 6-10	(4)運送	<p>ア 業務実施の基本的事項 (略) この際、関係機関・団体との密接な連携、避難住民等のニーズに応じた円滑な物資の供給、避難行動要支援者の救援に注意します。 イ 運送支援施設 知事(地域振興部、県土整備部)は、避難先市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、絶えず運送網の情報を把握し、運送経路を確保(応急復旧、除雪、障害物・危険箇所等の除去、工事の中止など)するとともに、必要な場合は速やかに代替経路を決定します。</p>	<p>ア 業務実施の基本的事項 (略) この際、関係機関・団体との密接な連携、避難住民等のニーズに応じた円滑な物資の供給、災害時要援護者の救援に注意します。 イ 運送支援施設 知事(企画部、県土整備部)は、避難先市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、絶えず運送網の情報を把握し、運送経路を確保(応急復旧、除雪、障害物・危険箇所等の除去、工事の中止など)するとともに、必要な場合は速やかに代替経路を決定します。</p>	

<p>別紙第6 3各機関の役割 6-10</p>	<p>(4) 運送</p>	<p>ウ 運送業務 (7) 運送計画の決定 知事(危機管理局、地域振興部、県土整備部)は、以下の情報及び避難先市町村、関係機関・団体との連絡調整に基づき、救援物資の運送経路を決定するとともに、道路使用計画等を修正します。 a・b (略) c 「道路の利用指針」(特定公共施設利用法第12条) (4) 運送手段の確保 a 知事(総務部、地域振興部、商工労働部、農林水産部)は、関係機関・団体と連絡調整の上、車両、列車、航空機、船舶等の台数、運送範囲等の運送能力、稼働状況等を把握し、必要な対策(整備、運行の停止など)を実施します。 b 知事(地域振興部、商工労働部)は、運送事業者に必要な運送手段の確保を要請します。 この際、不足する輸送手段については、指定(地方)行政機関、他都道府県等に対し協力を要請します。 c また、必要な場合は、運送事業者である指定(地方)公共機関に対し、緊急物資の運送の求め(法第79条)等を行います。 (7) 運送の実施 a 知事(危機管理局、地域振興部、商工労働部)は、物資の供給や旅客運送、交通規制などと密接に連携した運送計画を修正し、この計画に基づいて輸送を行い、また、運送力が不足する場合は、関係機関・団体に対し支援を要請します。 b 知事(危機管理局、地域振興部、商工労働部)は避難生活の間において、市町村、関係機関・団体との協議、調整、指示を行います。 c また、指定(地方)公共機関に対し、物資の運送を求めます。この際、運送事業者である指定(地方)公共機関の運送が迅速かつ的確に行われないと認める場合は運送を指示するほか、運送事業者である指定公共機関が正当な理由がないのに運送の求めに応じないと認めるときは、国対策本部長に対しその旨を通知します。 d なお、指示に当たっては、指定(地方)公共機関の安全について確認するとともに、安全確保のため、武力攻撃の状況その他必要な情報を提供します。 エ (略)</p>	<p>ウ 運送業務 (7) 運送計画の決定 知事(防災局、企画部、県土整備部)は、以下の情報及び避難先市町村、関係機関・団体との連絡調整に基づき、救援物資の運送経路を決定するとともに、道路使用計画等を修正します。 a・b (略) c 「道路の利用指針」(特定公共施設利用法12) (4) 運送手段の確保 a 知事(総務部、企画部、商工労働部、農林水産部)は、関係機関・団体と連絡調整の上、車両、列車、航空機、船舶等の台数、運送範囲等の運送能力、稼働状況等を把握し、必要な対策(整備、運行の停止など)を実施します。 b 知事(企画部、商工労働部)は、運送事業者に必要な運送手段の確保を要請します。 この際、不足する輸送手段については、指定(地方)行政機関、他都道府県等に対し協力を要請します。 c また、必要な場合は、運送事業者である指定(地方)公共機関に対し、緊急物資の運送の求め(法79)等を行います。 (7) 運送の実施 a 知事(防災局、企画部、商工労働部)は、物資の供給や旅客運送、交通規制などと密接に連携した運送計画を修正し、この計画に基づいて輸送を行い、また、運送力が不足する場合は、関係機関・団体に対し支援を要請します。 b 知事(防災局、企画部、商工労働部)は避難生活の間において、市町村、関係機関・団体との協議、調整、指示を行います。 <u>この際、特に車両等の稼働状況、避難先市町村の避難住民等の状況、交通路使用の規制状況に注意します。</u> c また、指定(地方)公共機関に対し、物資の運送を求めます。この際、運送事業者である指定地方公共機関の運送が迅速かつ的確に行われないと認める場合は運送を指示するほか、運送事業者である指定公共機関が正当な理由がないのに運送の求めに応じないと認めるときは、国対策本部長に対しその旨を通知します。 d なお、指示に当たっては、指定地方公共機関の安全について確認するとともに、安全確保のため、武力攻撃の状況その他必要な情報を提供します。 エ (略)</p>	
<p>別紙第6 3各機関の役割 6-11</p>	<p>(5) 衛生</p>	<p>ア 業務実施の基本的事項 知事(福祉保健部)は、救援の際、衛生確保のため必要な医療、助産などを的確かつ迅速に提供します。 このため、関係機関・団体へ速やかに情報を提供し、緊密な連絡調整上、県内病院への患者受入要請・搬送及び県内病院職員の救護班派遣要請等の対応を行います。 また、感染症等の予防については、引き続き対応に万全を期すとともに、武力攻撃災害や感染症等が発生した場合には直ちにに対処し、被害を最小限に防除、軽減します。 県立病院は、医療等を提供します。 なお、医療の提供及び助産等を、必要に応じて日本赤十字社県支部に委託します。 イ・ウ (略) エ 搬送業務 (7) 状況把握・対策 知事(危機管理局、福祉保健部)は、消防、関係機関・団体と連絡調整の上、搬送体制(トリアージを含む)の状況を把握し、即応可能な体制(資機材、医師派遣体制など)を維持します。 (4) 計画の修正 知事(危機管理局、福祉保健部)は、避難住民等の状況に応じ搬送計画を修正し、搬送体制を設定するとともに、人員、資機材等が不足する場合は、関係機関・団体に対し支援を要請します。</p>	<p>ア 業務実施の基本的事項 知事(福祉保健部)は、救援の際、衛生確保のため必要な医療、助産などを的確かつ迅速に提供します。 このため、関係機関・団体へ速やかに情報を提供し、緊密な連絡調整上、県内病院への患者受入要請・搬送及び県内病院職員の救護班派遣要請等の対応を行います。 また、感染症等の予防については、引き続き対応に万全を期すとともに、武力攻撃災害や感染症等が発生した場合には直ちにに対処し、被害を最小限に防除、軽減します。 県立病院は、医療等を提供します。 なお、医療の提供及び助産等を、必要に応じて日赤県支部に委託します。 イ・ウ (略) エ 搬送業務 (7) 状況把握・対策 知事(防災局、福祉保健部)は、消防、関係機関・団体と連絡調整の上、搬送体制(トリアージを含む)の状況を把握し、即応可能な体制(資機材、医師派遣体制など)を維持します。 (4) 計画の修正 知事(防災局、福祉保健部)は、避難住民等の状況に応じ搬送計画を修正し、搬送体制を設定するとともに、人員、資機材等が不足する場合は、関係機関・団体に対し支援を要請します。</p>	

別紙第6 3各機関の役割 6-12	(5)衛生	<p>(ウ) 武力攻撃災害被災者等への対処 知事 (危機管理局、福祉保健部) は、消防、関係機関・団体と連絡調整の上、武力攻撃災害が発生したときは直ちに、適切な被災者のトリアージ・搬送を実施します。</p> <p>(略)</p> <p>オ 防疫業務 (略)</p> <p>なお、感染症等が発生した場合には、避難先市町村等を通じて遅滞なく発生情報を収集し、直ちに病原体検査、消毒、隔離及び診療等を実施し、拡大を防止するとともに、不足する人員、資機材等について速やかに支援を要請します。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>カ 健康管理業務 知事 (福祉保健部) は、健康相談・指導、健康相談等窓口の設置などにより、避難先地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障がい予防等を行うとともに、患者の早期発見、被災地の感染症発生状況把握に努め、必要に応じて応急治療等を行います。</p> <p>この場合、要配慮者などの心身双方の健康状態には特に配慮します。</p> <p>また、栄養士会等の関係団体と連携して栄養管理、栄養相談及び指導を行います。</p> <p>なお、感染症等が発生した場合は、感染症患者を迅速かつ安全に隔離するとともに、患者・避難所の消毒の実施及び指導を行います。</p> <p>キ (略)</p> <p>ク その他 (ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 避難所におけるし尿処理</p> <p>a (略)</p> <p>b し尿処理方法</p> <table border="1" data-bbox="322 791 1003 967"> <tr> <td>避難所</td> <td>避難所のし尿処理については、被災状況、避難住民等の数、水洗トイレの使用可否等避難所の状況により、学校のプール、井戸、雨水貯留槽等によって水を確保し、下水道機能を活用します。それでもなお、水洗トイレが不足する場合は想定して、便槽付きの仮設トイレ等を用意します。</td> </tr> <tr> <td>地域</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>c (略)</p>	避難所	避難所のし尿処理については、被災状況、避難住民等の数、水洗トイレの使用可否等避難所の状況により、学校のプール、井戸、雨水貯留槽等によって水を確保し、下水道機能を活用します。それでもなお、水洗トイレが不足する場合は想定して、便槽付きの仮設トイレ等を用意します。	地域	(略)	<p>(ウ) 武力攻撃災害被災者等への対処 知事 (防災局、福祉保健部) は、消防、関係機関・団体と連絡調整の上、武力攻撃災害が発生したときは直ちに、適切な被災者のトリアージ・搬送を実施します。</p> <p>(略)</p> <p>オ 防疫業務 (略)</p> <p>なお、感染症等が発生した場合には、避難先市町村等を通じて遅滞なく発生情報を収集し、直ちに病原体検査、消毒、隔離及び診療等を実施し、拡大を防止するとともに、不足する人員、資機材等について速やかに支援を要請します。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>カ 健康管理業務 知事 (福祉保健部) は、健康相談・指導、健康相談等窓口の設置などにより、避難先地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障がい予防等を行うとともに、患者の早期発見、被災地の感染症発生状況把握に努め、必要に応じて応急治療等を行います。</p> <p>この場合、災害時要援護者などの心身双方の健康状態には特に配慮します。</p> <p>また、栄養士会等の関係団体と連携して栄養管理、栄養相談及び指導を行います。</p> <p>なお、感染症等が発生した場合は、感染症患者を迅速かつ安全に隔離するとともに、患者・避難所の消毒の実施及び指導を行います。</p> <p>キ (略)</p> <p>ク その他 (ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 避難所におけるし尿処理</p> <p>a (略)</p> <p>b し尿処理方法</p> <table border="1" data-bbox="1075 791 1783 967"> <tr> <td>避難所</td> <td>避難所のし尿処理については、被災状況、避難住民等の数、水洗トイレの使用可否等避難所の状況により、学校のプール、井戸、雨水貯留槽等によって水を確保し、下水道機能を活用します。それでもなお、水洗トイレが不足する場合は想定して、便槽付きの仮設トイレ等を用意します。 くみ置き水等を利用した水洗トイレの使用</td> </tr> <tr> <td>地域</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>c (略)</p>	避難所	避難所のし尿処理については、被災状況、避難住民等の数、水洗トイレの使用可否等避難所の状況により、学校のプール、井戸、雨水貯留槽等によって水を確保し、下水道機能を活用します。それでもなお、水洗トイレが不足する場合は想定して、便槽付きの仮設トイレ等を用意します。 くみ置き水等を利用した水洗トイレの使用	地域	(略)	
避難所	避難所のし尿処理については、被災状況、避難住民等の数、水洗トイレの使用可否等避難所の状況により、学校のプール、井戸、雨水貯留槽等によって水を確保し、下水道機能を活用します。それでもなお、水洗トイレが不足する場合は想定して、便槽付きの仮設トイレ等を用意します。											
地域	(略)											
避難所	避難所のし尿処理については、被災状況、避難住民等の数、水洗トイレの使用可否等避難所の状況により、学校のプール、井戸、雨水貯留槽等によって水を確保し、下水道機能を活用します。それでもなお、水洗トイレが不足する場合は想定して、便槽付きの仮設トイレ等を用意します。 くみ置き水等を利用した水洗トイレの使用											
地域	(略)											
別紙第6 3各機関の役割 6-15	(6)施設	<p>ア 業務実施の基本的事項 (略)</p> <p>なお、必要に応じて各部署において県仮庁舎、県現地対策本部などを設置・維持するとともに、被災した県有施設について情報を集約し必要な対応を実施します。</p> <p>イ 必要量 (ア) (略)</p> <p>(イ) 公共施設 知事 (総務部) は、必要な場合県仮庁舎、県現地対策本部を設置し、可能な限り迅速に業務を開始するとともに、業務の状況に応じた適切な維持及び所要の充実を行います。</p>	<p>ア 業務実施の基本的事項 (略)</p> <p>なお、必要に応じて県仮庁舎、現地本部などを設置・維持するとともに、被災した県有施設について情報を集約し必要な対応を実施します。</p> <p>イ 必要量 (ア) (略)</p> <p>(イ) 公共施設 知事 (総務部) は、必要な場合県仮庁舎、現地本部を設置し、可能な限り迅速に業務を開始するとともに、業務の状況に応じた適切な維持及び所要の充実を行います。</p>									

別紙第6
3各機関の役割
6-16

(6)施設

ウ 建設

(7) 救援施設

a 避難所

①避難所の開設

知事（**危機管理局**、福祉保健部、各局）と避難先地域市町村は、協力して避難住民等へ避難所を提供します。

機関名	内容
(略)	(略)
福祉保健部	1 避難所の開設状況を把握するとともに、市町村から屋外収容施設の設置に必要な資材の調達があったときは、 会計管理者 に 所要量の調達 を依頼します。 2 (略) 3 要配慮者 に配慮した福祉避難所及び応急仮設住宅、通信機器等を手配します。
(略)	(略)
会計管理者	福祉保健部から屋外収容施設の開設に必要な資材の調達依頼があったときは、直ちに緊急調達を手配します。 なお、調達する資材は、その緊急性にかんがみ 短期 で設置可能なテントにします。
(略)	(略)

(略)

②避難所の管理・運営

(略)

機関名	内容
(略)	(略)
地域振興部	私立学校が避難施設に指定されている場合、知事（ 地域振興部 ）は、避難施設の管理・運営への協力を要請し、必要な事項を協議します。

(i) 公共施設

知事（総務部）は、県仮庁舎、**県現地对策本部**などの施設管理者等と連携し、所要の維持、充実を実施します。

エ 土地利用

(7) (略)

(i) 公共施設

知事（総務部）は、県仮庁舎、**県現地对策本部**等に必要な土地等について、必要に応じて管理者に連絡し、賃貸借契約の締結等確保、手配を行います。

オ 県が管理する公共施設等の応急復旧

知事（総務部）は、県有施設、通信設備などの被害状況、県有施設への住民の避難状況等を集約し、対応を検討の上、必要に応じて応急復旧等を実施し、必要な場合は指定（地方）行政機関等に支援（人員、資機材の提供、技術的助言など）を求めます。

また、求めにより、市町村や**指定（地方）公共機関**の支援を行います。

カ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理など

(7) (略)

(i) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

県（生活環境部）は、**「(7)武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理」**に準じて障害物の除去を行います。

ウ 建設

(7) 救援施設

a 避難所

①避難所の開設

知事（**防災局**、福祉保健部、各局）と避難先地域市町村は、協力して避難住民等へ避難所を提供します。

機関名	内容
(略)	(略)
福祉保健部	1 避難所の開設状況を把握するとともに、市町村から屋外収容施設の設置に必要な資材の調達があったときは、 所要量 を 出納局 に 調達方 を依頼します。 2 (略) 3 要配慮者災害時要援護者 に配慮した福祉避難所及び応急仮設住宅、通信機器等を手配します。
(略)	(略)
出納局	福祉保健部から屋外収容施設の開設に必要な資材の調達依頼があったときは、直ちに緊急調達を手配します。 なお、調達する資材は、その緊急性にかんがみ 短期 に設置可能なテントにします。
(略)	(略)

(略)

②避難所の管理・運営

(略)

機関名	内容
(略)	(略)
総務部	私立学校が避難施設に指定されている場合、知事（ 総務部 ）は、避難施設の管理・運営への協力を要請し、必要な事項を協議します。

(i) 公共施設

知事（総務部）は、県仮庁舎、**現地本部**などの施設管理者等と連携し、所要の維持、充実を実施します。

エ 土地利用

(7) (略)

(i) 公共施設

知事（総務部）は、県仮庁舎、**現地本部**等に必要な土地等について、必要に応じて管理者に連絡し、賃貸借契約の締結等確保、手配を行います。

オ 県が管理する公共施設等の応急復旧

知事（総務部）は、県有施設、通信設備などの被害状況、県有施設への住民の避難状況等を集約し、対応を検討の上、必要に応じて応急復旧等を実施し、必要な場合は指定（地方）行政機関等に支援（人員、資機材の提供、技術的助言など）を求めます。

また、求めにより、市町村や**指定地方公共機関**の支援を行います。

カ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理など

(7) (略)

(i) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

県（生活環境部）は、**「武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理」**に準じて障害物の除去を行います。

別紙第6 3各機関の役割 6-18	(7)人に関する こと	<p>ア (略)</p> <p>イ 被災者の捜索、救出 知事(危機管理局)は、消防機関、海上保安庁、自衛隊等関係機関と連携するとともに、被災情報、安否情報等の情報収集に協力します。 警察は、避難の段階に準じて被災者・遺体の捜索、救出を行います。</p> <p>ウ 埋葬、火葬、遺体の取扱い (7) 埋葬、火葬 知事(生活環境部)は、墓地、火葬場の能力、遺体の数、所在等の情報を集約し、避難の段階に準じて埋葬、火葬を行います。 この際、「広域火葬計画の策定について」(平成9年11月13日衛企第162号厚生省生活衛生局長通知)などを踏まえ、あらかじめ策定している広域的な火葬計画等により対応します。 また、法第122条及び令第34条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手續に係る特例が定められた場合は、速やかに同特例に基づき対応します。 (イ) (略)</p>	<p>ア (略)</p> <p>イ 被災者の捜索、救出 県(防災局)は、消防機関、海上保安庁、自衛隊等関係機関と連携するとともに、被災情報、安否情報等の情報収集に協力します。 警察は、避難の段階に準じて被災者・遺体の捜索、救出を行います。</p> <p>ウ 埋葬、火葬、遺体の取扱い (7) 埋葬、火葬 知事(生活環境部)は、墓地、火葬場の能力、遺体の数、所在等の情報を集約し、避難の段階に準じて埋葬、火葬を行います。 この際、「広域火葬計画の策定について」(平成9年11月13日衛企第162号厚生省生活衛生局長通知)などを踏まえ、あらかじめ策定している広域的な火葬計画等により対応します。 また、法122及び令第34の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手續に係る特例が定められた場合は、速やかに同特例に基づき対応します。 (イ) (略)</p>	
別紙第6 3各機関の役割 6-18	(8)武力 攻撃災 害に伴 う被害 の最小 化	<p>(8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 武力攻撃災害対処 (7) (略)</p> <p>(イ) 緊急通報と退避の指示 a 避難生活中に武力攻撃災害の兆候通報等があり、武力攻撃災害が住民に危険を及ぼすと判断される場合は、速やかに、第2章 国民保護措置の概要の「2 実施要領」の「(4)武力攻撃に伴う被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(イ)緊急通報の発令」に準じて緊急通報を発令します。 この際、緊急通報の通知を受けた放送事業者である指定(地方)公共機関は、その国民保護業務計画の定めるところにより速やかに緊急通報の内容を放送することとされています。 b 避難生活中に住民を守るため、必要があると認めるときは、速やかに、第2章 国民保護措置の概要の「2 実施要領」の「(4)武力攻撃に伴う被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(イ)退避の指示」に準じて退避を指示します。 (ウ) (略)</p>	<p>(8) 武力攻撃に伴う被害の最小化</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 武力攻撃災害対処 (7) (略)</p> <p>(イ) 緊急通報と退避の指示 a 避難生活中に武力攻撃災害の兆候通報等があり、武力攻撃災害が住民に危険を及ぼすと判断される場合は、速やかに、第2章 構想の「2 実施要領」の「(4)武力攻撃災害による被害の最小化(予防、対処)」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(イ)緊急通報の発令」に準じて準じて緊急通報を発令します。 この際、緊急通報の通知を受けた放送事業者である指定(地方)公共機関は、その国民保護業務計画の定めるところにより速やかに緊急通報の内容を放送することとされています。 b 避難生活中に住民を守るため、必要があると認めるときは、速やかに、第2章 構想の「2実施要領」の「(4)武力攻撃災害による被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(イ)退避の指示」に準じて退避を指示します。 (ウ) (略)</p>	
別紙第6 3各機関の役割 6-19	(9)国民 生活の 安定に 関する 措置	<p>ア 生活関連物資等の流通と価格の安定 避難先地域においては一時的に生活関連物資等の不足が予想されることから、知事(生活環境部)は、第2章 国民保護措置の概要の「2 実施要領」の「(5)国民生活の安定に関する措置」により、生活関連物資等の価格を監視し、必要と認めるときは、価格安定措置を実施します。</p> <p>イ ライフライン等の確保 a 知事(危機管理局、総務部、生活環境部、県土整備部、企業局)は、県が管理するライフラインについて警戒、情報収集を強化し、確実な確保を図ります。 b・c (略)</p> <p>ウ 就労状況の把握と雇用の確保 県(商工労働部)は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、県立ハローワーク、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置を国と一体的に実施し、その避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努めます。</p>	<p>ア 生活関連物資等の流通と価格の安定 避難先地域においては一時的に生活関連物資等の不足が予想されることから、知事(生活環境部)は、「第2章 構想」の「2 実施要領」の「(5)国民生活の安定に関する措置」により、生活関連物資等の価格を監視し、必要と認めるときは、価格安定措置を実施します。</p> <p>イ ライフライン等の確保 a 知事(防災局、総務部、企画部、生活環境部、県土整備部、企業局)は、県が管理するライフラインについて警戒、情報収集を強化し、確実な確保を図ります。 b・c (略)</p> <p>ウ 就労状況の把握と雇用の確保 県(商工労働部)は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努めます。</p>	

別紙第6 3各機関の役割 6-19	(9) 国民生活の安定に関する措置	<p>エ 生活再建資金の融資等 県（生活環境部）は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応を実施します。 また、県（商工労働部）は、事業再建資金等についても同様の対応を実施します。</p> <p>オ 防犯等 警察は、要避難地域の混乱あるいは無人化に伴う窃盗事案等の発生、避難所あるいは救援物資の集積所等における紛争事案の発生等に備え、パトロールの強化、避難所等の巡回等による警戒措置を行います。</p> <p>カ 住民への周知 知事（元気づくり総本部、危機管理局）は、県、国等が実施する国民生活安定措置について①避難住民等、②避難先地域住民、③その他の住民に広報を行い、適切な対応を呼びかけます。</p>	<p>エ 生活再建資金の融資等 県（生活環境部）は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応を実施します。</p> <p>オ 防犯等 警察は、要避難地域の混乱或いは無人化に伴う窃盗事案等の発生、避難所或いは救援物資の集積所等における紛争事案の発生等に備え、パトロールの強化、避難所等の巡回等による警戒措置を行います。</p> <p>カ 住民への周知 知事（統轄監）は、県、国等が実施する国民生活安定措置について①避難住民等、②避難先地域住民、③その他の住民に広報を行い、適切な対応を呼びかけます。</p>	
別紙第6 3各機関の役割 6-20	(10) 広報、広聴活動	<p>ア 避難住民等の不安を取り除く広報の実施 (7) 広報資料の配付、作成、掲示 知事（元気づくり総本部、危機管理局）は、住民の不安と混乱を払拭するため、収集した被災情報を広報します。 また、市町村と協力し、避難所における注意事項等について避難住民等への広報資料を作成、配布、掲示します。 (略) (イ) 広報の強化 a～d (略) e 関係機関への要請 知事（元気づくり総本部、地域振興部、観光交流局）は、以下のとおり各機関へ広報に対する協力を依頼します。</p>	<p>ア 避難住民等の不安を取り除く広報の実施 (7) 広報資料の配付、作成、掲示 知事（統轄監、防災局）は、住民の不安と混乱を払拭するため、収集した被災情報を広報します。 このため、市町村と協力し、避難所における注意事項等について避難住民等への広報資料を作成、配布、掲示します。 (略) (イ) 広報の強化 a～d (略) e 関係機関への要請 知事（統轄監）は、以下のとおり各機関へ広報に対する協力を依頼します。</p>	
別紙第6 3各機関の役割 6-21	(10) 広報、広聴活動	<p>イ 報道機関への情報提供 (7) 情報提供 知事（元気づくり総本部、危機管理局）は、資料提供と必要に応じ記者会見を行います。 なお、被害状況及び施設の復旧等に関する情報は、各関係機関で発表しますが、必要に応じて県においても前記方法により発表します。 (イ) 広報依頼 知事（元気づくり総本部、危機管理局）、警察は、収集した情報等救援に関する情報を避難住民等へ広報する必要があると認める場合には、避難先地域等の報道機関に対し広報への協力を依頼します。 (略) ウ 広聴 知事（元気づくり総本部）、警察、市町村長は、関係機関、避難所管理者等と連携して避難先地域に相談窓口を設置し、人員、資機材を配置するとともに、相談窓口で情報を集約し、安否情報、生活安全情報等に係る住民からの問い合わせや相談、要望に対応するとともに相談内容に応じて関係機関へ必要な協力を求めるなど、その解決を図ります。</p>	<p>イ 報道機関への情報提供 (7) 情報提供 知事（統轄監、防災局）は、資料提供と、必要に応じ記者会見を行います。 なお、被害状況及び施設の復旧等に関する情報は、各関係機関で発表しますが、必要に応じて県においても前記方法により発表します。 (イ) 広報依頼 知事（統轄監、防災局）、警察は、収集した情報等救援に関する情報を避難住民等へ広報する必要があると認める場合には、避難先地域等の報道機関に対し広報への協力を依頼します。 (略) ウ 広聴 知事（統轄監）、警察、市町村長は、関係機関、避難所管理者等と連携して避難先地域に相談窓口を設置し、人員、資機材を配置するとともに、相談窓口で情報を集約し、安否情報、生活安全情報等に係る住民からの問い合わせや相談、要望に対応するとともに相談内容に応じて関係機関へ必要な協力を求めるなど、その解決を図ります。</p>	

別紙第6 5その他 6-21	(1) 応急 教育	<p>(略)</p> <p>ア 実施すべき業務 (略)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 公立学校の学校長 a (略)</p> <p>b 市町村立学校の学校長は、応急教育の実施に当たって、市町村教育委員会に報告するとともに決定次第速やかに児童・生徒及び保護者に周知徹底するものとし ます。</p> <p>c～i (略)</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>エ 私立学校への応急教育等の要請 知事 (地域振興部) は、避難先地域の私立学校に対し、上記に同じ必要な対策を講ずるよう要請します。</p>	<p>(略)</p> <p>ア 実施すべき業務 (略)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 公立学校の学校長 a (略)</p> <p>b 市町村立学校の学校長は、応急教育の実施にあたって、市町村教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに児童・生徒及び保護者に周知徹底するものとし ます。</p> <p>c～i (略)</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>エ 私立学校への応急教育等の要請 知事 (企画部) は、避難先地域の私立学校に対し、上記に同じ必要な対策を講ずる よう要請します。</p>									
別紙第6 5その他 6-23	(2) ボラ ンティア の協力	<p>ア ボランティア活動の支援 ボランティアの協力を得るのは、その活動地域が安全であることが大前提です。 県は、対処地域の安全を確認した後、被災地域及び避難先地域におけるボランティ アの必要性及び要望をみながら、社会福祉協議会（以下「社協」という。）、日本赤十 字社その他ボランティア活動団体との緊密な連携のもとに相互に協力し、必要なボラ ンティアの受入れとその調整及び情報提供など、ボランティアが円滑に活動できるた めの各種の支援を行います。 市町村においては、県に準じて実施するよう努めるものとします。 また、自主防災組織等と連携・協働し、避難住民等に対する効果的な救援活動を行 います。</p> <p>イ 医療救護関係ボランティア</p> <table border="1" data-bbox="331 938 1039 1222"> <tr> <td>県</td> <td>1 (略) 2 福祉保健部は、保健所及び市町村の情報を収集するととも に、県外の医療関係ボランティアの受付を行い、日本赤十字 社の派遣状況を勘案し、医師等の不足する地域への派遣を医 師会等に要請します。</td> </tr> <tr> <td>1医師会</td> <td>1・2 (略) 3 県医師会は、県対策本部と連絡調整を行うとともに、地区 医師会の指導に当たるよう努めるものとします。 他県支部との連携のもとに、救護活動を実施するとともに、現地 での情報を関係機関に提供することとされています</td> </tr> </table> <p>ウ～オ (略)</p>	県	1 (略) 2 福祉保健部は、保健所及び市町村の情報を収集するととも に、県外の医療関係ボランティアの受付を行い、 日本赤十字 社 の派遣状況を勘案し、医師等の不足する地域への派遣を医 師会等に要請します。	1医師会	1・2 (略) 3 県医師会は、 県対策本部 と連絡調整を行うとともに、地区 医師会の指導に当たるよう努めるものとします。 他県支部との連携のもとに、救護活動を実施するとともに、現地 での情報を関係機関に提供することとされています	<p>ア ボランティア活動の支援 ボランティアの協力を得るのは、その活動地域が安全であることが大前提です。 県は、対処地域の安全を確認した後、被災地域及び避難先地域におけるボランティ アの必要性及び要望をみながら、社会福祉協議会（以下「社協」という。）、日赤そ の他ボランティア活動団体との緊密な連携のもとに相互に協力し、必要なボランティ アの受入れとその調整及び情報提供など、ボランティアが円滑に活動できるための各種 の支援を行います。 市町村においては、県に準じて実施するよう努めるものとします。 また、自主防災組織等と連携・協働し、避難住民等に対する効果的な救援活動を行 います。</p> <p>イ 医療救護関係ボランティア</p> <table border="1" data-bbox="1084 938 1787 1222"> <tr> <td>県</td> <td>1 (略) 2 福祉保健部は、保健所及び市町村の情報を収集するととも に、県外の医療関係ボランティアの受付を行い、日赤の派遣 状況を勘案し、医師等の不足する地域への派遣を医師会等に 要請します。</td> </tr> <tr> <td>医師会</td> <td>1・2 (略) 3 県医師会は、対策本部と連絡調整を行うとともに、地区医 師会の指導に当たるよう努めるものとします。 他県支部との連携のもとに、救護活動を実施するとともに、現 地での情報を関係機関に提供することとされています。</td> </tr> </table> <p>ウ～オ (略)</p>	県	1 (略) 2 福祉保健部は、保健所及び市町村の情報を収集するととも に、県外の医療関係ボランティアの受付を行い、 日赤 の派遣 状況を勘案し、医師等の不足する地域への派遣を医師会等に 要請します。	医師会	1・2 (略) 3 県医師会は、 対策本部 と連絡調整を行うとともに、地区医 師会の指導に当たるよう努めるものとします。 他県支部との連携のもとに、救護活動を実施するとともに、現 地での情報を関係機関に提供することとされています。	
県	1 (略) 2 福祉保健部は、保健所及び市町村の情報を収集するととも に、県外の医療関係ボランティアの受付を行い、 日本赤十字 社 の派遣状況を勘案し、医師等の不足する地域への派遣を医 師会等に要請します。											
1医師会	1・2 (略) 3 県医師会は、 県対策本部 と連絡調整を行うとともに、地区 医師会の指導に当たるよう努めるものとします。 他県支部との連携のもとに、救護活動を実施するとともに、現地 での情報を関係機関に提供することとされています											
県	1 (略) 2 福祉保健部は、保健所及び市町村の情報を収集するととも に、県外の医療関係ボランティアの受付を行い、 日赤 の派遣 状況を勘案し、医師等の不足する地域への派遣を医師会等に 要請します。											
医師会	1・2 (略) 3 県医師会は、 対策本部 と連絡調整を行うとともに、地区医 師会の指導に当たるよう努めるものとします。 他県支部との連携のもとに、救護活動を実施するとともに、現 地での情報を関係機関に提供することとされています。											
別紙第7 1状況 7-1	(2) 情報 計画	(2) 情報計画 別紙第1「情報計画」参照	(2) 別紙第1「情報計画」参照									

<p>別紙第7 2構想 7-2</p>	<p>(2)実施要領</p> <p>ア 情報の収集、連絡</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 情報収集体制 <u>平時(レベル1)</u></p> <p>イ 実施体制</p> <p>(ア) <u>県対策本部</u>の廃止</p> <p>a 知事は、<u>県対策本部</u>を設置すべき県の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、<u>県対策本部</u>及び<u>県現地対策本部</u>を廃止します。(法第30条)</p> <p>b 知事は、知事は<u>県対策本部</u>を廃止したときは、<u>県対策本部</u>設置の通知に準じて<u>県対策本部</u>廃止の通知を行います。</p> <p>(イ) <u>県現地対策本部</u>の廃止</p> <p>a <u>県現地対策本部</u>が廃止された場合、県復帰支援センターを開設します。</p> <p>b (略)</p> <p>c 廃止に伴い、仮庁舎の撤去・原状回復、<u>県現地対策本部</u>の撤去・原状回復、その他、県有施設の原状回復を準備します。</p> <p>(ウ)～(オ) (略)</p> <p>ウ 避難、救援</p> <p>(ア) 避難指示の解除 (法第55条)</p> <p>避難指示の解除については、避難の指示に準じて解除、通知します。</p> <p>(イ) 避難住民の復帰要領</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 誘導による復帰</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ <u>避難行動要支援者</u>については、<u>できるだけ</u>患者運送車による復帰を行います。</p> <p>(ウ) 被災者の救援</p> <p>※ただし、救援の期間については、<u>内閣総理大臣</u>が示すまでの期間とします。</p> <p>a～e (略)</p> <p>エ (略)</p>	<p>(2)実施概要</p> <p>ア 情報の収集、連絡</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 情報収集体制 <u>レベル1</u></p> <p>イ 実施体制</p> <p>(ア) <u>対策本部</u>の廃止</p> <p>a 知事は、<u>対策本部</u>を設置すべき県の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、<u>対策本部</u>及び<u>現地対策本部</u>を廃止します。(法30)</p> <p>b 知事は、知事は<u>対策本部</u>を廃止したときは、<u>対策本部</u>設置の通知に準じて<u>対策本部</u>廃止の通知を行います。</p> <p>(イ) <u>現地対策本部</u>の廃止</p> <p>a <u>現地対策本部</u>が廃止された場合、県復帰支援センターを開設します。</p> <p>b (略)</p> <p>c 廃止に伴い、仮庁舎の撤去・原状回復、<u>現地対策本部</u>の撤去・原状回復、その他、県有施設の原状回復を準備します。</p> <p>(ウ)～(オ) (略)</p> <p>ウ 避難、救援</p> <p>(ア) 避難指示の解除 (法55)</p> <p>避難指示の解除については、避難の指示に準じて解除、通知します。</p> <p>(イ) 避難住民の復帰要領</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 誘導による復帰</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ <u>災害時要援護者</u>については、<u>出来る</u>だけ患者運送車による復帰を行います。</p> <p>(ウ) 被災者の救援</p> <p>※ただし、救援の期間については、<u>厚生労働大臣</u>が示すまでの期間とします。</p> <p>a～e (略)</p> <p>エ (略)</p>	
-----------------------------	--	---	--

別紙第7 3各機関の役割 7-4	(1)県	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通</td> <td>1 その他知事の命ずる事項又は県対策本部長の求める事項</td> </tr> <tr> <td>元気づくり総本部</td> <td>1 (略) 2 相談窓口の運営等の広聴</td> </tr> <tr> <td>危機管理局</td> <td>1 (略) 2 県対策本部の廃止 3 (略) 4 特殊標章等の回収 5 (略)</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>1 職員の派遣等 2 人権の擁護の確保 3 関東地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 4 関西地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 5 東海地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 6 鳥取情報ハイウェイに関すること</td> </tr> <tr> <td>地域振興部</td> <td>1 避難住民の運送に関する計画 (削除) 2 市町村の行財政運営の支援 3 安否情報に関すること</td> </tr> <tr> <td>観光交流局</td> <td>1 外国人の復帰支援 2 外国人の安否情報に関すること</td> </tr> <tr> <td>福祉保健部</td> <td>1 (略) 2 要配慮者 (外国人を除く。)の復帰に係る措置 3 (略)</td> </tr> <tr> <td>生活環境部</td> <td>1～8 (略)</td> </tr> <tr> <td>商工労働部</td> <td>1 物資運送力 (トラックその他)の確保 2 救援物資の集配の総合調整</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事務又は業務	共通	1 その他知事の命ずる事項又は 県対策本部長 の求める事項	元気づくり総本部	1 (略) 2 相談窓口の運営等の広聴	危機管理局	1 (略) 2 県対策本部 の廃止 3 (略) 4 特殊標章等 の回収 5 (略)	総務部	1 職員の派遣等 2 人権の擁護の確保 3 関東地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 4 関西地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 5 東海地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 6 鳥取情報ハイウェイに関すること	地域振興部	1 避難住民の運送に関する計画 (削除) 2 市町村の行財政運営の支援 3 安否情報に関すること	観光交流局	1 外国人の復帰支援 2 外国人の安否情報に関すること	福祉保健部	1 (略) 2 要配慮者 (外国人を除く。) の復帰に 係る 措置 3 (略)	生活環境部	1～8 (略)	商工労働部	1 物資運送力 (トラックその他) の確保 2 救援物資の集配の総合調整	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通</td> <td>1 その他知事の命ずる事項、または対策本部長の求める事項</td> </tr> <tr> <td>統轄監</td> <td>1 (略)</td> </tr> <tr> <td>防災局</td> <td>1 (略) 2 国民保護対策本部の廃止 3 (略) 4 特殊標章等の回収 5 (略)</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>1 職員の派遣等 2 相談窓口の運営等の広聴 3 人権の擁護の確保 4 関東地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 5 関西地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 6 東海地区所在政府機関との連絡調整、情報収集</td> </tr> <tr> <td>企画部</td> <td>1 避難住民の運送に関する計画 2 鳥取情報ハイウェイに関すること</td> </tr> <tr> <td>文化観光局</td> <td>1 安否情報の確認 (新規)</td> </tr> <tr> <td>福祉保健部</td> <td>1 (略) 2 災害時要介護者の復帰にかかる措置 3 (略)</td> </tr> <tr> <td>生活環境部</td> <td>1～8 (略)</td> </tr> <tr> <td>商工労働部</td> <td>1 物資運送力の確保 (新規)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事務又は業務の 大綱	共通	1 その他知事の命ずる事項、 または対策本部長 の求める事項	統轄監	1 (略)	防災局	1 (略) 2 国民保護対策本部 の廃止 3 (略) 4 特殊標章等 の回収 5 (略)	総務部	1 職員の派遣等 2 相談窓口の運営等の広聴 3 人権の擁護の確保 4 関東地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 5 関西地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 6 東海地区所在政府機関との連絡調整、情報収集	企画部	1 避難住民の運送に関する計画 2 鳥取情報ハイウェイに関すること	文化観光局	1 安否情報の確認 (新規)	福祉保健部	1 (略) 2 災害時要介護者 の復帰に かかる 措置 3 (略)	生活環境部	1～8 (略)	商工労働部	1 物資運送力 の確保 (新規)	(略)	(略)
		機 関 名	事務又は業務																																												
共通	1 その他知事の命ずる事項又は 県対策本部長 の求める事項																																														
元気づくり総本部	1 (略) 2 相談窓口の運営等の広聴																																														
危機管理局	1 (略) 2 県対策本部 の廃止 3 (略) 4 特殊標章等 の回収 5 (略)																																														
総務部	1 職員の派遣等 2 人権の擁護の確保 3 関東地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 4 関西地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 5 東海地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 6 鳥取情報ハイウェイに関すること																																														
地域振興部	1 避難住民の運送に関する計画 (削除) 2 市町村の行財政運営の支援 3 安否情報に関すること																																														
観光交流局	1 外国人の復帰支援 2 外国人の安否情報に関すること																																														
福祉保健部	1 (略) 2 要配慮者 (外国人を除く。) の復帰に 係る 措置 3 (略)																																														
生活環境部	1～8 (略)																																														
商工労働部	1 物資運送力 (トラックその他) の確保 2 救援物資の集配の総合調整																																														
(略)	(略)																																														
機 関 名	事務又は業務の 大綱																																														
共通	1 その他知事の命ずる事項、 または対策本部長 の求める事項																																														
統轄監	1 (略)																																														
防災局	1 (略) 2 国民保護対策本部 の廃止 3 (略) 4 特殊標章等 の回収 5 (略)																																														
総務部	1 職員の派遣等 2 相談窓口の運営等の広聴 3 人権の擁護の確保 4 関東地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 5 関西地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 6 東海地区所在政府機関との連絡調整、情報収集																																														
企画部	1 避難住民の運送に関する計画 2 鳥取情報ハイウェイに関すること																																														
文化観光局	1 安否情報の確認 (新規)																																														
福祉保健部	1 (略) 2 災害時要介護者 の復帰に かかる 措置 3 (略)																																														
生活環境部	1～8 (略)																																														
商工労働部	1 物資運送力 の確保 (新規)																																														
(略)	(略)																																														
別紙第7 3各機関の役割 7-5	(2)市町村	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村</td> <td>1～3 (略) 4 その他市町村長の命ずる事項又は市町村対策本部長の求める事項</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事務又は業務	市町村	1～3 (略) 4 その他市町村長の命ずる事項 又は 市町村対策本部長の求める事項	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村</td> <td>1～3 (略) 4 その他市町村長の命ずる事項、または市町村対策本部長の求める事項</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事務又は業務の 大綱	市町村	1～3 (略) 4 その他市町村長の命ずる事項、 または 市町村対策本部長の求める事項																																				
機 関 名	事務又は業務																																														
市町村	1～3 (略) 4 その他市町村長の命ずる事項 又は 市町村対策本部長の求める事項																																														
機 関 名	事務又は業務の 大綱																																														
市町村	1～3 (略) 4 その他市町村長の命ずる事項、 または 市町村対策本部長の求める事項																																														
別紙第7 3各機関の役割 7-6	(3)指定 地方行政機関 (指定行政機関)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通</td> <td>1 本文「第3章 国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち復帰段階において実施すべき業務</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事務又は業務	共通	1 本文「第3章 国及び関係機関の事務 又は 業務 」に示す業務のうち復帰段階において実施すべき業務	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通</td> <td>1 本文「第3章 関係機関の事務又は業務の大綱」に示す業務のうち復帰段階において実施すべき業務</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事務又は業務の 大綱	共通	1 本文「第3章 関係機関の事務 又は 業務の大綱 」に示す業務のうち復帰段階において実施すべき業務																																				
機 関 名	事務又は業務																																														
共通	1 本文「第3章 国及び関係機関の事務 又は 業務 」に示す業務のうち復帰段階において実施すべき業務																																														
機 関 名	事務又は業務の 大綱																																														
共通	1 本文「第3章 関係機関の事務 又は 業務の大綱 」に示す業務のうち復帰段階において実施すべき業務																																														
別紙第7 3各機関の役割 7-6	(4)自衛隊	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>1 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事務又は業務	(略)	1 (略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>1 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事務又は業務の 大綱	(略)	1 (略)																																				
機 関 名	事務又は業務																																														
(略)	1 (略)																																														
機 関 名	事務又は業務の 大綱																																														
(略)	1 (略)																																														

別紙第7 3各機関の役割 7-6	(5)指定 公共機関	<table border="1"> <tr> <td>機関名</td> <td colspan="2">事務又は業務</td> </tr> <tr> <td>共通</td> <td colspan="2">1 本文「第3章 国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち復帰段階において実施すべき業務</td> </tr> <tr> <td>放送事業者</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table>	機関名	事務又は業務		共通	1 本文「第3章 国及び関係機関の事務 又は業務」に示す業務のうち復帰段階において実施すべき業務		放送事業者	(略)		<table border="1"> <tr> <td>機関名</td> <td colspan="2">事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>共通</td> <td colspan="2">1 本文「第3章 関係機関の事務又は業務の大綱」に示す業務のうち復帰段階において実施すべき業務</td> </tr> <tr> <td>放送事業者</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table>	機関名	事務又は業務の 大綱		共通	1 本文「第3章 関係機関の事務 又は業務の 大綱 」に示す業務のうち復帰段階において実施すべき業務		放送事業者	(略)		
機関名	事務又は業務																					
共通	1 本文「第3章 国及び関係機関の事務 又は業務」に示す業務のうち復帰段階において実施すべき業務																					
放送事業者	(略)																					
機関名	事務又は業務の 大綱																					
共通	1 本文「第3章 関係機関の事務 又は業務の 大綱 」に示す業務のうち復帰段階において実施すべき業務																					
放送事業者	(略)																					
別紙第7 3各機関の役割 7-6	(6)指定 地方公共機関	<table border="1"> <tr> <td>機関名</td> <td colspan="2">事務又は業務</td> </tr> <tr> <td>共通</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table>	機関名	事務又は業務		共通	(略)		<table border="1"> <tr> <td>機関名</td> <td colspan="2">事務又は業務の大綱</td> </tr> <tr> <td>共通</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table>	機関名	事務又は業務の 大綱		共通	(略)								
機関名	事務又は業務																					
共通	(略)																					
機関名	事務又は業務の 大綱																					
共通	(略)																					
別紙第8 8-1	避難タイプとの関係	<table border="1"> <tr> <td>大規模</td> <td>中規模</td> <td>小規模</td> </tr> <tr> <td colspan="3">避難タイプによる違いはなく、共通です。 対処は、当時の状況によります。</td> </tr> </table>	大規模	中規模	小規模	避難タイプによる違いはなく、共通です。 対処は、 当時の 状況によります。			<table border="1"> <tr> <td>大規模</td> <td>中規模</td> <td>小規模</td> </tr> <tr> <td colspan="3">避難タイプによる違いはなく、共通です。 対処は、当時の時の状況によります。</td> </tr> </table>	大規模	中規模	小規模	避難タイプによる違いはなく、共通です。 対処は、 当時の時の 状況によります。									
大規模	中規模	小規模																				
避難タイプによる違いはなく、共通です。 対処は、 当時の 状況によります。																						
大規模	中規模	小規模																				
避難タイプによる違いはなく、共通です。 対処は、 当時の時の 状況によります。																						
別紙第8 1状況 8-1	(2)情報 計画	(2)情報計画 別紙第1「情報計画」参照	(2)別紙第1「情報計画」参照																			
別紙第8 2構想 8-2	(2)復旧 段階	<p>ア (略) イ 実施要領 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>公共土木施設の復旧</td> <td>公共土木施設(河川、道路、港湾等)が被害を受けた場合には、遅滞なく道路啓開など必要な応急復旧を実施します。また、県民の生活安定のため、国と調整し迅速に本復旧を行います。なお復旧事業は、施設責任者において実施します。</td> </tr> <tr> <td>その他の公共施設の復旧</td> <td>公共施設の災害復旧は、施設管理者において実施します。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	公共土木施設の復旧	公共土木施設(河川、道路、港湾等)が被害を受けた場合には、遅滞なく道路啓開など必要な応急復旧を実施します。また、県民の生活安定のため、国と調整し迅速に本復旧を行います。なお復旧事業は、施設責任者において実施します。	その他の公共施設の復旧	公共施設の災害復旧は、 施設管理者 において実施します。	(略)	(略)	<p>ア (略) イ 実施概要 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(新規)</td> <td>(新規)</td> </tr> <tr> <td>公共施設の復旧</td> <td>公共施設の災害復旧は、実施責任者において実施します。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(新規)	(新規)	公共施設の復旧	公共施設の災害復旧は、 実施責任者 において実施します。	(略)	(略)			
(略)	(略)																					
公共土木施設の復旧	公共土木施設(河川、道路、港湾等)が被害を受けた場合には、遅滞なく道路啓開など必要な応急復旧を実施します。また、県民の生活安定のため、国と調整し迅速に本復旧を行います。なお復旧事業は、施設責任者において実施します。																					
その他の公共施設の復旧	公共施設の災害復旧は、 施設管理者 において実施します。																					
(略)	(略)																					
(略)	(略)																					
(新規)	(新規)																					
公共施設の復旧	公共施設の災害復旧は、 実施責任者 において実施します。																					
(略)	(略)																					

別紙第8 2構想 8-3	(3)復興 段階	<p>ア (略)</p> <p>イ 実施要領</p> <p>復興については、当時の状況によるところが大きいので、大綱を計画します。</p> <table border="1" data-bbox="331 161 1039 724"> <tr> <td data-bbox="331 161 465 331">市街地の復興</td> <td data-bbox="465 161 1039 331">市街地復興の目標を定め、県民生活の再建を図ります。 収容施設等に必要な公共施設用地（公園、空港、港湾、漁港施設用地、土地開発公社所有地、住宅供給公社所有地等）の供与や建築基準法の緩和等を検討します。 被災した避難住民の建物、宅地等の応急対策・復興に関する支援を行います。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 331 465 357">(略)</td> <td data-bbox="465 331 1039 357">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 357 465 724">商工業の復興</td> <td data-bbox="465 357 1039 724"> 1 復興のための商工業金融対策の実施 (略) ・(削除) ・鳥取県企業自立サポート融資により、中小企業の資金繰りを支援します。 ・金融機関及び信用保証協会への補助により、鳥取県企業自立サポート融資の金利及び保証料の軽減を行います。 2 被災者の就職支援 武力攻撃災害等による離職者に対する就職支援は、県立ハローワークのほか、労働局などの労働関係機関と連携した支援を実施し、被災した地域の雇用を確保することにより、被災者の生活の安定を図ります。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 724 465 750">(略)</td> <td data-bbox="465 724 1039 750">(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>(削除)</p>	市街地の復興	市街地復興の目標を定め、県民生活の再建を図ります。 収容施設等に必要な公共施設用地（公園、空港、港湾、漁港施設用地、土地開発公社所有地、住宅供給公社所有地等）の供与や建築基準法の緩和等を検討します。 被災した避難住民の建物、宅地等の応急対策・復興に関する支援 を行います。	(略)	(略)	商工業の復興	1 復興のための商工業金融対策の実施 (略) ・ (削除) ・ 鳥取県企業自立サポート融資により、中小企業の資金繰りを支援 します。 ・ 金融機関及び信用保証協会への補助により、鳥取県企業自立サポート融資の金利及び保証料の軽減を行います。 2 被災者の就職支援 武力攻撃災害等による 離職者 に対する就職支援は、 県立ハローワークのほか 、労働局などの労働関係機関と連携した支援を実施し、被災した地域の雇用を確保することにより、被災者の生活の安定を図ります。	(略)	(略)	<p>ア (略)</p> <p>イ 実施概要</p> <p>復興については、当時の状況によるところが大きいので、大綱を計画します。</p> <table border="1" data-bbox="1084 161 1769 724"> <tr> <td data-bbox="1084 161 1218 331">市街地の復興</td> <td data-bbox="1218 161 1769 331">市街地復興の目標を定め、県民生活の再建を図ります。 収容施設等に必要な公共施設用地（公園、空港、港湾、漁港施設用地、土地開発公社所有地、住宅供給公社所有地等）の供与や建築基準法の緩和等を検討します。 避難住民の建物、宅地等の危険度調査を行います。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1084 331 1218 357">(略)</td> <td data-bbox="1218 331 1769 357">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1084 357 1218 724">商工業の復興</td> <td data-bbox="1218 357 1769 724"> 1 復興のための商工業金融対策の実施 (略) ・金融機関及び信用保証協会に対し、県の資金を預託し、貸付資金の円滑化を図ります。 ・鳥取県特別金融対策資金により長期低利に資金を貸し付けます。 ・鳥取県中小企業設備近代化資金及び鳥取県中小企業経営健全化資金等の貸付けを優先的にを行います。 2 被災者の就職支援 武力攻撃災害等により職を失った被災者に対する就職支援は、労働局などの労働関係機関と連携した支援を実施し、被災した地域の雇用を確保することにより、被災者の生活の安定を図ります。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1084 724 1218 750">(略)</td> <td data-bbox="1218 724 1769 750">(略)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>(別冊Ⅰ 資料編P :資料42「商工業被害状況の把握及び被害復興における商工団体、金融機関など商工関係機関」)</p>	市街地の復興	市街地復興の目標を定め、県民生活の再建を図ります。 収容施設等に必要な公共施設用地（公園、空港、港湾、漁港施設用地、土地開発公社所有地、住宅供給公社所有地等）の供与や建築基準法の緩和等を検討します。 避難住民の建物、宅地等の 危険度調査 を行います。	(略)	(略)	商工業の復興	1 復興のための商工業金融対策の実施 (略) ・ 金融機関及び信用保証協会に対し、県の資金を預託し、貸付資金の円滑化を図ります。 ・ 鳥取県特別金融対策資金により長期低利に資金を貸し付けます。 ・ 鳥取県中小企業設備近代化資金及び鳥取県中小企業経営健全化資金等の貸付けを優先的にを行います。 2 被災者の就職支援 武力攻撃災害等により 職を失った被災者 に対する就職支援は、労働局などの労働関係機関と連携した支援を実施し、被災した地域の雇用を確保することにより、被災者の生活の安定を図ります。	(略)	(略)													
市街地の復興	市街地復興の目標を定め、県民生活の再建を図ります。 収容施設等に必要な公共施設用地（公園、空港、港湾、漁港施設用地、土地開発公社所有地、住宅供給公社所有地等）の供与や建築基準法の緩和等を検討します。 被災した避難住民の建物、宅地等の応急対策・復興に関する支援 を行います。																															
(略)	(略)																															
商工業の復興	1 復興のための商工業金融対策の実施 (略) ・ (削除) ・ 鳥取県企業自立サポート融資により、中小企業の資金繰りを支援 します。 ・ 金融機関及び信用保証協会への補助により、鳥取県企業自立サポート融資の金利及び保証料の軽減を行います。 2 被災者の就職支援 武力攻撃災害等による 離職者 に対する就職支援は、 県立ハローワークのほか 、労働局などの労働関係機関と連携した支援を実施し、被災した地域の雇用を確保することにより、被災者の生活の安定を図ります。																															
(略)	(略)																															
市街地の復興	市街地復興の目標を定め、県民生活の再建を図ります。 収容施設等に必要な公共施設用地（公園、空港、港湾、漁港施設用地、土地開発公社所有地、住宅供給公社所有地等）の供与や建築基準法の緩和等を検討します。 避難住民の建物、宅地等の 危険度調査 を行います。																															
(略)	(略)																															
商工業の復興	1 復興のための商工業金融対策の実施 (略) ・ 金融機関及び信用保証協会に対し、県の資金を預託し、貸付資金の円滑化を図ります。 ・ 鳥取県特別金融対策資金により長期低利に資金を貸し付けます。 ・ 鳥取県中小企業設備近代化資金及び鳥取県中小企業経営健全化資金等の貸付けを優先的にを行います。 2 被災者の就職支援 武力攻撃災害等により 職を失った被災者 に対する就職支援は、労働局などの労働関係機関と連携した支援を実施し、被災した地域の雇用を確保することにより、被災者の生活の安定を図ります。																															
(略)	(略)																															
別紙第8 3各機関の役割 8-5	(1)県	<table border="1" data-bbox="331 836 1039 1513"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通</td> <td>1 その他知事の命ずる事項又は県対策本部長の求める事項</td> </tr> <tr> <td>元気づくり総本部</td> <td>1 復旧、復興情報の広報 2 相談窓口の運営等の広聴</td> </tr> <tr> <td>危機管理局</td> <td>1 復旧の総括</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>1 職員の派遣等 2 復興に係る組織体制の整備 3 人権の擁護の確保 4 関東地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 5 関西地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 6 東海地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 7 鳥取情報ハイウェイに関すること</td> </tr> <tr> <td>地域振興部</td> <td>1 公共輸送機関の復旧支援 (削除) 2 市町村の行財政運営復興の支援 3 私立学校の復興 (削除) 4 安否情報に関すること</td> </tr> <tr> <td>観光交流局</td> <td>1 外国人の安否情報に関すること 2 観光の振興 3 観光客に対する広報及び観光施設等との連絡調整</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事務又は業務	共通	1 その他知事の命ずる事項 又は県対策本部長 の求める事項	元気づくり総本部	1 復旧、復興 情報の広報 2 相談窓口の運営等の広聴	危機管理局	1 復旧の総括	総務部	1 職員の派遣等 2 復興に係る組織体制の整備 3 人権の擁護の確保 4 関東地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 5 関西地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 6 東海地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 7 鳥取情報ハイウェイに関すること	地域振興部	1 公共輸送機関の復旧支援 (削除) 2 市町村の行財政運営復興の支援 3 私立学校の復興 (削除) 4 安否情報に関すること	観光交流局	1 外国人の安否情報に関すること 2 観光の振興 3 観光客に対する広報及び観光施設等との連絡調整	<table border="1" data-bbox="1084 836 1769 1513"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通</td> <td>1 その他知事の命ずる事項、または対策本部長の求める事項</td> </tr> <tr> <td>統轄監</td> <td>1 復旧情報の広報</td> </tr> <tr> <td>防災局</td> <td>1 復旧、復興の総括</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>1 職員の派遣等 2 相談窓口の運営等の広聴 3 人権の擁護の確保 4 関東地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 5 関西地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 6 東海地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 (新規)</td> </tr> <tr> <td>企画部</td> <td>1 公共輸送機関の復旧支援 2 復興支援 (新規) (新規) 3 鳥取情報ハイウェイに関すること (新規)</td> </tr> <tr> <td>文化観光局</td> <td>1 安否情報に関すること 2 観光の振興 3 観光客に対する広報及び観光施設等との連絡調整</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事務又は業務 の大綱	共通	1 その他知事の命ずる事項、 または対策本部長 の求める事項	統轄監	1 復旧 情報の広報	防災局	1 復旧、復興の総括	総務部	1 職員の派遣等 2 相談窓口の運営等の広聴 3 人権の擁護の確保 4 関東地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 5 関西地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 6 東海地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 (新規)	企画部	1 公共輸送機関の復旧支援 2 復興支援 (新規) (新規) 3 鳥取情報ハイウェイに関すること (新規)	文化観光局	1 安否情報に関すること 2 観光の振興 3 観光客に対する広報及び観光施設等との連絡調整	
機 関 名	事務又は業務																															
共通	1 その他知事の命ずる事項 又は県対策本部長 の求める事項																															
元気づくり総本部	1 復旧、復興 情報の広報 2 相談窓口の運営等の広聴																															
危機管理局	1 復旧の総括																															
総務部	1 職員の派遣等 2 復興に係る組織体制の整備 3 人権の擁護の確保 4 関東地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 5 関西地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 6 東海地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 7 鳥取情報ハイウェイに関すること																															
地域振興部	1 公共輸送機関の復旧支援 (削除) 2 市町村の行財政運営復興の支援 3 私立学校の復興 (削除) 4 安否情報に関すること																															
観光交流局	1 外国人の安否情報に関すること 2 観光の振興 3 観光客に対する広報及び観光施設等との連絡調整																															
機 関 名	事務又は業務 の大綱																															
共通	1 その他知事の命ずる事項、 または対策本部長 の求める事項																															
統轄監	1 復旧 情報の広報																															
防災局	1 復旧、復興の総括																															
総務部	1 職員の派遣等 2 相談窓口の運営等の広聴 3 人権の擁護の確保 4 関東地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 5 関西地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 6 東海地区所在政府機関との連絡調整、情報収集 (新規)																															
企画部	1 公共輸送機関の復旧支援 2 復興支援 (新規) (新規) 3 鳥取情報ハイウェイに関すること (新規)																															
文化観光局	1 安否情報に関すること 2 観光の振興 3 観光客に対する広報及び観光施設等との連絡調整																															

別紙第8 3各機関の役割 8-6	(1)県	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>福祉保健部</td> <td>1～3 (略) 4 要配慮者(外国人を除く。)の安全確保及び支援 5 義援金の収配等 6～10 (略)</td> </tr> <tr> <td>生活環境部</td> <td>1～12 (略)</td> </tr> <tr> <td>商工労働部</td> <td>1 (略) 2 物資運送力(トラックその他)の確保 3～8 (略) 9 救援物資の集配の総合調整</td> </tr> <tr> <td>農林水産部</td> <td>1～6 (略)</td> </tr> <tr> <td>県土整備部</td> <td>1～3 (略) 4 公共施設用地等の供与 (県立公園、空港、港湾、漁港施設用地) 5 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>企業局</td> <td>1 (略) 2 県営発電施設・県営工業用水施設の復旧 3 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td>1～3 (略) 4 児童・生徒のPTSDに関すること 5～8 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	福祉保健部	1～3 (略) 4 要配慮者(外国人を除く。) の安全確保及び支援 5 義援金 の収配等 6～10 (略)	生活環境部	1～12 (略)	商工労働部	1 (略) 2 物資運送力(トラックその他) の確保 3～8 (略) 9 救援物資の集配の総合調整	農林水産部	1～6 (略)	県土整備部	1～3 (略) 4 公共施設用地等の供与 (県立公園、空港、港湾、漁港施設用地) 5 (略)	(略)	(略)	企業局	1 (略) 2 県営発電施設 ・県営工業用水施設の復旧 3 (略)	(略)	(略)	教育委員会	1～3 (略) 4 児童・生徒 のPTSDに関すること 5～8 (略)	(略)	(略)	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>福祉保健部</td> <td>1～3 (略) 4 災害時要援護者(外国人除く)の安全確保及び支援 5 義援金品の収配等 6～10 (略)</td> </tr> <tr> <td>生活環境部</td> <td>1～12 (略)</td> </tr> <tr> <td>商工労働部</td> <td>1 (略) 2 物資運送力の確保 3～8 (略) (新規)</td> </tr> <tr> <td>農林水産部</td> <td>1～6 (略)</td> </tr> <tr> <td>県土整備部</td> <td>1～3 (略) 4 公共施設用地等の供与 (県立公園、空港、港湾、漁港施設用地、土地開発公社所有地、住宅供給公社所有地) 5 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>企業局</td> <td>1 (略) 2 県営発電施設・県営工業用水施設の復旧 3 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td>1～3 (略) 4 児童、生徒のPTSDに関すること 5～8 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	福祉保健部	1～3 (略) 4 災害時要援護者(外国人除く) の安全確保及び支援 5 義援金品 の収配等 6～10 (略)	生活環境部	1～12 (略)	商工労働部	1 (略) 2 物資運送力 の確保 3～8 (略) (新規)	農林水産部	1～6 (略)	県土整備部	1～3 (略) 4 公共施設用地等の供与 (県立公園、空港、港湾、漁港施設用地、 土地開発公社所有地、住宅供給公社所有地) 5 (略)	(略)	(略)	企業局	1 (略) 2 県営発電施設 ・県営工業用水施設の復旧 3 (略)	(略)	(略)	教育委員会	1～3 (略) 4 児童、生徒 のPTSDに関すること 5～8 (略)	(略)	(略)	
福祉保健部	1～3 (略) 4 要配慮者(外国人を除く。) の安全確保及び支援 5 義援金 の収配等 6～10 (略)																																											
生活環境部	1～12 (略)																																											
商工労働部	1 (略) 2 物資運送力(トラックその他) の確保 3～8 (略) 9 救援物資の集配の総合調整																																											
農林水産部	1～6 (略)																																											
県土整備部	1～3 (略) 4 公共施設用地等の供与 (県立公園、空港、港湾、漁港施設用地) 5 (略)																																											
(略)	(略)																																											
企業局	1 (略) 2 県営発電施設 ・県営工業用水施設の復旧 3 (略)																																											
(略)	(略)																																											
教育委員会	1～3 (略) 4 児童・生徒 のPTSDに関すること 5～8 (略)																																											
(略)	(略)																																											
福祉保健部	1～3 (略) 4 災害時要援護者(外国人除く) の安全確保及び支援 5 義援金品 の収配等 6～10 (略)																																											
生活環境部	1～12 (略)																																											
商工労働部	1 (略) 2 物資運送力 の確保 3～8 (略) (新規)																																											
農林水産部	1～6 (略)																																											
県土整備部	1～3 (略) 4 公共施設用地等の供与 (県立公園、空港、港湾、漁港施設用地、 土地開発公社所有地、住宅供給公社所有地) 5 (略)																																											
(略)	(略)																																											
企業局	1 (略) 2 県営発電施設 ・県営工業用水施設の復旧 3 (略)																																											
(略)	(略)																																											
教育委員会	1～3 (略) 4 児童、生徒 のPTSDに関すること 5～8 (略)																																											
(略)	(略)																																											
別紙第8 3各機関の役割 8-8	(2)市町村	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村</td> <td>1 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事務又は業務	市町村	1 (略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村</td> <td>1 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事務又は業務の 大綱	市町村	1 (略)																																	
機 関 名	事務又は業務																																											
市町村	1 (略)																																											
機 関 名	事務又は業務の 大綱																																											
市町村	1 (略)																																											
別紙第8 3各機関の役割 8-8	(3)指定 地方行政機関 (指定行政機関)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通</td> <td>1 本文「第3章 国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち生活再建段階において実施すべき業務</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事務又は業務	共通	1 本文「第3章 国及び関係機関の事務又は業務 」に示す業務のうち生活再建段階において実施すべき業務	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通</td> <td>1 本文「第3章 関係機関の事務又は業務の大綱」に示す業務のうち生活再建段階において実施すべき業務</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事務又は業務の 大綱	共通	1 本文「第3章 関係機関の事務又は業務の大綱 」に示す業務のうち生活再建段階において実施すべき業務																																	
機 関 名	事務又は業務																																											
共通	1 本文「第3章 国及び関係機関の事務又は業務 」に示す業務のうち生活再建段階において実施すべき業務																																											
機 関 名	事務又は業務の 大綱																																											
共通	1 本文「第3章 関係機関の事務又は業務の大綱 」に示す業務のうち生活再建段階において実施すべき業務																																											
別紙第8 3各機関の役割 8-9	(4)自衛隊	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊</td> <td rowspan="3">1 国民保護措置の準備、実施 (1)危険な瓦礫の除去 (2)施設等の応急復旧 ※災害派遣規定 (自衛隊法第83条) は、武力攻撃災害には適用されません。</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊</td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事務又は業務	陸上自衛隊	1 国民保護措置の準備、実施 (1)危険な瓦礫の除去 (2)施設等の応急復旧 ※災害派遣規定 (自衛隊法第83条) は、武力攻撃災害には適用されません。	海上自衛隊	航空自衛隊	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊</td> <td rowspan="3">1 国民保護措置の準備、実施 (1)危険な瓦礫の除去 (2)施設等の応急復旧 ※災害派遣規定 (自衛隊法 83) は、武力攻撃災害には適用されません。</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊</td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事務又は業務の 大綱	陸上自衛隊	1 国民保護措置の準備、実施 (1)危険な瓦礫の除去 (2)施設等の応急復旧 ※災害派遣規定 (自衛隊法 83) は、武力攻撃災害には適用されません。	海上自衛隊	航空自衛隊																													
機 関 名	事務又は業務																																											
陸上自衛隊	1 国民保護措置の準備、実施 (1)危険な瓦礫の除去 (2)施設等の応急復旧 ※災害派遣規定 (自衛隊法第83条) は、武力攻撃災害には適用されません。																																											
海上自衛隊																																												
航空自衛隊																																												
機 関 名	事務又は業務の 大綱																																											
陸上自衛隊	1 国民保護措置の準備、実施 (1)危険な瓦礫の除去 (2)施設等の応急復旧 ※災害派遣規定 (自衛隊法 83) は、武力攻撃災害には適用されません。																																											
海上自衛隊																																												
航空自衛隊																																												
別紙第8 3各機関の役割 8-9	(5)指定 公共機関	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通</td> <td>1 本文「第3章 国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち生活再建段階において実施すべき業務 ※対処基本方針が廃止された場合は、法律上の役割はありません。</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事務又は業務	共通	1 本文「第3章 国及び関係機関の事務又は業務 」に示す業務のうち生活再建段階において実施すべき業務 ※対処基本方針が廃止された場合は、法律上の役割はありません。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通</td> <td>1 本文「第3章 関係機関の事務又は業務の大綱」に示す業務のうち生活再建段階において実施すべき業務 ※対処基本方針が廃止された場合は、法律上の役割はありません。</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事務又は業務の 大綱	共通	1 本文「第3章 関係機関の事務又は業務の大綱 」に示す業務のうち生活再建段階において実施すべき業務 ※対処基本方針が廃止された場合は、法律上の役割はありません。																																	
機 関 名	事務又は業務																																											
共通	1 本文「第3章 国及び関係機関の事務又は業務 」に示す業務のうち生活再建段階において実施すべき業務 ※対処基本方針が廃止された場合は、法律上の役割はありません。																																											
機 関 名	事務又は業務の 大綱																																											
共通	1 本文「第3章 関係機関の事務又は業務の大綱 」に示す業務のうち生活再建段階において実施すべき業務 ※対処基本方針が廃止された場合は、法律上の役割はありません。																																											

別紙第8 3各機関の役割 8-9	(6)指定 地方公 共機関	<table border="1"> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> <tr> <td>共通</td> <td>指定公共機関に準じます。</td> </tr> </table>	機 関 名	事務又は業務	共通	指定公共機関に準じます。	<table border="1"> <tr> <th>機 関 名</th> <th>内 容</th> </tr> <tr> <td>共通</td> <td>指定公共機関に準じます。</td> </tr> </table>	機 関 名	内 容	共通	指定公共機関に準じます。																																
機 関 名	事務又は業務																																										
共通	指定公共機関に準じます。																																										
機 関 名	内 容																																										
共通	指定公共機関に準じます。																																										
別紙第9 1状況 9-2	(2)情報 計画	(2)情報計画 別紙第1「情報計画」参照	(2)別紙第1「情報計画」参照																																								
別紙第9 2 構想 9-2	(2)実施 要領	<p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 再避難・復帰の準備 別紙第6「避難生活段階の計画」に準じて、再避難・復帰の準備を行います。</p> <p>オ 救援の実施 別紙第6「避難生活段階の計画」に準じて、避難住民等に対する救援を実施します。</p> <p>カ 武力攻撃災害の対処準備及び対処 別紙第6「避難生活段階の計画」に準じて、武力攻撃災害の対処準備、防除、軽減及び被害の応急復旧を実施します。</p> <p>キ 住民生活の安定確保 別紙第6「避難生活段階の計画」に準じて、生活関連物資等の価格安定、生活基盤の確保等必要な予防、対処等を行います。</p>	<p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 再避難・復帰の準備 「6 避難生活段階」に準じて、再避難・復帰の準備を行います。</p> <p>オ 救援の実施 「6 避難生活段階」に準じて、避難住民等に対する救援を実施します。</p> <p>カ 武力攻撃災害の対処準備及び対処 「6 避難生活段階」に準じて、武力攻撃災害の対処準備、防除、軽減及び被害の応急復旧を実施します。</p> <p>キ 住民生活の安定確保 「6 避難生活段階」に準じて、生活関連物資等の価格安定、生活基盤の確保等必要な予防、対処等を行います。</p>																																								
別紙第9 2 構想 9-3	(1)県	<table border="1"> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> <tr> <td>共通</td> <td>1 その他知事の命ずる事項又は県対策本部長の求める事項</td> </tr> <tr> <td>元気づくり総本部</td> <td>1 国民保護に関する広報、広聴 2 (略)</td> </tr> <tr> <td>危機管理局</td> <td>1～5 (略) 6 県対策本部における通信施設の保全 7 前各号のほか国民保護措置の総合調整</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>(削除) 1 庁舎の管理、運用、調査 2 県の公有財産の管理、運用、調査 3～13 (略) 14 鳥取情報ハイウェイに関すること</td> </tr> <tr> <td>地域振興部</td> <td>1 駅、空港等、避難住民の受入支援 (削除) 2 私立学校に関すること 3 市町村の行財政運営の支援 4 安否情報・被災情報の収集等</td> </tr> <tr> <td>観光交流局</td> <td>1 外国人の安否情報・被災情報の収集等 2 外国人に対する広報、避難、救援</td> </tr> <tr> <td>福祉保健部</td> <td>1・2 (略) 3 要配慮者(外国人を除く。)の安全確保 及び支援 4 義援金の収配等 5・6 (略)</td> </tr> <tr> <td>生活環境部</td> <td>1・2 (略) 3 死亡獣畜処理 4～10 (略)</td> </tr> <tr> <td>商工労働部</td> <td>1 物資運送手段(トラックその他)の確保、手配 2 避難住民の就職支援 3 救援物資の集配の総合調整</td> </tr> </table>	機 関 名	事務又は業務	共通	1 その他知事の命ずる事項又は県対策本部長の求める事項	元気づくり総本部	1 国民保護に関する広報、広聴 2 (略)	危機管理局	1～5 (略) 6 県対策本部における通信施設の保全 7 前各号のほか国民保護措置の総合調整	総務部	(削除) 1 庁舎の管理、運用、調査 2 県の公有財産の管理、運用、調査 3～13 (略) 14 鳥取情報ハイウェイに関すること	地域振興部	1 駅、空港等、避難住民の受入支援 (削除) 2 私立学校に関すること 3 市町村の行財政運営の支援 4 安否情報・被災情報の収集等	観光交流局	1 外国人の安否情報・被災情報の収集等 2 外国人に対する広報、避難、救援	福祉保健部	1・2 (略) 3 要配慮者(外国人を除く。)の安全確保 及び支援 4 義援金の収配等 5・6 (略)	生活環境部	1・2 (略) 3 死亡獣畜処理 4～10 (略)	商工労働部	1 物資運送手段(トラックその他)の確保、手配 2 避難住民の就職支援 3 救援物資の集配の総合調整	<table border="1"> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> <tr> <td>共通</td> <td>1 その他知事の命ずる事項、または対策本部長の求める事項</td> </tr> <tr> <td>統轄監</td> <td>1 国民保護に関する広報 2 (略) 3 庁舎の管理、運用、調査</td> </tr> <tr> <td>防災局 (事務局)</td> <td>1～5 (略) 6 本部における通信施設の保全 7 前各号のほか国民保護措置の総合調整</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>1 国民保護に関する広聴 (新規) 2 公有財産の管理、運用、調査 3～13 (略) (新規)</td> </tr> <tr> <td>企画部</td> <td>1 駅、空港等、避難住民の受入支援 2 鳥取情報ハイウェイの被害に関すること 3 私立学校に関すること 4 市町村の行財政運営の支援 (新規)</td> </tr> <tr> <td>文化観光局</td> <td>1 安否情報等の収集等 2 外国人に対する広報、避難、救援</td> </tr> <tr> <td>福祉保健部</td> <td>1・2 (略) 3 災害時要配慮者(外国人除く)の安全確保 及び支援 4 義援金品の収配等 5・6 (略)</td> </tr> <tr> <td>生活環境部</td> <td>1・2 (略) 3 獣畜処理 4～10 (略)</td> </tr> <tr> <td>商工労働部</td> <td>1 トラックその他物資運送手段の確保、手配 2 避難住民の就職支援 (新規)</td> </tr> </table>	機 関 名	事務又は業務の大綱	共通	1 その他知事の命ずる事項、または対策本部長の求める事項	統轄監	1 国民保護に関する広報 2 (略) 3 庁舎の管理、運用、調査	防災局 (事務局)	1～5 (略) 6 本部における通信施設の保全 7 前各号のほか国民保護措置の総合調整	総務部	1 国民保護に関する広聴 (新規) 2 公有財産の管理、運用、調査 3～13 (略) (新規)	企画部	1 駅、空港等、避難住民の受入支援 2 鳥取情報ハイウェイの被害に関すること 3 私立学校に関すること 4 市町村の行財政運営の支援 (新規)	文化観光局	1 安否情報等の収集等 2 外国人に対する広報、避難、救援	福祉保健部	1・2 (略) 3 災害時要配慮者(外国人除く)の安全確保 及び支援 4 義援金品の収配等 5・6 (略)	生活環境部	1・2 (略) 3 獣畜処理 4～10 (略)	商工労働部	1 トラックその他物資運送手段の確保、手配 2 避難住民の就職支援 (新規)
機 関 名	事務又は業務																																										
共通	1 その他知事の命ずる事項又は県対策本部長の求める事項																																										
元気づくり総本部	1 国民保護に関する広報、広聴 2 (略)																																										
危機管理局	1～5 (略) 6 県対策本部における通信施設の保全 7 前各号のほか国民保護措置の総合調整																																										
総務部	(削除) 1 庁舎の管理、運用、調査 2 県の公有財産の管理、運用、調査 3～13 (略) 14 鳥取情報ハイウェイに関すること																																										
地域振興部	1 駅、空港等、避難住民の受入支援 (削除) 2 私立学校に関すること 3 市町村の行財政運営の支援 4 安否情報・被災情報の収集等																																										
観光交流局	1 外国人の安否情報・被災情報の収集等 2 外国人に対する広報、避難、救援																																										
福祉保健部	1・2 (略) 3 要配慮者(外国人を除く。)の安全確保 及び支援 4 義援金の収配等 5・6 (略)																																										
生活環境部	1・2 (略) 3 死亡獣畜処理 4～10 (略)																																										
商工労働部	1 物資運送手段(トラックその他)の確保、手配 2 避難住民の就職支援 3 救援物資の集配の総合調整																																										
機 関 名	事務又は業務の大綱																																										
共通	1 その他知事の命ずる事項、または対策本部長の求める事項																																										
統轄監	1 国民保護に関する広報 2 (略) 3 庁舎の管理、運用、調査																																										
防災局 (事務局)	1～5 (略) 6 本部における通信施設の保全 7 前各号のほか国民保護措置の総合調整																																										
総務部	1 国民保護に関する広聴 (新規) 2 公有財産の管理、運用、調査 3～13 (略) (新規)																																										
企画部	1 駅、空港等、避難住民の受入支援 2 鳥取情報ハイウェイの被害に関すること 3 私立学校に関すること 4 市町村の行財政運営の支援 (新規)																																										
文化観光局	1 安否情報等の収集等 2 外国人に対する広報、避難、救援																																										
福祉保健部	1・2 (略) 3 災害時要配慮者(外国人除く)の安全確保 及び支援 4 義援金品の収配等 5・6 (略)																																										
生活環境部	1・2 (略) 3 獣畜処理 4～10 (略)																																										
商工労働部	1 トラックその他物資運送手段の確保、手配 2 避難住民の就職支援 (新規)																																										

別紙第9 2 構想 9-4	(1) 県	農林水産部	1～5 (略) 6 農道 (広域農道、農免農道を除く。) 、林道状況の把握、確保 7・8 (略)	農林水産部	1～5 (略) 6 農道、林道状況の把握、確保 (広域、農免農道を除く) 7・8 (略)
		県土整備部	1 道路 (広域農道、農免農道を含む。) 状況の把握、確保 2～9 (略)	県土整備部	1 道路状況 の把握、確保 2～9 (略)
		会計管理者	1 (略) 2 県有車両 (警察車両を除く。) の管理、運用	会計管理者	1 (略) 2 県有車両 (警察車両 及び軽自動車を除く) の管理、運用
		総合事務所 (東部地区は東部振興監)	1 県現地対策本部 が設置された場合の 県対策本部 事務の一部の実施	総合事務所	1 現地対策本部 が設置された場合の 対策本部 事務の一部の実施
		(略)	(略)	(略)	(略)
別紙第9 2 構想 9-6	(2) 市町村	機 関 名	事務又は業務	機 関 名	事務又は業務の 大綱
		市町村	1～13 (略)	市町村	1～13 (略)
別紙第9 2 構想 9-6	(3) 指定 地方行政機関 (指定行政機関)	(3) 指定地方行政機関(指定行政機関)		3 指定地方行政機関	
		機 関 名	事務又は業務	機 関 名	事務又は業務の 大綱
		共通	1 本文「第3章 国及び関係機関の事務 又は業務」に示す業務のうち避難受入段階において実施すべき業務	共通	1 本文「第3章 関係機関の事務 又は業務の 大綱 」に示す業務のうち避難受入段階において実施すべき業務
別紙第9 2 構想 9-6	(4) 自衛隊	機 関 名	事務又は業務	機 関 名	事務又は業務の 大綱
		(略)	1 (略)	(略)	1 (略)
別紙第9 2 構想 9-6	(5) 指定公共機関	機 関 名	事務又は業務	機 関 名	事務又は業務の 大綱
		共通	1 本文「第3章 国及び関係機関の事務 又は業務」に示す業務のうち避難受入段階において実施すべき業務	共通	1 本文「第3章 関係機関の事務 又は業務の 大綱 」に示す業務のうち避難受入段階において実施すべき業務
別紙第9 2 構想 9-6	(6) 指定地方公共機関	機 関 名	事務又は業務	機 関 名	事務又は業務の 大綱
		共通	(略)	共通	(略)